

**2020年度
専門職大学院法務研究科
講義概要（シラバス）**



法政大学

科目一覽

【発行日：2020/5/1】最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

| | | | | |
|-------------|---------------------------|-----------------------------|------------------------|----|
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1111】 | 憲法 I [赤坂 正浩] | 春学期授業/Spring | 1 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1121】 | 憲法 II [日野田 浩行] | 秋学期授業/Fall | 2 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1131、V1132】 | 行政法 I [交告 尚史] | 春学期授業/Spring | 3 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1141、V1142】 | 行政法 [交告 尚史] | 春学期授業/Spring | 4 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1151、V1152】 | 行政法 II [交告 尚史] | 秋学期授業/Fall | 5 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1161、V1162】 | 行政法特論 [交告 尚史] | 秋学期授業/Fall | 6 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1171】 | 憲法基礎演習 [赤坂 正浩] | 春学期授業/Spring | 7 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1211、V1212、V1213、V1214】 | 憲法演習 I [赤坂 正浩、日野田 浩行] | 春学期授業/Spring | 8 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1221、V1222、V1223、V1224】 | 憲法演習 II [赤坂 正浩、日野田 浩行] | 秋学期授業/Fall | 9 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1231、V1232】 | 行政法演習 I [交告 尚史] | 春学期授業/Spring | 10 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1241、V1242】 | 行政法演習 II [交告 尚史] | 秋学期授業/Fall | 11 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1311】 | 憲法判例演習 I [日野田 浩行] | 春学期授業/Spring | 12 |
| 法律基本科目群_公法系 | 【V1321】 | 憲法判例演習 II [日野田 浩行] | 秋学期授業/Fall | 13 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1331】 | 基礎ゼミ I [遠山 純弘] | 春学期授業/Spring | 14 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1341】 | 基礎ゼミ II [遠山 純弘] | 秋学期授業/Fall | 15 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1411】 | 民法 I [遠山 純弘] | 春学期前半/Spring(1st half) | 16 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1421】 | 民法 II [遠山 純弘] | 春学期後半/Spring(2nd half) | 17 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1431】 | 民法 III [遠山 純弘] | 秋学期前半/Fall(1st half) | 18 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1441】 | 民法 IV [遠山 純弘] | 秋学期後半/Fall(2nd half) | 19 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1451】 | 民法 V [土屋 文昭] | 春学期授業/Spring | 21 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1461】 | 民法 V [土屋 文昭] | 春学期授業/Spring | 22 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1471】 | 家族法 [土屋 文昭] | 春学期授業/Spring | 22 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1511】 | 民事基礎演習 [土屋 文昭] | 秋学期授業/Fall | 23 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1521、V1522、V1523、V1524】 | 民法演習 I [新堂 明子、土屋 文昭] | 春学期授業/Spring | 23 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1531、V1532、V1533、V1534】 | 民法演習 II [新堂 明子、土屋 文昭] | 秋学期授業/Fall | 25 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1541、V1542】 | 民法演習 III [土屋 文昭] | 春学期授業/Spring | 26 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1551、V1552】 | 商法 I [明田川 昌幸、笹久保 徹] | 春学期授業/Spring | 27 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1561、V1562】 | 商法 [明田川 昌幸、笹久保 徹] | 春学期授業/Spring | 28 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1571、V1572】 | 商法 II [明田川 昌幸、笹久保 徹] | 秋学期授業/Fall | 29 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1581、V1582】 | 商法特論 [明田川 昌幸、笹久保 徹] | 秋学期授業/Fall | 30 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1611、V1612、V1613、V1614】 | 商法演習 I [明田川 昌幸、柴田 和史、柳 明昌] | 春学期授業/Spring | 31 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1621、V1622、V1623、V1624】 | 商法演習 II [明田川 昌幸、柴田 和史、柳 明昌] | 秋学期授業/Fall | 32 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1631】 | 民事訴訟法 I [萩澤 達彦] | 春学期授業/Spring | 33 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1641】 | 民事訴訟法 II [萩澤 達彦] | 秋学期授業/Fall | 34 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1651、V1652、V1653、V1654】 | 民事訴訟法演習 I [鷹取 信哉、萩澤 達彦] | 春学期授業/Spring | 35 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1661、V1662、V1663、V1664】 | 民事訴訟法演習 II [鷹取 信哉、萩澤 達彦] | 秋学期授業/Fall | 36 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1671、V1672】 | 民事法演習 [高須 順一] | 秋学期授業/Fall | 37 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1681】 | 民法判例演習 I [新堂 明子] | 春学期授業/Spring | 38 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1691】 | 民法判例演習 II [新堂 明子] | 秋学期授業/Fall | 39 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1711】 | 民事訴訟法判例演習 I [萩澤 達彦] | 春学期授業/Spring | 40 |
| 法律基本科目群_民事系 | 【V1721】 | 民事訴訟法判例演習 II [廣尾 勝彰] | 秋学期授業/Fall | 41 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1811】 | 刑法 I [今井 猛嘉] | 春学期授業/Spring | 42 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1821】 | 刑法 II [佐藤 輝幸] | 秋学期前半/Fall(1st half) | 43 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1831】 | 刑法 III [佐藤 輝幸] | 秋学期後半/Fall(2nd half) | 44 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1841】 | 刑事基礎演習 I [野嶋 慎一郎] | 春学期授業/Spring | 45 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1851】 | 刑事基礎演習 II [水野 智幸] | 秋学期授業/Fall | 46 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1861】 | 刑事訴訟法 I [水野 智幸] | 春学期授業/Spring | 47 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1871】 | 刑事訴訟法 II [水野 智幸] | 秋学期授業/Fall | 48 |
| 法律基本科目群_刑事系 | 【V1911、V1912、V1913、V1914】 | 刑法演習 I [京藤 哲久、水野 智幸] | 春学期授業/Spring | 48 |

| | | | | |
|-----------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----|
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1921、V1922、V1923、V1924] | 刑法演習Ⅱ [京藤 哲久、水野 智幸] | 秋学期授業/Fall | 49 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1931、V1932、V1933、V1934] | 刑事訴訟法演習Ⅰ [安東 美和子、田中 開] | 春学期授業/Spring | 49 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1941、V1942、V1943、V1944] | 刑事訴訟法演習Ⅱ [安東 美和子、田中 開] | 秋学期授業/Fall | 50 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1951] | 刑事法演習 [野嶋 慎一郎] | 秋学期授業/Fall | 51 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1961] | 刑法判例演習Ⅰ [京藤 哲久] | 春学期授業/Spring | 52 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1971] | 刑法判例演習Ⅱ [京藤 哲久] | 秋学期授業/Fall | 53 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1981] | 刑事訴訟法判例演習Ⅰ [水野 智幸] | 春学期授業/Spring | 54 |
| 法律基本科目群_刑事系 | [V1991] | 刑事訴訟法判例演習Ⅱ [野嶋 慎一郎] | 秋学期授業/Fall | 55 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2111、V2112、V2113、V2114] | 民事訴訟実務の基礎 [鷹取 信哉、派遣裁判官] | 春学期授業/Spring | 56 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2121、V2122、V2123、V2124] | 刑事訴訟実務の基礎 [野嶋 慎一郎、安東 美和子、派遣検察官] | 春学期授業/Spring | 57 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2131、V2132、V2133、V2134] | 法曹倫理 [坂本 正幸] | 秋学期授業/Fall | 59 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2141、V2142] | ローヤリング (面接交渉) [坂本 正幸] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 60 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2151、V2152] | クリニック1 [高須 順一] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 61 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2161、V2162] | クリニック2 [坂本 正幸] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 62 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2171、V2172] | クリニック3 [野嶋 慎一郎] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 63 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2181、V2182] | クリニック4 [鷹取 信哉] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 64 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2191、V2192] | エクスターンシップ [高須 順一、交告 尚史] | 春学期・秋学期/Spring・Fall | 65 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2221] | 法情報調査 [中網 栄美子] | 春学期集中/Intensive(Spring) | 66 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2231] | 法律文書作成 [小池 邦吉] | 秋学期授業/Fall | 67 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2241] | 刑事事実認定の基礎 [野嶋 慎一郎] | 春学期授業/Spring | 68 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2251] | 要件事実演習 [土屋 文昭] | 秋学期授業/Fall | 69 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2261] | 現代法曹論 [高須 順一] | 春学期前半/Spring(1st half) | 70 |
| 実務基礎科目群_専門の技能教育 | [V2271] | 企業法務入門 [高須 順一] | 春学期後半/Spring(2nd half) | 71 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3111] | 英米法 [岩田 太] | 秋学期授業/Fall | 72 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3121] | 法哲学 [大野 達司] | 秋学期授業/Fall | 73 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3131] | ドイツ法 [日野田 浩行] | 春学期授業/Spring | 74 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3141] | 法と経済学 [今井 猛嘉、京藤 哲久] | 春学期授業/Spring | 75 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3151] | 法制史 [中網 栄美子] | 秋学期授業/Fall | 76 |
| 基礎法学・隣接科目群_基礎 | [V3161] | 立法学 [長谷川 彰一] | 春学期授業/Spring | 77 |
| 基礎法学・隣接科目群_隣接 | [V3171] | 行政学 [西山 慶司] | 秋学期集中/Intensive(Fall) | 78 |
| 基礎法学・隣接科目群_隣接 | [V3181] | アメリカ政治論 [西山 隆行] | 春学期授業/Spring | 79 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4111] | 現代的契約関係法 [高須 順一] | 春学期授業/Spring | 80 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4121] | 債権回収法 [大中有信] | 秋学期集中/Intensive(Fall) | 81 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4131] | 現代家族の法と手続 [野嶋 慎一郎] | 秋学期授業/Fall | 82 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4141] | 労働法Ⅰ [浜村 彰] | 春学期授業/Spring | 83 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4151] | 労働法Ⅱ [浜村 彰] | 秋学期授業/Fall | 85 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4161] | 労働法演習 [泉澤 章] | 秋学期授業/Fall | 86 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4171] | 刑事政策 [京藤 哲久] | 春学期授業/Spring | 87 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4181] | 経済法Ⅰ [石岡 克俊] | 秋学期授業/Fall | 88 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4191] | 経済法Ⅱ [石岡 克俊] | 春学期授業/Spring | 89 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4211] | 民事執行・保全法 [萩澤 達彦] | 秋学期授業/Fall | 90 |
| 展開・先端科目群_展開 | [V4221] | 経済法演習 [若林 亜理砂] | 秋学期授業/Fall | 92 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5111] | 税法 [今村 隆] | 秋学期授業/Fall | 93 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5121] | 地方自治法 [白藤 博行] | 秋学期授業/Fall | 94 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5131] | 知的財産法Ⅰ [武生 昌士] | 春学期授業/Spring | 95 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5141] | 知的財産法Ⅱ [武生 昌士] | 秋学期授業/Fall | 96 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5151] | 消費者法 [桜井 健夫] | 春学期授業/Spring | 97 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5161] | 環境法Ⅰ [筑紫 圭一] | 春学期授業/Spring | 98 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5171] | 環境法Ⅱ [筑紫 圭一] | 秋学期授業/Fall | 99 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5181] | 企業結合法Ⅰ [柴田 和史] | 春学期授業/Spring | 99 |
| 展開・先端科目群_先端 | [V5191] | 企業結合法Ⅱ [柴田 和史] | 秋学期授業/Fall | 101 |

| | | | |
|-------------|----------------|--|-----|
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5211】 | 現代人権論 [日野田 浩行] 秋学期授業/ Fall | 102 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5221】 | 社会保障法 [大原 利夫] 秋学期授業/ Fall | 103 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5231】 | 金融商品取引法 I [明田川 昌幸] 春学期授業/ Spring | 104 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5241】 | 金融商品取引法 II [明田川 昌幸] 秋学期授業/ Fall | 105 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5251】 | 倒産法 I [杉本 和士] 春学期授業/ Spring | 106 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5261】 | 倒産法 II [杉本 和士] 秋学期授業/ Fall | 107 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5271】 | 倒産法演習 [廣尾 勝彰] 秋学期授業/ Fall | 108 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5281】 | 金融取引法 [久保 淳一、野口 香織] 秋学期授業/ Fall | 108 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5291】 | 信託法 [堂園 昇平] 春学期授業/ Spring | 109 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5311】 | 企業取引法 I [明田川 昌幸] 春学期授業/ Spring | 110 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5321】 | 企業取引法 II [明田川 昌幸] 秋学期授業/ Fall | 111 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5331】 | 国際刑事法 [今井 猛嘉] 秋学期授業/ Fall | 112 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5341】 | 経済刑法 [京藤 哲久] 春学期授業/ Spring | 113 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5351】 | 国際関係法 (公法系分野) I [森田 章夫] 春学期授業/ Spring | 114 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5361】 | 国際関係法 (公法系分野) II [森田 章夫] 秋学期授業/ Fall | 115 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5371】 | 国際関係法 (私法系分野) I [道垣内 正人] 春学期授業/ Spring | 116 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5381】 | 国際関係法 (私法系分野) II [上村 直子] 秋学期授業/ Fall | 117 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5391】 | 国際取引法 [清水 幸明] 春学期授業/ Spring | 118 |
| 展開・先端科目群_先端 | 【V5411】 | 法と心理学 [高木 光太郎] 秋学期授業/ Fall | 119 |
| | | 国際取引法の現代的課題春学期授業/ Spring | 120 |
| | | 環境法政策春学期授業/ Spring | 121 |
| | | 国際家族法秋学期後半/ Fall(2nd half) | 121 |
| | | 企業環境法秋学期授業/ Fall | 122 |
| | | 金融法秋学期授業/ Fall | 122 |
| | | Law and Practice of International Business Transactions 秋学期前半/ Fall(1st half) | 123 |

LAW500A2

憲法 I

赤坂 正浩

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

憲法学のいわゆる人権論につき、以下の点について学ぶ。

- ①日本国憲法の編成と制定法の種類・相互関係、日本国憲法が前提とする立憲民主主義思想と人権理念の内容、憲法上の権利の分類、違憲審査制と権利の保護など、憲法上の個々の権利内容を学ぶための基本前提を確認する。
- ②憲法上の個々の権利規定の規範内容や、それに関連して現実に生じている問題、特に裁判を通じて争われるに至った主要な事例について基本的知識を得たうえで、「判例」や「学説」によって提示された解決の手法を理解し、知識の定着を図る。
- ③憲法上の権利の侵害を理由として提起された訴訟における事案分析の手法や論点の抽出、判決等において示された法的構成および事案への適用を、受講者自身がトレースすることで、憲法裁判における法的推論の技法の基礎を学ぶ。

【到達目標】

次の3点を到達目標とする。

- ①人権の理念と立憲主義思想の展開を基礎として、日本国憲法第三章に定められた「憲法上の権利」の原理ないし基本構造と体系を全体的に把握し、説明できるようにすること。
- ②個々の憲法上の権利規定の規範内容を上記人権の基本原則との関連において説明できるようになること。そのうえで、それら諸規定に関連して現実に生じている主要な問題を摘示し、その問題解決のために提示されている判例・学説を説明できるようになること。
- ③特に重要な判例を素材として、憲法上の権利の侵害が争われている裁判における法的推論の技法ないし作法の基礎を実践できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式に質疑応答を交え、双方向の授業で学生の理解を確認しながら、各回のテーマにつき、検討を進めていく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|--|--|
| 第1回 | 日本国憲法の編成、制定法の種類と相互関係、立憲民主主義の思想、基本的人権の理念、憲法上の権利の種類、違憲審査 | 第1回では、第2回以降におこなう個別の権利の検討の前提となる思想と制度を概観する。 |
| 第2回 | 精神的自由 <1>：内心の自由（1） | 思想・良心の自由につき、テキストにそって、謝罪広告事件判決等を手がかりに検討をおこなったのち、「君が代」の起立斉唱を拒否した教職員に対する処分が争われた事例の最高裁判決につき、解説をおこなう。 |
| 第3回 | 精神的自由 <2>：内心の自由（2） | 信教の自由のうち、政教分離原則を除く狭義の信教の自由につき、テキストにそって、とりわけ剣道受講拒否事件最高裁判決を手がかりに検討をおこなう。 |
| 第4回 | 精神的自由 <3>：内心の自由（3） | 津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、および空知太神社訴訟を素材に、政教分離原則の意味と判断手法等について検討をおこなう。 |
| 第5回 | 精神的自由 <4>：表現の自由（1） | 表現の自由の意義や規範内容、および表現の自由の規制立法に対する司法審査のあり方について検討をおこなう。 |
| 第6回 | 精神的自由 <5>：表現の自由（2） | 税関検査訴訟、北方ジャーナル事件を素材に、事前抑制・検閲禁止の意義と表現行為について差止めが許される要件等について検討をおこなう。 |
| 第7回 | 経済的自由 <1> | 薬局距離制限判決の考察を中心に、職業選択の自由と、その規制の合憲性判断に際して語られる規制目的二分論について検討をおこなう。 |
| 第8回 | 経済的自由 <2> | 森林法違憲判決の考察を中心に、財産権保障の意義、財産権の制約、および損失補償につき検討をおこなう。 |
| 第9回 | 人身の自由 | 憲法31条の法定手続保障の意義を中心に検討をおこなう。あわせて、33条以下の刑事手続的諸権利に関する論点を確認する。 |

第10回 社会権<1>

堀木訴訟、および老齢加算廃止訴訟の考察を中心に、憲法25条に定められた生存権の法的性格や、社会立法の合憲性判断基準、判断過程審査の手法について考察する。

第11回 社会権<2>

教育を受ける権利につき、旭川学力テスト訴訟判決の考察を中心に検討する。さらに、公務員の労働基本権の制限を中心に労働基本権の保障につき検討をおこなう。

第12回 幸福追求権

包括的人権規定といわれる憲法13条の幸福追求権の具体的内容を、判例に即して検討する。

第13回 法の下での平等

尊属殺重罰規定違憲判決と非嫡出子相続分格差訴訟の考察を軸に、憲法14条1項に定められた法の下での平等の意義と、各種の法分野における平等審査の手法につき検討をおこなう。

第14回 人権の享有主体と私人間効力

外国人の人権の問題を中心として、人権享有主体に関する学説・判例を学び、三菱樹脂事件判決の考察を通じて、私人間効力論の検討をおこなう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 第1回：テキスト（芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第六版）』（岩波書店・2015年）以下同じ）第一章四・五、第五章一・二・三、第一八章二をあらかじめ読んでおくこと。
 第2回：テキスト第八章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第3回：テキスト第八章二1・2を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第4回：テキスト第八章二3を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第5回：テキスト第九章一～三（ただし三の2は除く）を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第6回：テキスト第九章三2を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第7回：テキスト第一〇章一・二を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第8回：テキスト第一〇章三を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第9回：テキスト第十一章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第10回：テキスト第十三章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第11回：テキスト第十三章二・三（および第八章三）を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第12回：テキスト第七章一を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第13回：テキスト第七章二1～6を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 第14回：テキスト第五章四・第六章三を読み、Assignment sheet の指示に従い準備しておくこと。
 本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第七版）』（岩波書店・2019年）

【参考書】

赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社・2011年）
 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I【第7版】・『同II【第7版】』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間テスト30%

期末における評価

定期試験70%

感染症罹患等やむをえないと認められる事情によるもの以外の欠席については、上記基準に従い合計100点となると、欠席1回につき、マイナス1点とします。

【学生の意見等からの気づき】

共通到達度確認試験にも留意した説明を心がけたい。

【Outline and objectives】

This course is one of the two basic courses in the field: it deals with the Declaration of Human Rights in the Constitution of Japan.

LAW500A2

憲法Ⅱ

日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本国憲法が定める国および地方の統治機構について、憲法の基本原理を根拠にすえながら、具体的制度に関する学説・判例の理解を手がかりとして検討する。

【到達目標】

本授業は、憲法学のうち、いわゆる統治機構論を取り扱い、次の三つの到達目標を掲げる。

- ①憲法の基本原理を基礎として、統治機構に関する憲法規範と憲法制度の全体構造を概説的に説明できるようになること。
- ②統治機構に関する憲法および重要な憲法附属法令の諸規定と、制度に関連して現実に生じている主要な問題を摘示し、そうした問題解決のために学説や判例において提示されている具体的解釈論につき説明することができるようになること。
- ③特に重要な論点を提供する判例等を素材に、統治機構論の領域において憲法の原理論・解釈論を用いて議論し、みずからの見解を提示することができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式に質疑応答を交え、学生の理解度を確認しながら、各回のテーマにつき検討をおこなう。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------------|---|
| 第 1 回 | 民主主義の原理と象徴天皇制 | 日本国憲法が定める統治機構の全体構造を、法の支配の原理と民主主義の原理を基礎にすえて概観し、そのうえで、民主主義原理の意味内容を整理する。さらに、民主主義原理のもとにおける象徴天皇制について日本国憲法の定めているところを概説する。 |
| 第 2 回 | 日本国憲法における直接民主制と代表民主制 | 憲法改正手続の制度と意義につき民主主義原理との関連で検討し、その他の直接民主制の制度について概観する。また、国民と議会との関係における類型論や、憲法 4 3 条 1 項にいう「代表」の観念をめぐる議論を整理し、日本国憲法の代表民主制について理解を深める。 |
| 第 3 回 | 参政権と選挙制度 | 選挙権・被選挙権の意義および法的性格につき概説した後、日本国憲法における代表民主制を具体的に作動させる選挙制度のあり方ないし原則につき、議員定数不均衡訴訟等の判例を利用して検討する。あわせて政党の憲法上の位置づけにも触れる。 |
| 第 4 回 | 日本国憲法における権力分立構造と議院内閣制 | 権力分立原理の意義を説明し、立法や条約、予算作成等にかかる政治部門の権能の配分を概観するとともに、日本国憲法における議院内閣制の意義を、解散権論争を整理しながら検討する。 |
| 第 5 回 | 国会の地位・組織・権能・活動 | 憲法 4 1 条に定められた国会の地位、および立法権を中心とした国会の権能につき、学説の状況を整理する。また、日本国憲法における二院制の意義や制度内容、および国会の活動方式について概観する。 |
| 第 6 回 | 議院の権能と国会議員の地位 | 議院自律権の意義および国政調査権の性質・限界等を概観したうえで、国会議員の特権について概括的な説明を加えた後、国会議員の免責特権にかかる最判平成 9 年 9 月 9 日を検討する。 |
| 第 7 回 | 内閣と内閣総理大臣の地位・権能 | 憲法 6 5 条により内閣に帰属する「行政権」の概念をめぐる学説の状況を整理したうえで、内閣の組織・権限、および内閣総理大臣の地位・権限につき、検討をおこなう。 |
| 第 8 回 | 財政 | 財政に関わる憲法規範の検討をおこなう。 |

第 9 回 地方自治

地方自治の「本旨」、地方公共団体の意味・種類・組織、地方公共団体の機関の権限など、憲法および地方自治法にもとづく地方自治の基本構造を検討する。

第 10 回 平和主義の原理

憲法 9 条に定められた戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認の意味を明らかにしたうえで、自衛隊や日米安保体制をめぐる具体的問題につき、長沼事件第一審判決や、砂川事件最高裁判決を素材に検討を行う。

第 11 回 司法権の概念・司法権の独立・裁判所の組織と権能

憲法 7 6 条 1 項にいう「司法権」の概念や、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」の要件との関係につき検討する。また、司法権独立の意義と内容につき検討し、裁判所の組織と権能、裁判の公開原則につき、概観を行う。

第 12 回 司法権の限界

司法権の限界につき、最高裁判所の判例を中心に検討を行う。

第 13 回 日本国憲法における違憲審査制

裁判所による違憲審査制の比較憲法的考察をふまえて、憲法 8 1 条に定められた司法審査制の意義・機能につき検討したうえで、違憲審査の主体と対象を確認する。

第 14 回 付随的違憲審査制下の憲法訴訟

付随的違憲審査制の下における憲法訴訟のあり方を、違憲審査の方法と結論の観点から概観する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 第 1 回：テキスト（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）・以下同じ）第一章、第三章をあらかじめ読んでおくこと。
 第 2 回：テキスト第一四章 2・1・第一八章 3 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 3 回：テキスト第一四章 3 2、第七章 2 7、第一四章 1 3 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 4 回：テキスト第一四章 1、第一五章 3 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 5 回：テキスト第一四章 2 2・3、同章 3 1・4 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 6 回：テキスト第一四章 4 2、3 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 7 回：テキスト第一五章 1・2 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 8 回：テキスト第十七章 1 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 9 回：テキスト第十七章 2 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 10 回：テキスト第四章を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 11 回：テキスト第一六章 1 1～3、同章 2 三を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 12 回：テキスト第一六章 1 4 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 13 回：テキスト第一八章 2 1 2・4 および 5 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 第 14 回：テキスト第一八章 2 3・5 を読み、Assignment sheet の指示に従って準備しておくこと。
 本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法・第七版』（岩波書店・2019 年）

【参考書】

- ◆ 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法 2 統治・第 7 版』（有斐閣・2019 年）
- ◆ 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅱ・第 7 版』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

小テスト（3 回実施）30 %

期末における評価

定期試験 70 %

感染症罹患等やむをえないと認められる事情によるもの以外の欠席については、上記基準に従い合計 100 点となること、欠席 1 回につき、マイナス 1 点とします。

【学生の意見等からの気づき】

毎回の到達目標を意識した説明を心がけたいと思います。

【Outline and objectives】

This course will examine themes on the framework of government of Japanese constitution, including separation of powers and judicial review of legislation.

LAW500A2

行政法 I

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

行政法の全体を学ぶのに必要な基礎知識をひととおり身に付けること。

【到達目標】

行政法総論の知識（行政組織、行政法の法源、行政行為をはじめとする諸行為形式等）と行政救済法の知識（処分概念、行政事件訴訟法に定められた行政訴訟の諸類型等）を関連付けて使いこなせるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式を基本とするが、レポートの提出等の方法により、基礎的な知識を習得しているかどうかの確認を行う。幾分詳しく目のレジュメを用意するので、それを手がかりに教科書をよく読んで予習しておくこと。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---------------------|--|
| 第 1 回 | 行政法学習の道しるべ | 行政法を学習するうえで身に付けておくべき概念と思考法を学ぶ。 |
| 第 2 回 | 行政法の法源 | 法律、政令、省令など外部効果をもつ規範の形式を学ぶほか、行政の内部規範についても理解を深める。 |
| 第 3 回 | 行政行為の定義 | 行政法学習の要である行政行為概念の定義を学ぶ。 |
| 第 4 回 | 行政機関と行政庁 | 行政行為を行う権限を有する者としての行政庁概念を、国家行政組織法の機関概念と対照させて学ぶ。 |
| 第 5 回 | 行政行為の分類と効力 | 行政行為の伝統的な分類と、分類的思考の限界を学ぶ。合わせて、公定力をはじめとする行政行為の効力について省察する。 |
| 第 6 回 | 行政裁量 1 | 行政裁量という概念が意味するところを理解し、行政事件訴訟法 30 条の規定を踏まえて、裁量権の行使がいかなる場合に違法と評価されるのかを学ぶ。 |
| 第 7 回 | 行政裁量 2 | 裁判所による審査の方式を中心として、行政裁量を再論する。 |
| 第 8 回 | 行政上の強制執行と即時強制 | 私人が行政法上の義務を履行しない場合にそれを強制的に執行する手段と、義務を課することなく実力を行使して目的の実現を図る手段と対比しながら、それぞれの仕組みを学ぶ。 |
| 第 9 回 | 行政契約・行政指導・行政計画 | 行政行為以外の行為形式として、行政契約、行政指導および行政計画の 3 つを取り上げる。 |
| 第 10 回 | 行政手続 | 行政手続の意義を理解した後に、行政手続法の規律の全体を概観する。同法には、行政行為（処分）の手続に関して多くの規定が置かれているが、それだけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。 |
| 第 11 回 | 行政上の不服申立て | 行政不服審査法の全体を、平成 26 年改正を踏まえて、概観する。 |
| 第 12 回 | 行政訴訟 1—訴訟類型と訴訟要件 | 行政事件訴訟法 3 条に列記された訴訟類型と 4 条の当事者訴訟を理解したうえで、取消訴訟の訴訟要件（処分性、原告適格および訴えの利益）について学ぶ。 |
| 第 13 回 | 行政訴訟 2—義務付け訴訟と差止め訴訟 | 平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟と差止め訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第 14 回 | 国家賠償総説 | 国家賠償法 1 条の要件（公権力の行使、故意・過失、違法性など）と同法 2 条の要件（公の管造物、設置・管理の瑕疵など）に関する主要な論点を学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を熟読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法 I・II』（有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。

宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選 I・II 〔第 7 版〕』（有斐閣）。

【参考書】

塩野宏『行政法 III』（有斐閣）。

【成績評価の方法と基準】

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート 15 %、授業中の発言 5 %。期末試験の評価：80 %。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

This lecture aims to give basic knowledge of administrative law.

LAW500A2

行政法

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

行政法の全体を学ぶのに必要な基礎知識をひととおり身に付けること。

【到達目標】

行政法総論の知識（行政組織、行政法の法源、行政行為をはじめとする諸行為形式等）と行政救済法の知識（処分概念、行政事件訴訟法に定められた行政訴訟の諸類型等）を関連付けて使いこなせるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式を基本とするが、レポートの提出等の方法により、基礎的な知識を習得しているかどうかの確認を行う。幾分詳しく目のレジュメを用意するので、それを手がかりに教科書をよく読んで予習しておくこと。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|--------------------|--|
| 第1回 | 行政法学習の道しるべ | 行政法を学習するうえで身に付けておくべき概念と思考法を学ぶ。 |
| 第2回 | 行政法の法源 | 法律、政令、省令など外部効果をもつ規範の形式を学ぶほか、行政の内部規範についても理解を深める。 |
| 第3回 | 行政行為の定義 | 行政法学習の要である行政行為概念の定義を学ぶ。 |
| 第4回 | 行政機関と行政庁 | 行政行為を行う権限を有する者としての行政庁概念を、国家行政組織法の機関概念と対照させて学ぶ。 |
| 第5回 | 行政行為の分類と効力 | 行政行為の伝統的な分類と、分類的思考の限界を学ぶ。合わせて、公定力をはじめとする行政行為の効力について省察する。 |
| 第6回 | 行政裁量1 | 行政裁量という概念が意味するところを理解し、行政事件訴訟法30条の規定を踏まえて、裁量権の行使がいかなる場合に違法と評価されるのかを学ぶ。 |
| 第7回 | 行政裁量2 | 裁判所による審査の方式を中心として、行政裁量を再論する。 |
| 第8回 | 行政上の強制執行と即時強制 | 私人が行政法上の義務を履行しない場合にそれを強制的に執行する手段と、義務を課することなく実力を行使して目的の実現を図る手段と対比しながら、それぞれの仕組みを学ぶ。 |
| 第9回 | 行政契約・行政指導・行政計画 | 行政行為以外の行為形式として、行政契約、行政指導および行政計画の3つを取り上げる。 |
| 第10回 | 行政手続 | 行政手続の意義を理解した後に、行政手続法の規律の全体を概観する。同法には、行政行為（処分）の手続に関して多くの規定が置かれているが、それだけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。 |
| 第11回 | 行政上の不服申立て | 行政不服審査法の全体を、平成26年改正を踏まえて、概観する。 |
| 第12回 | 行政訴訟1—訴訟類型と訴訟要件 | 行政事件訴訟法3条に列記された訴訟類型と4条の当事者訴訟を理解したうえで、取消訴訟の訴訟要件（処分性、原告適格および訴えの利益）について学ぶ。 |
| 第13回 | 行政訴訟2—義務付け訴訟と差止め訴訟 | 平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟と差止め訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第14回 | 国家賠償総説 | 国家賠償法1条の要件（公権力の行使、故意・過失、違法性など）と同法2条の要件（公の管造物、設置・管理の瑕疵など）に関する主要な論点を学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を熟読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。

宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）。

【参考書】

塩野宏『行政法Ⅲ』（有斐閣）。

【成績評価の方法と基準】

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート15%、授業中の発言5%。期末試験の評価：80%。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

This lecture aims to give basic knowledge of administrative law.

LAW500A2

行政法Ⅱ

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義では、行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みを、それぞれの関係に留意しながら学ぶ。

【到達目標】

行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みに関し、行政法演習Ⅰ・Ⅱにおける判例を素材とした学習に耐えられるだけの基礎知識を身に付けることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に講義形式で行うが、レポートの提出等の方法により、基礎知識の習得状況を確認する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------------|---|
| 第1回 | はじめに—行政行為と処分 | 行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法には「処分」という語が用いられている。この語と「行政行為」の概念を照らし合わせることで、行政法Ⅰの学習との橋渡しをする。 |
| 第2回 | 行政手続—全体の概観・および聴聞の仕組み | 行政手続法には、処分の手続に関する規定だけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。それらを概観するとともに、不利益処分における聴聞の手続を学ぶ。 |
| 第3回 | 行政手続2—審査基準と処分基準 | 行政手続法5条の審査基準および同法12条の処分基準の設定と適用につき、どのような場合に違法の問題が生じるのか、判例を通して検討する。 |
| 第4回 | 行政手続3—理由の提示 | 行政手続法8条および同法14条に基づく理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、判例に即して検討する。 |
| 第5回 | 行政上の不服申立て | 行政不服審査法の全体を、平成26年改正を踏まえて、概観する。 |
| 第6回 | 行政訴訟1—総説・訴訟類型 | 行政事件訴訟法3条に列記された訴訟類型および同法4条の当事者訴訟を理解する。 |
| 第7回 | 行政訴訟2—処分性 | 取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を探究する。 |
| 第8回 | 行政訴訟3—原告適格 | 主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を学ぶ。 |
| 第9回 | 行政訴訟4—申請型義務付け訴訟 | 平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟のうち、いわゆる2号義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第10回 | 行政訴訟5—非申請型義務付け訴訟 | 義務付け訴訟のもう一つのタイプである非申請型義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第11回 | 行政訴訟6—差止め訴訟 | 平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第12回 | 国家賠償1—公権力責任 | 国家賠償法1条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。 |
| 第13回 | 国家賠償2—営造物責任 | 国家賠償法2条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。 |
| 第14回 | 損失補償 | 適法な公権力の行使により国民の財産権が侵害された場合にその損失を金銭で填補する仕組みについて学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を精読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。

宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説Ⅱ』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート15%、授業中の発言5%。期末試験の評価：80%。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人との差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるように努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

This lecture aims to let students understand how the three general administrative acts, that is, the Administrative Procedure Act, the Administrative Appeal Act and the Administrative Proceedings Act are connected with one another.

LAW500A2

行政法特論

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みを、それぞれの関係に留意しながら学ぶことを目的とする。

【到達目標】

行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の様々な仕組みに関し、行政法演習Ⅰ・Ⅱにおける判例を素材とした学習に耐えられるだけの基礎知識を身に付けることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に講義形式で行うが、レポートの提出等の方法により、基礎知識の習得状況を確認する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------------|---|
| 第1回 | はじめに—行政行為と処分 | 行政手続法、行政不服審査法および行政事件訴訟法には「処分」という語が用いられている。この語と「行政行為」の概念を照らし合わせることで、行政法Ⅰの学習との橋渡しをする。 |
| 第2回 | 行政手続—全体の概観・および聴聞の仕組み | 行政手続法には、処分の手続に関する規定だけではなく、行政指導や届出に関する定めも含まれている。それらを概観するとともに、不利益処分における聴聞の手続を学ぶ。 |
| 第3回 | 行政手続2—審査基準と処分基準 | 行政手続法5条の審査基準および同法12条の処分基準の設定と適用につき、どのような場合に違法の問題が生じるのか、判例を通して検討する。 |
| 第4回 | 行政手続3—理由の提示 | 行政手続法8条および同法14条に基づく理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、判例に即して検討する。 |
| 第5回 | 行政上の不服申立て | 行政不服審査法の全体を、平成26年改正を踏まえて、概観する。 |
| 第6回 | 行政訴訟1—総説・訴訟類型 | 行政事件訴訟法3条に列記された訴訟類型および同法4条の当事者訴訟を理解する。 |
| 第7回 | 行政訴訟2—処分性 | 取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を探究する。 |
| 第8回 | 行政訴訟3—原告適格 | 主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を学ぶ。 |
| 第9回 | 行政訴訟4—申請型義務付け訴訟 | 平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟のうち、いわゆる2号義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第10回 | 行政訴訟5—非申請型義務付け訴訟 | 義務付け訴訟のもう一つのタイプである非申請型義務付け訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第11回 | 行政訴訟6—差止め訴訟 | 平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みを学ぶ。 |
| 第12回 | 国家賠償1—公権力責任 | 国家賠償法1条の要件（公権力の行使、公務員、職務、故意・過失、違法性、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。 |
| 第13回 | 国家賠償2—営造物責任 | 国家賠償法2条の要件（公の営造物、設置・管理の瑕疵、損害）を巡る様々な論点を学ぶ。 |
| 第14回 | 損失補償 | 適法な公権力の行使により国民の財産権が侵害された場合にその損失を金銭で填補する仕組みについて学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

レジュメを参考にして教科書の該当箇所を精読しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）。講義開始前に改訂された場合は、新しい版を用意すること。

宇賀克也・交告尚史・山本隆司『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説Ⅱ』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業時間中の学習状況の評価（平常点）：レポート15%、授業中の発言5%。期末試験の評価：80%。

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。馴染めない人の馴染めない原因を突き詰めるよう努力したい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

This lecture aims to let students understand how the three general administrative acts, that is, the Administrative Procedure Act, the Administrative Appeal Act and the Administrative Proceedings Act are connected with one another.

LAW500A2

憲法基礎演習

赤坂 正浩

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

違憲主張（違憲審査）の法的な構成と起案の仕方という切り口から、主な憲法上の権利について判例の内容を学ぶことで、表現の自由、信教の自由など権利縦割りで解説される憲法Ⅰの知識が補強され、2 年次の憲法演習にスムーズに移行することができる。

【到達目標】

- ①憲法上の権利の侵害が争われる事件について、誰が誰を訴え、裁判所に何を求めているのかという事件の構図を分析できるようになる。
- ②事件の構図の分析を前提として、自分の主張を裁判所に認めてもらうためには、何のどのような違憲を主張すべきかを判断できるようになる。
- ③違憲の主張や合憲の主張をどのように展開すべきか、法的構成のタイプを識別できるようになる。
- ④実際に違憲・合憲の起案を書いてみる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

訴訟のなかで裁判所に自分の請求を認めてもらうために、法令自体の違憲性を主張すべき事件、法令の合憲性を前提として、個別の処分固有の違憲性を主張すべき事件、行政の行為について法令違反と憲法違反の双方を同時に主張できる事件など、主要な憲法訴訟の法的構成のタイプごとに7つのテーマを取り上げ、それぞれ講義形式の解説、判例を素材とした在宅の起案、受講者の起案の検討を1つのユニットとして、14回の授業を進める。

受講者は、7つのテーマごとに原則1件の判例について配布レジュメに沿ってその内容を予習し、授業を受けてその事件における違憲主張・違憲審査の対象と内容を学ぶ。この知識を前提に、希望する受講者に違憲・合憲の起案を在宅で作成して提出してもらい、次の時間にこれを検討することで、憲法事件の起案のイメージをつかんでもらう。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------------|---|
| 第1回 | 法令違憲（1） －判例の解説 | 職業選択の自由（憲法22条1項）の基本判例である薬局距離制限判決を素材として、法令違憲の目的手段審査について学ぶ。 |
| 第2回 | 法令違憲（1-2） －起案の検討 | 薬局距離制限判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第3回 | 法令違憲（2） －判例の解説 | 表現の自由（憲法21条1項）の基本判例である猿払判決を素材として、法令違憲の目的手段審査について学ぶ。 |
| 第4回 | 法令違憲（2-2） －起案の検討 | 猿払判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第5回 | 法令違憲（3） －判例の解説 | 平等権（憲法14条1項）の基本判例である非嫡出子相続分旧決定を素材として、法令違憲の目的手段審査について学ぶ。 |
| 第6回 | 法令違憲（3-2） －起案の検討 | 非嫡出子相続分旧決定を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第7回 | 処分違憲（1） －判例の解説 | 外国人の人権の基本判例であるマクリーン判決を素材として、処分の違憲審査の方法について学ぶ。 |
| 第8回 | 処分違憲（1-2） －起案の検討 | マクリーン判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第9回 | 処分違憲（2） －判例の解説 | 信教の自由（憲法20条1項）の基本判例である剣道受講拒否判決を素材として、処分の違憲審査方法について学ぶ。 |
| 第10回 | 処分違憲（2-2） －起案の検討 | 剣道受講拒否判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第11回 | 処分違憲（3） －判例の解説 | 政教分離（憲法20条3項）の基本判例である津地鎮祭判決を素材として、政教分離に関する違憲審査について学ぶ。 |
| 第12回 | 処分違憲（3-2） －起案の検討 | 津地鎮祭判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |
| 第13回 | 法令違反と憲法違反の同時発生－判例の解説 | 生存権（憲法25条）の基本判例である老齢加算廃止判決を素材として、法令違反と憲法違反の同時発生的事例を学ぶ。 |
| 第14回 | 法令違反と憲法違反の同時発生－起案の検討 | 老齢加算廃止判決を素材とした受講者の在宅起案の検討を行う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特になし。配布レジュメに沿って授業を進める。

【参考書】

- 芦部信喜／高橋和之補訂『憲法（第7版）』（岩波書店、2019年）
- 長谷部恭男・石川健治・戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2019年）
- 赤坂正浩『憲法講義（人権）』（信山社、2011年）

【成績評価の方法と基準】

受講者には起案の機会が7回あるので、そのうち希望する回の起案にエンターし、合計2回起案を提出すること。各起案40%＋授業中の質疑応答20%という内訳で成績を評価する。

【学生の意見等からの気づき】

初めて開講される科目なので、今後受講者の意見も参考にして授業改善に取り組みたい。

【Outline and objectives】

This course is a supplement to the Constitutional Law I and an introduction to the advanced courses. The course offers basic information about forms of constitutional litigation.

LAW500A2

憲法演習 I

赤坂 正浩、日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

人権の理念を基礎において、「憲法上の権利」をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】

人権の基礎理論や「憲法上の権利」に関する判例・学説の基礎的・体系的知識を習得していることを前提として、人権の私人間効力論、法の下での平等、幸福追求権、および精神的自由権に関わる具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済を図るための説得力ある解釈論の展開を、具体的な論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習しておくことが求められる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|--|
| 第1回 | 人権規定の私人間効力 | 人権規定の私人間効力論の意味、無効力説・間接効力説・直接効力説の異同 |
| 第2回 | 法の下での平等 | 平等の意味、日本国憲法における平等原則、平等原則違反の合憲性審査基準 |
| 第3回 | プライバシーの権利 | 憲法13条の法的性格、幸福追求権の意義と内容、プライバシーの権利の内容 |
| 第4回 | 思想・良心の自由 | 思想・良心の自由の保障の意味、思想・良心の自由に対する間接的制約とその合憲性判断 |
| 第5回 | 信教の自由 | 信教の自由の内容と限界 |
| 第6回 | 政教分離原則 | 政教分離原則の意味、政教分離原則違反の合憲性審査基準 |
| 第7回 | 学問の自由と大学の自治、教育の自由 | 学問の自由と大学の自治、教育の自由と教科書検定 |
| 第8回 | 表現の自由（1） | 二重の基準、検閲禁止と事前抑制原則禁止の法理 |
| 第9回 | 表現の自由（2） | 明確性の基準、憲法判断回避のルールと合憲限定解釈、違憲判断の方法 |
| 第10回 | 表現の自由（3） | 性表現、名誉毀損的表現 |
| 第11回 | 表現の自由（4） | 営利的言論、海外渡航の自由 |
| 第12回 | 表現の自由（5） | 報道の自由、取材の自由とその制約 |
| 第13回 | 表現の自由（6） | 集会・集団示威運動・ビラ配布の自由・結社の自由、「明白かつ現在の危険」の基準 |
| 第14回 | 表現の自由（7） | 公務員の政治活動の自由、裁判官の政治活動の自由 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストのうち、毎回以下に記す部分を精読の後、後掲の参考書も参照しながら、配布する課題事例につき検討を行っておくこと。

- 第1回：後掲テキスト・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（以下「芦部憲法」という。）6章3、課題事例第1回
 - 第2回：芦部憲法7章二、課題事例第2回
 - 第3回：芦部憲法7章一、課題事例第3回
 - 第4回：芦部憲法8章一、課題事例第4回
 - 第5回：芦部憲法8章二1・2、課題事例第5回
 - 第6回：芦部憲法8章二3、課題事例第6回
 - 第7回：芦部憲法8章三・13章二、課題事例第7回
 - 第8回：芦部憲法9章一・三1・2、課題事例第8回
 - 第9回：芦部憲法9章三3・18章二3・5、課題事例第9回
 - 第10回：芦部憲法9章二2・三4、課題事例第10回
 - 第11回：芦部憲法9章二3・10章二2、課題事例第11回
 - 第12回：芦部憲法9章二1、課題事例第12回
 - 第13回：芦部憲法9章四1・2・3、三4、課題事例第13回
 - 第14回：芦部憲法6章二2・13章三4、課題事例第14回
- 本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店・2019年）
憲法演習 I・課題事例集（別配布）

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II（第七版）』（有斐閣・2019年）
野中俊彦ほか『憲法 I・II（第五版）』（有斐閣・2012年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
授業への積極的参加・発言状況 4%
起案レポート 16%
中間テスト 30%
期末における評価
定期試験 50%

【学生の意見等からの気づき】

昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行っていきたい。

【Outline and objectives】

We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court, in order to provide students considering careers involving civil rights litigation.

LAW500A2

憲法演習Ⅱ

赤坂 正浩、日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「憲法上の権利」のうち経済的自由・人身の自由・社会権および参政権、ならびに統治機構をめぐる具体的な事例の事案分析と法的検討を行う。

【到達目標】

人権及び統治に関する基礎知識を前提として、経済的自由、人身の自由、社会権および参政権、および統治機構に関する具体的な憲法訴訟において、事案を適切に分析したうえで、人権の実効的な救済をはかるための説得力ある解釈論の展開を、具体的論述の形で行うことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、質疑応答を中心に行う。したがって、受講者には、関連する判例と学説を十分予習しておくことが求められる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-------------|---|
| 第 1 回 | 職業選択の自由 | 職業選択の自由の意義、規制の合憲性審査基準 [準備学習] 後掲・芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店、2019）以下「芦部憲法」という。] 10 章一 後掲「憲法演習Ⅱ・課題事例集」以下「課題事例」という。] 第 1 回 |
| 第 2 回 | 財産権の保障 | 憲法 29 条の保障の内容、財産権制限の合憲性審査基準 [準備学習] |
| 第 3 回 | 適正手続の保障 | 芦部憲法 10 章三 課題事例第 2 回 憲法 31 条の意味、行政手続と適正手続の保障 [準備学習] |
| 第 4 回 | 生存権の保障 | 芦部憲法 11 章 課題事例第 3 回 憲法 25 条の法的性格、生存権の権利性、生存権侵害の合憲性審査 [準備学習] |
| 第 5 回 | 選挙権 | 芦部憲法 13 章一 課題事例第 4 回 選挙権・被選挙権の法的性格、議員定数と法の下での平等 [準備学習] |
| 第 6 回 | 外国人と人権（1） | 芦部憲法 12 章二、7 章二 7 課題事例第 5 回 外国人の政治活動の自由・入国の自由 [準備学習] |
| 第 7 回 | 外国人と人権（2） | 芦部憲法 5 章四 3 課題事例第 6 回 外国人の選挙権・公務就任権・生存権 [準備学習] |
| 第 8 回 | 法人・団体と人権 | 芦部憲法 5 章四 3 課題事例第 7 回 法人・団体と構成員の人権 [準備学習] |
| 第 9 回 | 刑事施設被収容者と人権 | 芦部 5 章四 2 課題事例第 8 回 刑事施設被収容者の閲読の自由制限の合憲性審査基準、 [準備学習] |
| 第 10 回 | 未成年者の人権 | 芦部憲法 6 章二 3 課題事例第 9 回 憲法と未成年者、未成年者の自由の保障と規制の根拠 [準備学習] |
| 第 11 回 | 国会議員の免責特権 | 芦部憲法 5 章四 8 8 頁 課題事例第 10 回 国会議員の地位、免責特権の保障の趣旨と内容 [準備学習] |
| | | 芦部憲法 14 章三 3 課題事例第 11 回 |

| | | |
|--------|---------|---|
| 第 12 回 | 裁判の公開 | 裁判公開の趣旨、傍聴者のメモを採る自由 [準備学習] 芦部 16 章二 7 課題事例第 12 回 |
| 第 13 回 | 司法権の限界 | 司法の概念、法律上の争訟、自律権、統治行為、政党の処分と司法審査、宗教団体の内部紛争と司法審査 [準備学習] 芦部 16 章一 課題事例第 13 回 |
| 第 14 回 | 違憲審査の対象 | 国の私法行為と違憲審査 立法の不作為と違憲審査 [準備学習] 芦部 18 章二 4 課題事例第 14 回 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各授業回の「内容」欄の [準備学習] に記した下記テキストの該当部分を精読したうえで、予め配布する各回の事例問題につき、下記の参考書も参考にしながら検討を行っておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第七版）』（岩波書店・2019 年）
憲法演習Ⅱ・課題事例集

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第 6 版]』（有斐閣・2013 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
授業への積極的参加・発言状況 4 %
起案レポート 16 %
中間テスト 30 %
期末における評価
定期試験 50 %

【学生の意見等からの気づき】

昨年度以上に、担当教員間で授業内容を適宜吟味し、学生のニーズに応じたきめ細やかな説明や、論述能力をより高める指導を行ってきたい。

【Outline and objectives】

We will analyze in the course the applicable legal principles of the Supreme Court, in order to provide students considering careers involving civil rights litigation.

LAW500A2

行政法演習 I

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、行政法の全体（総論と救済法）から重要なテーマをピックアップして、総論の学習事項と救済法の学習事項の関連に留意しながら学ぶことを目的とする。

【到達目標】

行政法全体の主要テーマに関する論点について、判例を素材として議論を深めることにより、これまで習得した基礎知識を実践的に活用できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

第1回と第2回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決め、第3回から報告と討論の形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------|---|
| 第1回 | 通達の法的性質 | テキスト I 55 事件。通達は国民を法的に拘束するものではないという基礎知識を確認したうえで、さらなる問題の広がりを学ぶ。 |
| 第2回 | 行政行為の附款 | テキスト I 91 事件。小学校教員の期限付任用が問題になった事件を素材に、行政行為に条件（附款）を付けることの可否と限界を学ぶ。 |
| 第3回 | 違法性の承継 | テキスト I 84 事件。違法性の承継とは、第一の行政行為の出訴期間が経過した後、その行政行為を受け継ぐ第二の行政行為を争う際に、第一の行政行為の違法性を主張することができるかという問題である。この問題についての基本的な考え方を学ぶ。行政判例百選 I の第5版における同一テーマの判例および解説と比較すること。 |
| 第4回 | 行政裁量 1 | テキスト I 76 事件。これは、外国人の在留期間更新許可処分について、法務大臣の広範な裁量を認めた判決で、マククリーン判決と呼ばれる。この判決で示された裁量統制のあり方を学ぶ。 |
| 第5回 | 行政裁量 2 | テキスト I 72 事件。これはタクシー運賃認可事件の判決である。裁量と不確定概念の関係が今回の第一のテーマであるが、裁量基準の効力と個別事情考慮義務との関係にも目を向ける。 |
| 第6回 | 審査基準 | テキスト I 117 事件。行政手続法 5 条の審査基準に関する規定の背景になったと言われる個人タクシー事件判決を精読し、内部規範によって許認可の基準を設定することの意義を理解する。 |
| 第7回 | 理由の提示 | テキスト I 121 事件。処分理由の提示に関して、どのような場合に瑕疵があると評価されるのかを、旅券発給拒否事件判決に即して検討する。 |
| 第8回 | 処分性 1 | テキスト II 152 事件。行政計画の処分性について考える。土地区画整理事業の事業計画は、かつては処分性を否定されていた。本判決はそれを変更している。その要因を探究することにより、処分性の有無に関する判断の基本を身につける。 |
| 第9回 | 処分性 2 | テキスト II 160 事件。病院開設中止勧告の事件を取り上げて、性質的に行政指導に止まるとされた行為に処分性が認められたのは何故かを考える。 |
| 第10回 | 原告適格 1 | テキスト II 162 事件。主として第三者（処分の相手方でない者）が取消訴訟を提起する局面を想起し、その者が原告となり得るのかどうかという論点を、「もんじゅ」訴訟判決を通して学ぶ。 |

第11回 原告適格 2

テキスト II 163 事件。これは森林法の林地開発許可の取消しが求められた事件の判決である。前回学んだ「もんじゅ」訴訟の定式との関係を探る。

第12回 訴えの利益

テキスト II 175 事件。処分基準の性質について理解を深め、訴えの利益との関係を考える。

第13回 義務付け訴訟

テキスト II 206 事件。平成 16 年の行政事件訴訟法改正で導入された義務付け訴訟について、その仕組みと問題点を学ぶ。

第14回 国家賠償

テキスト II 219。所得税更正処分の事件を素材として、国家賠償法 1 条の違法と抗告訴訟の違法との異同について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだり深い学習を求める。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選 I・II 〔第7版〕』（有斐閣）

【参考書】

塩野宏『行政法 I・II』（有斐閣）

宇賀克也『行政法概説 I・II』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

レポート 10 %、報告の内容 5 %、授業中の発言 5 %

期末における評価

期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せつかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

On this course students learn the skills to relate basic knowledge of the general administrative law with correspondent case theories.

LAW500A2

行政法演習Ⅱ

交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義は、行政法演習Ⅰで取り上げることのできなかったテーマ、およびテーマ的には重なるものの行政法演習Ⅰでは取り上げることができなかった判例を拾い出して、行政法全体に対する理解をさらに深めることを目的とする。

【到達目標】

行政法の総論の知識と救済法の知識の融合を、行政法演習Ⅰよりもさらに高いレベルで実現することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

第1回と第2回は、教員による解説の比重が大きくなる。初回に報告の担当を決めて、第3回からは、報告と討論の形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------|---|
| 第1回 | 行政権の濫用 | テキストⅠ 29 事件。いわゆる個室付特殊浴場事件の判決を取り上げて、法の一般原則について学ぶ。 |
| 第2回 | 法律と条例 | テキストⅠ 43 事件。自治体関係の事件の場合には、法律と条例の関係が問題になることが多い。その際に思考の出発点になるのが、この徳島市公安条例事件判決である。この判決で説かれている基本的な考え方を理解する。 |
| 第3回 | 行政行為の分類 | テキストⅠ 64 事件。特許と許可の区別という伝統的な分類論の意味を確認し、その相対化を学ぶ。 |
| 第4回 | 行政裁量1 | テキストⅠ 75 事件。いわゆる小田急訴訟判決を素材にして、判断過程の統制と呼ばれる裁量統制手法を学ぶ。 |
| 第5回 | 行政裁量2 | テキストⅠ 81 事件。いわゆる剣道受講拒否事件判決を素材にして、学校の教育的裁量と信仰の自由の関係について考察する。憲法学の学習との関係に留意すること。 |
| 第6回 | 処分性 | テキストⅡ 157 事件。取消訴訟の対象となる処分とは何かという論点を、労災就学援護費事件の判決を素材にして検討する。 |
| 第7回 | 原告適格1 | テキストⅡ 165 事件。これは、第4回に学習した小田急訴訟の原告適格に関する判決である。都市計画事業認可の取消訴訟における第三者の原告につき、最高裁は平成11年判決では否定していたが、小田急訴訟判決では肯定した。判例変更の背景と理由付けを学ぶ。 |
| 第8回 | 原告適格2 | テキストⅡ 171 事件。原告適格に関してもう一つ、競業者の原告適格が問題になった一般廃棄物処理業の事件を取り上げる。 |
| 第9回 | 訴えの利益 | テキストⅡ 176 事件。これは、運転免許停止処分の取消しを求めて訴訟をしている間に免許の期間が経過した場合には訴えの利益は消滅するとした判決である。運転免許に関しては、ほかにもいろいろな事件があるので、総合的に検討する。 |
| 第10回 | 処分理由の差替え | テキストⅡ 189 事件。行政手続法に理由の提示の定めがあることを学んだが、これと関係する訴訟上の論点が処分理由の差替えである。その可否をめぐる考え方の違いを学ぶ。 |

第11回 違法判断の基準時

テキストⅡ 193 事件。違法判断の基準時とは、裁判所は、取消訴訟において処分の違法を判断するのに、処分時の法令・事実を基礎にするのか、それとも判決時のそれを基礎とするのかという問題である。その問題についての基本的な考え方を、農地買収事件に係る古い判例を素材にして学ぶ。

第12回 差止め訴訟

テキストⅡ 207 事件。平成16年の行政事件訴訟法改正で導入された差止め訴訟の仕組みと運用上の問題、およびその他の訴訟類型との関係を学ぶ。

第13回 確認訴訟

テキストⅡ 208 事件。平成16年の行政事件訴訟法改正で、同法4条に「公法上の法律関係に関する確認の訴え」が明示された。今回は、在外邦人が選挙権を行使する権利の確認を求めた事件の判決を素材にして、確認訴訟の利用上の問題点を学ぶ。

第14回 国家賠償

テキストⅡ 225 事件。水俣病関西訴訟判決を素材にして、規制権限の不行使と国家賠償責任の問題を学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストである判例百選をよく読み、基本的な判例の重要な判示事項を確実に理解すること。判例の解説に挙げられている参考文献にも、できる限り目を通すこと。報告者には、判例そのものを読み込んだり深い学習を求める。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣）

【参考書】

塩野宏『行政法Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）

宇賀克也『行政法概説Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

レポート 10%、報告の内容 5%、授業中の発言 5%

期末における評価

期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

行政法の基本的な考え方に馴染める人と馴染めない人の差が大きい。せつかくの演習方式であるから、双方向的なやり取りを通して、受講者それぞれが苦手な点を克服できるよう手助けしたい。

【学生が準備すべき機器他】

法令と判例を検索するシステムの利用環境（PC等）を整えておくこと。

【Outline and objectives】

Students are required to get clearer understanding of how the general theories of administrative law are related with the problems of individual cases.

LAW500A2

憲法判例演習 I

日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習 I」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めていく。「憲法判例演習 I」では、主として精神的自由権が主なテーマとなる事例の研究、「憲法判例演習 II」は、それ以外の人権論の領域が主なテーマとなる事例、および司法権の概念が問題となる事例の研究を行う。

【到達目標】

「憲法判例演習 I・II」では、2 年次の「憲法演習 I」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、それをより発展的な事例へと応用することができる力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 1」と「DP 2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に、テキストでとりあげられている事例問題 1 つにつき、2 回の授業を費やし、各事例問題につき、予め担当を決めて当事者の立場、および第 3 者の立場からの起案をおこなってもらい、その起案をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論していく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---------------|---|
| 第 1 回 | 取材の自由<1> | 取材の自由の憲法上の位置づけとその限界について：当事者の主張と反論 |
| 第 2 回 | 取材の自由<2> | 取材の自由の憲法上の位置づけとその限界について：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 3 回 | 思想・良心の自由<1> | 思想・良心の自由の保障の意味について：当事者の主張と反論 |
| 第 4 回 | 思想・良心の自由<2> | 思想・良心の自由の保障の意味について：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 5 回 | 政教分離原則<1> | 文化財保護のための補助金支出の合憲性をめぐって：当事者の主張と反論 |
| 第 6 回 | 政教分離原則<2> | 文化財保護のための補助金支出の合憲性をめぐって：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 7 回 | 性表現と青少年の保護<1> | 青少年保護のための有害図書規制と表現の自由・知る自由：当事者の主張と反論 |
| 第 8 回 | 性表現と青少年の保護<2> | 青少年保護のための有害図書規制と表現の自由・知る自由：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 9 回 | 集会の自由<1> | 暴走統追放条例による規制と集会の自由について：当事者の主張と反論 |
| 第 10 回 | 集会の自由<2> | 暴走統追放条例による規制と集会の自由について：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 11 回 | ビラ配布の自由<1> | 公務員法制における政治的行為の禁止、および集合住宅へのビラ配布に対して住居侵入罪を適用することの可否について：当事者の主張と反論 |
| 第 12 回 | ビラ配布の自由<2> | 公務員法制における政治的行為の禁止、および集合住宅へのビラ配布に対して住居侵入罪を適用することの可否について：第 3 者的立場からの検討と討論 |
| 第 13 回 | 学問の自由<1> | 学問研究の自由とその規制のあり方をめぐって：当事者の主張と反論 |
| 第 14 回 | 学問の自由<2> | 学問研究の自由とその規制のあり方をめぐって：第 3 者的立場からの検討と討論 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第 1・2 回：テキスト第 1 章
 第 3・4 回：テキスト第 2 章
 第 5・6 回：テキスト第 5 章
 第 7・8 回：テキスト第 8 章
 第 9・10 回：テキスト第 9 章
 第 11・12 回：テキスト第 10 章
 第 13・14 回：テキスト第 12 章

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

小山剛ほか『判例から考える憲法』（法学書院・2014 年）

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II【第 7 版】』（有斐閣・2019 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

各授業回のうち、担当した起案の評価 50 %（2 回程度担当）

期末における評価

レポート 50 %

【学生の意見等からの気づき】

少人数の場合、起案・報告担当が過度に負担にならないよう、配慮したいと思います。

【Outline and objectives】

This seminar will develop the skills and abilities to analyze a case on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in the case in accordance with precedents of the supreme court.

Seminar I deals primarily with equal protection, religious freedom, freedom of speech and the right to peaceful assembly.

LAW500A2

憲法判例演習Ⅱ

日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

下記のテキストでとりあげられている具体的事例問題につき、「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」の課題事例での素材となっている基本的判例の説くところを応用して、事案分析および論理展開能力をさらに高めてゆきます。「憲法判例演習Ⅱ」では、経済的自由、人身の自由、社会権、参政権、包括的基本権、法の下での平等、および司法権の限界に関する事例の研究を行います。なお、授業の中でインターネットを使用します。

【到達目標】

「憲法判例演習Ⅱ」では、2年次の「憲法演習Ⅰ・Ⅱ」において獲得した憲法事例の事案分析能力および憲法上の議論の展開能力を定着させ、より発展的な事例において、特に判例の重要な判断枠組み等を用いて、それを事案との関係で応用する力を養うことにより、より高度の安定した事例考察能力を獲得することを到達目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的に、テキストでとりあげられている事例問題1つにつき、2回の授業を費やし、各事例問題につき、予め担当を決めて当事者の立場、および第3者の立場からの起案を行っていただき、その起案をたたき台にして、当該事例について参加者全員で議論を行っていきます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|-----------------------------------|
| 第1回 | プライバシー権<1> | 性犯罪者の住所管理をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第2回 | プライバシー権<2> | 性犯罪者の住所管理をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第3回 | 職業選択の自由<1> | 司法書士法の資格制をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第4回 | 職業選択の自由<2> | 司法書士法の資格制をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第5回 | 財産権の保障とその制限<1> | 著作権保護期間の短縮をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第6回 | 財産権の保障とその制限<2> | 著作権保護期間の短縮をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第7回 | 令状主義と黙秘権<1> | 税法上の質問検査権限と令状主義・黙秘権をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第8回 | 令状主義と黙秘権<2> | 税法上の質問検査権限と令状主義・黙秘権をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第9回 | 婚外子と福祉受給権<1> | 児童扶養手当法の立法委任をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第10回 | 婚外子と福祉受給権<2> | 児童扶養手当法の立法委任をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第11回 | 選挙権<1> | 成年被後見人の選挙権をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第12回 | 選挙権<2> | 成年被後見人の選挙権をめぐる：第3者の検討と討論 |
| 第13回 | 裁判員の守秘義務と表現の自由<1> | 裁判員の守秘義務をめぐる：当事者の主張と反論 |
| 第14回 | 裁判員の守秘義務と表現の自由<2> | 裁判員の守秘義務をめぐる：第3者の検討と討論 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第1・2回：テキスト第7章

第3・4回：テキスト第14章

第5・6回：テキスト第15章

第7・8回：テキスト第4章

第9・10回：テキスト第16章

第11・12回：テキスト第21章

第13・14回：テキスト第22章

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

小山剛ほか『判例から考える憲法』（法学書院・2014年）

【参考書】

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』（有斐閣・2019年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

各授業回のうち、担当した起案の評価50%（2回程度担当）

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

少人数の場合、起案・報告が過度の負担にならないよう、配慮したいと思います

【Outline and objectives】

This seminar will develop the skills and abilities to analyze a case on issues of constitutional law and to argue for / or against constitutionality of governmental regulations in the case in accordance with precedents of the supreme court.

Seminar II deals primarily with the right to pursuit of happiness , economic freedom, social rights, and political rights.

基礎ゼミ I

遠山 純弘

単位数：1 単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学部の学生が4年間の学修を通して身につけた知識やスキルを1年間で身につけることが要求される。そこで、基礎ゼミ I、IIでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身につけることを目的とする。

・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。

・基礎ゼミ Iでは、特に、上記①、②の理論面について理解してもらい、学生が法的な考え方を身につけ、また、判例を読むことができるようにすることが目的である。さらに、起案することで、法律文章（起案）を書くことができるようになることも目的とする。

【到達目標】

・基礎ゼミ I、IIでは、学生が【授業の概要と目的】記載の①、②、③をすることができるようになることをその目標とする。

・特に、基礎ゼミ Iでは、その前提として、①法的な考え方を理解し、②教科書や判例の調べ方や読み方を知り、判例には「射程」があることを理解し、③法的な文章の書き方を知り、これらについて問われた場合に、それについて理論的に説明することができるようになることを目標とする。

・基礎ゼミ IIでは、学生が実践を通して①、②、③のことを実際にできるようになることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・授業は、上記【授業の概要と目的】記載のように、大きく3部構成になる。まず第1部は、法的な思考とは何かを知ることである。ここでは、配布したレジュメを用いて法的に思考するとはどういうことかについて学ぶ。また、双方向の講義形式で授業を進める。

・第2部は、判例の役割を知り、判例の読み方を知ることが中心となる。特に、その前半は、判例集や文献の種類やその意義、読み方について学ぶ。ここでは双方向の講義形式で授業を進める。後半は、右の知識を前提に、判例の読み方について学ぶ。指定判例の事案、第一審判決、控訴審判決、上告理由、最高裁判決、関連判例・学説を理解し、それを授業において報告してもらい、それについて質疑応答を行う形式で授業を進める。

・第3部は、第1部および第2部で修得した知識をもとに、課題について起案をしてもらう。授業では、各自に行ってもらった起案をもとに、起案にあたって注意すべき点などの確認を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|----------------------------|--|
| 第1回 | ①ガイダンス ②法的思考① - 三段論法 | ①授業内容の確認、今後の授業の進め方についての説明をする。 ②法的に考えると、どういうことか（法的三段論法）について学ぶ。 |
| 第2回 | 法的思考② - 法源論① | 法源の意義について学ぶ（条文、判例の役割を知る）。 [準備学習等] 前回の内容について復習し、理解してくる。 |
| 第3回 | 法的思考③ - 法源論② | 前回に引き続き法源の意義について学ぶ（学説の役割を知る）。 [準備学習等] 前回までの授業内容について復習し、理解してくる。 |
| 第4回 | 法的思考④ - 要件効果論 | 要件効果論の意義について学ぶ。 [準備学習等] 前回までの授業内容について復習し、理解してくる。 |
| 第5回 | 判例の読み方 - 理論編 | 裁判所の構造、各裁判所の判決の意義、判例集の意義、読み方について学ぶ。 [準備学習等] 指定した判例を準備してくる。 |
| 第6回 | 判例の読み方 - 実践編 | 指定した判例を実際に読んでみる。 [準備学習等] 指定した判例を準備し、読んでくる。 |

第7回 起案解説

あらかじめ提出・添削した起案について解説を行う。

[準備学習等]

課題について検討をしてくる。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各授業において、次回授業でやることを指示する。参加者は、それをきちんと予習して授業に臨んでほしい。

・また、基礎ゼミ I、IIは、積み上げ式で学習が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくることが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。

・さらに、基礎ゼミ Iは、1年次の春学期の授業（特に、民法 I、II、V）と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解してくることが必要となる。

・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・民法 I、民法 II、民法 V で使用しているレジュメ・テキストを使用する。

【参考書】

・参考文献は、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

①質疑応答（30%）

②起案（70%）

【学生の意見等からの気づき】

・授業でまだ取り上げていない問題に関する判例を取り上げられても、内容が理解できないという意見がある。この点については、授業内で判例を理解するために必要な前提知識について事前に解説をするようにしている。また、基礎ゼミでは、判例で問題となっていることそのものを理解することが目的ではない。基礎ゼミでは、あくまで「判例を読む」とは、どういうことかを理解してもらうことが目的である。問題に対する内容の理解は、別途民法のそれぞれの授業に委ねることとなる。

【Outline and objectives】

In Basic Seminar I-II students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences.

In Basic Seminar I students especially learn about their rules.

LAW500A2

基礎ゼミⅡ

遠山 純弘

単位数：1 単位 | 受講年次：1～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・法学未修者は、2年次から法学既修者と同じクラスで学習することになる。そのため、法学部の学生が4年間の学修を通して身につけた知識やスキルを1年間で身につけることが要求される。そこで、基礎ゼミⅠ、Ⅱでは、学生（法学既修者を含む）が法律を学ぶ上で必要とされる知識やスキルを身につけることを目的とする。

・より具体的には、法律学習において最も基本となる、①法的な考え方とは何かを理解し、法的な考え方ができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に読めるようになることを目的とする。また、司法試験では、知識を修得するだけでなく、答案を書くことも重要である。そこで、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書ける（起案ができる）ようになることも目的とする。

・基礎ゼミⅡでは、基礎ゼミⅠで修得したことを前提に、問題検討を通して、上記①、②、③ができるようになることをその目的とする。

【到達目標】

・基礎ゼミⅡでは、実践を通して、学生が、①法的な考え方とは何かを理解し、問題を法的に考えることができるようになること、②教科書や判例集の調べ方や読み方を理解し、実際に判例を読むことができるようになること、③課題の検討を通して、法的な考え方を修得するとともに、法律文章を書く（起案する）ことができるようになることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・下記「授業計画」記載のとおり、課題の検討を通して、論点および関連判例の整理をし、その後、判例の事案分析を通して、判例の持っている意味や射程について検討する。

・また、以上の議論をまとめる形で、授業外で課題に対して起案を行ってもらう。これに対して、授業において、解説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|-----------------------|--|
| 第1回 | ①ガイダンス ②基礎ゼミⅠ内容の確認 | 秋学期の授業の進行についての確認をする。 つぎに、基礎ゼミⅠで修得した知識の確認をする。 |
| 第2回 | 第1回問題検討 | 課題（意思表示の瑕疵）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 [準備学習等] |
| 第3回 | 第2回問題検討 | 指定された判例を読んで理解してくる。 課題（共有）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 [準備学習等] |
| 第4回 | 第1回起案解説 | 指定された判例を読んで理解してくる。 課題（物権的請求権の相手方）についての起案について解説を行う。 [準備学習等] |
| 第5回 | 第3回問題検討 | 課題についてそれぞれ再検討してくる。 課題（使用者責任）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 [準備学習等] |
| 第6回 | 第4回問題検討 | 指定された判例を読んで理解してくる。 課題（不当利得）について、問題検討を通して、判例の論点や判例の意味を理解する。 [準備学習等] |
| 第7回 | 第2回起案解説 | 指定された判例を読んで理解してくる。 課題（担保物権）についての起案について解説を行う。 [準備学習等] 課題についてそれぞれ再検討してくる。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各授業において、次回授業の課題を課す。参加者は、その課題をきちんと予習して授業に臨んでもらいたい。

・また、基礎ゼミⅠ、Ⅱは、積み上げ式で学修が進んでいく。そのため、各授業については、前回授業の内容を理解してくるが必要となる。したがって、前回までの授業について不明な点がある場合には、次回の授業までに不明な部分をきちんと調べて理解してくるか、質問するなどして、前回までの授業内容をきちんと理解しておくことが必要となる。

・基礎ゼミⅡは、1年次の春学期、秋学期の各授業と連動して授業を行うので、各授業で取り上げられた事項についてはきちんと理解していることが必要となる。

・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴで使用したレジュメおよびテキストを用いる。

【参考書】

・参考文献で必要なものは、授業中に随時指定する。

【成績評価の方法と基準】

①質疑応答（30%）

②起案（70%）

【学生の意見等からの気づき】

・起案の機会をもっと増やしてほしいという意見がある。ただ、私が見る限り、起案ができない者の多くは、そもそも起案するために必要な知識を欠いている。そのため、単純に起案の機会を増やせば問題が解決するわけではないように思われる。起案の機会を増やしてほしい者については、授業外で個別に対応することとする。

【Outline and objectives】

In Basic Seminar I-II students learn about legal thinking, how to understanding judicial precedents and how to writing (legal) sentences.

In Basic Seminar II students especially learn about them through examining the problems.

LAW500A2

民法 I

遠山 純弘

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年 (春学期前半/Spring(1st half))

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・「民法 I～V」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。

・「民法 I」および「民法 II」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法 I」では、「契約法」のうち、主として、「契約の締結」、「契約の有効性」、「時効」とりわけ「消滅時効」について学ぶ。

・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。

・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法 I では、主として、契約の締結方法、契約の有効要件、消滅時効について学ぶ。そのため、どのような場合に契約が締結されたといえるか、また、どのような場合に契約が効力を生ずるか、どのような場合に債権が消滅時効にかかるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法 I～V、民法演習 I～III を通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。

・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。

・授業は、配布するレジュメに従って進める。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
なし / No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】
なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-------------------------------------|---|
| 第 1 回 | ①ガイダンス ②民法の全体像 | ①法体系における民法の位置づけ、②民法の全体構造について学ぶ。 [準備学習等] 1～9 頁 |
| 第 2 回 | 人・権利能力 ①自然人 ②法人 | ①自然人の権利能力、②「法人」の意味を確認した上で、法人の設立・内部関係および外部関係をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 12～19 頁、24～36 頁 |
| 第 3 回 | ①契約の一般原則、種類 ②契約の締結 ③代理 (有権代理) | 契約の出発点として、①契約とは何か、契約の一般原則、種類について学ぶ。また、②契約の締結方法についても学ぶ。さらに、③代理の意義や有効要件についても学ぶ。 [準備学習等] 362～371 頁、73～82 頁 |
| 第 4 回 | 表見代理① | ①109 条、②110 条表見代理の要件・効果およびそれらをめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 87～93 頁 |
| 第 5 回 | ①表見代理② ②無権代理 | ①112 条表見代理の要件・効果、②無権代理人の責任について学ぶ。 [準備学習等] 82～85 頁 |
| 第 6 回 | 無権代理と相続 | 無権代理と相続をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 85～87 頁 |
| 第 7 回 | 契約の有効性① (行為能力) | 意思能力・行為能力を取り上げ、それぞれの意味と関係を確認した上で、未成年者の保護および成年後見制度について学ぶ。 [準備学習等] 19～23 頁 |

| | | |
|--------|-----------------------|---|
| 第 8 回 | 契約の有効性② (意思表示の瑕疵①) | ①心裡留保、②通謀虚偽表示をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 48～50 頁 |
| 第 9 回 | 契約の有効性③ (意思表示の瑕疵②) | ①錯誤、②詐欺、強迫をめぐる諸問題について学ぶ。また、③消費者契約法上の無効・取消原因についても学ぶ。 [準備学習等] 51～59 頁 |
| 第 10 回 | 契約の有効性④ (契約の内容) | 法律違反の契約の効力およびどのような場合に公序良俗違反となるかについて学ぶ。 [準備学習等] 60～64 頁 |
| 第 11 回 | 取消・無効 | 無効な契約および契約が取り消された場合の諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 65～72 頁 |
| 第 12 回 | 条件・期限 | 条件・期限の意義・種類とその効果について学ぶ。 [準備学習等] 94～98 頁 |
| 第 13 回 | 時効 (総論) | 時効総論として、時効の意義・趣旨、時効の援用権者および援用の効果めぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 99～105 頁 |
| 第 14 回 | 消滅時効 | 消滅時効の起算点、期間について学ぶ。なお、取得時効については、民法 III においてとりあげる。 [準備学習等] 106～110 頁 |

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・上記「授業計画」記載の各回におけるレジュメおよび参考文献の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。

・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

・授業は、レジュメを用い、それに従って進める。そのため、テキストは、指定しない。

【参考書】

・レジュメの理解を助けるため、次の文献を挙げておく。

①潮見佳男『民法 (全) [第 2 版]』(有斐閣、2019 年) 5、060 円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。

②潮見佳男ほか『民法判例百選 I 総則・物権 [第 8 版]』(有斐閣、2018 年) 2、376 円

・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

・平常点 (20%) :
①質疑応答 (10%)
②小テスト (10%)

・定期試験 (80%)
事例式問題によって「共通的な到達目標モデル (第 2 次案修正案)」(民法) 記載の事項について理解度を確認する。

【学生の意見等からの気づき】

・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が 4 年間かけて修得すべきことを 1 年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1 年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1 年次で修得すべき事項 (これについては、別紙資料参照) を優先的に学修し、2 年次以降に取り上げる事項については、「民法演習 I、II、III」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・また、授業内容が難しいという意見も聞く。授業では、2 年次以降の授業のため、1 年次で理解しておかなければならないことがあり、また、2 年次以降の授業も意識して発展的な問題について触れることがある。前者については、予習・復習を通して、それでも理解できないときは、質問をして理解する必要がある。後者については、発展的な話をするときには、「これは発展的な話であるが」とか「これは 2 年次以降で学修することですが」など、必ずしも 1 年次に理解しなくてもよいということを明示しながら話を進めている。そのため、授業で話を聞くときは、こうした点にも注意して授業を聞いてもらいたい。

【Outline and objectives】

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law I-II students learn about Contract Law.
In Civil Law I students especially learn about Formation of Contract, Validity of Contract and Prescription.

LAW500A2

民法Ⅱ

遠山 純弘

単位数：2単位 | 受講年次：1年（春学期後半/Spring(2nd half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。

・「民法Ⅰ」および「民法Ⅱ」では、学生は「契約法」について学ぶ。「民法Ⅱ」では、「契約法」のうち、主として、「債権の消滅原因」、「債務不履行や契約不適合給付における債権者・買主の救済手段」および「個別契約をめぐる諸問題」について学ぶ。

・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。

・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅱでは、主として、債権の消滅、債務不履行および契約不適合給付における債権者または買主の救済手段および個別契約における諸問題について学ぶ。そのため、どのような場合に債権が消滅し、また、債務不履行や契約不適合給付がなされた場合に債権者や買主にどのような救済手段があるのかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、そして、個別契約をめぐるどのような問題があり、それについて判例・学説がどのような解決をしているかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。

・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習していることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。

・授業は、配布するレジュメに従って進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|--|--|
| 第1回 | 債権の消滅① (弁済・代物弁済・供託) | ①弁済(弁済の意義・弁済権者、受領権者)をめぐる諸問題について学ぶ。また、②代物弁済、供託についても学ぶ。 [準備学習等] 286～301頁 |
| 第2回 | ①債権の消滅② (相殺・更改・免除・混同) ②給付不能と危険負担 | ①相殺の担保的機能および相殺の要件をめぐる諸問題について学ぶ。また、②更改・免除・混同についても学ぶ。さらに、③給付不能の問題についても学ぶ。ここでは、給付不能との関連で、④危険負担の問題についても学ぶ。 [準備学習等] 302～309頁、253～254頁、379～381頁 |
| 第3回 | ①同時履行の抗弁権 ②履行の強制 ③債務不履行にもとづく損害賠償①(要件①) | 契約実行の問題として、①同時履行の抗弁権をめぐる諸問題について学ぶ。また、②強制履行について、手続的側面に留意しつつ、その種類・方法について学ぶ。さらに、③債務不履行に基づく損害賠償の要件のうち、債務不履行の種類について学ぶ。 [準備学習等] 372頁、254～256頁、257～259頁 |
| 第4回 | 債務不履行に基づく損害賠償②(要件②) | 債務不履行に基づく損害賠償請求権に関して、①因果関係、②損害をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 257～259頁 |

| | | |
|------|-----------------------------------|--|
| 第5回 | ①債務不履行に基づく損害賠償③(効果) ②解除①(要件) | ①損害賠償の効果に関する諸問題について学ぶ。また、②解除の要件について学ぶ。 [準備学習等] 259～265頁、374～377頁 |
| 第6回 | 解除②(効果) | 解除の効果をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 377～381頁 |
| 第7回 | 契約不適合給付における買主の救済手段 | 契約不適合給付における買主の救済手段について学ぶ。 [準備学習等] 389～403頁 |
| 第8回 | 受領遅滞 | 受領遅滞の要件、効果をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 287～288頁 |
| 第9回 | 売買契約 | 売買契約につき、その成立・効力をめぐる諸問題(売主の担保責任を除く)について学ぶ。 [準備学習等] 385～389頁 |
| 第10回 | 賃貸借契約① | 賃貸借(不動産賃貸借)につき、特別法の規律にも留意しつつ、契約存続中および契約終了時における賃借人・賃借人間の法律関係について学ぶ。 [準備学習等] 414～440頁 |
| 第11回 | 賃貸借契約② | 賃貸借(不動産賃貸借)につき、特別法の規律にも留意しつつ、当事者の変動、妨害排除などの問題について学ぶ。 [準備学習等] 414～440頁 |
| 第12回 | 役務提供契約①(雇用・請負) | 役務提供契約のうち、雇用および請負をとりあげ、とりわけ建築請負をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 441～449頁 |
| 第13回 | ①役務提供契約②(委任・寄託) ②無償契約(贈与・使用貸借) | ①役務提供契約のうち、委任・寄託をめぐる解釈上の諸問題について学ぶ。また、②無償契約である贈与・使用貸借について学ぶ。 [準備学習等] 450～463頁、382～384頁、408～413頁 |
| 第14回 | ①消費貸借 ②その他の典型契約 | 消費貸借(金銭消費貸借)をめぐる諸問題について学ぶ。また、②その他の典型契約について学ぶ。 [準備学習等] 404～407頁、463～473頁 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・上記「授業計画」記載の各回におけるレジュメおよび参考文献の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。

・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・授業は、レジュメを用い、それに従って進める。そのため、テキストは、指定しない。

【参考書】

・レジュメの理解を助けるため、次の文献を挙げておく。

①潮見佳男『民法(全)[第2版]』(有斐閣、2019年)5、060円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。

②潮見佳男ほか『民法判例百選I総則・物権[第8版]』(有斐閣、2018年)2、376円

・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

・平常点(20%)：

①質疑応答(10%)

②小テスト(10%)

・定期試験(80%)

事例式問題によって「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」(民法)記載の事項について理解度を確認する。

【学生の意見等からの気づき】

・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が4年間かけて修得すべきことを1年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1年次で修得すべき事項(これについては、別紙資料参照)を優先的に学修し、2年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・また、授業内容が難しいという意見も聞く。授業では、2年次以降の授業のため、1年次で理解しておかなければならないことがある。また、2年次以降の授業も意識して発展的な問題について触れることがある。前者については、予習・復習を通して、それでも理解できないときは、質問をして理解する必要がある。後者については、発展的な話をするときは、「これは発展的な話であるが」とか「これは2年次以降で学修することですが」など、必ずしも1年次に理解しなくてもよいということを明示しながら話を進めている。そのため、授業で話を聞くときは、こうした点にも注意して授業を聞いてもらいたい。

【Outline and objectives】

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil Law.

In Civil Law I-II students learn about Contract law.

In Civil Law II students especially learn about Termination of Obligations, Breach of Contract, Problems concerning individual Contracts.

LAW500A2

民法Ⅲ

遠山 純弘

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期前半/Fall(1st half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。

・「民法Ⅲ」では、学生は、物権（担保物権を除く）、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。

・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める。

・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅲでは、物権、事務管理・不当利得・不法行為について学ぶ。そのため、所有権の帰属がどのように決められるか、所有権侵害がある場合に、どのような要件のもとで、どのような救済手段が与えられるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになること、および、事務管理・不当利得・不法行為に基づく請求権がどのような要件の下で認められるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。

・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|--|---|
| 第1回 | ①契約法との関係 ②物権法の全体構造 ③債権と物権との違い ④用益物権 | ①契約法との関係を確認する。ついで、②物権の意味と種類、物権に関する基本原則について学ぶ。また、③用益物権についても学ぶ。 [準備学習等] |
| 第2回 | ①所有権（概説） ②共同所有 | 112～118頁、174～177頁 ①所有権の意義およびその制限について学ぶ。また、②共同所有の種類および共有における各持分権者の権利行使をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] |
| 第3回 | 所有権の取得 （承継取得、原始取得） | 162～163頁、167～173頁 所有権の取得原因について学ぶ。①承継取得では、所有権の移転原因、移転時期について学び、②原始取得では、原始取得の取得原因について学ぶ。 [準備学習等] |
| 第4回 | ①占有の意義 ②占有の取得 ③所有権に基づく請求権の相手方 | 119～120頁、163～167頁 ①占有の意義および機能、占有の取得原因について学ぶ。また、②物権的請求権の相手方についても学ぶ。 [準備学習等] |
| 第5回 | ①公示の原則 ②不動産物権変動と対抗要件① | 150～155頁 ①不動産物権変動の公示に関する原則および登記制度に関する諸問題について学ぶ。また、②不動産物権変動と登記をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] |
| 第6回 | ①不動産物権変動と対抗要件② ②動産物権変動と対抗要件 | 124～126頁、133～140頁 ①前回に続き、不動産物権変動と登記をめぐる諸問題について学ぶ。また、②動産物権変動と対抗要件をめぐる諸問題についても学ぶ。 [準備学習等] |
| 第7回 | 占有の効力① | 126～129頁、140～144頁 占有者の保護手段のうち、占有による推定、即時取得について学ぶ。 [準備学習等] |

| | | |
|--------|----------------------------|--|
| 第 8 回 | 占有の効力② | 占有者の保護手段のうち、時効取得、占有訴権について学ぶ。 [準備学習等] 105～106頁、155～160頁 |
| 第 9 回 | 一般不法行為① (要件①) | 不法行為の要件、特に法益侵害および故意・過失をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 494～497頁 |
| 第 10 回 | ①一般不法行為② (要件②) ②特殊不法行為① | 不法行為の要件、特に、損害、因果関係および責任能力について学ぶ。また、②使用者責任の要件をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 498～512頁、517～520頁 |
| 第 11 回 | 特殊不法行為② | 工作物責任、製造物責任、共同不法行為について、その要件面を中心に学ぶ。 [準備学習等] 520～531頁 |
| 第 12 回 | 不法行為の効果 | 不法行為の効果をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 513～516頁、531～535頁 |
| 第 13 回 | ①事務管理 ②不当利得① | ①事務管理の要件・効果について学ぶ。また、②一般不当利得の要件・効果について学ぶ。 [準備学習等] 476～488頁 |
| 第 14 回 | 不当利得② | 多数当事者の不当利得をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 489～493頁 |

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

・上記「授業計画」記載の各回における教科書(またはレジュメ)の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。
・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

・教科書を刊行予定であり、授業では、それを用いる。
・教科書が刊行されない場合には、レジュメを用いる。

【参考書】

・レジュメを用いる場合には、レジュメの理解を助けるため、次の文献を挙げておく。

- ①潮見佳男『民法(全) [第2版]』(有斐閣、2019年) 5, 060円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。
- ②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権 [第8版]』(有斐閣、2018年) 2, 376円
- ③中田裕康ほか『民法判例百選Ⅱ債権 [第8版]』(有斐閣、2018年) 2, 376円

・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

・平常点 (20%) :

- ①質疑応答 (10%)
- ②小テスト (10%)

・定期試験 (80%)

事例式問題によって「共通的な到達目標モデル (第2次案修正案) (民法) 記載の事項について理解度を確認する。

【学生の意見等からの気づき】

・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が4年間かけて修得すべきことを1年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1年次で修得すべき事項 (これについては、別紙資料参照) を優先的に学修し、2年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・また、授業内容が難しいという意見も聞く。授業では、2年次以降の授業のため、1年次で理解しておかなければならないことがあり、また、2年次以降の授業も意識して発展的な問題について触れることがある。前者については、予習・復習を通して、それでも理解できないときは、質問をして理解する必要がある。後者については、発展的な話をするときには、「これは発展的な話であるが」とか「これは2年次以降で学修することですが」など、必ずしも1年次に理解しなくてもよいということを明示しながら話を進めている。そのため、授業で話を聞くときは、こうした点にも注意して授業を聞いてもらいたい。

【Outline and objectives】

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.
In Civil Law III students learn about Property Law, Delict, Unjustified Enrichment and Negotiorum Gestio.

LAW500A2

民法Ⅳ

遠山 純弘

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年 (秋学期後半/Fall(2nd half))

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・「民法Ⅰ～Ⅴ」の全体を通じて、民法の構造および民法上の諸制度に関する基礎的・体系的理解の獲得とともに、法的思考力の養成を目指す。

・「民法Ⅳ」では、学生は、金銭債権の担保手段 (人的担保、物的担保) について学ぶ。

・各回の授業は、受講者が入念に予習していることを前提に、対話形式で基本的知識を確認しながら、それらの基本的知識がもつ意味と問題の全体像について解説を加えるという形で進める予定である。

・到達度を確認するために、授業中に小テストを実施する。

【到達目標】

・下記「授業計画」記載の各項目について、学生がその内容を理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅳでは、金銭債権の担保手段について学ぶ。そのため、金銭債権を「担保」するとはどういうことか、また、金銭債権を確実に回収するためにどのような手段があるかを学生が理解し、具体的に説明することができるようになることである。

・民法Ⅰ～Ⅴ、民法演習Ⅰ～Ⅲを通じての到達目標については、別紙資料のとおりである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

・双方向・多方向形式を基本としつつ、講義形式を併用する。

・各回の授業は、受講者が教科書および予習課題に基づいて入念な予習をしていることを前提に、対話形式により基本的知識を確認しつつ、発展的事項の解説を加えるかたちで行う。

・授業は、配布するレジュメに従って進める。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】
なし/No

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-------------------------------|---|
| 第 1 回 | 債権担保概論 | ①担保の必要性、②担保の種類について学ぶ。 [準備学習等] 180～182頁 |
| 第 2 回 | 債権者代位権 | 責任財産保全の制度のうち、債権者代位権の要件・効果 (債権者代位権の転用を含む) について学ぶ。 [準備学習等] 266～272頁 |
| 第 3 回 | 詐害行為取消権 | 責任財産保全の制度のうち、詐害行為取消権の法的性質・要件・効果について学ぶ。 [準備学習等] 272～285頁 |
| 第 4 回 | 債権譲渡① | 債権譲渡について、債権の譲渡性・譲渡禁止特約や債権譲渡の対抗要件をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 310～319頁 |
| 第 5 回 | ①債権譲渡② ②債務引受 ③契約上の地位の移転 | ①債権譲渡について、債務者の地位をめぐる諸問題について学ぶ。また、②債務引受、契約上の地位の移転についても学ぶ。 [準備学習等] 320～325頁 |
| 第 6 回 | 多数当事者の債権関係① | 多数当事者の債権関係のうち、①分割債権債務、②不可分債権債務、③連帯債権債務について学ぶ。 [準備学習等] 326～335頁 |
| 第 7 回 | 多数当事者の債権関係② | 多数当事者の債権関係のうち、保証債務について学ぶ。 [準備学習等] 336～351頁 |

| | | |
|--------|---|--|
| 第 8 回 | ①担保物権の全体構造 ②抵当権① (①設定・対抗要件) (②抵当権の効力①) | ①担保物権の全体構造について学ぶ。また、②抵当権の設定に関する諸問題について学ぶ。さらに、③抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、債権の範囲など、主として抵当権実行前に生ずる問題について学ぶ。 [準備学習等] 200～203頁 前回到続き、抵当権実行前に生ずる問題として、①抵当権侵害、②第三取得者の保護について学ぶ。また、③抵当権がどのように実行され、抵当権が実行された場合に、抵当権者がどのように配当を受けるかについて学ぶ。さらに、④共同抵当の意義および共同抵当における配当に関する諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 207～209頁、213～214頁、218～220頁 |
| 第 9 回 | 抵当権② (①抵当権の効力②) (②第三者取得者保護) (③配当) | ①抵当不動産の賃借人と抵当不動産の買受人との関係、②法定地上権の意義、要件、そしてその成立をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 209～211頁、214～217頁 |
| 第 10 回 | 抵当権③ (抵当権と利用権) | 抵当権に基づく物上代位の意義、物上代位の対象および差押えの意義をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 204～207頁 |
| 第 11 回 | 抵当権④ (物上代位①) | ①根抵当権の意義、必要性、その重要なポイントについて学ぶ。また、②質権の意義、その重要なポイントについて学ぶ。さらに、③非典型担保の必要性について学習し、非典型担保のうち、譲渡担保について、その意義、その法律構成をめぐる諸問題について学ぶ。 [準備学習等] 221～227頁、193～199頁、228～238頁 |
| 第 12 回 | 抵当権⑤ (物上代位②) | ①譲渡担保権につき、譲渡担保権者と設定者との関係をめぐる諸問題、譲渡担保権者・設定者と第三者との関係をめぐる諸問題について学ぶ。また、②仮登記担保、所有権留保の意義について学ぶ。さらに、③留置権および先取特権の意義、その重要なポイントについて学ぶ。 [準備学習等] 183～192頁 |
| 第 13 回 | ①根抵当権 ②質権 ③譲渡担保① | |
| 第 14 回 | ①譲渡担保② ②仮登記担保、所有権留保 ③留置権 ④先取特権 | |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・上記「授業計画」記載の各回におけるレジュメおよび参考文献の該当部分を必ず読んで授業に臨んでもらいたい。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

- ・授業は、レジュメを用い、それに従って進める。そのため、特に、テキストは指定しない。

【参考書】

- ・レジュメの理解を助けるため、次の文献を挙げておく。
- ①潮見佳男『民法（全）〔第2版〕』（有斐閣、2019年）5、060円。なお、上記授業計画における各回の準備学習の頁数は、この文献の頁数である。
- ②潮見佳男ほか『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2、376円
- ③中田裕康ほか『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』（有斐閣、2018年）2、376円
- ・そのほか必要な参考書は、授業中に適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

- ・平常点（20％）：
 - ①質疑応答（10％）
 - ②小テスト（10％）
- ・定期試験（80％）
 - 事例式問題によって「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」（民法）記載の事項について理解度を確認する。

【学生の意見等からの気づき】

- ・学生からは、民法は覚えることが多すぎるという意見を聞く。ただ、この問題は、法学未修者については、法学部の学生が4年間かけて修得すべきことを1年間で修得するのであるから、法学未修者にとって避けて通ることができない問題である。この点については、1年次において授業で取り上げるすべての事項を修得しようとせず、1年次で修得すべき事項（これについては、別紙資料参照）を優先的に学修し、2年次以降に取り上げる事項については、「民法演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を通して修得するといった対応が必要であろう。

・また、授業内容が難しいという意見も聞く。授業では、2年次以降の授業のため、1年次で理解しておかなければならないことがあり、また、2年次以降の授業も意識して発展的な問題について触れることがある。前者については、予習・復習を通して、それでも理解できないときは、質問をして理解する必要がある。後者については、発展的な話をするときは、「これは発展的な話であるが」とか「これは2年次以降で学修することですが」など、必ずしも1年次に理解しなくてもよいということを明示しながら話を進めている。そのため、授業で話を聞くときは、こうした点にも注意して授業を聞いてもらいたい。

【Outline and objectives】

Through Civil Law I-V, students learn about basic knowledges and systematic understandings of Civil law.

In Civil Law IV students learn about the Law of Debtors and Creditors.

LAW500A2

民法V

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

家族法全般を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ習得することを目的とする。

最近の家族法改正についても適宜触れる。

【到達目標】

親族法・相続法の基礎概念をしっかり把握し、それぞれの制度趣旨を徹底的に理解すること、主要な条文と判例とを間違いなく記憶することができる。到達目標について項目別に記載した資料を配布し、到達度を確認できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

毎回の授業ごとに重要判例を検討する。各分野ごとに制度の概要を解説し、紛争事例をもとに実践的な解決方法を考えることができるようにする。

解説に関わる部分は、学生に問いかける形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-----------|------------------------|
| 第1回 | ガイダンス | 家族法学習の方法、裁判例・審判例の調査方法等 |
| 第2回 | 親族・婚姻 | 親族法総論 婚姻の成立、効果 |
| 第3回 | 離婚 | 離婚の要件、効果 |
| 第4回 | 内縁、事実婚 | 事実婚の諸問題 |
| 第5回 | 親子 | 実親子の諸問題 |
| 第6回 | 養子 | 相続総論 |
| 第7回 | 相続人 | 普通養子、特別養子 |
| 第8回 | 相続の開始と相続人 | 相続総論 |
| 第9回 | 相続の効力 | 相続の範囲 |
| 第10回 | 遺言・遺贈 | 遺言・遺贈の法律問題 |
| 第11回 | 遺産の共有と分割 | 遺産分割の方法、諸問題 |
| 第12回 | 遺留分 | 遺留分制度の意義と構造 |
| 第13回 | 遺言 | 遺言、遺贈、その執行 |
| 第14回 | 相続回復請求権 | 右制度の意義と機能 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる。初回授業時により詳細な進行表を配布する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

潮見佳男『民法（全）』（有斐閣）

青竹＝金子＝播野『民法⑤親族・相続 判例30』（有斐閣）

【参考書】

松久・遠山・林『オリエンテーション民法』（有斐閣）

前田・本山・浦野『リーガルクエスト民法VI 親族・相続』（有斐閣）

高橋・床谷・棚村『有斐閣アルマ 民法7 親族・相続 [第5版]』（有斐閣）

窪田『家族法 [第4版]』（有斐閣）

水野・大村『家族法判例百選III 親族・相続』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20 %

①授業態度、授業での質疑応答（10 %）

②中間テスト（10 %）

期末における評価

定期試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

小テストや課題報告の機会を増加させる。

【Outline and objectives】

this lecture's aim is to learn the basic matters of the family law (including the newly revised parts), with cases and problems.

LAW500A2

民法V

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

家族法全般を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ習得することを目的とする。

最近の家族法改正についても適宜触れる。

【到達目標】

親族法・相続法の基礎概念をしっかり把握し、それぞれの制度趣旨を徹底的に理解すること、主要な条文と判例とを間違いなく記憶することができる。到達目標について項目別に記載した資料を配布し、到達度を確認できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

毎回の授業ごとに重要判例を検討する。各分野ごとに制度の概要を解説し、紛争事例をもとに実践的な解決方法を考えることができるようにする。

解説に関わる部分は、学生に問いかける形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-----------|------------------------|
| 第1回 | ガイダンス | 家族法学習の方法、裁判例・審判例の調査方法等 |
| 第2回 | 親族・婚姻 | 親族法総論 婚姻の成立、効果 |
| 第3回 | 離婚 | 離婚の要件、効果 |
| 第4回 | 内縁、事実婚 | 事実婚の諸問題 |
| 第5回 | 親子 | 実親子の諸問題 |
| 第6回 | 養子 | 相続総論 |
| 第7回 | 相続人 | 普通養子、特別養子 |
| 第8回 | 相続の開始と相続人 | 相続総論 |
| 第9回 | 相続の効力 | 相続の範囲 |
| 第10回 | 遺言・遺贈 | 遺言・遺贈の法律問題 |
| 第11回 | 遺産の共有と分割 | 遺産分割の方法、諸問題 |
| 第12回 | 遺留分 | 遺留分制度の意義と構造 |
| 第13回 | 遺言 | 遺言、遺贈、その執行 |
| 第14回 | 相続回復請求権 | 右制度の意義と機能 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる。初回授業時により詳細な進行表を配布する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

潮見佳男『民法（全）』（有斐閣）

青竹＝金子＝播野『民法⑤親族・相続 判例30』（有斐閣）

【参考書】

松久・遠山・林『オリエンテーション民法』（有斐閣）

前田・本山・浦野『リーガルクエスト民法Ⅵ 親族・相続』（有斐閣）

高橋・床谷・棚村『有斐閣アルマ 民法7 親族・相続 [第5版]』（有斐閣）

窪田『家族法 [第4版]』（有斐閣）

水野・大村『家族法判例百選Ⅲ 親族・相続』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20%

①授業態度、授業での質疑応答（10%）

②中間テスト（10%）

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

小テストや課題報告の機会を増加させる。

【Outline and objectives】

this lecture's aim is to learn the basic matters of the family law (including the newly revised parts), with cases and problems.

LAW500A2

家族法

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

家族法全般を概観する。親族法・相続法の基礎的事項について、判例、主要学説を検討しつつ習得することを目的とする。

最近の家族法改正についても適宜触れる。

【到達目標】

親族法・相続法の基礎概念をしっかり把握し、それぞれの制度趣旨を徹底的に理解すること、主要な条文と判例とを間違いなく記憶することができる。到達目標について項目別に記載した資料を配布し、到達度を確認できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

毎回の授業ごとに重要判例を検討する。各分野ごとに制度の概要を解説し、紛争事例をもとに実践的な解決方法を考えることができるようにする。

解説に関わる部分は、学生に問いかける形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-----------|------------------------|
| 第1回 | ガイダンス | 家族法学習の方法、裁判例・審判例の調査方法等 |
| 第2回 | 親族・婚姻 | 親族法総論 婚姻の成立、効果 |
| 第3回 | 離婚 | 離婚の要件、効果 |
| 第4回 | 内縁、事実婚 | 事実婚の諸問題 |
| 第5回 | 親子 | 実親子の諸問題 |
| 第6回 | 養子 | 相続総論 |
| 第7回 | 相続人 | 普通養子、特別養子 |
| 第8回 | 相続の開始と相続人 | 相続総論 |
| 第9回 | 相続の効力 | 相続の範囲 |
| 第10回 | 遺言・遺贈 | 遺言・遺贈の法律問題 |
| 第11回 | 遺産の共有と分割 | 遺産分割の方法、諸問題 |
| 第12回 | 遺留分 | 遺留分制度の意義と構造 |
| 第13回 | 遺言 | 遺言、遺贈、その執行 |
| 第14回 | 相続回復請求権 | 右制度の意義と機能 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するためには、教員の指示に従い課題をこなすほか、授業の予習・復習が必要とされる。初回授業時により詳細な進行表を配布する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

潮見佳男『民法（全）』（有斐閣）

青竹＝金子＝播野『民法⑤親族・相続 判例30』（有斐閣）

【参考書】

松久・遠山・林『オリエンテーション民法』（有斐閣）

前田・本山・浦野『リーガルクエスト民法Ⅵ 親族・相続』（有斐閣）

高橋・床谷・棚村『有斐閣アルマ 民法7 親族・相続 [第5版]』（有斐閣）

窪田『家族法 [第4版]』（有斐閣）

水野・大村『家族法判例百選Ⅲ 親族・相続』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20%

①授業態度、授業での質疑応答（10%）

②中間テスト（10%）

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

小テストや課題報告の機会を増加させる。

【Outline and objectives】

this lecture's aim is to learn the basic matters of the family law (including the newly revised parts), with cases and problems.

LAW500A2

民事基礎演習

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法学未習の学生を対象として、具体的な事例問題の検討を通して、主に民法の財産法分野についての基礎知識・基本的な法的処理の枠組みを復習し、確実に理解することを目的とする。

民法改正についてもフォローする。
なお、本授業は、今年度から法学部生には開講しないので注意すること。

【到達目標】

事例について分析検討を重ねることにより、具体的な事例の中から問題点を発見し、これに適切な法的規範（特に条文）を探究し、事例に規範を当てはめて解決する能力を習得する。

法律の基礎的な概念を正確に把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の前に与えられた問題を事前に考えて検討してくることを前提に授業する。

授業は、学生との双方向の対話形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|------------------|----------------------|
| 第 1 回 | ガイダンス | 民法学習の方法、判例・文献の調査方法 |
| 第 2 回 | 制限行為能力者 | 制限行為能力者と相手方の利害調整 |
| 第 3 回 | 瑕疵ある意思表示 1 | 虚偽表示と第三者 |
| 第 4 回 | 瑕疵ある意思表示 2 | 動機の錯誤・詐欺 |
| 第 5 回 | 代理 1 | 代理行為の要件・効果、代理権の濫用 |
| 第 6 回 | 代理 2 | 無権代理・表見代理 |
| 第 7 回 | 時効 | 消滅時効・時効完成後の債務承認等 |
| 第 8 回 | 売買 1 | 売買契約の法律関係 |
| 第 9 回 | 売買 2 | 瑕疵担保 |
| 第 10 回 | 債権者代位権・債権者取消権 | 代位権・取消権行使の諸問題 |
| 第 11 回 | 債権譲渡と相殺 | 債権譲渡と相殺の要件の基礎 |
| 第 12 回 | 債務不履行と解除 危険負担 | 債務不履行の効果 危険負担の要件等 |
| 第 13 回 | 賃貸借・転貸借の法律関係 | 特に借地人が建物を譲渡した場合の法律関係 |
| 第 14 回 | まとめ | 総復習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教員の指示に従い、事前に問題を検討することが必須であり、教員が授業で言及した判例・文献等については復習しておくことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

準備した教材（事例演習問題）を各授業の前に配布する。

【参考書】

民法 I～IV で使用した参考書。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20%

①授業態度、授業での質疑応答（10%）

②中間試験（10%）

期末における評価

期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

学生の理解度を確認し表現能力を高めるため、随時、課題や小テストを課することも考えている。

【Outline and objectives】

this seminar's aim is to learn the basic matters of the civil law (including the newly revised parts) by discussing the legal problems.

LAW500A2

民法演習 I

新堂 明子、土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法総論、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実に整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度および裁判例を検討する。

【到達目標】

民法演習 I では契約法および契約法と家族法が交錯する分野に関する諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。

すなわち、契約法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業においては、事前に学生に実際の紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向のまたは多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。

また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確かなものとするため小テストやレポートを課す。

授業開始直後に、インターネット上のデータベースの見方、使い方を説明する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|----------------|---|
| 第 1 回 | 制限行為能力者制度 | 意思能力の意義及び意思能力のない者がした意思表示・法律行為の効力について、説明することができる。／行為能力制度の趣旨（目的・必要性）について説明し、どのような類型があるかを示し、各類型の要件及び効果について、条文を参照して説明することができる。／行為能力制度における、相手方の保護を図るための制度について、条文を参照して説明することができる。 |
| 第 2 回 | 公序良俗違反の法律行為の効力 | 公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／公序良俗違反の法律行為が無効であるという意味について、具体例に即して説明することができる。 |
| 第 3 回 | 代理関係、無権代理と相続 | 代理とはどのような制度であるか、またなぜ必要であるかを、具体例を挙げて説明することができる。／代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためにどのような要件が必要であるかを、具体例に即して説明することができる。／代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果はどうなるかを説明することができる。／無権代理行為の相手方が、無権代理人に対して、どのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／無権代理人の本人相続／本人の無権代理人相続／双方相続 |
| 第 4 回 | 表見代理 | 表見代理とはどのような制度であり、また無権代理とどのような関係にあるかを、具体例に即して説明することができる。／表見代理にはどのような類型があり、本人は、それぞれ、どのような要件の下で、どのような根拠に基づいて責任を負うかを、各類型の具体例を挙げて説明することができる。 |

| | | | |
|-----------------------|---|-------------------|---|
| 第 5 回 通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫 | 通謀虚偽表示の意義及び当事者間における効力について、説明することができる。／通謀虚偽表示の第三者に対する効力について、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤にはどのような種類があるかについて、具体例を挙げて説明することができる。／錯誤の要件及び効果について、説明することができる。／動機の錯誤の法的処理について、判例・学説の考え方とその問題点を説明することができる。／詐欺・強迫の要件及び当事者間における効力について、説明することができる。／詐欺・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明することができる。 | 第 11 回 債権譲渡 | 債権の譲渡とはどのような制度であり、どのような場合に債権譲渡が行われるかを説明することができる。／債権の譲渡可能性（将来発生すべき債権の譲渡可能性・包括的な債権譲渡の可能性を含む）とその例外（譲渡禁止特約を含む）について、説明することができる。／債権譲渡の対抗要件の構造・仕組みについて、説明することができる。／ |
| 第 6 回 消滅時効 | 時効とはどのような制度であり、何のために認められているのかを、具体例を挙げて説明することができる。／時効完成の効果（援用権の発生、援用権の趣旨、援用の効果、時効の効力）について、説明することができる。／時効が完成した場合に、その時効を援用することができるのは誰かについて、判例・学説の基本的な考え方と問題点を説明することができる。／時効の援用権者がその援用権を行使することができないのはどのような場合か、またその理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／時効の完成猶予及び更新がどのような制度であるかを説明し、どのような場合に完成猶予、更新が認められるかを、条文を参照しつつ説明することができる。／消滅時効とはどのような制度であり、また、どのような権利がその対象となるかについて説明することができる。／消滅時効の一般的な要件について、説明することができる。 | 第 12 回 売買、契約不適合責任 | 売主がどのような義務ないし責任を負うかについて、説明することができる（債権法改正の内容を説明することができる）。／売買において目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。 |
| 第 7 回 債務不履行による損害賠償 | 債務不履行のさまざまな類型を、それぞれの類型に結びつけられた効果と合わせて説明することができる。／債務不履行に基づく損害賠償の要件及び効果について、債務不履行の類型の相違に留意しつつ、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 | 第 13 回 賃貸借 | 賃貸借とはどのような契約であり、賃貸人と賃借人の間でどのような権利義務（賃貸人の修繕義務・費用償還義務等を含む）が生じるかを、説明することができる。／賃貸借の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方について、説明することができる。／賃借権の譲渡や賃貸物の転賃がなされた場合の法律関係について、説明することができる。／賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合の法律関係について、説明することができる。／賃借権が第三者によって侵害された場合に、賃借人にどのような救済が認められるかについて、説明することができる。／賃貸借契約の締結に際して交付された敷金とはどのようなものであるか、また、その返還に関する権利義務関係がどうなるかについて、説明することができる。／借地借家法における借地権及び建物賃借権の対抗力に関する規律の趣旨及び概要について、説明することができる。 |
| 第 8 回 弁済の提供と受領遅滞、危険負担 | 弁済の提供とはどのような制度であり、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるかを説明することができる。／受領遅滞とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて、弁済の提供の制度と関連づけながら説明することができる。／双務契約において危険負担がどのような場合に問題となり、その場合に契約上の債権債務がどうなるかについて、具体例を挙げて説明することができる。 | 第 14 回 請負 | 請負人がどのような義務ないし責任を負うかについて、売買における売主の場合と対比して、説明することができる（債権法改正の内容を説明することができる）。／建物建築請負契約において、完成した建物の所有権の帰属に関する判例の考え方とこれに関する学説の主要な見解について、具体的な効果の相違に留意しながら説明することができる。／請負において仕事の目的物が滅失・損傷した場合における法律関係について、説明することができる。 |
| 第 9 回 解除 | 解除が何を目的とした制度であるかについて、説明することができる。／債務不履行を理由とする解除が認められるための要件について、債務不履行の類型の相違を考慮しながら説明することができる。／解除権が行使された場合の当事者間での効果について、説明することができる。／解除権の行使が第三者との関係でどのような意味を持つかについて、説明することができる。 | | |
| 第 10 回 詐害行為取消権 | 責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのかについて、債権者平等の原則との関連にも留意しながら説明することができる。／詐害行為取消権とはどのような制度であるのかについて、詐害行為取消権の法的性質をめぐる議論の概要を含めて説明することができる。／詐害行為取消権の要件（詐害行為と詐害意思）について、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。／詐害行為取消権は誰を相手方として行使すべきであり、その相手方に対する詐害行為取消権行使の効果が誰にどのような影響を及ぼすかを、具体例を挙げて説明することができる。 | | |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

債権法改正に応じて、授業中に適宜指示する。

【参考書】

民法演習Ⅰ&Ⅱに共通（第何版かは省略）
 佐久間毅『民法の基礎 1、2』
 潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
 中田裕康『契約法』
 松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
 家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
 債権法改正につき、筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）
 『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ〔第8版〕』（有斐閣、2018年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
 授業態度、質疑応答 10%
 中間試験 10%
 期末における評価
 定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline and objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of contract and apply them to the actual examples and problems.

LAW500A2

民法演習Ⅱ

新堂 明子、土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の分野をとりあげる。この演習においては、上記主題に関わる具体的な教材事案を示してこれを要件事実整理し、問題解決のための基本論理を、判例および学説の現況をふまえたうえで、学習し、あわせて関連する主な制度及び裁判例を検討する。

【到達目標】

民法演習Ⅱでは物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法の基礎的な諸問題を学習する。討論、対話を通して具体的事案の解決に当たっての法的な分析能力や思考能力を養成することを目標とする。

すなわち、物権法と担保物権法、および相続財産に関わる家族法における諸制度の趣旨を正確に理解できること、基礎知識を応用して紛争を解決するための法律構成を展開できること、問題解決に至る推論過程を論理的に表現できること、以上を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業においては、事前に学生に実際の紛争に関わる具体的事例を提示し、基本類型およびそれと関連する展開例について、双方向的ないし多方向的な議論を行いつつ、事例の問題解決に導いていく。

また、特に重要であると考えられる事例については、知識を確実なものとするため小テストやレポートを課す。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|------------------|--|
| 第 1 回 | 物権的請求権 | 物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。／債権的請求権と物権的請求権の行使 |
| 第 2 回 | 占有（権） | 占有（権）の要件を説明することができる。／占有（権）の効力を説明することができる。 |
| 第 3 回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（1） | 物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 |
| 第 4 回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（2） | 民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。／民法 177 条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者（転得者を含む）の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 |
| 第 5 回 | 登記請求権 | 物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している（共同申請の原則と単独申請ができる例外）。／登記請求権とはどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|---|
| 第 6 回 | 取消しと登記、解除と登記 | 民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 |
| 第 7 回 | 取得時効と登記 | 民法 177 条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因（契約、取消し、解除、取得時効等）に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 |
| 第 8 回 | 相続と登記 | 相続と登記／共同相続と登記／相続放棄と登記／遺産分割と登記／遺贈と登記／相続させる旨の遺言と登記 |
| 第 9 回 | 不動産の即時取得（192 条） | 不動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。／不動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。 |
| 第 10 回 | 共同所有 | 同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げるができる。／共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。 |
| 第 11 回 | 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位 | 抵当権の効力がどのような目的物（果実や目的不動産から分離された目的物等を含む）に及ぶかについて、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権によって担保される債権の範囲はどうなっているか、その範囲について制限が認められる理由は何かを、具体例を挙げて説明することができる。／抵当権について物上代位が認められるのはどのような場合か、また物上代位権を行使するためにどのような要件を備えている必要があるかについて、判例・学説の基本的な考え方を踏まえてながら説明することができる。 |
| 第 12 回 | 抵当権に基づく明渡請求等 | 抵当目的不動産の侵害（物理的侵害や、優先弁済権の実現を困難にする侵害行為）に対して、抵当権者がどのような救済手段を行使することができるかについて、判例・学説の考え方を踏まえて、具体例に即して説明することができる。／ |
| 第 13 回 | 法定地上権 | 抵当権の設定された不動産について、利用権が存在する場合に抵当権と利用権の関係がどうなるかを、説明することができる。／法定地上権とはどのような制度であり、どのような場合に法定地上権が成立するかを、具体例に即して説明することができる。 |
| 第 14 回 | 譲渡担保 | 譲渡担保権者・譲渡担保設定者・第三者がそれぞれどのような法的地位を有するかを、具体例に即して説明することができる。／いわゆる集合動産譲渡担保とはどのような制度であるか、一物一権主義との関係に留意しながら、説明することができる。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、インターネット上の判例データベース・法律文献情報等を使用して事前・事後学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

講義中に適宜指示する。

【参考書】

民法演習Ⅰ&Ⅱに共通（第何版かは省略）
 佐久間毅『民法の基礎 1、2』
 潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
 中田裕康『契約法』
 松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
 家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
 債権法改正につき、筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答・民法（債権関係）改正』（商事法務、2018 年）
 『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ 〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
 授業態度、質疑応答 10%

中間試験 10%
期末における評価
定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

事例を正確に理解するため、時系列、関係図を板書することとする。

【Outline and objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese civil law of land and apply them to the actual examples and problems.

LAW500A2

民法演習Ⅲ

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

不法行為・不当利得・事務管理（いわゆる法定債権）について、具体的事例を用いて分析検討することを通して、これらの分野の理解を深め、確実なものとする。

【到達目標】

不法行為・不当利得・事務管理の諸問題を学習する。学生が具体的な不法行為・事務管理・不当利得の事案の解決に必要な法的な分析や思考をすることができることを目的とする。なお、到達目標を明確にし、達成度確認を容易にするための資料を別途配布する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストの事例を事前に予習し、調査・検討していただくことを前提に授業する。授業は双方向で進める。小レポート等の課題を課することもある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|-------------|
| 第1回 | 不法行為の成立要件：権利侵害 | テキスト 45 問 |
| 第2回 | 不法行為の成立要件：過失・因果関係 | 同 46 問 |
| 第3回 | 不法行為の効果：人身侵害 | 同 47 問 |
| 第4回 | 過失相殺 | 同 49 問 |
| 第5回 | 名誉棄損・プライバシー侵害 | 同 50 問 |
| 第6回 | 責任能力と監督義務者責任 | 同 51 問 |
| 第7回 | 使用者責任 | 同 52 問 |
| 第8回 | 工作物責任 | 同 53 問 |
| 第9回 | 共同不法行為：関連共同性 | 同 54 問 |
| 第10回 | 共同不法行為：過失相殺 | 同 55 問 |
| 第11回 | 製造物責任 | 同 56 問 |
| 第12回 | 事務管理 不当利得：給付利得 | 同 41 問、42 問 |
| 第13回 | 不当利得：侵害利得 | 同 43 問 |
| 第14回 | 不当利得：転用物訴権 | 同 44 問 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業内容を確実に消化するために、教員の指示に従い、判例・文献等に従って、事前・事後の学習を行うことが要求される。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也『Law Practice 民法Ⅱ【債権編】[第4版]』（商事法務）

【参考書】

潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法 第3版』（新世社）
同『債権各論Ⅰ契約法・事務管理・不当利得 第3版』（新世社）
橋本・大久保・小池『リーガルクエスト民法V』（有斐閣）
『民法判例百選Ⅱ債権[第8版]』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20%

①授業態度、授業での質疑応答の内容（10%）

②中間試験（10%）

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

最近の最高裁判例の動向についても、判決内容とともに紹介検討する。課題について起案する機会を増加させる。

【Outline and objectives】

this seminar's aim is to cultivate abilities the Japanese civil law of torts and apply them to the actual examples and problems.

LAW500A2

商法 I

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

商法 I では、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】

学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|---------------|---|
| 第 1 回 | 商法概説 会社法総論 | 商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説 会社の種類・特徴 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 5-17 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 1 頁～17 頁。 |
| 第 2 回 | 株式会社法の基礎 | 株式会社の特徴・キーワード [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 18-25 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 18 頁～27 頁。 |
| 第 3 回 | 株式会社の機関 | 株式会社の機関についての総説 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 130-137 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 142 頁～149 頁。 |
| 第 4 回 | 株主総会 1 | 株主総会についての総説とその招集手続 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 137-147 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 149 頁～156 頁。 |
| 第 5 回 | 株主総会 2 | 株主総会の議事・決議 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 147-161 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 156 頁～176 頁。 |
| 第 6 回 | 株主総会 3 | 株主総会決議の瑕疵 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 162-168 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 176 頁～183 頁。 |
| 第 7 回 | 取締役 | 取締役の資格・員数・任期・選任・終任 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 168-173 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 184 頁～196 頁。 |
| 第 8 回 | 取締役会 | 取締役会の権限と運営 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 173-186 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 196 頁～204 頁。 |

| | | |
|--------|--|--|
| 第 9 回 | 代表取締役 | 代表取締役の地位と代表権 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 186-191 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 204 頁～214 頁。 |
| 第 10 回 | 監査役 会計監査人 会計参与 監査役会 指名委員会等設置会社 監査等委員会設置会社 非取締役会社設置会社 | 監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等 監査役会の権限・運営等 指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役 監査等委員会設置会社の概要 非取締役会社設置会社における株主総会と取締役 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 191-216 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 273 頁～311 頁。 |
| 第 11 回 | 役員等の義務 利益相反取引 | 善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 216-223 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 214 頁～227 頁。 |
| 第 12 回 | 競業取引 報酬規制 | 取締役・執行役の競業取引 取締役・執行役の報酬規制 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 223-230 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 227 頁～241 頁。 |
| 第 13 回 | 役員等の会社に対する責任 | 役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等 責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 231-250 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 241 頁～262 頁。 |
| 第 14 回 | 役員等の第三者に対する責任 | 直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 250-256 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 262 頁～267 頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

明田川クラス

授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

笹久保クラス

予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

明田川クラスは、伊藤靖史ほか『会社法 第 4 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣。笹久保クラスは、柴田和史『会社法詳解 [第 2 版]』(商事法務、2015)。

【参考書】

明田川クラス
会社法判例百選 [第 3 版]
笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』(日本経済新聞出版社、2014)、『会社法判例百選 [第 3 版]』(別冊ジュリスト 229 号) (有斐閣、2016)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト 243 号) (有斐閣、2019)。

【成績評価の方法と基準】

明田川・笹久保クラスとも、期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】

明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。笹久保クラス
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.

LAW500A2

商法

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

商法では、学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。

【到達目標】

学生が商法の全体像を把握した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、商法の全体像を概説した上で、会社法の総論と株式会社の機関の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|---------------|---|
| 第 1 回 | 商法概説 会社法総論 | 商法総則・商行為法、会社法、手形法・小切手法の概説 会社の種類・特徴 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 5-17 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 1 頁～17 頁。 |
| 第 2 回 | 株式会社法の基礎 | 株式会社の特徴・キーワード [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 18-25 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 18 頁～27 頁。 |
| 第 3 回 | 株式会社の機関 | 株式会社の機関についての総説 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 130-137 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 142 頁～149 頁。 |
| 第 4 回 | 株主総会 1 | 株主総会についての総説とその招集手続 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 137-147 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 149 頁～156 頁。 |
| 第 5 回 | 株主総会 2 | 株主総会の議事・決議 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 147-161 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 156 頁～176 頁。 |
| 第 6 回 | 株主総会 3 | 株主総会決議の瑕疵 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 162-168 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 176 頁～183 頁。 |
| 第 7 回 | 取締役 | 取締役の資格・員数・任期・選任・終任 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 168-173 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 184 頁～196 頁。 |
| 第 8 回 | 取締役会 | 取締役会の権限と運営 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 173-186 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 196 頁～204 頁。 |

| | | |
|--------|---|---|
| 第 9 回 | 代表取締役 | 代表取締役の地位と代表権 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 186-191 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 204 頁～214 頁。 |
| 第 10 回 | 監査役 会計監査人 会計参与 監査役会 指名委員会等設置会社 監査等委員会設置会社 非取締役会設置会社 | 監査役・会計監査人・会計参与の資格・任期・選任・終任・権限・報酬等 監査役会の権限・運営等 指名委員会等設置会社における取締役と取締役会、三つの委員会の構成と運営、執行役 監査等委員会設置会社の概要 非取締役会設置会社における株主総会と取締役 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 191-216 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 273 頁～311 頁。 |
| 第 11 回 | 役員等の義務 利益相反取引 | 善管注意義務と忠実義務、取締役・執行役と会社の利益相反取引 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 216-223 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 214 頁～227 頁。 |
| 第 12 回 | 競業取引 報酬規制 | 取締役・執行役の競業取引 取締役・執行役の報酬規制 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 223-230 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 227 頁～241 頁。 |
| 第 13 回 | 役員等の会社に対する責任 | 役員等の任務懈怠責任、経営判断原則、監視義務違反等 責任の免除・軽減・消滅、株主代表訴訟等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 231-250 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 241 頁～262 頁。 |
| 第 14 回 | 役員等の第三者に対する責任 | 直接損害・間接損害、名目的取締役・登記簿上の取締役の責任等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 250-256 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 262 頁～267 頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

明田川クラス

授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

笹久保クラス

予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

明田川クラスは、伊藤靖史ほか『会社法 第 4 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣。笹久保クラスは、柴田和史『会社法詳解 [第 2 版]』(商事法務、2015)。

【参考書】

明田川クラス
会社法判例百選 [第 3 版]
笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』(日本経済新聞出版社、2014)、『会社法判例百選 [第 3 版]』(別冊ジュリスト 229 号)(有斐閣、2016)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト 243 号)(有斐閣、2019)。

【成績評価の方法と基準】

明田川・笹久保クラスとも、期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】

明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
笹久保クラス
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

Students will study on general principle of commercial law. Students will study on theory and important cases of shareholder meeting and responsibilities of directors.

LAW500A2

商法Ⅱ

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

商法Ⅱでは学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】

学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------|---|
| 第 1 回 | 株式会社の設立 1 | 設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 26-34 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 28 頁～38 頁。 |
| 第 2 回 | 株式会社の設立 2 | 出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 35-42 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 38 頁～42 頁。 |
| 第 3 回 | 株式会社の設立 3 | 募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 42-47 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 43 頁～48 頁。 |
| 第 4 回 | 株式会社の設立 4 | 発起人の権限等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 47-56 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 49 頁～51 頁。 |
| 第 5 回 | 株式会社の設立 5 | 会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 56-61 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 51 頁～53 頁。 |
| 第 6 回 | 株式 1 | 株主の権利・義務・責任 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 62-77 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 129 頁～141 頁。 |
| 第 7 回 | 株式 2 | 種類株式 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 77-86 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 54 頁～74 頁。 |

| | | |
|--------|----------------------------------|---|
| 第 8 回 | 株式 3 | 株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 86-100 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 74 頁～90 頁。 |
| 第 9 回 | 株式 4 | 株式の譲渡と権利行使 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 100-112 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 91 頁～100 頁。 |
| 第 10 回 | 株式 5 | 株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 112-129 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 101 頁～128 頁。 |
| 第 11 回 | 株式会社の計算 1 | 剰余金の配当と資本制度等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 257-291 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 312 頁～329 頁。 |
| 第 12 回 | 株式会社の計算 2 | 自己株式等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 291-301 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 329 頁～343 頁。 |
| 第 13 回 | 資金調達 | 募集株式の発行、新株予約権、社債 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 307-359 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 345 頁～402 頁。 |
| 第 14 回 | 組織再編・事業譲渡等 商法総則・商行為法、手形法・小切手法 | 合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収 商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 360-456 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 403 頁～487 頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

笹久保クラス
予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

明田川クラスは、伊藤靖史ほか『会社法 第 4 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣。
笹久保クラスは、柴田和史『会社法詳解 [第 2 版]』(商事法務、2015)。

【参考書】

明田川クラス
会社法判例百選 [第 3 版]
笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』(日本経済新聞出版社、2014)、『会社法判例百選 [第 3 版]』(別冊ジュリスト 229 号)(有斐閣、2016)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト 243 号)(有斐閣、2019)、『手形小切手判例百選 [第 7 版]』(別冊ジュリスト 222 号)(有斐閣、2014)。

【成績評価の方法と基準】

明田川・笹久保クラスとも、期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】

明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
笹久保クラス
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law.

LAW500A2

商法特論

明田川 昌幸、笹久保 徹

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

商法特論では学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解とその応用ができるように、それらの分野についての解説と検討を行う。商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても概略を解説する。

【到達目標】

学生が、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野についての、基本的な法規制・裁判例・学説の理解と応用ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストと参考書や六法を素材に、株式会社の設立・株式・計算・資金調達・組織再編の分野について、解説と検討を行う。授業内容の理解に必要な場合には、商法総則・商行為法や手形法・小切手法についても簡単に触れる。授業中に取り上げられると予想される判例については、インターネットやデータベース等で、あらかじめ目を通しておくことが望ましい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------|---|
| 第 1 回 | 株式会社の設立 1 | 設立の意義、発起人、定款の作成、株主の確定 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 26-34 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 28 頁～38 頁。 |
| 第 2 回 | 株式会社の設立 2 | 出資の履行、役員等の選任、変態設立事項等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 35-42 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 38 頁～42 頁。 |
| 第 3 回 | 株式会社の設立 3 | 募集設立の手続、設立登記、設立中の法律関係 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 42-47 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 43 頁～48 頁。 |
| 第 4 回 | 株式会社の設立 4 | 発起人の権限等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 47-56 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 49 頁～51 頁。 |
| 第 5 回 | 株式会社の設立 5 | 会社の不成立、会社設立の無効、会社の設立に関する責任等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 56-61 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 51 頁～53 頁。 |
| 第 6 回 | 株式 1 | 株主の権利・義務・責任 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 62-77 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 129 頁～141 頁。 |
| 第 7 回 | 株式 2 | 種類株式 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 77-86 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 54 頁～74 頁。 |

| | | |
|--------|----------------------------------|---|
| 第 8 回 | 株式 3 | 株主平等原則、株式の評価、株式の譲渡制限 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 86-100 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 74 頁～90 頁。 |
| 第 9 回 | 株式 4 | 株式の譲渡と権利行使 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 100-112 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 91 頁～100 頁。 |
| 第 10 回 | 株式 5 | 株式振替制度、株式の併合・分割、単元株制度 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 112-129 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 101 頁～128 頁。 |
| 第 11 回 | 株式会社の計算 1 | 剰余金の配当と資本制度等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 257-291 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 312 頁～329 頁。 |
| 第 12 回 | 株式会社の計算 2 | 自己株式等 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 291-301 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 329 頁～343 頁。 |
| 第 13 回 | 資金調達 | 募集株式の発行、新株予約権、社債 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 307-359 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 345 頁～402 頁。 |
| 第 14 回 | 組織再編・事業譲渡等 商法総則・商行為法、手形法・小切手法 | 合併、会社分割、株式交換、株式移転等、事業譲渡等、敵対的買収 商法総則・商行為法、手形法・小切手法についての概説 [準備学習等] 明田川クラス → テキスト 360-456 頁の予習 笹久保クラス → 会社法詳解 2 版 403 頁～487 頁。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

明田川クラス
授業で解説が予定されているテキストの部分と、それに関連する条文にあらかじめ目を通し、自分で理解できるところとわからないところを認識したうえで、授業に参加することが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

笹久保クラス

予習としては、指定された教科書の講義予定の部分、および、関連する条文を一読しておいていただきたい。また、適宜、柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』も見ておいていただきたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

明田川クラスは、伊藤靖史ほか『会社法 第 4 版 (LEGAL QUEST)』有斐閣。
笹久保クラスは、柴田和史『会社法詳解 [第 2 版]』(商事法務、2015)。

【参考書】

明田川クラス
会社法判例百選 [第 3 版]
笹久保クラス
柴田和史『日経文庫ビジュアル 図でわかる会社法』(日本経済新聞出版社、2014)、『会社法判例百選 [第 3 版]』(別冊ジュリスト 229 号)(有斐閣、2016)、『商法判例百選』(別冊ジュリスト 243 号)(有斐閣、2019)、『手形小切手判例百選 [第 7 版]』(別冊ジュリスト 222 号)(有斐閣、2014)。

【成績評価の方法と基準】

明田川・笹久保クラスとも、期末試験 100 %。

【学生の意見等からの気づき】

明田川クラス
理解が難しい項目については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。
笹久保クラス
本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

Students will study on theory and important cases of founding corporation, shares, debentures, dividend, reorganization and commercial law.

LAW500A2

商法演習 I

明田川 昌幸、柴田 和史、柳 明昌

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論を行っているなかでの議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実生起する高度かつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

商法演習 I では、学生がひととおり商法および会社法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法および商行為法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを旨とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-------|--|
| 第 1 回 | 株主総会① | 株主総会および株主総会の権限・招集手続・決議方法の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 142 頁～161 頁 |
| 第 2 回 | 株主総会② | 株主による議決権行使方法・株主提案権の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 161 頁～173 頁 |
| 第 3 回 | 株主総会③ | 株主総会における取締役等の説明義務および株主総会の議長・議事録等の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 173 頁～176 頁 |
| 第 4 回 | 株主総会④ | 株主総会の決議の瑕疵の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 176 頁～183 頁 |
| 第 5 回 | 取締役① | 取締役の地位・権限の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 183 頁～196 頁 |
| 第 6 回 | 取締役② | 取締役会および代表取締役その他の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 196 頁～214 頁 |
| 第 7 回 | 取締役③ | 取締役の義務の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 214 頁～221 頁 |
| 第 8 回 | 取締役④ | 取締役の利益相反取引・報酬その他の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 222 頁～241 頁 |
| 第 9 回 | 取締役⑤ | 取締役の会社に対する責任の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 241 頁～251 頁 |
| 第 10 回 | 取締役⑥ | 株主代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 251 頁～262 頁 |

第 11 回 取締役⑦

取締役の第三者に対する責任および法人格否認の法理の意義と法構造の解説と問題点
[準備学習等]

教科書 262 頁～267 頁、21 頁～27 頁
第 12 回 監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社
監査役・会計監査人・会計参与・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の意義と法構造の解説と問題点
[準備学習等]

教科書 268 頁～311 頁
第 13 回 発起設立
発起設立の意義と法構造の解説と問題点
[準備学習等]

教科書 18 頁～53 頁
第 14 回 商行為
商行為総則・仲立・問屋の意義と法構造の解説と問題点
[準備学習等]
教科書 123 頁～197 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選に掲載されているものでよい）を予習していただくことが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解〔第2版〕』（商事法務）、近藤光男『商法総則・商行為法〔第8版〕』（有斐閣）。ただし、会社法改正の施行日の関係により、テキストの変更がありうるので注意してほしい。その場合は、開講時に改めて指示する。

【参考書】

会社法判例百選〔第3版〕、商法総則商行為判例百選〔第5版〕

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間テスト 20 %

期末における評価

期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

説明が早口になることが、たまにあるようなので、十分に注意したい。

【Outline and objectives】

In this course, Students will study on theory and important cases of shareholder meeting, responsibilities of directors. And students will study on commercial law.

LAW500A2

商法演習Ⅱ

明田川 昌幸、柴田 和史、柳 明昌

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業では、学生がひととおり商法および会社法の基本的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。少人数の演習であるから、文章のまとめ方、実際に討論に入ってから議論の進め方などの指導も可能である。さらに、必要に応じて現実に生起する高度かつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

商法演習Ⅱでは、学生がひととおり商法、会社法、および、手形小切手法の基礎的知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な授業を展開する。授業の範囲は、会社法、商法総則、および、手形小切手法である。本授業は、上記の範囲にわたって、基礎的知識・基礎理論が定着していることを確認したうえで、学生が基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的な問題の適切な処理を行うことができる能力を獲得することを旨とするものである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。学生は、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|----------|--|
| 第 1 回 | 募集設立等 | 募集設立等の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 28 頁～53 頁 |
| 第 2 回 | 株式・種類株式 | 株式・種類株式の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 54 頁～76 頁 |
| 第 3 回 | 株式の譲渡ほか | 株式の譲渡の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 77 頁～100 頁 |
| 第 4 回 | 自己株式ほか | 自己株式ほかの意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 101 頁～128 頁 |
| 第 5 回 | 新株発行 | 新株発行の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 345 頁～369 頁 |
| 第 6 回 | 新株予約権・社債 | 新株予約権の意義と法構造の解説と問題点および社債の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 370 頁～386 頁、教科書 387 頁～402 頁 |
| 第 7 回 | 計算・配当① | 計算・配当の意義と法構造の解説と問題点（計算書類の作成・監査を中心として） [準備学習等] 教科書 312 頁～343 頁 |
| 第 8 回 | 計算・配当② | 計算・配当の意義と法構造の解説と問題点（配当関係を中心として） [準備学習等] 教科書 312 頁～343 頁 |
| 第 9 回 | 組織再編 | 吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転・新設分割・吸収分割の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 403 頁～478 頁 |

| | | |
|--------|---------------------|---|
| 第 10 回 | 株主総会・取締役・監査役・株主等の総括 | 株主総会・取締役会・取締役・監査役・会計参与・会計監査人・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社・株主等の総括 [準備学習等] 教科書 129 頁～311 頁 |
| 第 11 回 | 解散・清算・持分会社 | 解散・清算および持分会社の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 479 頁～499 頁 |
| 第 12 回 | 商法総則 | 商法総則の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 1 頁～119 頁 |
| 第 13 回 | 手形法① | 約束手形の振出の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 25 頁～42 頁、201 頁～248 頁 |
| 第 14 回 | 手形法② | 約束手形の裏書の意義と法構造の解説と問題点 [準備学習等] 教科書 60 頁～125 頁 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、教科書を熟読し、配付資料等を十分に予習し、配布資料に含まれる様々な質問事項について事前に良く調べ、良く考えて、講義に臨まなければならない。また、講義範囲に関連する重要判決等（会社法判例百選、商法総則商行為判例百選、手形小切手判例百選に掲載されているものでよい）を予習しておくことが必要である。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解（第2版）』、近藤光男『商法総則・商行為法（第8版）』、関俊彦『金融手形小切手法（新版）』。ただし、会社法改正の施行日の関係により、テキストの変更がありうる。その場合は、開講時に改めて指示する。

【参考書】

会社法判例百選（第3版）、商法総則商行為判例百選（第5版）、手形小切手判例百選（第6版）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間テスト 20 %

期末における評価

期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

説明が早口になることがたまにあるようなので、十分に注意したい。

【Outline and objectives】

In this course, Students will study on theory and important cases of share, stock-option, debenture, dividend, mergers, share-exchange. And students will study on general principle of commercial law and negotiable instruments.

LAW500A2

民事訴訟法 I

萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

六法のうちのひとつである民事訴訟法の重要性はここで説明する必要はないであろう。しかし、民事訴訟法はあまり人気のある科目ではない。それは民事訴訟法が退屈で分かりにくいからである。民事訴訟法学習の難しさというのは、なかなか全体像がつかめず、全体の中でどのような位置を占めているかがわからないまま勉強せざるをえないことにある。その上、1 年生の段階では民事訴訟法の前提となっている民法や商法の講義もまだ全部終わっていない。こういう科目は本を読んで自習するのはなかなか困難である。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の半期だけでは、なかなか民事訴訟法の全体像をつかむのは難しいが、せつかつかなりの時間をもって講義を受けるのであるから、それに費やした時間を無駄にしないように必ず復習して欲しい。

【到達目標】

民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており、参考資料の判例教材は授業内では扱わない。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|------------------------------|---|
| 第 1 回 | ガイダンス・民事訴訟の理想と目的 | 講義のガイダンス。民事訴訟の目的・裁判所などについて学ぶ。【コアカリキュラム 1-4】 教科書の目次を眺めておく。 |
| 第 2 回 | 民事訴訟の流れ（その 1） | 映像教材で、民事訴訟の流れを把握する。 |
| 第 3 回 | 民事訴訟の流れ（その 2） | 映像教材を復習しながら、民事訴訟の流れを把握する。 |
| 第 4 回 | 民事訴訟の理念と構造 | 民事訴訟の理念と構造、民事訴訟の諸領域について学ぶ。【コアカリキュラム 1-1 ～ 1-4】 |
| 第 5 回 | 裁判所 | 民事裁判権の限界、裁判所の管轄と移送について学ぶ。【コアカリキュラム 2-1-1 ～ 2-1-3】 |
| 第 6 回 | 当事者の意義とその確定・当事者能力・訴訟能力・当事者適格 | 当事者とその確定方法、当事者能力と訴訟能力、当事者適格について学ぶ。【コアカリキュラム 2-2-1 ～ 2-2-3】 |
| 第 7 回 | 訴訟上の代理 | 訴訟上の代理について学ぶ。【コアカリキュラム 2-2-4】 |
| 第 8 回 | 訴えと請求（訴訟物） | 訴訟物の意義について学ぶ。【コアカリキュラム 3-4-1】 |
| 第 9 回 | 訴状の記載事項・請求の特定 | 請求の趣旨及び請求の原因の概念、訴えの類型ごとの請求の特定方法について学ぶ。【コアカリキュラム 3-3-1】 |
| 第 10 回 | 訴え提起の効果 | 二重起訴の禁止を中心に訴え提起の効果について学ぶ。【コアカリキュラム 3-3-2】 |
| 第 11 回 | 訴えの利益一般・確認の利益 | 確認の利益を中心に訴えの利益について学ぶ。【コアカリキュラム 3-2-2(1)(3)】 |
| 第 12 回 | 給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合 | 給付の訴えの利益・形成の訴えの利益・請求の客観的併合について学ぶ。【コアカリキュラム 3-2-2(2)(4)、6-1-1】 |
| 第 13 回 | 処分権主義 | 処分権主義について学ぶ。【コアカリキュラム 3-4-2、5-2-1】 |
| 第 14 回 | 弁論主義 | 弁論主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-1 ～ 4-3-3、4-3-11、5-2-3】 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布された資料の設問の解答を、配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

長谷部由起子『民事訴訟法 第 3 版』（岩波書店、2020 年）

【参考書】

伊藤眞『民事訴訟法〔第 6 版〕』（有斐閣、2018 年）

高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣、2015 年）

小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』（弘文堂、2019 年刊行予定）

【成績評価の方法と基準】

期末試験における評価
定期試験 100 %

【学生の意見等からの気づき】

なるべく具体例をあげて議論しやすい講義を目指す。

【Outline and objectives】

It is not necessary to explain the importance of the civil procedure. However, the Code of Civil Procedure is not a very popular subject. That is because the civil procedure laws are tedious and difficult to understand. The difficulty of learning the civil procedure law is that it is hard to grasp the whole picture and it is necessary to learn without understanding the position occupied in the whole. Moreover, at the stage of the first grade, the lectures of the civil law and the commercial law which are the premise of the civil procedure are still not completed at all. It is rather difficult for such subjects to self-study by reading books. In the lecture, I want to be able to study sophisticated content happily.

LAW500A2

民事訴訟法Ⅱ

萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

前期の「民事訴訟法Ⅰ」でやり残した、民事訴訟法の後半部分を講義する。講義では高度な内容を楽しく勉強できるようにしたい。前期の講義内容を忘れてしまわないように、夏期休暇中に前期の内容をしっかりと復習しておいて欲しい。

【到達目標】

民事訴訟法の手続きの流れとそれを裏付ける理論を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は事前に配付した資料を中心に進められる。該当箇所の教科書を事前に読んでおくことが求められる。配布資料は判例などが素材となっており、参考資料の判例教材は授業内では扱わない。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|------------------------|--|
| 第1回 | 訴訟の準備, 争点整理, 当事者の欠席 | 訴訟の準備と進め方について学ぶ。 【コアカリキュラム 4-2-1, 4-2-5】 |
| 第2回 | 口頭弁論の諸原則 | 口頭弁論の諸原則について学ぶ。【コアカリキュラム 4-2-1】 |
| 第3回 | 当事者の訴訟行為 | 当事者が訴訟の審理においてする訴訟行為について学ぶ。【コアカリキュラム 4-2-2】 |
| 第4回 | 口頭弁論の進行——裁判所の訴訟指揮 | 職権進行主義, 質問権, 弁論の併合・分離, 釈明権, 適時提出主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-1-1, 4-2-4, 4-3-1, 4-2-3】 |
| 第5回 | 送達 | 送達について学ぶ。【コアカリキュラム 4-1-3】 |
| 第6回 | 自由心証主義 | 自由心証主義について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-11】 |
| 第7回 | 事実認定と証明 | 証明度, 証明責任, 証明責任の転換について学ぶ。【コアカリキュラム 4-3-12】 |
| 第8回 | 証拠調べ手続き | 証拠法総論, 人証の取調べ, 物証の取調べ【コアカリキュラム 4-3-4 ~ 4-3-10】 |
| 第9回 | 既判力の意義・作用 既判力の時的限界 | 既判力の意義とその作用について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 既判力の時的限界について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 |
| 第10回 | 既判力の客観的範囲 既判力の主観的範囲 | 既判力の客観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 既判力の主観的範囲について学ぶ。【コアカリキュラム 5-1-3】 |
| 第11回 | 当事者の意思による訴訟終了 | 請求の放棄・認諾, 訴えの取下げ, 訴訟上の和解など当事者の意思により訴訟を終了する制度について学ぶ。【コアカリキュラム 5-2-1, 5-2-2, 5-2-3, 5-2-4】 |
| 第12回 | 訴えの変更・反訴・共同訴訟 | 訴えの変更・反訴・共同訴訟について学ぶ。【コアカリキュラム 6-1-1, 6-1-2, 6-2-1-1 ~ 6-2-1-4】 |
| 第13回 | 独立当事者参加・補助参加・訴訟承継 | 独立当事者参加・補助参加・訴訟承継について学ぶ。【コアカリキュラム 6-2-2, 6-2-4, 6-2-6】 |
| 第14回 | 上訴・再審 | 上訴・再審の総論について学ぶ。【コアカリキュラム 7-1 ~ 7-6】 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布された資料の設問の解答を、配付資料の解説や教科書を参考に作成しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

長谷部由起子『民事訴訟法 第3版』（岩波書店、2020年、3,400円＋税）
ISBN 9784000248907

【参考書】

伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣、2018年）
高橋宏志=高田裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2015年）
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』（弘文堂、2019年刊行予定）

【成績評価の方法と基準】

期末試験における評価
定期試験 100%

【学生の意見等からの気づき】

授業レジュメに補助レジュメ、パワーポイントなど、なるべく学生がいろいろな資料を参照しやすいようにしたいと考えている。

【Outline and objectives】

Lecture on the second half of the civil procedure, which we left behind in "Civil Procedure Law I" in the previous term. In the lecture I want to be able to study sophisticated content happily. In order to avoid forgetting the lecture contents of the previous term, I want you to review the contents of the previous term well during the summer holidays.

LAW500A2

民事訴訟法演習 I

鷹取 信哉、萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①重複起訴の禁止と相殺の抗弁、②当事者の確定・変更、③集団訴訟、④訴えの利益、⑤処分権主義、⑥弁論主義・自白、⑦立証活動、⑧訴訟上の和解、⑨一部請求の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。

なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】

授業を通じて、「訴訟要件」、「審判の対象と資料」、「審理の過程」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。

テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。

受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|------------------------|--|
| 第 1 回 | 重複起訴の禁止と相殺の抗弁（萩澤） | 重複起訴の禁止の原則の制度趣旨、重複起訴の禁止の原則と訴えの利益との関係 [準備学習等] テキスト UNIT 1 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 2 回 | 当事者の確定・変更（鷹取） | 当事者の確定の基準、当事者を誤ったときの措置 [準備学習等] テキスト UNIT 3 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 3 回 | 重複起訴の禁止と相殺の抗弁（つづき）（萩澤） | 重複起訴の禁止の原則と相殺の抗弁との関係 [準備学習等] テキスト UNIT 1 の熟読と設問（Q 2）解答 |
| 第 4 回 | 訴えの利益（鷹取） | 訴えの利益、確認の利益 [準備学習等] テキスト UNIT 5 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 5 回 | 集団訴訟（萩澤） | 当事者能力、当事者適格、任意的訴訟担当 [準備学習等] テキスト UNIT 4 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 6 回 | 訴えの利益（つづき）（鷹取） | 訴訟要件の利益の審理と判断 [準備学習等] テキスト UNIT 5 の熟読と設問（Q 2）解答 |
| 第 7 回 | 処分権主義（萩澤） | 処分権主義、債務不存在確認訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT 7 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 8 回 | 弁論主義・自白（鷹取） | 弁論主義、自白の成立要件、権利自白 [準備学習等] テキスト UNIT 9 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 9 回 | 処分権主義（つづき）（萩澤） | 引換給付判決、不利益変更禁止の原則 [準備学習等] テキスト UNIT 7 の熟読と設問（Q 2）解答 |

| | | |
|--------|------------------|--|
| 第 10 回 | 弁論主義・自白（つづき）（鷹取） | 自白の撤回要件、間接事実の自白 [準備学習等] テキスト UNIT 9 の熟読と設問（Q 2～4）解答 |
| 第 11 回 | 立証活動（萩澤） | 立証手段、文書提出命令 [準備学習等] テキスト UNIT13 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 12 回 | 訴訟上の和解（鷹取） | 訴訟上の和解、訴訟上の和解に関する訴訟代理人の権限、訴訟上の和解における手続的規律 [準備学習等] UNIT15 の熟読と設問（Q 1～3）解答 |
| 第 13 回 | 立証活動（つづき）（萩澤） | 証言拒絶権、損害額の認定 [準備学習等] テキスト UNIT13 の熟読と設問（Q 3）解答 |
| 第 14 回 | 一部請求（鷹取） | 一部請求の意義、既判力の範囲 [準備学習等] テキスト UNIT16 の熟読と設問（Q 1～3）解答 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦『ロースクール民事訴訟法 第5版』有斐閣

【参考書】

高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選（第5版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第2版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法第3版（LEGAL QUEST）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法 新版』岩波書店（2020年2月に第3版が発行予定）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間試験 30%

期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline and objectives】

In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.

LAW500A2

民事訴訟法演習Ⅱ

鷹取 信哉、萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、民事訴訟法の重要論点に対する理解の深化を目的とする。具体的には、①判決効の客観的範囲と上訴の利益、②既判力の時的限界、③判決効の主観的範囲、④複数請求訴訟と控訴、⑤相続関係訴訟、⑥補助参加と同時審判申出訴訟、⑦独立当事者参加、⑧訴訟承継の各論点について、双方向、多方向の議論を通じて、理解を深める。

なお、本授業と共通的な到達目標モデルとの関係については、授業開始時に文書が配布されるので、それを参考にする。

【到達目標】

授業を通じて、「判決および訴訟の終了」、「多数当事者訴訟」などをめぐる重要論点についての理解を深める。また、民事訴訟法関係の多くの判例を検討することにより、判例の理解を深める。以上の学習を通じて、民事訴訟法の解釈・適用に関する応用力を習得し、民事訴訟法についての総合的な学力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

本授業は、研究者と実務家のオムニバス方式で進める。テキストに掲載されている判例及び事例問題を具体的に検討する。結論を知ることが目的ではなく、事案を分析し、判例や学説の考え方を理解することに重点を置く。そのうえで、テキストの事例問題についても個別に検討し、重要論点についての理解を深めていく。

受講生には積極的に発言を求め、皆で議論ができる授業とする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------------------------|---|
| 第 1 回 | 既判力の時的限界（鷹取） | 既判力の時的限界、上訴の利益、付帯控訴 [準備学習等] テキスト UNIT18 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 2 回 | 判決効の客観的範囲と上訴の利益（萩澤） | 既判力の客観的範囲 [準備学習等] テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 3 回 | 相続関係訴訟（鷹取） | 固有要的共同訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 4 回 | 判決効の客観的範囲と上訴の利益（つづき）（萩澤） | 上訴の利益 [準備学習等] テキスト UNIT17 の熟読と設問（Q 3）解答 |
| 第 5 回 | 相続関係訴訟（つづき）（鷹取） | 限定承認と判決効 [準備学習等] テキスト UNIT30 の熟読と設問（Q 3）解答 |
| 第 6 回 | 判決効の主観的範囲（萩澤） | 既判力の主観的範囲、反射効 [準備学習等] テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 7 回 | 補助参加と同時審判申出訴訟（鷹取） | 補助参加 [準備学習等] テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 8 回 | 判決効の主観的範囲（つづき）（萩澤） | 口頭弁論終了後の承継人 [準備学習等] テキスト UNIT19 の熟読と設問（Q 2）解答 |
| 第 9 回 | 補助参加と同時審判申出訴訟（つづき）（鷹取） | 同時審判申出訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT22 の熟読と設問（Q 2）解答 |
| 第 10 回 | 複数請求訴訟と控訴（萩澤） | 訴えの変更、反訴、控訴 [準備学習等] テキスト UNIT21 の熟読と設問（Q 1～3）解答 |

| | | |
|--------|------------------|--|
| 第 11 回 | 独立当事者参加（鷹取） | 独立当事者参加 [準備学習等] テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q 1）解答 |
| 第 12 回 | 訴訟承継（萩澤） | 訴訟承継主義、訴訟承継の要件 [準備学習等] テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q 1・2）解答 |
| 第 13 回 | 独立当事者参加（つづき）（鷹取） | 債権者代位訴訟 [準備学習等] テキスト UNIT23 の熟読と設問（Q 2・3）解答 |
| 第 14 回 | 訴訟承継（つづき）（萩澤） | 訴訟承継の手続 [準備学習等] テキスト UNIT24 の熟読と設問（Q 3・4）解答 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業にあたり、解説レジュメを用意することがある。事前配布されたレジュメについては必ず目を通し、必要な準備をして授業に臨む必要がある。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法 第5版』有斐閣

【参考書】

高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選（第5版）』有斐閣
高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）・（下）（第2版補訂版）』有斐閣
民事訴訟法に関する標準的な教科書、たとえば以下のもの
三木浩一他著『民事訴訟法第3版（LEGAL QUEST）』有斐閣
長谷部由起子『民事訴訟法 新版』岩波書店（2020年2月に第3版が発刊予定）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
中間試験 30%
期末における評価
定期試験 70%
定期試験（期末試験）の範囲は、春学期及び秋学期で学習した全範囲とする。

【学生の意見等からの気づき】

民事訴訟法は難解であるとのイメージが強いようである。できるだけ平易・簡潔な授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline and objectives】

In this class, we aim at deepening the understanding of important issues of the Civil Procedure Law.

LAW500A2

民事法演習

高須 順一

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事紛争の解決の要諦を一定の紛争類型ごとに学習することができる。3 年秋学期の授業であることを考慮し、民事法の総まとめ的な学習となる。したがって、強制執行手続や民事保全手続についても学習することができる。すでに、民法債権法および相続法の改正が実現し施行となるので、この改正法の内容に基づいた授業となる。

民事紛争の解決には断片的な知識だけでは不十分であり、実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識の理解が必要不可欠である。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が必要となる。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようになることを授業の目的とする。

【到達目標】

民事紛争の解決に必要な実体法、訴訟法を含めた総合的な法的知識が理解できるようにする。また、最新の法改正にも対応できるようにする。そのうえで、方針決定に関する決断力、他者への説得力、信頼関係を構築する能力などの諸能力が身に付くようにする。このような総合的な民事紛争解決能力を修得できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

上記の到達目標達成のための重要な要素は討論である。よって、私と学生及び学生同士の討論を授業の最も大きな柱とする。討論を通じて、民事法に関する基礎的知識の理解及び紛争解決能力の修得を実現させたい。予め出題する設例に関して、双方向授業及び多方向授業方式で検討を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------|--|
| 第 1 回 | 法律行為の基本問題（実体法編） | 特定物売買における動機の錯誤の規律 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 2 回 | 法律行為の基本問題（手続法編） | 権利能力なき社団を例として、当事者能力と当事者適格の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 3 回 | 代理の基本問題（実体法編） | 利益相反行為、表権代理類型の検討・民法 110 条の類推適用 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 4 回 | 代理の基本問題（手続法編） | 書証の成立に関する二段の推定の法理 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 5 回 | 時効の基本問題 | 改正債権法下の消滅時効制度の検討、送達制度の理解 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 6 回 | 不動産取引の諸問題（実体法編） | 二重譲渡と対抗の法理、背信的悪意者、通行地役権の対抗問題、 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |

| | | |
|--------|-----------------|---|
| 第 7 回 | 不動産取引の諸問題（手続法編） | 要件事実の理解、弁論主義、法的観点指摘義務、王者的規範、保全処分制度の概要 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 8 回 | 中間試験と解説 | この段階までの授業内容の理解状況を確認するための試験を行い、解説する。 |
| 第 9 回 | 動産取引の諸問題（履行障害法） | 改正債権法における履行障害法の規律の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 10 回 | 債権回収法の諸問題 | 改正債権法における詐害行為取消訴訟の実務 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 11 回 | 不動産担保の重要問題 | 抵当権に基づく物上代位請求および妨害排除請求権の行使としての明渡請求に関する判例法理の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 12 回 | 債権譲渡の重要問題 | 譲渡制限特約や将来債権譲渡の規律の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 13 回 | 保証の重要問題 | 貸借保証や保証意思宣明公正証書の規律の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |
| 第 14 回 | 定型約款の規律 | 定型約款の定義、みなし合意の規律とみなし合意からの除外の検討 [準備学習等] 事前配布問題及びレジュメの検討 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布された問題については、必ず検討して授業に臨む必要がある。また、事前配布レジュメについても目を通す必要がある。なお、自らの理解度を判断するために、問題に対する解答案を文章化することも有要であり、推奨する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

今年度は、昨年度に引き続き特定のテキストを使用せず、事前配布レジュメあるいは事前配布例題を使用する。また、改正債権法関係の資料等を適宜、提供する。

【参考書】

民法、民事訴訟法の基本的教科書（改正債権法に関する記述のあるもの）を随時、参照する必要がある。

【成績評価の方法と基準】

- ① 事例全般にかかわる横断的な知識が正確か否か
 - ② 明確かつ妥当な方針を構築しうるか否か
 - ③ 見解を異にする他の学生に対する反論及び説得を十分に行えるか否か
- 等を評定の基準とする。知識の正確性もさることながら、紛争を解決するための諸能力の有無をより重視したいと考えている。
- 授業期間中における評価（平常点）
- 確認試験 30%
- 期末における評価
- 定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

民事紛争の実態について、できるだけ現実的に理解してもらおうように心がけて授業を行いたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline and objectives】

I learn a key point of the solution to civil affair dispute every constant dispute type. It becomes the learning that it is like the total summary of the Civil Act in consideration of being the class of the first semester for three years. Therefore, I take it up about a forcible execution procedure and the civil affair maintenance procedure. The revision of the civil law credit method and the law of inheritance is already realized, and the enforcement approaches. Therefore it becomes the class based on contents of this revised law. It is by fragmentary knowledge and is inadequate for the solution to civil affair dispute, and understanding of the general legal knowledge including a substantive law, a code of procedure is essential. With that in mind, ability such as the ability to build the decision about the orientation, the persuasive power to others, a relationship of mutual trust is necessary. It is aimed for acquirement of such general civil affair dispute solution ability.

LAW500A2

民法判例演習 I

新堂 明子

単位数：1 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

民法総則、債権総論、契約総論、契約各論、さらに家族法の中から契約法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習 I において時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習 I の復習も兼ねて、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------|--|
| 第 1 回 | 代理関係、無権代理と相続 | 最判昭和 37・8・10 民集 16 巻 8 号 1700 頁（百選 I 38）／最判平成 23・10・18 民集 65 巻 7 号 2899 頁（百選 I 37） |
| 第 2 回 | 表見代理 | 最判昭和 39・5・23 民集 18 巻 4 号 621 頁（百選 I 27）／最判昭 62・7・7 民集 41 巻 5 号 1133 頁（百選 I 34） |
| 第 3 回 | 通謀虚偽表示、錯誤、詐欺・強迫 | 最判平成 18・2・23 民集 60 巻 2 号 546 頁（百選 I 22）／最判平成 28・1・12 民集 70 巻 1 号 1 頁（百選 I 24） |
| 第 4 回 | 債務不履行による損害賠償 | 大判大正 15・5・22 民集 5 巻 386 頁（富喜丸事件判決） |
| 第 5 回 | 解除 | とくになし。 |
| 第 6 回 | 債権譲渡 | 最判平成 13・11・22 民集 55 巻 6 号 1056 頁（百選 I 100） |
| 第 7 回 | 売買、契約不適合責任 | 最判昭和 36・12・15 民集 15 巻 11 号 2852 頁（百選 II 51） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第 1 審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

債権法改正に応じて、授業中に適宜指示する。

【参考書】

民法判例演習 I & II に共通（第何版かは省略）
 佐久間毅『民法の基礎 1、2』
 潮見佳男『債権各論 I』、『債権各論 II』
 道垣内弘人『担保物権法』
 中田裕康『契約法』
 松井宏興『担保物権法』、『債権総論』
 家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
 債権法改正につき、『一問一答』
 『民法判例百選 I～III』

【成績評価の方法と基準】

準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50 %）

授業中の質疑応答（30 %）

TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの取組み状況（20 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【Outline and objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of contract and apply them to the actual examples and problems.

LAW500A2

民法判例演習Ⅱ

新堂 明子

単位数：1 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

【到達目標】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析することによって、民法の解釈と適用のプロセスを理解するとともに、それを実践できる能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

物権法および家族法の中から物権法に関わる分野をとりあげる。この演習においては、同時開講される民法演習Ⅱにおいて時間的な制約から検討または十分検討することができなかった判例を、判例解説を読み解きながら、分析する。

なお、判例を読み解く上で必要な民法の基礎的な知識の定着を図るため、また、民法演習Ⅰの復習も兼ねて、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|-------------------------------------|---|
| 第1回 | 185条・186条 | 最判平成8・11・12民集50巻10号2591頁（百選I 67）／最判平成7・12・15民集49巻10号3088頁 |
| 第2回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（1） | 大判明治41・12・15民録14輯1301頁（百選I 54）／大判明治41・12・15民録14輯1276頁 |
| 第3回 | 不動産の二重譲渡と対抗問題（2） | 最判平成18・1・17民集60巻1号27頁（百選I 60）／最判平成8・10・29民集50巻9号2506頁（百選I 63） |
| 第4回 | 取消しと登記、解除と登記 | とくになし。 |
| 第5回 | 取得時効と登記 | 最判昭和46・11・5民集25巻8号1087頁（百選I 57）（対所有権）／最判平成24・3・16民集66巻5号2321頁（百選I 58）（対抵当権） |
| 第6回 | 即時取得 | とくになし。 |
| 第7回 | 抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲、抵当権に基づく賃料債権に対する物上代位 | 最判平成元・10・27民集43巻9号1070頁（百選I 87）／最判平成10・1・30民集52巻1号1頁（百選I 88） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テーマ（単元）の基本書を読んだ上で、指定された判例とその判例解説を検討し、（1）原告の主張（請求原因、再抗弁等）および被告の主張（抗弁、再々抗弁等）を整理し、（2）第1審、控訴審、上告審がどのような判旨を展開し、どのような当てはめを行ったかについて、全員、レポートを作成し、事前に提出する（その週の月曜日の昼休み終了まで）。なお、補助的に、TKC・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストを解く。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業中に適宜指示する。

【参考書】

民法判例演習Ⅰ&Ⅱに共通（第何版かは省略）
 佐久間毅『民法の基礎1、2』（有斐閣）
 潮見佳男『債権各論Ⅰ』、『債権各論Ⅱ』
 中田裕康『契約法』
 松井宏興『担保物権法』
 家族法につき、有斐閣双書、有斐閣アルマ等。
 民法解説につき、『一問一答』
 『民法判例百選Ⅰ～Ⅲ』

【成績評価の方法と基準】

準備学習（メモの作成）および復習（レポートの提出）（50％）
 授業中の質疑応答（30％）

T K C ・教育支援システム・教材ライブラリーにより提供されるテストへの
取組み状況（20 %）

【学生の意見等からの気づき】
特になし。

【Outline and objectives】

This seminar's aim is to cultivate abilities to construe the Japanese case law of land and apply them to the actual examples and problems.

LAW500A2

民事訴訟法判例演習 I

萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

司法試験や民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、結論、理由、判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに、法的思考力を深化させることを目的とする。さらに、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】

1年次の民事訴訟法 I ・ II、2年次の民事訴訟法演習 I ・ IIを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。

更に、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に配布される資料を参考に、判例を精読しておく。資料に記載された課題を解くことで、十分な予習をして授業に臨む。

授業では、学生が課題に対する解答をし、それを踏まえて議論をし、これを通じて理解を深める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------|------------------------------------|
| 第 1 回 | 民事訴訟の対象 | 法律上の争訟、訴訟と非訟 |
| 第 2 回 | 裁判所 | 管轄、移送、国際裁判管轄 |
| 第 3 回 | 当事者の確定と当事者能力 | 氏名冒用訴訟、死者を当事者とする訴訟、民法上の組合 |
| 第 4 回 | 当事者適格 | 法定訴訟担当、任意的訴訟担当 |
| 第 5 回 | 法人の内部紛争 | 職務代行者と法人の代表者 |
| 第 6 回 | 訴訟能力・法人の代表、訴訟代理 | 意思能力、代表権と表見法理 |
| 第 7 回 | 訴えの利益 | 給付の訴えの利益、確認の利益、形成の訴えの利益 |
| 第 8 回 | 処分権主義 | 訴訟物論争、境界確定訴訟、債務不存在確認訴訟 |
| 第 9 回 | 重複起訴 | 重複訴訟の禁止、債務不存在確認請求と手形訴訟、相殺の抗弁 |
| 第 10 回 | 期日・期間・送達等 | 郵便に付する送達、補充送達の効力 |
| 第 11 回 | 訴訟行為 | 訴訟行為と私法法規、訴訟上の和解、意思表示の瑕疵 |
| 第 12 回 | 弁論主義 | 弁論主義、主要事実と間接事実 |
| 第 13 回 | 当事者の主張の要否と積明 | 当事者からの主張の要否、権利抗弁、積明権、積明義務、法的観点指摘義務 |
| 第 14 回 | 自白の拘束力 | 自白の拘束力、間接事実の自白、権利自白、自白の撤回 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回ごとに指定された判例を読み、基本書等で予習をする。
課題が与えられたときは、その課題に対するレポートを作成する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

高橋宏志他編『民事訴訟法判例百選第 5 版』（有斐閣）

【参考書】

長谷部由紀子『ケースブック民事訴訟法 [第 4 版]』（弘文堂）
伊藤眞『民事訴訟法 [第 6 版]』（有斐閣、2018 年）
高橋宏志=高田 裕成=畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選 [第 5 版]』（有斐閣、2015 年）
小林秀之編『判例講義 民事訴訟法』（弘文堂、2019 年刊行予定）
高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）（下）（第 2 版補訂版）』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

演習での発言 20 %
演習で行う起案の評価 20 %
期末試験での評価 60 %

【学生の意見等からの気づき】

より双方向の講義を目指す。

【Outline and objectives】

In the practice of judicial exams and civil lawsuits, the ability to investigate cases and correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment is essential. Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen legal thinking ability. Furthermore, through submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.

LAW500A2

民事訴訟法判例演習Ⅱ

廣尾 勝彰

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事訴訟の実務では、判例を調査し、事実関係、争点、結論、理由、判断の射程を正しく把握する能力が不可欠である。そこで、本授業では、重要判例の分析を通じて、判例の読み方を習得するとともに、法的思考力を深化させることを目的とする。さらに、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力の獲得を目指す。

【到達目標】

1年次の民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、2年次の民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱを通じて身に付けた基礎的学力を前提に、具体的な判例を通じて、事案の背景・概要を把握し、どのような問題が発生し、これを解決するために、どのような理由をもとに、どのような結論が導かれたか、その射程はどの範囲かを理解する。これに加えて、発展的な問題を議論することで、現代社会に生じる新たな法律問題に対処し得る柔軟な法的思考力を養う。

また、レポート課題の提出を通じて、法律家としての基礎的な論証能力を育むだけでなく、その内容を互いに議論することで、民事訴訟法に関する知識及び思考力の完成を目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業内では毎回テキストに掲載された判例について口頭で議論（質疑応答など）をしながら理解を深めてもらう。

授業外では適宜与えられた課題について書面（レポート）を作成し、提出してもらう。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|------------------|------------------------------|
| 第1回 | 証拠と証明責任 | 証拠上の証明、過失の推定、証明妨害、証明責任の分配 |
| 第2回 | 証拠調べ | 違法収集証拠、文書提出命令、証言拒絶権、反対尋問の保障 |
| 第3回 | 申立事項と判決事項 | 申立事項と判決事項、引換給付判決 |
| 第4回 | 既判力の時的限界 | 既判力、既判力の時的限界、標準時後の事情変更 |
| 第5回 | 既判力の客観的範囲 | 訴訟物と既判力、相殺の抗弁と別訴 |
| 第6回 | 争点効と反射効 | 判決理由中の判断、争点効、反射効 |
| 第7回 | 既判力の主観的範囲 | 口頭弁論終結後の承継人、法人格否認の法理 |
| 第8回 | 通常共同訴訟と同時審判の申立訴訟 | 通常共同訴訟と訴訟人独立の原則、主観的予備的併合 |
| 第9回 | 必要的共同訴訟 | 固有必要的共同訴訟、共同相続関係訴訟、類似必要的共同訴訟 |
| 第10回 | 補助参加の利益 | 補助参加の利益、補助参加人に対する判決の効力 |
| 第11回 | 参加的効力と訴訟告知 | 参加的効力、訴訟告知、告知の効力 |
| 第12回 | 独立当事者参加 | 独立当事者参加、敗訴者の一人の上訴 |
| 第13回 | 訴訟承継と第三者の訴訟引き込み | 訴訟承継の可否、引受訴訟人の範囲 |
| 第14回 | 上訴・再審 | 上訴の利益、不利益変更の禁止 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習としては、参考書も読みながらテキストに掲載された判例のうち指定されたものについてしっかりと予習する。

復習・宿題としては、適宜与えられた課題についてレポートを作成・提出する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2015）

【参考書】

長谷部由起子ほか編著『ケースブック民事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂、2013）

小林秀之著『ケースでわかる民事訴訟法』（日本評論社、2014）

高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2013）

高橋宏志著『重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2014）

【成績評価の方法と基準】

授業前の準備学習の程度および内容の評価（30%）

授業中の発言、質疑応答の回数および内容の評価（30%）

レポートの提出回数および内容の評価（40%）

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

In the practice of civil litigation, it is essential to investigate judicial precedents and to have the ability to correctly grasp factual relations, issues, conclusions, reasons, and range of judgment.

Therefore, in this lesson, through the analysis of important cases, we aim to acquire how to read judicial precedents and deepen legal thinking ability.

Furthermore, through submission of report tasks, we aim to acquire the basic demonstration ability as a lawyer.

LAW500A2

刑法 I

今井 猛嘉

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法総論、すなわち、犯罪の成立要件と、犯罪に対する効果である刑罰について、講義する。法的概念としての犯罪及び刑罰につき、判例を踏まえ、具体的に理解することを目的とする。

【到達目標】

犯罪の一般的成立要件、すなわち、構成要件該当性、違法性、責任について、判例及び学説を踏まえ、具体的に理解できること。

刑罰については、刑罰を科す根拠を責任論との関係において理解し、具体的な刑罰の種別を理解すること。

刑罰論については、法改正の動向も理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義予定に従って講義をする。学生には、多くの質問が投げかけられ、予習の度合い、理解の度合いが確認される。その上で、次の講義について、指示がなされる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------|---|
| 第 1 回 | 罪刑法定主義 | 刑法の基本原則である罪刑法定主義の意義、判例における罪刑法定主義の現れ方を学ぶ |
| 第 2 回 | 犯罪の成立要件 | 行為、構成要件該当性、違法性、責任の意義を学ぶ。 また、単独犯と共犯の相違についても概観を得る。 |
| 第 3 回 | 構成要件該当性 1 | 行為、作為と不作為の違いについて学ぶ |
| 第 4 回 | 構成要件該当性 2 | 因果関係論を、判例を用いて学ぶ |
| 第 5 回 | 構成要件該当性 3 | 因果関係論の現れ方を、不作為犯と共犯の関係を意識して、継続して学ぶ |
| 第 6 回 | 違法性 1 | 刑法における違法性の意義、及び、正当業務行為について学ぶ |
| 第 7 回 | 違法性 2 | 緊急避難避難に關係する諸問題を判例を用いて理解する |
| 第 8 回 | 違法性 3 | 正当防衛に關係する諸問題を判例を用いて理解する（その第 1 回目）。 |
| 第 9 回 | 違法性 4 | 正当防衛に關係する諸問題を判例を用いて理解する（その第 2 回目）。 |
| 第 10 回 | 責任 1 | 刑法における責任の意義、及び、責任主義、責任能力について、判例を用いて具体的に理解する |
| 第 11 回 | 責任 2 | 違法性の意識、及び、その可能性について、判例を用いて理解する |
| 第 12 回 | 責任 3 | 錯誤論について、判例を用いて理解する。その際、未遂論についても、学習する。 |
| 第 13 回 | 共犯論 1 | 共犯の処罰根拠と、これに係わる諸事例を、判例を用いて理解する |
| 第 14 回 | 共犯論 2 | 共犯と身分について、判例を用いて理解する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

シラバスにそって、関連する判例を予習する。

教科書ないし学説は、判例と、その前提となる条文の解釈を理解するための補助手段に過ぎない。

条文 → 判例 → 学説の順に、予習、復習に努めること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

『判例刑法総論』（最新版）（有斐閣）

【参考書】

西田典之『刑法総論』（弘文堂）

山口厚『刑法総論第 2 版』（有斐閣）

今井・小林・島田・橋爪『刑法総論』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

質疑応答 20 %

期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

条文 → 判例 → 学説の順に勉強せず、この逆順を採ることで、理解困難に陥っている学生が散見される。
法律学は、あくまで具体的事例を解釈する道具に過ぎないので、理論倒れにならずに予習、復習を続けてほしい。

【Outline and objectives】

This course lectures the principle of the criminal law with precedents and related academic opinions.

LAW500A2

刑法Ⅱ

佐藤 輝幸

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期前半/Fall(1st half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法典第 2 編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪を中心に、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】

刑法各論のうち、財産犯を除く個人的法益に対する罪及び国家的法益に対する罪の主たる犯罪について、基本的な判例を理解し、それを前提に解釈論を展開することができる。

また、刑法各論に特徴的な、保護法益を基礎に、精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後、新規学修事項の講義を行う。

いずれに対しても、学習支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき、授業中に指名して回答を求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---------------------------------|---|
| 第 1 回 | ガイダンス。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪 1 | 授業の進め方、予習の方法、基本書の選び方等の説明。個人的法益に対する罪概論。生命・身体に対する罪概論。 |
| 第 2 回 | 生命・身体に対する罪 2 | 殺人罪。 |
| 第 3 回 | 生命・身体に対する罪 3 | 暴行罪、傷害罪。 |
| 第 4 回 | 生命・身体に対する罪 4 | 過失致死傷罪、墮胎罪。 |
| 第 5 回 | 生命・身体に対する罪 5 | 遺棄罪。 |
| 第 6 回 | 自由に対する罪 1 | 自由に対する罪総論、逮捕・監禁罪。 |
| 第 7 回 | 自由に対する罪 2 | 略取・誘拐罪。 |
| 第 8 回 | 自由に対する罪 3 | 強姦罪、強制わいせつ罪。 |
| 第 9 回 | 住居に対する罪 | 住居侵入罪。 |
| 第 10 回 | 人格に対する罪 1 | 名誉毀損罪・侮辱罪。 |
| 第 11 回 | 人格に対する罪 2 | 公共の利害に関する特例。秘密漏示罪。 |
| 第 12 回 | 信用及び業務に対する罪 | 信用毀損罪、業務妨害罪。 |
| 第 13 回 | 国家的法益に対する罪 1 | 国家的法益に対する罪総論。 |
| 第 14 回 | 国家的法益に対する罪 2。確認テスト | 公務執行妨害罪。信用及び業務に対する罪までの範囲についての確認テスト。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

該当範囲について、各自の基本書を一読した上で、事前に指定された質問事項について考えておくこと。質問事項に真剣に解答しようとするれば 4 時間程度かかることを前提としている。

いわゆるソクラテックメソッドで授業を行う関係上、必ずしも明確な答えが得られないことも多いため、授業後に、自分の理解を整理・確認した上で、再度基本書や参考文献を読み直し、考え直すことも必要である。この復習には、1、2 時間程度かかることもあるだろう。さらに、試験前に 10～20 時間程度、試験対策を兼ねて復習することも、知識の定着を図るとともに、全体像や相互の関係を理解した上で個別の問題を理解することにつながり、非常に有益であると思われる。

また、授業開始まで（夏休業など）に、刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば、井田良『入門刑法学各論』（第 2 版、有斐閣、2018）など）を読んでおくことを強く薦める。

全体として、授業外での学修は非常に重いものとなるが、本来法学部 4 年間で修得するものを 1 年間で追いつこうとすることによるもので、計画的に行って欲しい。

【テキスト（教科書）】

西田典之ほか編『判例刑法各論』（第 7 版、有斐閣、2018）、末永秀夫ほか『犯罪事実記載の実務』（7 訂版、実務法令、2018）及び、六法（小型のものでよい）は、毎回持参すること。

【参考書】

基本書類については、以下のものを参考に、各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。

井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣、2016）

西田典之『刑法各論』（第 7 版、弘文堂、2018）

松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016）

山口厚『刑法各論』（第 2 版、有斐閣、2010）

今井猛嘉ほか『リーガルクエスト刑法各論』（第 2 版、有斐閣、2013）

【成績評価の方法と基準】

授業での発言 20 %、確認テスト 30 %、期末試験 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

議論している論点がどの要件に関するものなのか、伝わっていないことがあるようである。レジュメ等に修正を加えていくが、受講生の側でも、どの要件の議論をしているのか、常に意識するようにしてほしい。

【Outline and objectives】

We study about offenses against personal interests except property and offenses against national interests.

LAW500A2

刑法Ⅲ

佐藤 輝幸

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期後半/Fall(2nd half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法典第 2 編に規定されている犯罪類型のうち、財産犯及び社会的法益に対する罪について、それぞれの犯罪の趣旨及び成立要件を学修する。

【到達目標】

刑法各論のうち、財産犯及び社会的法益に対する罪の主たる犯罪について、基本的な判例を理解し、解釈論を展開することができる。

また、刑法各論に特徴的な、保護法益を基礎に、精緻な解釈論を展開するという思考方法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

授業の前半で既修事項について復習の確認及び応用的問題の検討を行った後、新規学修事項の講義を行う。

いずれに対しても、学習支援システムにあらかじめ授業の概要と質問事項をアップしておき、授業中に指名して回答を求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|----------------------|-----------------------|
| 第 1 回 | 財産に対する罪 1 | 財産犯総論。 |
| 第 2 回 | 財産に対する罪 2 | 窃盗罪。 |
| 第 3 回 | 財産に対する罪 3 | 強盗罪・恐喝罪。 |
| 第 4 回 | 財産に対する罪 4 | 事後強盗罪、昏酔強盗罪、強盗致死傷罪。 |
| 第 5 回 | 財産に対する罪 5 | 詐欺罪。 |
| 第 6 回 | 財産に対する罪 6 | 電子計算機使用詐欺罪。 |
| 第 7 回 | 財産に対する罪 7 | 横領罪。 |
| 第 8 回 | 財産に対する罪 8 | 背任罪。 |
| 第 9 回 | 財産に対する罪 9 | 毀棄罪。 |
| 第 10 回 | 財産に対する罪 10 | 盗品等関与罪。 |
| 第 11 回 | 社会的法益に対する罪概論。公共危険犯 1 | 社会的法益に対する罪概論。公共危険犯概論。 |
| 第 12 回 | 公共危険犯 2 | 放火罪。 |
| 第 13 回 | 偽造罪 1 | 偽造罪概論。 |
| 第 14 回 | 偽造罪 2 | 文書偽造罪。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

該当範囲について、各自の基本書を一読した上で、事前に指定された質問事項について考えておくこと。質問事項に真剣に解答しようとするれば 4 時間程度かかることを前提としている。

いわゆるソクラティックメソッドで授業を行う関係上、必ずしも明確な答えが得られないことも多いため、授業後に、自分の理解を整理・確認した上で、再度基本書や参考文献を読み直し、考え直すことも必要である。この復習には、1、2 時間程度かかることもあるだろう。さらに、試験前に 10～20 時間程度、試験対策を兼ねて復習することも、知識の定着を図るとともに、全体像や相互の関係を理解した上で個別の問題を理解することにつながり、非常に有益であると思われる。

また、授業開始まで（夏休休業など）に、刑法総論の復習及び刑法各論の入門書（例えば、井田良『入門刑法学各論』（第 2 版、有斐閣、2018）など）を読んでおくことを強く薦める。

全体として、授業外での学修は非常に重いものとなるが、本来法学部 4 年間で修得するものを 1 年間で追いつこうとすることによるもので、計画的に行って欲しい。

【テキスト（教科書）】

西田典之ほか編『判例刑法各論』（第 7 版、有斐閣、2018）、末永秀夫ほか『犯罪事実記載の実務』（7 訂版、実務法令、2018）及び六法（小型のものでよい）は、毎回持参すること。

【参考書】

基本書類については、以下のものを参考に、各自で自由に選択してよい（初回のガイダンスで説明する）。

井田良『講義刑法学・各論』（有斐閣、2016）

西田典之『刑法各論』（第 7 版、弘文堂、2018）

松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016）

山口厚『刑法各論』（第 2 版、有斐閣、2010）

今井猛嘉ほか『リーガルクエスト刑法各論』（第 2 版、有斐閣、2013）

【成績評価の方法と基準】

授業での発言 30 %、期末試験 70 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【Outline and objectives】

We study about offenses against property and offenses against public order.

LAW500A2

刑事基礎演習 I

野嶋 慎一郎

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

初学者に対し、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念を体得させることを目的とする。刑法総論・各論は「どのような場合に犯罪が成立するか」を考察するのであり、「構成要件該当性 → 違法性 → 責任」という体系的な思考をする。刑事訴訟法は「捜査や刑事裁判がどのように行われるのか」という手続面を考察するものである。

本講義では、刑法、刑事訴訟法の基本的な概念をできるだけ平易に解説し、理解してもらうつもりである。

【到達目標】

法的な問題の解決とは、①法的な問題点の抽出、②適切な規範を定立、③規範の当てはめ、④一定の解決、結論を導く、という思考・表現をすることである。

この過程で最も大切なのは適切な規範を定立することであり、法律、判例、学説などについて基本的な理解、知識がなければ定立することができない。基本的な理解、知識が欠落していれば規範を定立することができず、問題解決には至らない。また、それがあいまいであれば、不十分な解決しかできない。本講義の到達目標は、①刑法、刑事訴訟法について基本的な知識、理解をすること、②問題解決の前提となる適切な規範を定立すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）しておくことを前提とする。

授業は、双方向の対話形式で進行する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------------------------|--|
| 第 1 回 | ガイダンス | 今後の進め方 |
| 第 2 回 | 構成要件該当性（1） 構成要件該当性（2） | 不作為、因果関係 故意、過失 錯誤論 |
| 第 3 回 | 違法性 | 正当防衛 緊急避難 |
| 第 4 回 | 責任 未遂 | 責任能力（原因において自由な行為） 実行の着手 中止犯、不能犯 |
| 第 5 回 | 共犯（1） | 共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯 |
| 第 6 回 | 共犯（2） | 間接正犯 共犯と錯誤 承継的共犯 |
| 第 7 回 | 個人的法益に対する罪 （1）財産犯以外 | 殺人、遺棄、傷害 監禁、名誉毀損 |
| 第 8 回 | 個人的法益に対する罪 （2）財産犯 | 窃盗、強盗、恐喝、詐欺 横領、背任 |
| 第 9 回 | 社会的・国家的法益に対する罪 | 放火 偽造 賄賂 |
| 第 10 回 | 捜査（1） | 任意捜査と強制捜査 職務質問、任意同行 |
| 第 11 回 | 捜査（2） | 逮捕・勾留 捜索・差押え 自白 |
| 第 12 回 | 公訴提起 | 訴因と公訴事実 |
| 第 13 回 | 公判 | 訴因の明示・特定 訴因変更 |
| 第 14 回 | 証拠 | 公判準備と証拠開示 証拠の関連性 伝聞法則、伝聞例外 違法収集証拠 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に、レジュメ・検討課題等を配布するので、読み込んで予習（課題の提出を含む）しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定はしない

【参考書】

大塚裕史他「基本刑法Ⅰ」（日本評論社）

大塚裕史他「基本刑法Ⅱ」（日本評論社）

池田修他「刑事訴訟法講義」(東京大学出版会)

【成績評価の方法と基準】

授業中における評価(平常点)
 授業での質疑応答 10%
 課題の評価 40%
 期末における評価
 定期試験 50%

【学生の意見等からの気づき】

教師と受講生の双方向の議論により、受講生の理解をより深めたいと考えている。
 疑問に思う点、分からない点は、気後れせず、遠慮せず、何でも質問してほしい。

【Outline and objectives】

I have for my object that Criminal law and Criminal Procedure Code make them master a basic concept to a learner. Criminal law is a substance way about criminal formation. Criminal Procedure Code is procedural law about criminal trial.

I'm going to explain the concept that Criminal law and Criminal Procedure Code are basic as simply as possible in this lecture.

LAW500A2

刑事基礎演習Ⅱ

水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年(秋学期授業/Fall)

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

刑事法全体の流れと問題点を理解し、法科大学院における刑事法の検討方法・刑事事件に対するアプローチの基本を学ぶ

【到達目標】

刑法や刑事訴訟法の学習が、実際の刑事事件の流れの中で、どのように位置付けられるかを知り、検察官、弁護士、裁判官がどのような規定に基づき、どのような判断要素の下に、どのような活動をするかを把握する。その上で、裁判傍聴や日頃のニュースを見聞きする中で、刑事法に関する問題意識を高め、教授や他の学生と議論し、自らの意見を適切に発表できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的な事項を講義するほか、配布した設例に基づき、接見や法廷活動の実演を積極的に取り入れ、法律家がどのような活動をするかを体験できるようにします。

法廷傍聴の報告、プレゼンの準備、刑事実体法のトピックの検討なども組み込みます。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

あり/Yes

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|------------------------------|--|
| 第1回 | ガイダンス 身柄拘束制度の概観 | 本科目の概要と注意点を示す。 身柄拘束に関する制度と、検察官、弁護士、裁判官の活動 |
| 第2回 | 捜査機関・裁判官の活動(逮捕段階) | 設例につき、警察から事件送致を受けた検察官の活動と、勾留請求を受けた裁判官の判断要素 |
| 第3回 | 弁護人の活動(逮捕段階) | 設例につき、初回接見の模擬活動のほか、被疑者の権利保護のための弁護人の活動 |
| 第4回 | 検察官の活動(起訴不起訴の決定まで) | 設例につき、検察官の捜査に関する活動と起訴不起訴の判断要素 |
| 第5回 | 弁護人の活動(起訴不起訴の決定まで) | 設例につき、被疑者の権利保護及び不起訴をめざす弁護人の活動 |
| 第6回 | 公判における、証拠の請求・意見・採否決定・証拠調べの概観 | 設例につき、証拠調べに関する全体像と証拠等関係カードの読み方 |
| 第7回 | 公判手続(人定質問～書証の取調べまで) | 設例につき、公判手続の前半段階の概要と実演 |
| 第8回 | 公判手続(証人尋問、被告人質問、弁論) | 設例につき、公判手続の公判段階の概要と実演 |
| 第9回 | 裁判員裁判の特例(公判前整理手続を含む) | 通常の裁判と異なる点の確認。公判前整理手続の概要と証拠開示制度 |
| 第10回 | 犯罪被害者保護制度 | 犯罪被害者保護制度の概観と問題点 |
| 第11回 | 少年法の特例 | 成人の刑事事件と異なる少年法の特異性 |
| 第12回 | 刑事事件に関連する諸科学 | 精神医学や供述心理学の概要 |
| 第13回 | プレゼン1 | 自ら選んだ刑事法に関する問題につき発表する |
| 第14回 | プレゼン2 | 自ら選んだ刑事法に関する問題につき発表する |

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

予め与えられた課題があるときは、各自が持っている刑法や刑事訴訟法の教科書を読み、問題点を把握しておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

各人が持っている刑法、刑事訴訟法の教科書

【参考書】

刑法判例百選Ⅰ総論(第7版)有斐閣
 刑法判例百選Ⅱ各論(第7版)有斐閣
 刑事訴訟法判例百選(第10版)有斐閣

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)
 ・授業内の質疑応答における貢献度 50%
 ・プレゼンの充実度 30%
 ・接見や公判活動の実演の充実度 20%

【学生の意見等からの気づき】

裁判官・弁護士として活動した経験を有する実務家教員ならではの「使える刑事法」を理解できるように実施していきます。

【Outline and objectives】

This course covers the current and problems, the method of to guess at a law school and fundamental approach to criminal cases

LAW500A2

刑事訴訟法 I

水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事訴訟法の全体像をつかみ、刑事事件において生起する諸問題がどのような問題であるかを理解する。

【到達目標】

刑事訴訟法の全体的な流れを把握し、刑事訴訟法の基本的な問題点の知識を習得し、捜査・公訴の提起・証拠という 3 本柱の諸問題点を理解できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストの該当部分を読んでくる予習を前提に、質疑応答を行うソクラテスマソッド方式で行います。恥ずかしがらずに、どんどん発言して下さい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------|---|
| 第 1 回 | 刑事手続の概観 捜査 1 | 主要な手続の流れ 捜査の端緒 |
| 第 2 回 | 捜査 2 | 職務質問・所持品検査 任意捜査と強制捜査 任意捜査の限界 令状主義 |
| 第 3 回 | 捜査 3 | 身柄拘束をめぐる問題 |
| 第 4 回 | 捜査 4 | 逮捕・勾留 |
| 第 5 回 | 捜査 5 | 客観的証拠の収集 搜索・差押え・検証 被疑者取調べ |
| 第 6 回 | 公訴の提起 1 | 被疑者の防御活動 弁護人の活動 捜査の終了 起訴便宜主義 予断排除 |
| 第 7 回 | 公訴の提起 2 | 公訴の対象 |
| 第 8 回 | 公判 1 | 公訴の要件と効果 公判の準備活動 |
| 第 9 回 | 公判 2 | 公判の構成 訴因変更の可否・要否 |
| 第 10 回 | 証拠法 1 | 公判期日の手続 裁判員制度 証拠の分類 証拠能力と証明力 事実認定 |
| 第 11 回 | 証拠法 2 | 自白法則 |
| 第 12 回 | 証拠法 3 | 伝聞法則 |
| 第 13 回 | 証拠法 4 | 伝聞法則の例外 |
| 第 14 回 | 証拠法 5 | 共同被告人の証拠 証拠の許容性 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストを読んで予習すること。
参考書を読んで復習すること。
本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義（第 5 版）』（東京大学出版会・2014 年）

【参考書】

『刑事訴訟法判例百選（第 10 版）』（有斐閣・2017 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 20 %

期末における評価

定期試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

受講生にとっては初めて刑事訴訟法を学ぶ機会になるので、基本的な概念を分かりやすく説明していきたいと思えます。

【Outline and objectives】

This course covers and deepens the whole of criminal procedure law and what problem is occur in criminal cases.

LAW500A2

刑事訴訟法Ⅱ

水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：1 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事訴訟法Ⅰで学んだ刑事手続の流れを基本にして、刑事訴訟法の典型的な問題点を取り上げ、質疑応答を行うことにより、刑事訴訟法の理解を深め、分析する手法を学ぶことを目的とします。

【到達目標】

刑事訴訟法の全分野に及ぶ基本的な問題点につき、判例・学説に基づいて分析、表現することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的な設問につき、自分で骨子を考えた上で質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|--------------------|-------------------------------|
| 第1回 | 任意捜査と強制捜査 | 両者の区別の基準と、その当てはめの方法を学ぶ |
| 第2回 | 職務質問、所持品検査、任意捜査の限界 | これら任意処分の限界の基準とその当てはめを学ぶ |
| 第3回 | 逮捕・勾留 | 身柄拘束に伴う諸問題を学ぶ |
| 第4回 | 令状による捜索・差押え | 令状主義による規制とその限界を学ぶ |
| 第5回 | 無令状捜索・差押え | 令状主義の例外とその範囲を学ぶ |
| 第6回 | 取調べと接見交通 | 捜査機関による取調べの限界と、弁護人による援助の範囲を学ぶ |
| 第7回 | 捜査におけるその他の問題 | おとり捜査などを学ぶ |
| 第8回 | 公訴提起 | 公訴提起に伴う諸問題を学ぶ |
| 第9回 | 訴因変更 | 訴因変更の要否、可否などを学ぶ |
| 第10回 | 自白・類似事実証拠排除 | これら証拠能力に関わる問題を学ぶ |
| 第11回 | 伝聞と非伝聞 | 区別の基準、当てはめを学ぶ |
| 第12回 | 伝聞例外 | 実況見分調査、自己矛盾供述など典型的な伝聞例外を学ぶ |
| 第13回 | 違法収集証拠排除 | その根拠と適用基準を学ぶ |
| 第14回 | 公判におけるその他の問題 | 択一的認定などを学ぶ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

刑事訴訟法Ⅰでの学習結果を見直すこと。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自が有する刑事訴訟法のテキスト

【参考書】

- 『刑事訴訟法判例百選（第10版）』（有斐閣・2017）
- 『事例演習刑事訴訟法（第2版）』（古江頼隆）（有斐閣・2015）
- 『刑事訴訟法の争点（新・法律学の争点シリーズ6）』（有斐閣・2013）

【成績評価の方法と基準】

授業における質疑応答における貢献度 30 %
期末試験の成績 70 %

【学生の意見等からの気づき】

初学者に対する、基本的で分かりやすい説明を心掛けます。

【Outline and objectives】

After the lesson of criminal procedure law 1, this advanced course covers and deepens the understanding of the procedures and the way of analyzing.

LAW500A2

刑法演習Ⅰ

京藤 哲久、水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法総論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】

刑法総論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法総論のより深い理解を得ることを目的とし、事例問題に対応できる実力が身につく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義の回と演習の回を併用する。演習については、具体的な設例に対するレポートの作成を求め、それに伴う質疑応答を行う。いずれの回も、教員が配布する資料や下記参考書の該当部分を、個人ないしグループで予め検討しておくことが求められる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|----------------------------------|
| 第1回 | 因果関係・不作為（1） | 相当因果関係説と危険の現実化説の適用関係、介入行為による影響など |
| 第2回 | 因果関係・不作為（2） | 作為義務の根拠、不作為犯における因果関係など |
| 第3回 | 防衛論（1） | 正当防衛の要件、誤想過剰防衛など |
| 第4回 | 防衛論（2） | 積極的加害意思、自招侵害など |
| 第5回 | 故意・錯誤（1） | 事実の錯誤、防衛行為が第三者に及んだ場合の処理など |
| 第6回 | 故意・錯誤（2） | 正当防衛状況の認識、防衛行為の相当性の認識など |
| 第7回 | まとめ | 第1回～第6回での学習の理解度を確認する |
| 第8回 | 実行の着手・中止犯（1） | 実行の着手の意義や認定基準など |
| 第9回 | 実行の着手・中止犯（2） | 中止未遂の要件など |
| 第10回 | 過失・原因において自由な行為（1） | 過失の基本構造、旧過失論と新過失論など |
| 第11回 | 過失・原因において自由な行為（2） | 責任能力、原因において自由な行為の理論など |
| 第12回 | 共犯の諸問題（1） | 共謀共同正犯、間接正犯など |
| 第13回 | 共犯の諸問題（2） | 承継的共同正犯、共犯関係からの離脱など |
| 第14回 | まとめ | 第1回～第13回までの学習の理解度を確認する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予定にしたがって十分に予習をし、演習の趣旨に沿ったレポートを書く。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自の有する刑法総論のテキスト

【参考書】

- 井田良他『刑法事例演習教材（第2版）』（有斐閣）
- 島田聡一郎他『事例から刑法を考える（第3版）』（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価
知識確認テスト 10%、質疑応答 10%
期末における評価
期末試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

できるだけ分かりやすく説明していきます。積極的な発言を求めます。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

特になし

【Outline and objectives】

This advanced course covers and deepens important general doctrines of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned doctrines.

LAW500A2

刑法演習Ⅱ

京藤 哲久、水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法各論の重要な問題点についての知識を確実なものとし、具体的な設例などに対する解決を図る能力を涵養する

【到達目標】

刑法各論に関する判例の理解を深め、判例に応じて発展を続ける学説も踏まえることで、刑法各論のより深い理解を得ることと目的とし、事例問題に対応できる実力が身に付く。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

講義とレポート作成を併用し、質疑応答を行う。教員が配布する資料や、下記参考書の該当部分を個人ないしグループで予め検討しておくことが求められる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|----------------------|
| 第1回 | 財産犯（1） | 窃盗罪、強盗罪など |
| 第2回 | 財産犯（2） | 詐欺罪・恐喝罪など |
| 第3回 | 財産犯（3） | 横領罪、背任罪など |
| 第4回 | 財産犯（4） | 財産犯相互の関係など |
| 第5回 | その他の個人的法益に関する罪（1） | 同意殺人罪、遺棄罪など |
| 第6回 | その他の個人的法益に関する罪（2） | 逮捕監禁罪、業務妨害罪など |
| 第7回 | まとめ | 第1回～第6回の学習の理解度を確認する |
| 第8回 | 社会的法益に関する罪（1） | 文書偽造罪など |
| 第9回 | 社会的法益に関する罪（2） | 放火罪など |
| 第10回 | 国家的法益に関する罪（1） | 賄賂罪など |
| 第11回 | 国家的法益に関する罪（2） | 司法作用に関する罪、公務執行妨害罪など |
| 第12回 | 総合問題（1） | 各罪相互の関係など |
| 第13回 | 総合問題（2） | 複雑な事例の分析など |
| 第14回 | まとめ | 第1回～第13回の学習の理解度を確認する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予定にしたがって十分な予習をし、設例に応じたレポートを作成する。講義や添削を受けた後は復習を尽くす。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自の有する刑法各論のテキスト

【参考書】

井田良他『刑法事例演習教材（第2版）』（有斐閣・2014年）
島田聡一郎他『事例から刑法を考える（第3版）』（有斐閣・2014年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

知識確認テスト 10%、質疑応答 10%

期末における評価

期末試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

見解の対立点を研ぎほぐすような進捗を図るつもりです。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

特になし

【Outline and objectives】

This advanced course covers and deepens important problems of special part of substantive criminal law and cultivate the ability to settle cases which need deep knowledge on above mentioned area.

LAW500A2

刑事訴訟法演習Ⅰ

安東 美和子、田中 開

単位数：2 単位 | 受講年次：2 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業範囲は、捜査を中心とした起訴前の手続。各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探究した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】

設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実にとどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行っておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。さらに、授業で取り扱ったテーマに関連するレポート作成の宿題を課す。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------------------|--|
| 第1回 | 捜査の基本原則 逮捕・勾留（1） | 強制処分法定主義、任意捜査の原則、令状主義 逮捕・勾留の要件、逮捕前置主義、事単位原則 |
| 第2回 | 逮捕・勾留（2） | 一罪一勾留の原則、再逮捕・再勾留、別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(1) |
| 第3回 | 逮捕・勾留（3） | 別件逮捕・勾留と余罪の取調べ(2) |
| 第4回 | 令状による捜索・差押え（1） | 物的証拠の収集手段、令状主義の趣旨、捜索差押状発付の手続と要件、捜索差押状の記載、捜索差押状の執行 |
| 第5回 | 令状による捜索・差押え（2） | 捜索・差押えの範囲、コンピュータ・記録媒体等の差押え、捜索差押えの際の写真撮影 |
| 第6回 | 逮捕に伴う無令状の捜索・差押え | 趣旨、逮捕に伴う捜索・差押えの要件、被逮捕者の身体・所持品の捜索・差押え |
| 第7回 | 体液等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査(1) | 身体を対象とした強制処分の種類、体液、嚥下物等の強制的な取得 強制捜査と任意捜査の区別の基準・根拠、任意捜査の限界 |
| 第8回 | 職務質問 | 職務質問と捜査、職務質問のための停止、自動車検問 |
| 第9回 | 任意同行と取調べ | 任意同行の限界、任意同行に引き続く取調べの限度 |
| 第10回 | 所持品検査 | 所持品検査 |
| 第11回 | 強制捜査と任意捜査(2) | 写真撮影、ビデオ撮影・録画、荷物のX線検査、GPS捜査等 |
| 第12回 | 強制捜査と任意捜査(3) | 会話・通信の傍受の法的性質、電話の通話内容の傍受等 |
| 第13回 | おとり捜査 | おとり捜査の問題点・許否 |
| 第14回 | 身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通 | 弁護人の援助を受ける権利と接見交通権、接見指定の要件 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法（有斐閣アルマ）」の該当箇所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し、討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと。授業後は、授業内容を復習するほか、宿題として課される③指示された内容のレポートを作成すること。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

- 1 田中開ほか『刑事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣アルマ）2020年3月刊行予定
- 2 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〕〔第5版〕』（有斐閣）

【参考書】

- 1 酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）（必要な部分は配付するので購入する必要はない。）
- 2 池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第6版〕』（東京大学出版会）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

授業における質疑応答・発表内容 10 %

レポート 20 %

授業期間終了後における評価

定期試験 70 %

【学生の意見等からの気づき】

効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline and objectives】

Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal investigation.

LAW500A2

刑事訴訟法演習Ⅱ

安東 美和子、田中 開

単位数：2単位 | 受講年次：2年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業範囲は、公訴、公判、証拠等起訴後の手続。刑事訴訟法演習Ⅰと同様に、各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例について検討議論することを通じて、関係する法の規定とその解釈、判例等を学ぶ。法解釈においては、立法目的や法原則・原理を探究した上で行うことができる法解釈能力を、判例の学習においては、その裁判例が定立した規範・判断枠組がいかに当該具体的事案の合理的解決を導いたかを解明できる法的分析能力を体得し、法律実務家に必要な法的思考力、事案解決能力等を身に付けることが目的である。

【到達目標】

設例に関係する法規定のほか、関係する法原則・原理を正しく理解し、関係する判例が、当該具体的事実関係において、どのような法的問題を捉え、具体的な事実とどのような法を適用して、当該事案の合理的解決を図ったのかを解明して判例の射程距離を正しく把握した上、取り上げる設例と判例の事案の相違を意識しながら、設例の合理的解決を検討することを通じて、未知の問題事例に遭遇しても応用のきく柔軟な法的思考力、事案解決能力等が身に付けられる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

各回のテーマごとに事前に配付・指示する設例に基づき、当該設例の法的問題点は何か、その問題点を解決するために必要な法の規定、法原則・原理、関連する判例は何か、設例の事実の中から法的に意味のある事実を抽出して上記の法を当てはめ、いかに合理的な結論を導くか（以下「検討事項」という。）について討論する。授業は、これらの点について学生に発表させて議論する形で進める。学生は、事前にテキストをよく読み、特に関係する判例は「ケースブック刑事訴訟法」で当該判例の具体的事実関係を十分把握しつつ読み込んで、設例の検討を行うておく必要がある。必要に応じて、参考資料、文献を配付する。さらに、授業で取り扱ったテーマに関連するレポート作成の宿題を課す。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|--|
| 第1回 | 公訴の提起 | 公訴提起の諸原則、検察官の訴追裁量権、公訴提起の要件、予断排除の原則 |
| 第2回 | 訴因の意義・機能 | 訴因の意義・機能、訴因の明示・特定 |
| 第3回 | 訴因の変更(1) | 訴因変更の意義・要否 |
| 第4回 | 訴因の変更(2) | 訴因変更の要否・可否 |
| 第5回 | 訴因の変更(3) | 訴因変更の要否・可否のほか、訴因変更に関連するその他の問題 |
| 第6回 | 被告人、黙秘権 弁護人 | 被告人の訴訟能力、被告人の地位、黙秘権の意義、範囲 弁護人の選任、国選弁護 |
| 第7回 | 拳証責任と推定 証拠の関連性 | 拳証責任と推定 関連性の意義、被告人の前科・類似行為の立証 |
| 第8回 | 自白法則(1) | 自白法則、自白の証拠能力、約束による自白、偽計による自白、違法手続で獲得された自白 |
| 第9回 | 自白法則(2) | 自白の証拠能力、派生証拠、自白の証明力・補強法則 |
| 第10回 | 伝聞法則(1) | 伝聞法則の趣旨、伝聞の意義・伝聞と非伝聞 |
| 第11回 | 伝聞法則(2) | 伝聞の意義・伝聞と非伝聞、伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書 |
| 第12回 | 伝聞法則(3) | 伝聞例外、弾劾証拠、再現実況見分調書 |
| 第13回 | 違法収集証拠の排除法則 | 違法収集証拠排除の根拠、証拠排除の基準、違法な手続と証拠との関係、違法性の承継・毒樹の果実論 |
| 第14回 | 公判の準備 | 公判の準備、公判前整理手続 |
| 第15回 | 公判の裁判 | 概括的認定・択一的認定、裁判の効力 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習として、①事前に読んでおくよう指示される「刑事訴訟法講義」の該当箇所、「ケースブック刑事訴訟法」中の判例、参考資料等をよく読み込んでおくこと、②事前に配付・指示される設例について、授業で発表できる程度に検討事項をよく検討し、討論に臨むこと。なお、事前学習では、根拠条文をその都度確認すること。判例については、判旨だけでなく、具体的にどのような事実関係であったかについても、十分理解しておくこと。授業後は、授業内容を復習するほか、宿題として課される③指示された内容のレポートを作成すること。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

- 1 池田修ほか『刑事訴訟法講義〔第6版〕』（東京大学出版会）
- 2 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〕〔第5版〕（有斐閣）

【参考書】

酒巻匡ほか『演習刑事訴訟法』（有斐閣）（必要な部分は配付するので購入する必要はない。）

【成績評価の方法と基準】

| | |
|------------------|-----|
| 授業期間中における評価（平常点） | |
| 授業における質疑応答・発表内容 | 10% |
| レポート | 20% |
| 授業期間終了後における評価 | |
| 定期試験 | 70% |

【学生の意見等からの気づき】

効率的な予習ができるような資料を配付し、各学生のレベルにも応じた柔軟な対応を心掛けたい。

【Outline and objectives】

Through case study in this course, students learn analysis of both statute and case law, and application of the law in criminal procedure. This course mainly includes criminal prosecution and trial.

LAW500A2

刑事法演習

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：3年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

既に体得した刑法、刑事訴訟法の知識を前提として、具体的な事例問題（司法試験問題あるいは同レベルの問題）について、問題点の抽出、規範の定立と当てはめ、一定の結論を導くこと、主にその表現方法を体得してもらうことを目的とする。

自分が理解していることを、口に出して表現することは難しく、文章で表現することは更に難しい。しかしながら、法曹実務家にはそのような表現力が必要とされる。

【到達目標】

基礎的な知識が欠落していれば規範を定立することはできないし、基礎的な知識があいまいであれば説得的な表現はできない。

本講義では、具体的な事例問題の検討、表現を通じて、①問題点の抽出、規範の定立と当てはめについて自分なりの説得的な表現方法を身に付けること、②自分の欠点（基礎的な知識の欠落、不十分）を把握しそれを補充すること、を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に、課題を出題するので、期限までにレポートを提出してもらう。

講義冒頭に、評価したレポートを返却し、講義用レジュメを配布する。

講義では、表現方法の確立という観点から、双方向の対話形式で、講義を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|------------------------|-------------------------------|
| 第1回 | 構成要件該当性（1） | 不作為犯、因果関係 |
| 第2回 | 構成要件該当性（2） | 故意・過失 錯誤論 |
| 第3回 | 違法性 | 正当防衛、緊急避難 正当行為 |
| 第4回 | 未遂 | 実行の着手時期 不能犯、未遂犯 |
| 第5回 | 共犯（1） | 共同正犯、共謀共同正犯、狭義の共犯 |
| 第6回 | 共犯（2） | 共犯と身分 共犯と錯誤 承継的共犯 |
| 第7回 | 個人的法益に対する罪 （1）財産罪以外 | 殺人、遺棄、傷害 監禁、名誉毀損 |
| 第8回 | 個人的法益に対する罪 （2）財産罪 | 窃盗、強盗、恐喝 横領、背任、詐欺 |
| 第9回 | 社会的・国家的法益に対する罪 | 放火 偽造 賄賂 |
| 第10回 | 捜査（1） | 任意捜査と強制捜査 捜索・差押え |
| 第11回 | 捜査（2） | 逮捕、勾留 自白の証拠能力 |
| 第12回 | 公訴提起 | 訴因と公訴事実 訴因の特定・明示 |
| 第13回 | 公判 | 訴因変更 |
| 第14回 | 証拠 | 証拠の関連性 伝聞法則・伝聞例外 違法収集証拠 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に、課題を出題するので、期限までにレポートを提出すること。

講義後に、自分の弱点（基本的知識不足、表現力不足）を把握して、それを補充、復習すること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

鳥田聡一郎他「事例から刑法を考える」（有斐閣）

古江頼隆「事例演習刑事訴訟法」（有斐閣）

【成績評価の方法と基準】

| | |
|----------------|-----|
| 授業中における評価（平常点） | |
| 授業での質疑応答 | 20% |
| 課題の評価 | 40% |
| 期末における評価 | |
| レポート | 40% |

【学生の意見等からの気づき】

参考となる判例・文献を配布して、受講生の理解を深めたいと考えている。

【Outline and objectives】

This lecture is put into effect targeted for the student studying a basis of criminal law and Criminal Procedure Code. A lawyer picks a problem out and applies a model about a case problem in detail, and has to lead a fixed conclusion. The ability to express that is also needed by a lawyer. You learn the basic ability necessary to a lawyer targeted for the case problem in detail.

LAW500A2

刑法判例演習 I

京藤 哲久

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法総論の分野の重要判例のポイントを、判例を素材とした事例や設問に対する各人の解答をもとに解説する。重要論点については質疑応答を通じて知識を確認し、判例理論の射程についての理解をより確実なものにします。最初の数回は、基礎的な知識の確認にあてますが、その後は事例演習形式の授業です。

【到達目標】

これまでに学習してきた刑法の基本的な理解を確実にして、これを論述に生かす能力が備わるようになることを目標としています。各回に掲げられているテーマは、その論点が含まれる事例を検討するという意味で、検討してもらう事例は、刑法のいろんな論点が含まれています。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

あらかじめ提供する事例に対する解答を事前に提出してもらい、これを添削のうえ、授業に臨んでもらい、基礎的な知識の確認、添削に見られる弱点を補うのに必要な知識の確認と処理の仕方について、ディスカッションを通じて、レベルアップの向上をめざします。設問を出発点に学生に回答してもらい、また、ときには学生間の議論を通じて、理解の深化をめざします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------------|--------------------------|
| 第 1 回 | 犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識 | 1 ウォーミングアップ、2 共犯論概説 |
| 第 2 回 | 犯罪論の知識を論述につなげるための予備知識 | 罪数処理 |
| 第 3 回 | 第 1 回設問 | 因果関係 |
| 第 4 回 | 第 2 回設問 | 不真正不作為犯 |
| 第 5 回 | 第 3 回設問 | 故意と錯誤 |
| 第 6 回 | 第 4 回設問 | 故意と錯誤 |
| 第 7 回 | 第 5 回設問 | 錯誤 |
| 第 8 回 | 理解度チェック | 授業では課題を解いたものを検討 |
| 第 9 回 | 第 6 回設問 | 正当防衛・過剰防衛 |
| 第 10 回 | 第 7 回設問 | 誤想防衛 |
| 第 11 回 | 第 8 回設問 | 未遂・中止 |
| 第 12 回 | 第 9 回設問 | 間接正犯 |
| 第 13 回 | 第 10 回設問 犯罪論の原則と応用 | 原因において自由な行為、共犯関係の解消と因果関係 |
| 第 14 回 | 第 11 回設問 | 身分犯と共犯 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

添削の必要があるので、回数は多くありませんが、課題が出されたときには、設問に対する解答を事前に提出したうえで授業に臨んでください。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

橋爪隆・判例講座・刑法総論（警察学論集に連載されたもの）を利用する予定です。学生の学力にあわせ、適宜、適切な教材を選択します。その他の教材も適宜配付する予定です。

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

理解度チェックの出来 25%、質疑応答 25%

期末における評価 定期試験（ただし受講者が 5 人以内の場合には課題についての提出レポート（添削後の再提出可）に対する評価で代替する）50%

【学生の意見等からの気づき】

履修する学生の学力にあわせた授業になるよう工夫しています。得意な人は基本的な力が身につく、また、得意な人は、学問の世界は奥が深いので、さらに深化させることができます。簡単すぎる、難しすぎる等、感じた場合には、申し出てください。調整します。

【学生が準備すべき機器他】

授業時に指示します。

【その他の重要事項】

これまで蓄えてきた知識を事案処理に生かすには、自分なら与えられた事案をどのように処理するかを自分で考えて、練習することが大切です。知識だけでは事案処理を求められる問題についての良い法律論文は作成できません。

自分で考える力は、与えることができるような性質のものではなく、自分で苦勞しながら身につけて行くしかないもので、対話型の授業が大切です。教師や参考書は、所詮、触媒でしかないことを正しく理解することが、自立への第一歩です。伊藤東涯の「用字格」に「師必ずしも良ならず。これを学ぶの法（方法）必ずしも備わらず。」という一句が引用されていました。学びの道の本質的な部分は昔も今も、そしておそらく将来も変わりません。

三年次の授業は教わるのが目的ではないので、授業を生かすも殺すも、自分の姿勢次第であることを意識して、授業に臨んで欲しい。そうすれば必ず得るものがある。

【Outline and objectives】

In this course, the case method is used to provide practical experience in analysis and decision making in the solution of problems including important general doctrines of substantive criminal law. Regarding important issues, you will acquire deep knowledge of supreme court decisions through questioning and answering and get more clear understanding of the range of these decisions (ratio decidendi). The first few lectures will be used to confirm the basic knowledge to effectuate case method lectures thereafter following.

LAW500A2

刑法判例演習Ⅱ

京藤 哲久

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法各論の分野の重要判例のポイントを、判例を素材とした事例や設問に対する各人の解答をもとに解説する。重要論点については質疑応答を通じて知識を確認し、判例理論の射程についての理解をより確実なものにします。最初の数回は、基礎的な知識の確認にあてますが、その後は事例演習形式の授業です。

【到達目標】

これまでに学習してきた刑法の総論・各論の基本的な理解を確実にして、これを論述に生かす能力が備わる。過去の経験から、各論の知識が不足していると感ずることが多いので、各論に重点を置く。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

あらかじめ提供する事例に対する解答を事前に提出してもらい、これを添削のうえ、授業に臨んでもらい、基礎的な知識の確認、添削に見られる弱点を補うのに必要な知識の確認と処理の仕方について、ディスカッションを通じて、レベルアップの向上をめざします。設問を出発点に学生に回答してもらい、また、ときには学生間の議論を通じて、理解の深化をめざします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------|-----------------|
| 第1回 | 必要な知識の確認 | 刑法各論の基本的論点の概観 1 |
| 第2回 | 必要な知識の確認 | 刑法各論の基本的論点の概観 2 |
| 第3回 | 第1回設問 | 窃盗罪・横領罪 |
| 第4回 | 第2回設問 | 詐欺罪・電子計算機使用詐欺罪 |
| 第5回 | 第3回設問 | 強盗罪とその拡張・加重類型 |
| 第6回 | 第4回設問 | 盗品等関与罪 |
| 第7回 | 理解度チェック | 授業では課題を解いたものを検討 |
| 第8回 | 第5回設問 | 同意殺人罪と錯誤・共犯 |
| 第9回 | 第6回設問 | 傷害罪と同意 |
| 第10回 | 第7回設問 | 住居侵入罪、放火罪 |
| 第11回 | 第8回設問 | 名誉毀損罪 |
| 第12回 | 第9回設問 | 偽造罪 |
| 第13回 | 第10回設問 | 公務執行妨害罪と業務妨害罪 |
| 第14回 | 第11回設問 | 賄賂罪 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

添削の必要があるため、回数は多くありませんが課題が出された場合には、設問に対する解答を事前に提出して臨んでください。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

「捜査研究」に連載中の実務家向けの刑法各論の演習用教材を使う予定ですが、学生の学力にあわせて教材を選ぶ予定です。

【参考書】

適宜配付する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 50%（理解度チェックの出来 25%、質疑応答 25%）
期末における評価 レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

教師からの説明が多くなって学生と議論する機会が少なく感じています。議論することで身につくこともありますから、なんとか工夫したいと思います。積極的に質問してください。前年度は、学生の希望に応じて、比較的手薄になりがちな国家法益、社会法益を最初に扱い、その後個人法益を検討し、学生にも得るところがあったが、私にもおおいに得るところがあり、教師にとっても、国家法益、社会法益の部分は手薄な部分があることに気付いた（全体を漏れなく検討し尽くすというのはなかなか難しい）。

【学生が準備すべき機器他】

授業時に指示します。

なお、パソコンを使って条文を正確に読み込むスキルを学ぶ機会を設けるが、その際には、パソコンを持参できると望ましいが、必須とはしない。

【その他の重要事項】

これまで蓄えてきた知識を事案処理に生かすには、自分なら与えられた事案をどのように処理するかを自分で考えて、練習することが大切です。知識だけでは事案処理を求められる問題についての良い法律論文は作成できません。

自分で考える力は、与えることができるような性質のものではなく、自分で苦勞しながら身につけて行くしかないもので、対話型の授業が大切です。教師や参考書は、所詮、触媒でしかなく、それを正しく理解することが、自立への第一歩です。伊藤東涯の「用字格」に「師必ずしも良ならず。これを学ぶの法（方法）必ずしも備わらず。」という一句が引用されていました。学びの道の本質的な部分は昔も今も、そしておそらく将来も変わりません。三年次の授業は教わるのが目的ではないので、授業を生かすも殺すも、自分の姿勢次第であることを意識して、授業に臨もう。

【Outline and objectives】

In this course, the case method is used to provide practical experience in analysis and decision making in the solution of problems including special part of substantive criminal law such as homicide, injury, theft, robbery, forgery. Regarding important issues, you will acquire deep knowledge of supreme court decisions through questioning and answering and get more clear understanding of the range of these decisions (ratio decidendi). The first few lectures will be used to confirm the basic knowledge to effectuate case method lectures thereafter following.

LAW500A2

刑事訴訟法判例演習 I

水野 智幸

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

最近の重要な判例を分析することにより、判例法理の適切な当てはめや、論理的な法的論述のできる能力を身につける。

【到達目標】

履修済みの刑事手続法及び基本判例の理解を基に、最新の重要判例に現れた対立点とその議論状況を分析することにより、実務的な法的問題に直面した際の問題解決能力など、法律実務家として必要とされる能力を進化させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

教員が配布する最新の重要判例の事実関係と判旨を読み、これに対する賛否の議論状況をまとめた上で、それに基づき、当該問題点と派生する問題点などについて質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---|--|
| 第 1 回 | 訴因変更を命じ又は積極的に促す義務の存否 | 最判平 30・3・19 刑集 72・1・1 の要旨とこれをめぐる議論 |
| 第 2 回 | 取調べ録音・録画媒体の証拠としての取扱い | 東京高判平 30・8・3 判時 2369・3 の要旨とこれをめぐる議論 |
| 第 3 回 | GPS 捜査の法的性質 | 最判平 29・3・15 刑集 71・3・13 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 4 回 | 過失注意義務違反の択一的認定 | 東京高判平 28・8・25 判タ 1440・174 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 5 回 | 公判前整理手続で明示された主張内容を更に具体化する被告人質問等を制限することの可否 | 最決平 27・5・25 刑集 69・4・636 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 6 回 | 被害者らが被害状況などを再現した結果を記録した書面の証拠能力 | 最決平 27・2・2 判時 2257・109 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 7 回 | 勾留要件の判断に対する審査の方法 | 最決平 26・11・17 判時 2245・124、最決平 26・10・22 裁時 1638・2 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 8 回 | 裁量保釈の判断に対する抗告審の審査方法 | 最決平 26・11・18 刑集 68・9・1020、最決平 27・4・15 判時 2260・129 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 9 回 | 包括一罪を構成する一連の暴行による傷害と訴因の特定 | 最決平 26・3・17 刑集 68・3・368 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 10 回 | 公判前整理手続終了時に確認されなかった争点の項目に明示的に掲げられなかった主張上の対立点と争点顕在化の措置 | 最決平 26・4・22 刑集 68・4・730 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 11 回 | 自白の任意性と派生証拠の証拠能力 | 東京高判平 26・7・23 判時 2201・141 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 12 回 | 裁判員裁判における量刑と控訴審におけるその審査 | 最判平 26・7・24 刑集 68・6・925 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 13 回 | 死刑の選択が問題となる事案の量刑評議・判断の在り方 | 最決平 27・2・3 刑集 69・1・1、最決同年月日刑集 69・1・99 の概要とこれをめぐる議論 |
| 第 14 回 | 訴訟法上の事実に関する新証拠の刑訴法 435 条 6 号該当性 | 札幌高決平 28・10・26 判タ 1436・133 の概要とこれをめぐる議論 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

履修済みの刑事訴訟法及び基本判例の学習結果をよく見直しておくこと。授業後の復習はさらに効果的です。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自が使っている刑事訴訟法のテキスト

【参考書】

井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選』[第 10 版]（有斐閣・2017）
古江頼隆『事例演習刑事訴訟法』[第 2 版]（有斐閣・2015）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
質疑応答時の貢献度 30%

期末における評価
定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】
疑問があればことん答えます。

【Outline and objectives】
This advanced courses covers and deepens abilities of application the judicial precedents, explanation the judicial logics.

LAW500A2

刑事訴訟法判例演習Ⅱ

野嶋 慎一郎

単位数：2単位 | 受講年次：3年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

事前に、長文の事例形式の課題（捜査1問、公判1問）を出題する。各自が、授業前の提出期限までに、レポートを作成・提出する。授業では、レポートを踏まえた討論を行い、事案分析能力、法的思考力、法的論証能力等法律実務家に必要な能力を函養する。なお、課題に含まれる問題点が何かは、あえてシラバスに明示しない。

【到達目標】

事例形式の課題の分析検討は、まずその課題に含まれる法的問題が何かを的確に把握すること（問題把握）から出発する。その上で、当該問題の解決に適切な法の規定、法原理・原則、関連する判例等（以下「法規範」という。）を的確に探知し、設例中の事実の中から法規範の当てはめにおいて意味のある具体的事実は何かを分析してこれを抽出した上（事案分析）、法規範の正しい理解の下、これを上記抽出した事実に当てはめ（法的思考）、いかに当該事案の合理的な解決を導くか（事案解決）を検討し、最終的にこの結論を導く法的論理過程を説得力をもって論証する（法的論証）。この授業では、法律実務家に必要とされる、これら作業を的確に行える実務能力（問題把握能力、事案分析能力、法的思考力、事案解決能力、法的論証能力等）の基本を身に付けることが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」に関連

【授業の進め方と方法】

実務的な法的問題を含んだ事例形式の課題（捜査1問、公判1問）について、事前に作成・提出したレポートを基に、当該事例の法的問題が何か、その問題を解決するために必要な法規範は何か、設例中の事実の中で法規範の当てはめに際して意味のある具体的事実は何か、その事実に法規範を当てはめることにより当該事案の合理的な解決をいかに導くか、その解決に至るまでの法的論理過程をいかに説得力をもって表現・論証するかを議論する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------|--|
| 第1回 | 課題1の検討 | 課題1（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第2回 | 課題2の検討 | 課題2（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第3回 | 課題3の検討 | 課題3（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第4回 | 課題4の検討 | 課題4（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第5回 | 課題5の検討 | 課題5（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第6回 | 課題6の検討 | 課題6（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第7回 | 課題7の検討 | 課題7（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第8回 | 課題8の検討 | 課題8（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第9回 | 課題9の検討 | 課題9（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第10回 | 課題10の検討 | 課題10（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第11回 | 課題11の検討 | 課題11（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第12回 | 課題12の検討 | 課題12（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |
| 第13回 | 課題13の検討 | 課題13（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。 |

第14回 課題14の検討

課題14（問題点はシラバスには明示しない。）について、問題点が何かを各自検討・発表後、討論する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

刑事手続法及び関係する判例に関する基本的知識を備えていることを前提とする。各課題に含まれる法律的な問題点を十分に理解した上で、他人に口頭で説明し、文章で表現できることを目的とする。課題についてレポートを作成提出（提出期限厳守）した上で、授業における討論に備えること。なお、提出されたレポートは添削する。自分が作成したレポート内容と添削結果及び授業における討論を踏まえて復習を十分行い、さらに理解を深めること。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

各自が使っている刑事訴訟法のテキスト

【参考書】

「ロースクール演習 刑事訴訟法」（亀井源太郎著、法学書院）
「刑事訴訟法演習」（峰ひろみ著、法学書院）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）のみにより行う。

問題点の発表内容 40%
レポート 60%（提出期限を徒過したものは評価の対象としない。）

【学生の意見等からの気づき】

なるべく分かりやすい授業を心掛けたい。

【履修の要件】

本科目は、刑事手続法及び判例について基本的知識を備えていることを前提としているので、刑事訴訟法演習Ⅰ及びⅡの単位をいずれも取得済みであることを履修の要件とする。

【Outline and objectives】

In this course, students learn efficient legal demonstration in practical criminal procedure.

LAW500A2

民事訴訟実務の基礎

鷹取 信哉、派遣裁判官

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

紛争の解決のためにはどのような請求をすればよいのか（訴訟物）、それを基礎づけるのに必要な事実とは何か（要件事実）、その事実の存否はいかにして確定されるのか（事実認定）を、紛争類型別に取り上げながら順次学んでいく。また、訴状・答弁書・準備書面の作成、証拠の申出などの訴訟活動の基礎を修得する。さらに、民事保全及び民事執行の基礎的知識を習得する。

【到達目標】

民事訴訟の基本構造の中核となる要件事実の考え方や事実認定の基礎を理解し、あわせて第1審手続過程の学習を通じて、手続全体の流れを理解する。その上で、実務上重要な売買、貸金等の要件事実を習得するとともに、訴状・答弁書・準備書面の作成、証拠の申出などを通じて、民事訴訟手続の理解を深める。

民事保全及び民事執行についても、具体的な事例を通じて、基本的な知識を習得し、その機能、手続の概要を理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

裁判官と弁護士のおムニバス方式で授業を進める。

授業では、実際に考え、書くことの重要性から、課題を通じて、多角的・双方向的な授業を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------------------|---|
| 第1回 | 第1審手続の概説（鷹取） | 民事訴訟における第1審手続の概略を学習する [準備学習等] 「4訂民事訴訟第1審手続の解説—事件記録に基づいて—」を検討 |
| 第2回 | 要件事実総論（派遣裁判官） | 要件事実の基本的な考え方や概念を理解する [準備学習等] テキスト p.1～p.35 の予習 |
| 第3回 | 訴状の作成と主張・立証過程（鷹取） | 適切な情報収集の重要性を理解し、訴状の作成の基礎を学習する [準備学習等] 事前課題の検討 |
| 第4回 | 売買の要件事実（派遣裁判官） | 売買の要件事実を理解する [準備学習等] テキスト p.1～p.35 の予習 |
| 第5回 | 答弁書・準備書面の作成と主張・立証過程（鷹取） | 被告の攻撃防御方法としての答弁書の作成や準備書面の作成について、立証過程と関連させつつ検討する [準備学習等] 事前課題の検討 |
| 第6回 | 貸金請求の要件事実（派遣裁判官） | 貸金請求の要件事実を理解する [準備学習等] テキスト p.36～p.52 の予習 |
| 第7回 | 争点整理手続（鷹取） | 具体的な事例を通じて争点整理手続の実際を理解する [準備学習等] 事前課題の検討 |
| 第8回 | 所有権に基づく明渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官） | 所有権に基づく明渡請求訴訟の要件事実を理解する [準備学習等] テキスト p.53～p.84 の予習 |
| 第9回 | 訴訟上の和解（鷹取） | 訴訟上の和解をめぐる実務上の諸問題を理解する [準備学習等] 事前課題の検討 |
| 第10回 | 不動産登記手続請求訴訟の要件事実（派遣裁判官） | 不動産登記手続請求訴訟の要件事実を理解する [準備学習等] テキスト p.85～p.119 の予習 |
| 第11回 | 事実認定論（鷹取） | 民事事実認定教材を用いて事実認定の基本的な考え方を理解する [準備学習等] 記録教材貸金請求事件の予習 |

| | | |
|------|--------------------------------|--|
| 第12回 | 賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官） | 賃貸借契約の終了に基づく明渡請求訴訟の要件事実を理解する [準備学習等] テキスト p.120～p.131 の予習 |
| 第13回 | 民事保全・民事執行（鷹取） | 仮差押え、金銭執行を中心に、民事保全及び民事執行の意義、機能、基本的な枠組み等を理解する [準備学習等] 事前課題の検討 |
| 第14回 | 動産引渡請求訴訟の要件事実（派遣裁判官） | 動産引渡請求訴訟の重要事実を理解する [準備学習等] テキスト p.132～p.140 の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業を受ける前に「新問題研究要件事実」の該当箇所をよく読んで予習をする。事前に課題が与えられたときは、その解答を用意して授業に臨む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

司法研修所編『新問題研究要件事実』（法曹会、2011）

その他、各回毎に指示する。

【参考書】

司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』（法曹会、2006）

司法研修所監修『4訂民事訴訟第1審手続の解説—事件記録に基づいて—』（法曹会、2001）

司法研修所編『民事事実認定教材—貸金請求事件—』（司法協会、2003）

【成績評価の方法と基準】

演習時の質疑・討論（3割）と期末試験（7割）により評定する。

授業期間中における評価（平常点）

演習時の質疑・討論 30%

期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

民事訴訟を具体的事件を素材として、要件事実と事実認定を中心に身近なものとして理解させていく。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

裁判官と弁護士とで交互に授業を担当する予定であるが、来校いただく裁判官の方のご都合もあるので、日程及び授業内容について変更される場合がある。

【Outline and objectives】

In this course, you will learn of statutes and rules that govern civil action litigation in district courts. Subsequently you will learn what the object of the claim should be, and what is the fact that based on, and how the fact is determined to exist, while picking up some types of disputes. You will also acquire the basis of litigation activities such as preparation of a complaint, the way of writing answers, and documents stating offer of evidence.

LAW500A2

刑事訴訟実務の基礎

野嶋 慎一郎、安東 美和子、派遣検察官

単位数：2単位 | 受講年次：3年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

実際の事件記録を基に作成された事件記録教材又はその内容をまとめた資料（以下「事件記録教材等」という。）に基づき、刑事手続の主要な段階、すなわち、勾留請求、終局処分、公判準備、証拠調べ、論告・弁論、判決等の各段階において、法曹三者が行う活動の在り方を検討したレポート及びそれらの局面で作成すべき書面を起案し、さらには交互尋問を実践する。これらの学習を通じて、刑事訴訟実務の実践において法曹に不可欠な事案分析力、事実認定力、手続遂行力、尋問技術等の基礎を学ぶ。

【到達目標】

事件記録教材等の事案の問題点等を的確に把握した上で、刑事手続の主要な各段階において法曹が行う活動の在り方を検討したレポート作成や当該段階で作成すべき書面の起案により事案分析力、事実認定力、手続遂行力等の基礎を、交互尋問の実践により尋問技術等の基礎を身に付けることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

授業では、学生が提出したレポート及び起案を踏まえ、質疑応答形式でその内容を検討していく。交互尋問の実践においては、学生が、証人尋問及び被告人質問における主尋問及び反対尋問を主体的に実践することが主であるが、終了後その内容について教員が質問・コメントし、必要に応じて討論により、よりよい交互尋問の在り方等を検討する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】あり / Yes

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|------------------------------|---|
| 第1回 | 裁判傍聴レポートの検討 | 裁判傍聴レポートに基づき、各事案ごとの問題点、手続の特色等について検討する。これを通じて、刑事手続全体の流れを把握・理解する。 [学外学習・準備学習等] 実際の刑事裁判を傍聴した上、その事案の問題点、現実の裁判手続の特色等についてレポートをあらかじめ作成・提出する。 |
| 第2回 | 事件記録の読み方 | 参考事件記録教材を用い、現実の刑事事件記録の構成、編綴順序、各書類の内容等について理解し、事件記録から実際に行われた手続を読み解く。 [準備学習等] 事前の指示に基づき、参考事件記録から分かる、実際に行われた手続の内容に関するレポートを作成・提出する。 |
| 第3回 | 勾留請求の要否、被疑者段階における弁護活動の在り方の検討 | 事件記録教材等に基づき、勾留請求の要否及び被疑者段階における弁護活動の在り方について学習する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出 |
| 第4回 | 終局処分の在り方の検討 | 事件記録教材等に基づき、検察官の終局処分の在り方について検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく起訴状（又は不起訴裁定書）及び当該終局処分とした理由についてのレポートの作成・提出 |
| 第5回 | 公判準備の在り方、保釈の許否等の検討 | 事件記録教材等に基づき、検察官請求証拠の選別、弁護人の証拠意見の在り方、保釈の許否を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出 |
| 第6回 | 冒頭陳述内容・公判立証方針策定の検討 | 事件記録教材等に基づき、冒頭陳述の内容及び検察官・弁護人の公判での立証方針の策定を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく冒頭陳述要旨及び立証方針検討のレポートの作成・提出 |

発行日：2020/5/1

| | | |
|------|-----------------|--|
| 第7回 | 証人尋問・被告人質問の検討 | 事件記録教材等に基づき、証人尋問・被告人質問をどのように行うかの要点を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づくレポートの作成・提出 |
| 第8回 | 論告・弁論の内容検討 | 事件記録教材等に基づき、論告要旨・弁論要旨で論ずべき内容について検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく論告及び弁論の要点レポートの作成・提出 |
| 第9回 | 判決内容の検討 | 事件記録教材等に基づき、判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく判決の要点レポートの作成・提出 |
| 第10回 | 交互尋問の準備 | 第11回以降に行う、交互尋問の手順の説明、準備及び尋問に当たっての注意点、尋問のポイントは何かを議論する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく尋問事項の検討、異議の検討レポートの作成・提出 |
| 第11回 | 交互尋問の実践(1) | 交互尋問の実践第1回 各自、法曹三者のいずれかの役割を担当して、主尋問、反対尋問、補充尋問と異議の裁定等実践する（以下「交互尋問の実践」という。）。証人尋問（検察官請求）を主として行う。 |
| 第12回 | 交互尋問の実践(2) | 交互尋問の実践第2回 第1回に引き続き、証人尋問（検察官又は弁護人請求）を主に交互尋問の実践を行う。 |
| 第13回 | 交互尋問の実践(3) | 交互尋問の実践第3回 被告人質問を主に交互尋問の実践を行う。 |
| 第14回 | 交互尋問に基づく判決内容の検討 | 交互尋問の結果に基づき、判決内容を検討する。 [準備学習等] 事前の指示に基づく判決の要点レポートの作成・提出 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業開始前に実際の刑事裁判（一審公判）を傍聴して、裁判傍聴レポートを作成すること
事前に配付する事件記録教材等をよく読み、指示されたレポート及び起案を作成・提出すること
検討する課題に応じて、刑法及び刑事訴訟法の知識の復習を必要に応じて行うこと
本授業の準備学習・復習時間はそれぞれ3時間・1時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

事件記録教材等（学生全員にコピーを配付）

【参考書】

法曹会『刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－』（平成21年版）
法曹会『刑事判決書起案の手引』（平成19年版）
法曹会『検察講義案』（平成27年版）
日弁連『刑事弁護実務』（平成29年版）

【成績評価の方法と基準】

起案・レポート 30 %
授業中の質疑応答 10 %
交互尋問 30 %
定期試験 30 %

※本授業は、事件記録教材等に基づく起案・レポートの作成及び交互尋問の実践という刑事訴訟実務に直結した授業期間中における学習内容が主要なものとして位置付けられるため、刑事法及び刑事訴訟実務の知識を問う定期試験の比率を相対的に低くし、30%としたものである。

【学生の意見等からの気づき】

実際の刑事訴訟実務の実情を分かりやすく説明していきたい。

【その他の重要事項】

刑事訴訟実務について豊富な経験のある実務家教員3名（うち1名は派遣検察官教員）により、実務に即した指導を行う。交互尋問の実践においては、具体的事案における当該尋問の立証趣旨を踏まえた指導を行う。
事前に必要な能力としては、刑事法全般に関する知識を身に付けていることが前提となるので、2年次配置の刑事訴訟法演習ⅡⅡ、刑法演習ⅡⅡの内容はすべてマスターしていることが要求される。
また、派遣検察官の職務の都合により、日程及び授業内容について変更される場合がある。

【注意事項】

レポート及び起案の作成においては、学生間の合議及び過年度配付資料の参照を禁止する。この禁止事項違反の事実が認定できた場合は、今年度の単位取得を認めない。

【Outline and objectives】

In this course, students learn practical act and advocacy technique in criminal procedure from investigation to trial by use of mock case materials.

LAW500A2

法曹倫理

坂本 正幸

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

裁判官、検察官、弁護士に職務上要求される倫理を勉強する。司法を運営するのは、法曹であり、法曹の行動が市民からみて納得のいく行動をとることが、司法の手續・結論が納得される。司法が期待されることに繋がる、信頼される法曹になることを目的とする。

【到達目標】

弁護士職務基本規程を中心とした弁護士の倫理の規程の条文と解釈を理解する。特に弁護士としての依頼者に対する誠実義務と、弁護士に求められる公正さ（公益的性格）が対立するようにみえるときに、具体的な行動のあり方を具体的な事例を通じて、自ら考えたうえで理解する。

裁判官及び検察官として、公務員としての公平さ、適正な手續と論理的な結論を導き出すために必要な態度・心構えを理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

弁護士職務基本規程のテキストや担当者作成の事例を予習とした内容を授業までに勉強し各自が考えたうえで、授業においては質疑応答方式で、具体的な事例の中で弁護士として求められる行動・対処を理解できるようにする。

また、時事問題を取り上げることもある。

元裁判官及び元検察官から過去の経験を講義してもらい、それぞれの役割に必要な職務上の倫理を理解する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|----------------------------------|---|
| 第 1 回 | 法曹倫理を何故学ぶのか？ | 授業計画・テキスト・成績評価基準の説明。大学院において法曹倫理を学ぶ必要性について理解する。 |
| 第 2 回 | 社会的役割 受任と辞任 事件処理の倫理 | 受任義務の有無と法律事務独占との相克。 弁護士業務における自由と独立の意義と、依頼者の決定権。 辞任の可否と方法。 [準備学習等] テキスト P25～P57(P27～P29 参照判例①②を除く) |
| 第 3 回 | 利益相反 1 | 弁護士職務基本規程第 27 条、同第 28 条の弁護士としての職務を行ない得ない事件の規律の理由。 利益相反になる相談、依頼の対処の仕方 [準備学習等] テキスト P59～P68, P75(考察)～P79 |
| 第 4 回 | 利益相反 2 複数当事者 共同事務所における利益相反 | 利益相反事件の内、特に複数当事者間との間における職務を行ない得ない事件の範囲と理由。 複数当事者を巡る弁護士の職務。 共同事務所における利益相反事件の取扱いと注意点。 [準備学習等] テキスト P69 設問 7～p 79, P385～P401 |
| 第 5 回 | 守秘義務 | 弁護士に守秘義務が課せられる理由。依頼者の秘密と相手方・第三者の秘密とは違いがあるか。 守秘義務を負う範囲と内容。 守秘義務が解除される場合。 [準備学習等] テキスト P93～P127 |
| 第 6 回 | 誠実義務と真実義務 1 | 民事事件の弁護士及び当事者に真実義務はあるか。 守秘義務・誠実義務と真実義務が対立した場合の対処の仕方。 [準備学習等] テキスト P138～P145, P151～P158 |

| | | |
|--------|------------------------|---|
| 第 7 回 | 誠実義務と真実義務 2 | 不当な事件と判断される場合の受任の適否と対処 受任中に不当な事件と判断された場合の対処と辞任。証人との事前打合せの際の注意点 [準備学習等] テキスト P27～P29(参照判例①②), P130～P137, P146～P158 |
| 第 8 回 | 相談、助言、調査 | 適切あるいは不当な助言、依頼者のセカンド・オピニオン権 自力救済に対する弁護士の抑止義務 不当な調査、不当な交渉 相手方本人との交渉について [準備学習等] テキスト P159～P180, P227～P236 |
| 第 9 回 | 刑事弁護 1 | 弁護人の誠実義務 真実義務の有無 身代わり犯に対する弁護の方法 [準備学習等] テキスト P238～P259 |
| 第 10 回 | 刑事弁護 2 | 国選弁護人の辞任の可否と方法 共犯の共同受任の適否と対処 [準備学習等] テキスト P260～P294 |
| 第 11 回 | 法律事務の独占と競争 | 非弁護士が法律事務を禁止される理由 弁護士法第 72 条の要件 弁護士が法律業務を独占することは市民の役に立っているか（弁護士人口、事務所配置など） 他の士業との協働の是非 非弁護士との提携の禁止 [準備学習等] テキスト P325～P355 |
| 第 12 回 | 裁判官、検察官の倫理 1 | 元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい、職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 [準備学習等] テキスト P441～P512, P545～P561 |
| 第 13 回 | 裁判官、検察官の倫理 2 | 元裁判官あるいは元検察官に過去の経験を語ってもらい、職務上必要な倫理を理解してもらう。 裁判官倫理は裁判官出身者 検察官倫理は検察官出身者 [準備学習等] テキスト P441～P512, P545～P561 |
| 第 14 回 | 弁護士の綱紀、懲戒制度 今までのまとめ | 懲戒事由と懲戒の種類 懲戒の手續と歴史背景 授業全体のまとめ [準備学習等] テキスト p 7～22 p 516～544 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予定表において指示する。
なお、時事的な問題がある場合は適宜支持するので検討し議論することとしたい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

1 塚原英治ほか編『法曹の倫理と責任 第 2 版』現代人文社
2 日弁連『解説『弁護士職務基本規程 第 3 版』』（なお、本書は改訂作業に入っているために入手困難であり、第 4 版がでた場合はそちらを使用するので、講義開始時点で改めて指示する）

【参考書】

高中正彦『弁護士法概説』
その他講義内で指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
質疑応答 30%
レポート 20%
期末における評価
定期試験 50%
授業に特段の理由なく 5 回以上欠席することあるいは度重なる遅刻をする場合は単位を与えない。

【学生の意見等からの気づき】

事案により判断が異なりうることは当然ではあるが可能な限り共通の理解を得るようにケーススタディをさらに取り上げたい）

【Outline and objectives】

Study the ethics required by the judges, prosecutors, lawyers on duty. It is the legal profession that manages the judiciary, and it is convinced that the actions of the judiciary take actions convincing from the perspective of the citizen, the judicial procedures and conclusions. It aims to become a trusted legal professional, leading to expectation of law.

LAW500A2

ローヤリング（面接交渉）

坂本 正幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

弁護士の基本的技法としてクライアント・相手方との関係論を、①面接、②交渉、③ADRという3つの基軸から取り扱う。いずれにおいても、知識としての事実や法情報収集の技法の習得に留まらず、法律家らしく振る舞うということが、クライアントや相手方とどのような意味と影響を与えるものであり、そのプロセスにおいて、法律家として如何なる点に留意すべきかを、各種ケースを素材としてロールプレイなどを通じて体験的に身につけていく。また、法専門家として必要なプレゼンテーションの手法についても学習する。

【到達目標】

弁護士とクライアントの関係の諸相の中で、両者の関わり合いから、弁護士の役割をどこに見出し、どのように事案に取り組んでいくかということを考え、そのマインドとスキルを身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

各分野毎に最初に担当者による概説的な説明を行い、その後具体的なケースによる学生同士、あるいは外部の模擬相談者を依頼してのロールプレイとその振り返りを行うことで授業を進めていく。

積極的に発言し、ロールプレイに参加することを求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------|--|
| 第1回 | 弁護士・クライアント関係論 | ローヤリングの基本としての「自分を知る」ことの意味とクライアント関係論のあり方を考える |
| 第2回 | 面接論1 | リーガル・カウンセリングの基礎理論 カウンセリングとは何か 「リーガル」という場合に他の専門職のカウンセリングとどう異なるのか |
| 第3回 | 面接論2 | リーガル・カウンセリングの技法（面談の導入） カウンセリングと行うものと受けるものとの関係を考えること どのような関係構築が必要か 関係構築の技術 |
| 第4回 | 面接論3 | 面談初期のスキル練習 ロールプレイ 模擬事例を使い、実際にカウンセリングの技法を学ぶ |
| 第5回 | 面接論4 | 弁護士による助言と収束 いかなる助言が求められているか 助言をしても有効な解決にならない場合にどう対応するか |
| 第6回 | 面接論5 | 面談の終了・面談に伴う諸問題 ロールプレイ |
| 第7回 | 交渉論 | 交渉とはなにか 様々な交渉術の書籍が出版されているが、どのような場面で使われることを前提としているのか |
| 第8回 | 交渉論 | 交渉の技術 交渉にあたって必要な知識等 行動経済学など |
| 第9回 | 交渉論 | 交渉の技術 行動経済学と法的交渉 |
| 第10回 | 交渉論 | 戦略論 戦術論 孫子やクラウゼビッツという古典、その後の戦術論の発展から何を学ぶか |
| 第11回 | 交渉論 | ロールプレイ 交渉を実際に行ってみる |
| 第12回 | ADR論1 | ADRの基本構造 ADRの理論的な意味 国内でも利用 国際商事仲裁などの運用 |
| 第13回 | ADR論2 | ADRの技法 国際商事仲裁 ADRでは何を指すか 調停などの活用で何を考えるか |
| 第14回 | ADR論3 | ロールプレイ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料やロールプレイの事例について、事前検討を行ったり、関連文献を読んでもらってくる宿題を課すことがある。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

レジュメを配布するとともに、参考にするべき文献を指示する範囲が広く内容も多岐にわたるため、特定の教科書を指定することはない

【参考書】

和田仁孝編『ADR－理論と実践』（有斐閣、2007）
小林秀之編『交渉の作法 法交渉学入門』（弘文堂、2012）
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社、2006）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
講義中の質疑応答への積極的な参加 40%
法律相談等のロールプレイにおける工夫 20%
期末における評価
レポート 40%

【学生の意見等からの気づき】

さらにロールプレイを増やし、積極的に全受講生が参加できるようにする。
受講生同士での討論を充実させ、アクティブに進めたい

【Outline and objectives】

As a basic technique of lawyers deal with clients / counterparts with counterparties from the three key points of (1) interview, (2) negotiation, and (3) ADR. In any case, what does meaning and influence to clients and counterparts by acting like a lawyer without staying in facts as knowledge and techniques for gathering legal information, and in the process, lawI learn experientially through role plays etc. various cases as material as to what point should be kept in mind as a home. Also learn about the method of presentation necessary as a legal expert.

LAW500A2

クリニック 1

高須 順一

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

企業経営においてコンプライアンスの重要性が叫ばれて久しい。しかし、その内容は多岐に渡っており、また、その実践には数々の困難が付きまわっている。このような状況のなかで、コンプライアンスを実践、定着させていくためには法律家の多大な努力が必要となる。コンプライアンスの基本を学習することにより、将来、法律家として企業法務にかかわる場合の心構え、さらには企業と法律家の関わりのある方などについて理解できるようにする。

【到達目標】

単なる一般的理解にとどまることなく、コンプライアンスを担う法律実務家として、いかにコンプライアンスを実践するかという意識を持つことができる。そして、そのための実践の手法を理解することができる。このような点を到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

クリニック授業であるので、可能な限り具体的な事例、実例を検討したい。なお、授業方法は、私が資料を配布して説明する形式と、受講生が予め指定されたテーマについて事前準備してきて発表する形式とを併用する予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------------|--|
| 第 1 回 | コンプライアンス総論 1 | コンプライアンスの意義、内容等についての説明 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 2 回 | コンプライアンス総論 2 | CSRやSR I 等についての説明 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 3 回 | 企業倫理綱領とコンプライアンス・マニュアル | 日本経団連の企業倫理綱領や企業のコンプライアンス・マニュアルの検討 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 4 回 | 役員の法的責任 1 | 野村証券事件判決の検討 [事前準備] 事前に割り振られた判決の検討（個別発表） |
| 第 5 回 | 役員の法的責任 2 | 野村証券事件判決後の裁判例の検討 [事前準備] 事前に割り振られた判決の検討（個別発表） |
| 第 6 回 | 労働事件に対する対応 1 | 労働審判制度等の検討 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 7 回 | 労働事件に対する対応 2 | 従業員たる地位保全の仮処分等の検討 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 8 回 | 個人情報の保護 1 | 個人情報保護法制の基本的構造の理解 [事前準備] 資料を配布する |

| | | |
|--------|------------|--|
| 第 9 回 | 個人情報の保護 2 | 個人情報保護法の重要条文の検討 [事前準備] 事前に与えられた課題の検討（個別発表） |
| 第 10 回 | 問題事例の検討 1 | 生命保険金の不払いの事例の検討 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 11 回 | 問題事例の検討 2 | 企業の株主偽装問題をめぐる事例 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 12 回 | 企業内弁護士のあり方 | 企業内弁護士の実情に関する検討 [事前準備] 資料を配布する |
| 第 13 回 | 新しい企業法務 1 | 企業法務に関する新たな問題として、会社法制の改正に関する状況を検討する [事前準備] 資料を配布する |
| 第 14 回 | 新しい企業法務 2 | 企業法務を実践するゲストスピーカーに講演いただく。 [事前準備] 資料を配布する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

個別発表を求められたテーマについては、発表レジュメ等を作成してもらうが、それ以外の授業では配付した資料等の検討となる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特定のテキストは使用しない。その都度、必要な資料を配付するなどする。

【参考書】

経営法友会・企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストありのままの法務』商事法務、2016 年

【成績評価の方法と基準】

法律家としてコンプライアンスあるいは企業法務に関与することの重要性および困難性を、どこまで現実のものとして理解しうるかを成績評価の基準にしたいと考えている。

なお、評価は平常点に基づき行うことになるが、以下の割合による。
個別発表のために提出するレジュメ等の内容 50 パーセント
個別発表時の説明および質疑応答の内容 20 パーセント
毎回の授業時の発言 30 パーセント

【学生の意見等からの気づき】

アンケート対象授業ではないので、特記すべきことはないが、実務家教員としてリアリティーのある授業を心がけたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

私は弁護士として企業法務関連を取り扱って 30 年の実務経験を有している。その間にコンプライアンスが問題となる事象に度々、接しており、その際の経験を基にして具体的な問題を取り上げる予定である。とりわけ、第 10 回及び第 11 回授業の問題事例の検討では、私が実際に経験した事例を取り扱う。

【Outline and objectives】

It is a long time since and importance of the compliance is demanded in corporate management. However, the content is introduced to many divergences, and the practice is haunted by many difficulty again. In such situation, I practice compliance, and the great effort of the lawyer is necessary to fix it. I want to have, besides, you be conscious of mental attitude when it will affect company legal affairs as a lawyer in the future about a company and the way of the relation of the lawyer by learning basics of the compliance.

LAW500A2

クリニック2

坂本 正幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

弁護士が対応する法律関係は多岐に及ぶ。また、その仕事も訴訟に限らず契約交渉、書面作成など多様である。

本講義では、弁護士が行う業務を追体験し、そこから実体法、手続法の理解の深化を目指すものである。

【到達目標】

弁護士にとっての日常は、クライアントにとっては、人生にとって多くは1回限りの非日常の出来事である。

日常的に起こりうる法律問題として本クリニックでは交通事故を中心に取り上げ、法的な理解を深めることを目的とする。

特に損害賠償法を中心として、民法と民事訴訟法の総合的な理解を目指す。具体的には事実の重要性、法的な判断の重要性を理解した上で、条文を使いこなせることを目標とする。

適切な対応とともに、必要な書面の作成、証拠の評価の基礎の体得も目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

各分野毎に具体的なケースを取り上げて、事案の特徴や問題点を検討している、フリーディスカッションを重視して進めていく。

ディスカッションでは、基本的な法律知識を確認するとともに、具体的な立体的に法規がどのように運用されるか、を特に重視する。積極的に発言し議論に参加することを求める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-----------------------------------|---|
| 第1回 | リーガル・クリニックの基本的な考え方と取組姿勢及び法律相談の準備等 | 何故臨床的な体験が必要かを、具体的なケースを使って考えてもらい、科目の特徴と取組姿勢の基本的理解を目指す |
| 第2回 | 事実の整理 | 主要事実、間接事実等の区別をしたうえで理論的に考えなければならない。まずは当事者からどのように聞き取りをし、事実を明確にするかをテーマとする。 |
| 第3回 | 不法行為法の基礎1 | すでに一定の知識があることを前提としているので、交渉や訴訟になることを前提として、法的な構造の具体化を目指す。 |
| 第4回 | 不法行為法の基礎2 | 訴訟での主張立証を考えた上で、どのように法解釈をすべきかを深めることを目的とする。 |
| 第5回 | 証拠収集1 | どのような証拠が必要か、という視点から、事実と証拠との結びつきを理解していく。 |
| 第6回 | 証拠の収集2 | 具体的にどのように証拠を収集するか、を検討する。 |
| 第7回 | 保険 | 交通事故において保険の果たす役割は大きい。そこで基本的な保険についての知識を整理していく。 |
| 第8回 | 過失相殺1 | 債務不履行においても問題となる過失相殺であるが、交通事故でもっとも大きな問題となる。ここでは過失相殺の基本的な考え方を復習する。 |
| 第9回 | 過失相殺2 | 具体的な事案を通じて過失相殺の実務的な使われ方を学ぶ。 |
| 第10回 | 特殊な事故類型 | 従前は自転車加害者となる事案はあまり問題とならなかったが、近時自動車加害者となり歩行者が被害者となる事案が増えている。そこで、このような従前あまり話題とならなかった事案を検討する（自転車に限定する者ではない）。 |
| 第11回 | 後遺症1 | 後遺症の基本的な考え方 計算方法等について検討する。 |
| 第12回 | 後遺症2 | 後遺症の計算等の続きと、訴訟で主張できなかった後遺症等の扱いについて検討する。 |

第13回 損害論1

損害論の基本的な内容を検討する。

第14回 損害論2
まとめ

また、特殊な損害についても検討する。
13回に続き、損害論を検討するとともに、紛争解決の手段としての交渉、訴訟についても検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

民法の基本的な事項については予習しておくこと。

特に不法行為を中心として扱うため、当該分野の教科書を読んでおくことは必須である。

クリニック内では活発な意見交換を求めているので、基本的な知識は持っておいでもらいたい。

また必要に応じて配布される事前配布資料を読んで事案の概要を把握しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

必要な資料や文献をその都度配布する

また、必要な判例を指示するので、その際は各自準備しておくこと

【参考書】

各自所有している民法の教科書を十分読んでおくこと。

その他には持っている便利なものとして「交通事故判例百選」がある。

【成績評価の方法と基準】

質疑応答 30%

討論 30%

レポート 40%

【学生の意見等からの気づき】

広く弁護士業務を追体験することとしていたが、今年度は弁護士業務でも比較的多い事件である交通事故をテーマとして実務に必要な知識や技術を学ぶ方向とした。

【Outline and objectives】

Legal relationships that lawyers respond vary widely. The work is not limited to litigation, but it is diverse, such as contract negotiation, writing preparation.

This lecture aims to deepen the understanding of the substantive law and the procedural law from the after-work experience of the lawyer.

LAW500A2

クリニック3

野嶋 慎一郎

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事弁護の実務につき、当職が手掛けた事件等を題材として授業する。受講生が刑事実務の実際につき、基本的な知識と理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

受講生が、刑事弁護実務、刑事裁判における刑事法運用の実際について基本的な知識を得るとともに、理解を深め、実際に実務についたときに役立つ基本的なスキルを身につけることが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

具体的な題材をもとに、刑事弁護活動の内容等について、受講生への質問もなされ、活発な応答が期待される。また、各授業の際に、次回までの課題を出題するので、受講生は予習・復習を十分に行うことが必要である。なお、期末レポート課題では、無罪事件に関する最終弁論要旨を起案させる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------------------|---|
| 第1回 | 刑事弁護の基礎 | 被疑者・被告人の諸権利、 弁護人の地位・役割 |
| 第2回 | 被疑者の刑事弁護(1) 接見の留意点 | 初回接見の重要性 黙秘権等権利、刑事手続等の教示、事件に関するアドバイス |
| 第3回 | 被疑者の刑事弁護(2) 模擬接見 | 模擬初回接見の実施 |
| 第4回 | 被疑者の刑事弁護(3) 逮捕勾留対応 | 逮捕・勾留等に対する対応 |
| 第5回 | 被疑者の刑事弁護(4) 違法捜査対応 | 違法捜査（別件逮捕勾留、余罪取調べ等）に対する対応 |
| 第6回 | 被疑者の刑事弁護(5) その他 | 接見禁止、接見指定等への対応 弁護人の調査準備活動 被害者との示談 |
| 第7回 | 保釈 | 具体例をもとに保釈の可否について考究する |
| 第8回 | 第1審の弁護活動(1) 公判前整理 | 公判前整理手続の概略 |
| 第9回 | 第1審の弁護活動(2) 冒頭手続 証拠意見 | 弁護人の証拠開示請求準備活動 冒頭手続における注意 証拠能力と証拠意見 |
| 第10回 | 第1審の弁護活動(3) 自白の任意性、信用性の弾劾 | 具体例をもとに考究する |
| 第11回 | 第1審の弁護活動(4) 第三者供述の信用性の弾劾 | 被害者、共犯者、目撃者等の信用性の弾劾について、具体例をもとに考究する |
| 第12回 | 第1審の弁護活動(5) 弁護側の立証 | 弁護側の証拠請求 アリバイ、正当防衛、違法収集証拠、責任能力 |
| 第13回 | 第1審の弁護活動(6) 最終弁論 | 情状事件、否認事件における最終弁論 |
| 第14回 | 裁判員裁判 控訴審・上告審 | 裁判員裁判の手続の流れと弁護活動（冒頭陳述、弁論のやり方） レポート課題出題 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

講義予定にしたがって、十分に予習をし、講義の後は復習を尽くすこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

事前に配布ないし指示する

【参考書】

刑事弁護実務（日本弁護士連合会）
類型別 刑事弁護の実務（新日本法規）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答50%

期末における評価

レポート50%

【学生の意見等からの気づき】

講師が実際に取り扱った刑事事件等の具体的事例をもとに考察してもらい、刑事弁護活動、事実認定などのおもしろさを体感してもらえるように心掛けたい。

【Outline and objectives】

This lecture is learned about defense activity in the main stage of the detective procedure by using an actual criminal case as a base material. I refer to trouble talk of the criminal case I experienced in the lecture. This lecture has for its object to put on the basis which are the analysis power and interrogation technology, etc. actually.

LAW500A2

クリニック 4

鷹取 信哉

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事弁護の実務では、訴訟手続はもとより、契約書作成などの予防法的業務においても、良質な情報を迅速に収集することが不可欠である。本授業では、具体的な事例を通じて、情報収集のための実践的な技法を学ぶとともに、それぞれの手段が抱える問題点に触れることで、生きた民事弁護の在り方を学ぶ。

【到達目標】

情報収集制度を学習した上で、民事訴訟、保全・執行、ADR等における代表的な事例を通じて、民事弁護実務における情報収集制度の活用の仕方を学ぶ。戸籍、不動産登記制度、商業登記制度等の仕組みを学習することで、民法、商法等の理解を深化させるとともに、民事訴訟法第4編証拠の具体的な活用方法を学び、手薄になりがちな証拠の理解を補う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP3」と「DP4」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に設問を配布するので、予めそれを検討して授業に臨む。宿題・レポートが課せられたときは、これを提出する。

授業は、講義形式と演習形式をとり混ぜて行い、活発に質疑応答、議論を行なう形で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 民事弁護における情報収集の意義、事情聴取 | 【契約書の作成】 授業計画、授業の進め方、継続的取引、企業活動における契約書の意義、契約書作成における情報収集の重要性、契約書作成の実務 ○契約書のリーガルチェック |
| 第2回 | 商業登記制度、法律相談 | 【法律相談、示談交渉】 商業登記制度、法律相談の進め方、依頼者からの事情聴取、関係者からの事情聴取、法的文書の作成の基礎、内容証明郵便、相手方からの情報取得、起訴前和解、公正証書 ○内容証明郵便の作成 |
| 第3回 | 書証と準文書 | 【貸金返還請求訴訟】 書証と準文書、形式的証拠力、書証の読み方、証拠説明書の役割 ○証拠説明書の起案 |
| 第4回 | 不動産登記制度、インターネットを利用した情報収集 | 【仮差押】 不動産登記制度、登記事項証明書、インターネットの活用 ○債権仮差押命令申立書の起案 |
| 第5回 | 当事者照会制度 | 【貸金返還請求訴訟、保全異議】 当事者照会制度の意義、照会の対象事項と方式、照会に対する回答、回答の利用方法 ○当事者照会書の起案 |
| 第6回 | 財産開示制度 | 【財産開示手続、強制執行（金銭執行）】 民事執行申立てのための情報収集、財産開示制度の意義・要件・審理の在り方、執行準備 |
| 第7回 | 民事事件記録の取寄せ、刑事事件記録の閲覧謄写 | 【損害賠償請求訴訟】 交通事故と立証課題、実況見分調査、刑事事件記録の閲覧謄写、民事事件記録の取寄せ |
| 第8回 | 法令調査 | 【労働審判】 法令調査、労働契約書、就業規則、労働審判制度 |
| 第9回 | 弁護士会照会制度、戸籍・住民票（職務上請求） | 【建物明渡請求訴訟、占有移転禁止の仮処分】 弁護士会照会制度、照会申出の方式と照会事項、被照会者の報告義務、報告の利用方法、目的外使用の禁止、戸籍制度、住民基本台帳制度、職務上請求 ○照会申出書の起案 |

| | | |
|------|-------------------------|---|
| 第10回 | 情報公開制度、個人情報保護制度 | 【建物明渡請求訴訟、強制執行（非金銭執行）】 情報公開制度、個人情報保護制度、情報公開法（条例）・個人情報保護法に基づく情報収集、訴訟承継、執行文 |
| 第11回 | 証人尋問 | 【建物明渡請求訴訟】 陳述書、証人尋問、当事者尋問、尋問技術、証人汚染と弁護士倫理 |
| 第12回 | 鑑定（筆跡・精神）、文書送付嘱託、文書提出命令 | 【不当利得返還請求訴訟、遺言無効確認訴訟】 鑑定（筆跡・精神）、診療記録、文書送付嘱託の申立て、文書特定手続、文書提出義務、文書提出命令 ○文書送付嘱託申立書及び文書提出命令申立書の起案 |
| 第13回 | 鑑定（不動産）、訴訟記録閲覧制限 | 【家事調停・審判】 遺産分割、一物五価、評価証明、路線価、ブルーマップ、鑑定、不動産鑑定評価基準、訴訟記録閲覧制限、弁護士倫理 |
| 第14回 | 証拠収集制度の現代的課題 | 証拠の偏在、争点整理手続と証拠の関係、当事者照会制度、訴えの提起前の証拠収集処分、調査嘱託、文書提出命令、早期開示制度、秘密保持命令、依頼者・弁護士間の通信秘密制度 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布される資料に掲げられた設問の解答とその理由を検討する。指示された宿題・レポートを提出する。

なお、宿題・レポートは、上記授業計画の内容欄に丸印を付したものに課する予定である。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テキストを指定する予定はない。

【参考書】

資料をその都度配布する。

【成績評価の方法と基準】

評価は平常点に基づいて行う。

| | |
|---------------|-----|
| 宿題・レポートの内容 | 70% |
| 設問に関する質疑応答の内容 | 20% |
| 授業時の発言の内容 | 10% |

【学生の意見等からの気づき】

実務の運用を紹介し、事件記録等を示すなどして、できるだけ生の弁護士業務を知ることができるように配慮したい。

【Outline and objectives】

In legal practice, it is imperative that high quality information is gathered quickly for not only judicial proceedings but also preventive legal affairs such as preparation of contracts. In this course, you will learn practical techniques for information gathering through concrete cases and how to advance allegations and evidence.

LAW500A2

エクスターンシップ

高須 順一、交告 尚史

単位数：2 単位 | 受講年次：2～（春学期は 3）年（春学期・秋学期/Spring・Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

エクスターンシップは、単なる見学ではなく、それまで学んできた法的知識が実際にどのような形で使われていくかを観察し、あるいは法律家の活動のあり方を学ぶことを通じて、法律家らしく考えるための場としての意義がある。したがって、実務での体験を通じて制度の運用の実際や事実を見る眼を養い、あるいは、事実認定や法適用のあり方について検討する習慣を身につけることができるようになることを目標とする。

エクスターンシップ先としては、①法律事務所及び法テラス、②企業法務部、③各種行政機関（霞ヶ関インターンシップ）などを想定している。

【到達目標】

エクスターンシップ先は、法律事務所や企業法務部、さらには行政機関などである。そこでの実務を体験・理解することを通じて法律家らしく考えることの意味を具体的に明らかにできるようになることを基本的目標としている。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 3」と「DP 4」に関連

【授業の進め方と方法】

各派遣先と学生の協議により日程等を調整しつつ行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-------|--|
| 第 1 回 | ガイダンス | <p>1. 院生の実務への主体的参加を促すため、事前に受講の可否について面接などを実施して決定し（別途派遣先が選定する場合もある）、院生に対し、オリエンテーションを実施する。エクスターンシップ先の確定、エクスターンシップ先での注意事項、特に院生の法令遵守及び守秘義務並びに、研修すべき重要事項を説明する。また、参加院生から法令遵守及び守秘義務についての誓約書を徴する。</p> <p>2. 協力法律事務所としては、「法政大学法曹会」（法政大学卒業の法曹による組織）の協力を得て、そのメンバーである法律事務所を中心に行う。これらの事務所と担当教員により、法律相談への同席、各種起案や調査、裁判所・行政機関・顧問先企業等への同行、事務所での弁護士の活動の観察、法令遵守及び守秘義務の点についての指導、その他留意事項について協議調整して実施する。</p> |

第 2 回 実習心得

院生は、受身的な研修に留まらないように、①研修期間を通じた観察事項、②関与した事件に関する事項、③法律家の活動のあり方に関する事項、などに関するレポートを、終了後、エクスターンシップ先及び担当教員に提出する。

第 3 回 派遣先での実習
～第 13（2 週間以上）
回

エクスターンシップ先での研修期間と時期は、派遣先の意向によって異なるが、概ね春休み期間あるいは夏休み期間に行う。具体的な派遣先・実施時期・実施期間（2 週間以上）については、別途その都度事前ガイダンスを行う。

第 14 回 経験報告会

実習報告のための経験交流会を行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

派遣先の指示に対応すること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特になし

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

エクスターンシップ先からの報告・院生から提出された報告書及び事後の経験交流会での報告をもとに、担当教員が評価する。

授業期間中における評価（平常点）

研修参加の状況 40%

期末における評価

レポート及び事後の経験交流会での報告 60%

【学生の意見等からの気づき】

派遣先の選定に際には、学生の希望を可能な限り考慮したい。

【その他の重要事項】

私は、現在、法政大学法曹会の事務局長兼副会長の職にある。そこで、法政大学法曹会の多くの会員と交流があるので、その関係を生かし、エクスターンシップ派遣先となる法律事務所を開拓していく予定である。

【Outline and objectives】

As a place to seem to be a lawyer through observe the essence turn ship not a simple visit whether the legal knowledge that learned is used in really what kind of form till then or learning the way of the activity of the lawyer, and to think is important. Therefore, I feed eyes watching a fact and a fact of the use of the system through an experience by the business or aim for letting you wear a custom to examine the way of a finding and the law application. A lot of , ① law office and law terrace , ② company legal affairs part , ③ administrations are planned for an essence turn ship point.

LAW500A2

法情報調査

中網 栄美子

単位数：1 単位 | 受講年次：1～2 年（春学期集中/Intensive(Spring)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「法情報調査」とは、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義・読み方等、法律を学ぶ上で必要な専門的技能を学ぶ科目である。

法科大学院でまず必須となる技能であり、法曹実務を行う上でも基本となる技能であるため、初年度・集中授業の形で実施し、しっかりと学修する。

【到達目標】

法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ぶことを目的とする。

この授業を通じて、

- ・法情報調査（リーガル・リサーチ）の専門的技能を修得する
- ・法情報調査の技能を活用し、法文書作成やプレゼンテーションの能力を高める

- ・法情報調査の技能を応用し、法や法制度の変化に自ら対応できる能力を高めることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は講義と演習を組み合わせで行われる。

いずれの回にもノートPC・インターネットを利用した課題解決型・検索実習が含まれる（授業時にノートPCを持参すること）。

多様な資料・データベースを駆使して、“効率的な”リサーチができるよう訓練する。各自がリサーチ結果をまとめ、発表（ショートプレゼンテーション）を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 情報検索の確認 | 適切で効率的なリサーチのために各資料の種類や特徴、所在、リサーチの手法や手順などについて学ぶ 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示 予習課題あり。 |
| 第2回 | 法令調査1（法令集とリーガル・データベースほか） | 法令の基礎知識（法令の種類・効力）を確認し、法令集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示 |
| 第3回 | 法令調査2（法令沿革ほか） | 法体系・立法過程・立法情報などを確認するとともに、条約や条例、通達・告示等の調べ方についても学ぶ。 〔準備学修等〕 ガイダンスで指示 |
| 第4回 | 法文献調査1（行政情報及び企業情報の調査ほか） | 行政機関が発する法情報（白書・統計、審議会・研究会情報等）をはじめ法律関連文献の調べ方について学ぶ。 〔準備学習等〕 ガイダンスで指示 （法令・判例に関する課題あり） |
| 第5回 | 判例調査1（裁判所の仕組みと判例の読み方） | 判例の基礎知識（判例の役割・裁判の仕組み）を確認し、判例集やリーガル・データベースの利用方法について学ぶ。 〔準備学修等〕 第4回授業時に指示 |
| 第6回 | 判例調査2（判例や判例評釈の調べ方） | 判例や判例評釈の調べ方、さらには審決・裁決等の調べ方について学ぶ。 〔準備学修等〕 第4回授業時に指示 |
| 第7回 | 法文献調査2（先端法学の視点から） | 生活関連法・知的財産法・情報公開・公文書管理などの文献（データベース）の調べ方について学ぶ。 〔準備学習等〕 第4回授業時に指示 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

法情報調査における資料（紙媒体・電子媒体）は利用してこそ価値あるものである。「知っている」だけでは実務に生かせない。確実に「使いこなせる」よう、かつ、必要な情報更新を自分で行えるように、反復の学習が求められる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

必要に応じてレジュメ等の資料を配布する。

【参考書】

『リーガル・リサーチ（第5版）』（日本評論社、2016年）

『法情報の調べ方入門：法の森のみちるのべ（補訂版2刷）』（日本図書館協会、2019年）。

そのほか、必要に応じて授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 15%

ショート・プレゼンテーション 15%（第6回・第7回授業時）

中間レポート（第4回授業時出題・第5回授業時実施） 20%

期末レポート（第7回授業時出題） 50%

【学生の意見等からの気づき】

「特になし」（前年度のアンケート結果なし）

【学生が準備すべき機器他】

授業時にノートPC持参のこと。

【その他の重要事項】

予習課題・中間レポート・期末レポート作成にはPCによる基本的な文書作成技能（WORD・EXCELなど）が必要となる。

【Outline and objectives】

Legal Research is a subject to learn the practical skills necessary for studying the law. It includes the skills of searching, organizing and analyzing laws, ordinances, theories, etc.. It also includes the method of reading judicial precedents.

Legal Research is essential for law school students and then of course for legal professionals. So students should learn the subject firmly at the very beginning of their first year.

LAW500A2

法律文書作成

小池 邦吉

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

弁護士の立場から作成する法律文書について、簡単な事例を前提に、講義時間内に実際に起案してもらうことにより、実務において必要とされる法的思考の実践能力を確かめまることを目的とします。

【到達目標】

これまでに学んだ法律の知識や理解を具体的な事案に当てはめ、典型的な法律文書について、基礎的な内容の起案ができるようにします。

その際、いわゆる要件事実を意識しつつも、そののみにとらわれず、法律要件や法律効果を意識した起案ができるようにします。

以上を通じて、事実を前提とした法の当てはめの能力を身につけ、実践的な法的思考ができるようにします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

簡単なモデル事案を前提に、講義時間内に、テスト形式で、訴状・答弁書等の法律文書を起案してもらい、翌週にその起案内容について講義することを基本とします。

起案時は、参考文献等の持ち込みは自由とする予定です。

講義時には、質問もしますので、指名されなくても学生諸君から積極的に回答を述べていただきたいと思います。

また、モデル事案の内容に合わせて、不動産の登記簿謄本等、実務で利用される基礎資料をお配りし、その資料の見方、使い方等の簡単な解説もします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-------------|---|
| 第 1 回 | 訴状の起案 | 法律文書の起案について簡単な全般的解説をし、その上で訴状の起案等をしてもらいます。 |
| 第 2 回 | 上記の解説 | 起案した訴状に関して、実体法・手続法を含めた解説等を行います。 |
| 第 3 回 | 答弁書の起案 | 答弁書の起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。 |
| 第 4 回 | 上記の解説 | 起案した答弁書に関する実体法・手続法の解説等を行います。 |
| 第 5 回 | 民事保全の概括的な解説 | 翌週に、民事保全の起案をしてもらいますが、その前に、1 回分の講義時間を使って、民事保全について、必要な範囲で概括的な解説を行います。 |
| 第 6 回 | 民事保全の起案 | 民事保全申立書の起案等をしてもらいます。 |
| 第 7 回 | 上記の解説 | 起案した民事保全申立書の実体法の解説等を行います。必要に応じて民事保全法についても解説します。 |
| 第 8 回 | 内容証明郵便の起案 | 内容証明郵便の起案等をしてもらいます。 |
| 第 9 回 | 上記の解説 | 起案した内容証明郵便に関する実体法等の解説等を行います。 |
| 第 10 回 | 公正証書案の起案 | 公正証書の案についての起案等をしてもらいます。 |
| 第 11 回 | 上記の解説 | 起案した公正証書の案に関する実体法及び公正証書についての解説等を行います。 |
| 第 12 回 | 和解条項案の起案 | 和解条項の案についての起案等をしてもらいます。事案としては、会社法がらみの事案を予定しています。 |
| 第 13 回 | 上記の解説 | 起案した和解条項の案に関する実体法・手続法についての解説等を行います。 |
| 第 14 回 | 契約書についての解説 | 売買契約書を例にして、契約書についての考え方等の解説を行います。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の学習準備としては、普段（不断）の学習の積み重ねが大切です。特に、論点にはならないような基本的な法律知識の学習も行います。具体的には、制度趣旨、基本的な法律要件・法律効果、典型的な事例等を念頭に置きながら基礎知識の学習を行いますので、予習では、「基本をしっかりと押さえる」ことが大切となります。

授業によって、法律文書を作成するには、基礎的な事柄の大切さを理解し、復習において、改めて、他の科目等で指定される教科書類の論点部分だけではない、「基礎部分の読み込み」も十分に行います。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用せず、レジュメ等の資料を配布します。

【参考書】

特にありません。

起案すべき法律文書については、資料として見本をお配りします。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

授業内起案 90%

質疑応答 10%

授業内で行う各起案は、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）で採点し、その総合評価で平常点をつけます。

なお、起案日に授業を欠席した場合は、D 評価とします。

【学生の意見等からの気づき】

基本的には、前年の法律文書作成の講義を敷衍しますが、これまでの様子からして、民事保全については学生の知識不足がありそうなので、民事保全の起案をする前に、1 回の講義時間を使って、概括的な民事保全の解説を行うこととします。

【学生が準備すべき機器他】

起案日は、大学が用意している答案用紙をご用意ください。

起案日にお配りした資料は、翌週の授業に必ず持参してください。

【Outline and objectives】

We aim to ascertain the practical ability of legal thinking required in practice, by legally documenting the legal document created from the standpoint of a lawyer on the premise of a simple case and actually making a draft within lecture time.

LAW500A2

刑事事実認定の基礎

野嶋 慎一郎

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事事件、民事事件を問わず、裁判の審理において最も重要なのは事実認定である。犯罪行為は、動機、計画（共謀）・準備、実行行為、結果、因果関係について、証拠に基づいて事実認定をする必要がある。証拠から事実が認定できるか否かによって、有罪無罪の分かれ目となる。

本講義では、法律の解釈に加え、刑事事件における事実認定がどのようになされるのかを体得してもらうことを目的とする。

【到達目標】

近時の司法試験でも、問題文の中に事実が記載され、それをもとに事実認定をさせる問題が出題されている。

本講義では、刑事事件で問題となる典型的な事実認定について、事案の分析力、証拠の評価（証拠能力、証拠価値）、事実認定の手法を体得することが達成目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。授業では、課題について、いかなる証拠に基づき、いかなる事実が認定できるのか、それによってどのような結論が導き出せるのか、を双方向で質疑応答する形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------|--|
| 第1回 | 故意の認定(1) | 殺意の認定 殺人か傷害致死か 情況証拠の評価 |
| 第2回 | 故意の認定(2) | 薬物事犯における薬物所持の故意の認定 |
| 第3回 | 過失の認定 | 自動車運転者の過失か被害者の過失（自爆行為）か 民事事件との相違（過失割合） |
| 第4回 | 因果関係の認定 | 保護責任者遺棄と遺棄致死の区別 |
| 第5回 | 実行行為の認定(1) | 事件性の争い 傷害罪か被害者の自傷行為か 被害者供述の信用性 |
| 第6回 | 実行行為の認定(2) | 被害者宛の刑事告訴取下げ要求の手紙（脅迫、強要、証人威迫の区別） |
| 第7回 | 実行行為の認定(3) | 結婚詐欺 寸借詐欺 経済事犯（取引行為と詐欺の区別） |
| 第8回 | 実行行為の認定(4) | 家庭内暴力、折檻と傷害の成否 |
| 第9回 | 違法性阻却事由、責任能力 | 喧嘩における傷害（正当防衛・過剰防衛か） 盗癖等の責任能力の有無 |
| 第10回 | 共謀共同正犯 | 事前共謀、現場共謀 情況証拠の評価 |
| 第11回 | 自白の任意性、信用性 | 共犯者の役割による量刑 自白に陥るメカニズム 自白の任意性、信用性に関する事実認定 |
| 第12回 | 第三者供述の信用性 | 被害者・目撃者等の第三者供述の信用性に関する事実認定 犯人識別供述の信用性に関する事実認定 |
| 第13回 | アリバイ | アリバイに関する事実認定 弁護人の主張時期、立証活動 |
| 第14回 | 情状事件 裁判員裁判 | 情状事実の事実認定、量刑に与える影響 裁判員裁判における事実認定 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に課題を与えるので、各自が基本書、判例、参考文献等にあたって、授業で議論できるように準備をする。なお、授業期間中、5回程度レポートを提出させて、成績評価の対象とする。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定はしない。

【参考書】

日弁連「刑事弁護実務」

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 50%

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

講師が取り扱った実際の刑事事件等を題材として、刑事事実認定の基礎となる証拠の構造、各証拠の位置付けなどをきちんと理解した上で、各証拠の評価を検討させるようにしたい。

【Outline and objectives】

The most important one is recognition of fact in a trial.

Recognition of fact is a guilty innocent turning point in a criminal case.

It's learned about recognition of fact in a criminal case in this lecture.

LAW500A2

要件事実演習

土屋 文昭

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

いわゆる要件事実の基本的な考え方を学ぶ。具体的な民事訴訟の事案において、訴訟物が何であるか・攻撃防御方法としての主張・立証責任が当事者のいずれにあるか等の分析検討を行う。

【到達目標】

具体的な紛争事例において、要件事実を中心とする論理的な分析思考能力の基本を習得すること。実体法及び民事訴訟の構造について理解を深めること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」と「DP2」と「DP3」に関連

【授業の進め方と方法】

教員の指示に従い、テキストや随時配布する教材を事前に予習し検討すること。

授業は、学生の事前準備を前提として、双方向で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-------------------------|------------------------------|
| 第 1 回 | ガイダンス・要件事実総論 | 民事訴訟の基本原則、要件事実の基本的考え方 |
| 第 2 回 | 賃貸物明渡訴訟 | 賃貸物明渡訴訟の要件事実 |
| 第 3 回 | 不動産賃貸借明渡訴訟（模擬記録に基づく検討） | 不動産賃貸借明渡訴訟の主張構造の分析 |
| 第 4 回 | 売買代金請求訴訟 | 売買代金請求訴訟の要件事実 |
| 第 5 回 | 保証債務履行請求訴訟 | 保証債務履行請求訴訟の要件事実 |
| 第 6 回 | 所有権に基づく動産引渡訴訟 | 所有権に基づく動産引渡訴訟の要件事実 |
| 第 7 回 | 所有権に基づく不動産明渡訴訟 | 所有権に基づく不動産明渡訴訟の要件事実 |
| 第 8 回 | 所有権に基づく土地明渡訴訟（言い分方式の事例） | 所有権に基づく土地明渡訴訟の主張構造の分析の検討 |
| 第 9 回 | 登記請求訴訟 | 登記請求訴訟の要件事実 |
| 第 10 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（動産引渡訴訟） |
| 第 11 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（不動産明渡訴訟） |
| 第 12 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（売買契約に基づく訴訟） |
| 第 13 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（所有権に関する訴訟・時効取得の事例） |
| 第 14 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（建物明渡訴訟・転貸借の事例） |
| 第 15 回 | 事例問題研究 | 事例問題による検討（賃貸借終了に基づく目的物返還訴訟） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教員の指示に従い、事前にテキストや配布資料を予習し、調査・検討して授業に臨むこと。場合によっては、上記検討のため課題を出すこともある。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

岡口基一『要件事実入門（初級者編）第 2 版』（創耕舎）

【参考書】

司法研修所編『新問題研究要件事実』（法曹会）

同『改訂紛争類型別の要件事実』（同）

村田＝山野目『要件事実論 3 0 講 < 第 4 版 >』（弘文堂）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

20%

①授業態度、授業での質疑応答（10%）

②中間試験（10%）

期末における評価

定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

課題について起案する機会を増加させる

【Outline and objectives】

this seminar's aim is to learn the material facts of the civil law,exploring the vital points of civil cases.

LAW500A2

現代法曹論

高須 順一

単位数：1 単位 | 受講年次：1～年 (春学期前半/Spring(1st half))

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

社会の変化に伴い、法曹の役割も大きく変わろうとしている。法科大学院で学ぶ院生として、現代の法曹に求められる使命と職責を理解することを目的とする。とりわけ未修者コースの新入生は、将来、自らが担う法曹の具体的なイメージを持てるようになることを考えている。そのために、実際に法曹として活動している弁護士等にゲストスピーカーとして講義の一部を担当してもらう予定である。

【到達目標】

すでに弁護士として活動している現職の弁護士等の講義を聴き、質疑応答をすることにより、現代社会において法曹として活動することの意義を理解できるようにする。特に現代社会における法曹の役割が多様化していることを理解する。そして、ゲストスピーカーの人柄に触れることにより、法曹として求められる資質を学びとることを目標とする。

この授業を通して、法曹のイメージを具体化させ、そして、自らも法曹として生きたいというモチベーションを高めることも重要な目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。また、特定の対象分野に偏ることのないように、民事、刑事、公設事務所、インハウス等、様々な事柄を取り上げて行きたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------|---|
| 第 1 回 | 現代的弁護士論 | 担当教員による総論的な説明 |
| 第 2 回 | 公設事務所の役割と職務内容 | 公設事務所所長経験者による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第 3 回 | インハウス・ローヤーの職務内容 | インハウス・ローヤーとして活動中の弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第 4 回 | 訴訟の IT 化 | 現在、進行中の裁判手続の IT 化に関する議論の解説の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第 5 回 | 刑事弁護士の現状 | 刑事弁護士人として活動する弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第 6 回 | 弁護士業務の国際化 | 国際的な業務を行なっている弁護士による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第 7 回 | 多様化する弁護士業務 | 担当教員による、取りまとめ的な講義 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するために行えば足りる。事前課題の提出等は予定していない。むしろ、授業時間中にいかに集中して、講師の講義内容から、いかに多くのことを学び取るかが重要となる。

他者の話からどれだけ自身のモチベーションを高めることができるかが問われる授業である。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは特に使用しない。必要な資料は、その都度、配付する。

【参考書】

必要があれば、授業の際に指摘する。

【成績評価の方法と基準】

平常点評価の授業である。講師の話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートを講師の話の終了後、授業時間終了時までに作成・提出してもらうことを考えている。

以下の割合に基づき評価する。

レポートの内容 70 パーセント

授業時の質問・発言 30 パーセント

【学生の意見等からの気づき】

昨年度、初めて開講した科目であるが、多くの受講生に参加いただいた。現代の多様化した法曹の役割について、関心が高いことに改めて気付かされた。ゲストスピーカーの選定について、さらに工夫して行きたい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、日程の変更を行うことがあるので、予め承して欲しい。

【Outline and objectives】

With a social change, the role of the lawyer is going to turn big. It is intended to have a student learning in a law school understand a mission and responsibilities demanded from a modern lawyer. I think about having the first grader who entered it have the concrete image of the lawyer whom own will carry in the future among other things. Therefore I am going to have the lawyers who are active as a lawyer be really in charge of a part of the lecture as a guest speaker.

LAW500A2

企業法務入門

高須 順一

単位数：1 単位 | 受講年次：2～年（春学期後半/Spring(2nd half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法律家に関する一定のイメージを持っている学生を念頭に、新たな法律家の職務の一つである企業法務に関して、一般的な理解を得ることを目的とする授業である。既習者コースに入学した新入生に受講してもらいたい授業である。多様な企業法務について、具体的な内容を理解することができるようになることを目的とするが、それにとどまらず、法曹の職務は、社会のあり方と密接に関わっていることを理解していく。

【到達目標】

現代の企業活動において、法律家が大きな役割を担っていることを学習する。まずは、企業法務の具体的な内容と、その重要性を学ぶことになる。その上で、法曹の仕事は、伝統的な訴訟遂行にとどまるものではなく、社会のあらゆる活動に関与するものであることを具体的に理解できるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

何人かのゲストスピーカーをお呼びして、その方の専門分野に関する具体的な講義をお願いする予定である。ゲストスピーカーとしては、企業法務を担当する弁護士や、インハウスローヤーが中心となるが、テーマに応じて、企業法務担当者や経済の専門家にも参加いただく予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|---------------|--|
| 第1回 | 企業法務とは | 担当教員による企業法務に関する総論的な説明 |
| 第2回 | 契約審査とコンプライアンス | ゲストスピーカーによるコンプライアンスに関する講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第3回 | 株主総会運営 | ゲストスピーカーによる株主総会運営に関する講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第4回 | グローバル化対応 | 企業がグローバル化にどのように対応しているかに関するゲストスピーカーの講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第5回 | 企業法務の心得 | 長年、企業法務に関与しているゲストスピーカーによる講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第6回 | 日本経済の現状と課題 | マクロ経済の専門家による講義の後、担当教員による振り返り及びまとめを実施する。 |
| 第7回 | 弁護士の使命と企業法務 | 担当教員による取りまとめ的な講義 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前学習や復習はあくまで本人が授業を有効に活用するために行えば足りる。事前課題の提出等は予定していない。授業時間中にゲストスピーカーから多くのことを学んで欲しい。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。必要に応じて資料を各回の授業で配付する。

【参考書】

一般的な参考書として以下の書籍が参考になる。

経営法友会企業法務入門テキスト編集委員会編著『企業法務入門テキストありのままの法務』（商事法務、2016年）

【成績評価の方法と基準】

平常点評価の授業である。講師の話から何を学んだかを判定するための簡単なレポートを講師の話の終了後、授業時間終了時までに提出してもらうことを考えている。

以下の割合に基づき評価する。

レポートの内容 70パーセント

授業時の質問・発言 30パーセント

【学生の意見等からの気づき】

昨年度、初めて開講した科目である。ゲストスピーカーの話が具体的な内容であるほど関心が高いことに気付かされた。本年度は、より具体的な話をさせていただく予定である。

【学生が準備すべき機器他】

特にない。

【その他の重要事項】

私が弁護士として活動する中で培った人間関係をもとにゲストスピーカーをお願いしている。ゲストスピーカーは、それぞれ法曹として、あるいは企業法務担当者等として、多忙な方々であり、日程調整が困難である。そこで、ゲストスピーカーの都合を優先させ、各回の授業の順番を入れ替えることもある。また、場合によっては、日程の変更を行うことがあるので、予め了承して欲しい。

【Outline and objectives】

It is the class for the purpose of getting general understanding about the company legal affairs that are one of the duties of the lawyer who is new in mind in students having the constant image about the lawyer. It is a class to want the second grader who entered it newly to take lectures. About a variety of company legal affairs, it is intended to have you understand concrete content, but the duties of the judicial officer want you to understand the social way and a thing concerned with closely without remaining in it.

LAW500A2

英米法

岩田 太

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英米法では、英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて解説し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。可能であれば実際の判例（英語）やビデオ教材（英語）などの利用しつつ、可能な限りアメリカ法の実像に迫りたいと思います。各トピックについては、事前に教材（日本語中心）を準備し、それを読んだことを前提に議論を進めたいと考えています。

・正式な授業の予定を含め連絡事項などは、基本的に学習支援システム上などに掲載し、ダウンロード可能な状態にするので、随時参照してください。

【到達目標】

英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて正確に理解し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。さらにそのような学習を通じ、日本法及び日本社会を批判的な視点から見つめ直し、相対化できることが最終目標です。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

英米法においては、ビデオや実際の判例を利用しつつ、英米法の特徴である陪審制度、判例法主義、連邦制度などについて解説し、その法文化的背景を含めた法制度の全体像を学ぶことを主眼とします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--|---|
| 第 1 回 | 下記すべて予定（詳細は初回授業）。以下の予定はあくまでも目安であり、進捗状況によって変更の可能性があります。 | オリエンテーション 外国法を学ぶ意義、その際に必要な姿勢などについて概略する (1) 英米法とは何か；(2) なぜ英米法を学ぶのか；比較法、外国法研究の意義；(3) 英米法の特徴；ビデオ：合衆国の裁判と解説 |
| 第 2 回 | 1. 序； | (3) 英米法の特徴；(4) イギリス法とアメリカ法；(5) 一応の目標 |
| 第 3 回 | 1. 序； | 英米法の最大の特徴の1つである陪審制度について、実際の陪審の評議を映したビデオ教材などを利用しつつ、その制度的特徴および社会的意義を学ぶ (1) 陪審制度の起源および歴史；(2) 陪審の制度的枠組み |
| 第 4 回 | 2. 陪審制度 | 陪審制度：ビデオ：陪審評議の内実（英語）& 解説 (3) 陪審制の長所・短所；(4) 陪審制度から見える英米法の特徴 |
| 第 5 回 | 2. 陪審制度 | 英米における法の基本的形式である判例法について、合衆国最高裁判所の判例に実際にあたりながら、判例法主義のあり様を学ぶ (1) 第1次的法源としての判例法；(2) 先例拘束性の原理 |
| 第 6 回 | 2. 陪審制度 | 合衆国最高裁判所の判例に実際にあたる |
| 第 7 回 | 3. 判例法主義 | (3) 先例拘束性の原理の変容；(4) 帰納的思考方法 |
| 第 8 回 | 3. 判例法主義 | 英米法に特徴的な考え方として、一般市民にとって法を使いやすくしておくことによって、法の利用を促進し、そこから法の目的を実現していこうという発想がみられる。そのような考え方の意義を学ぶ |
| 第 9 回 | 3. 判例法主義 | 問題およびビデオ（エリン・プロコピッチなど）(1) 法へのアクセスの拡大：私人による法の実現 |
| 第 10 回 | 4. 私人による法の実現 | (2) 損害賠償の多様性：懲罰的賠償を中心に；(3) 日本法への示唆 |
| 第 11 回 | 4. 私人による法の実現 | (1) 植民地時代・独立革命；アメリカ法の形成：合衆国憲法を中心に |
| 第 12 回 | アメリカ法の形成：合衆国憲法を中心に | (1) 植民地時代・独立革命；(2) 合衆国憲法の成立：連合国家から連邦制へ； |

第 13 回 5. アメリカ法の形成：(3) 違憲立法審査権の成立、(判例：合衆国憲法を中心に 1-3, 7-10 事件)

第 14 回 6. 法律家の役割：ビデオ：合衆国における伝統的な法学教育のあり方
(1) 法曹一元：法曹の養成：法律家の役割 (2) 裁判官；(3) 検察官；(4) 弁護士

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

可能な限りアメリカ法の実像に迫るため、事前の教材を入手し準備をした上で、授業に臨んで下さい。授業中にランダムに発言を求めます。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業開始前にテキストが刊行された場合にはそれを利用する予定です。

『基礎から学べるアメリカ法』（弘文堂、近刊）。

【参考書】

購入不要（図書館などでご参照下さい）

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

伊藤正巳、木下毅、『アメリカ法入門』（第4版）（日本評論社）

判例集：別冊ジュリスト『アメリカ法判例百選』（有斐閣）

田中英夫編集代表『Basic 英米法辞典』（東大出版会 1993(2800 円)）

そのほか授業内で適宜紹介します。

【成績評価の方法と基準】

学期末に行う筆記試験を基本とし、平常点（授業での参画度合および提出物）も加味します。配分は、期末試験 7 0 %、授業での参画度合 2 0 %、提出物 1 0 %です

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【その他の重要事項】

授業の初回で、講義の進め方、試験についてなど説明しますので、初回から参加するようにしてください。なお、上記計画は適宜変更されることがあります。

【Outline and objectives】

In this class, it will focus on the basic features of Anglo-American law such as the jury system, the case law system, and Federal system in the U.S. by using capital cases as examples. The main purpose of this class is to better understand the basic structures of the legal system as a whole including its cultural aspects. It plan to look at recent U.S. Supreme Court decisions and video recordings of actual jury deliberation. Students are expected to prepare each classes by reading assignments for each topic (assignment are mainly written in Japanese but might include English materials. Also, students are expected to print out each assignment and class handout by themselves from this class website.

LAW500A2

法哲学

大野 達司

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

実定法の理論を理解し、解釈を行う前提として、法に関する、あるいは法の周辺にある問題を考えること。法哲学の基本的考え方を理解し、応用・利用可能にすること。法を対象化してみる視点をも身につけること。各人の現代的諸問題への関心について、一歩踏み込んだ理解を試みること。

【到達目標】

正義や自由に関する基本的な考え方とその論争状況を、現代の法的諸問題にあてはめて考え、自分の意見をまとめる手がかりとして用いることができるようにする。他方、今日、正義や自由・平等などについて何が問題になっているのかを理解する。

また法哲学に限らず、論点を的確に整理し、自分の見解をバランスよく説明し、さまざまな議論の射程とレベルをきちんと押さえられるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

少人数なので、分担を決めて、基本的には教科書をもとにそこに示されている論点をまとめ、関連すると思われる判例などを交えて、報告・質疑討論の形をとる。報告は事後に質疑を踏まえて修正してもらい、閲覧可能な状態にするので、それらをもとに、期末の試験に臨んでもらう。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------|---|
| 第 1 回 | はじめに | 授業の進め方の説明、法哲学の基本的考え方の紹介、報告素材の紹介。 [準備学習等] |
| 第 2 回 | 自由 1 | 教科書にざっと目を通し、報告第三希望まで選択しておく。 ドーピングは禁止すべきか？ [準備学習等] |
| 第 3 回 | 自由 2 | 第 1 章 自分の臓器を売ることは許されるべきか？ [準備学習等] |
| 第 4 回 | 自由 3 | 第 2 章 犯罪者を薬物で改善してよいか？ [準備学習等] |
| 第 5 回 | 自由 4 | 第 3 章 ダフ屋を規制すべきか？ [準備学習等] |
| 第 6 回 | 自由 5 | 第 4 章 チンパンジーは監禁されない権利を持つか？ [準備学習等] |
| 第 7 回 | 平等 1 | 第 5 章 女性専用車両は男性差別か？ [準備学習等] |
| 第 8 回 | 平等 2 | 第 6 章 同性間の婚姻を法的に認めるべきか？ [準備学習等] |
| 第 9 回 | 平等 3 | 第 7 章 相続制度は廃止すべきか？ [準備学習等] |
| 第 10 回 | 平等 4 | 第 8 章 児童手当は独身者差別か？ [準備学習等] |
| 第 11 回 | 平等 5 | 第 9 章 年金は世代間の助け合いであるべきか？ [準備学習等] |
| 第 12 回 | 法と国家 1 | 第 10 章 裁判員制度は廃止すべきか？ [準備学習等] |
| 第 13 回 | 法と国家 2 | 第 11 章 女性議席を設けるべきか？ [準備学習等] |
| 第 14 回 | 法と国家 3 | 第 12 章 悪法に従う義務はあるか？ [準備学習等] |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者以外は、該当の教科書（など）の部分や、報告者が配布した資料をあらかじめ読み、自分の考え方と不明点をまとめる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

瀧川裕英編著『問いかける法哲学』（法律文化社、2016 年）

大屋雄裕『裁判の原点』（河出 BOOKS、2018 年）のいずれか。どちらにするかは初回に決定する。

【参考書】

瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』（2014 年、有斐閣）、亀本洋『法哲学』（成文堂）、田中成明『現代法理学』、井上達夫編『現代法哲学講義』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』（法律文化社）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

報告内容（レジュメの完成度、資料調査） 30%

報告に対する質問・意見 20%

期末における評価

期末試験 50%

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを利用します。報告はパワーポイントでおこない、修正の上アップしてもらいます。

【その他の重要事項】

とくにありません。学部で法哲学（あるいは関連する科目）を受講した経験のある人は、どのような授業であったか思い出して、初回に話してください。

【Outline and objectives】

The aim of this lecture is to get a basic understanding about modern theories of legal philosophy and on this understanding make reports and discussion about topics in actual legal or social problems.

LAW500A2

ドイツ法

日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

下記の「到達目標」に即して、本授業は、全体を大きく次の4つの部分に分けて講義を進めて行きます。

I 統治の基本構造（3回） 憲法の統治機構論に該当する部分ですが、行政法の一般原則である「法律による行政」の原理についても検討します。なお、ドイツやドイツ法の歴史については、自学自習の対象とします。テキスト該当部分（I～III章）を読んでおいて下さい。

II 基本権の保障（5回） 憲法の人権論に該当する部分のうち、自由権の保障を中心に検討します。

III 私法と社会法の基本秩序（4回） 私的自治の諸相とその限界の基礎、およびドイツ労働法の特徴をなす共同決定を中心に検討します。

IV 憲法と刑事法の交錯（1回） 刑法の領域におけるテーマの中から、憲法との関係で注目される判例をピックアップして検討します。

なお、授業内でインターネットを使用することがあります。

【到達目標】

(1) わが国の法曹をめざす法科大学院の学生諸君が、ドイツ法を学ぶことの意義はどこにあるでしょうか。

まず第一に、日本法の枠組みと論理自体ドイツ法に影響されているところが大きいことをふまえて、日本法の基本原則や理論的枠組み、あるいは個別の解釈論等につき、より深い知見を得られること。第二に、他方で、ドイツ法の制度には日本のそれと異なるものもたくさんあるので、そうした比較法的視座を得ることにより、日本法の特徴をより鋭く捉えることができるようになること。そして、第三に、日本の法学が直面している課題につき、比較法的見地からの分析を加えることにより、法曹に必要なスキルのうち、特に「創造的・批判的検討能力」を高めること。訴訟代理人が、上告趣意書で原審の解釈等を批判する際などに外国の制度や解釈を援用することはけっこうありますが、たとえば「憲法上の権利」侵害が問題となる事案において、憲法裁判所制を採用するドイツの判例理論が採用している三段階審査の手法が憲法の学界のみならず、法科大学院生の間でもにわかに注目を集めてきていることを考えても、ドイツ法の全体像についての基礎的知識を獲得することの意味は、決して小さくはないと思います。

(2) 以上述べたドイツ法学習の意義を前提として、本授業の到達目標を次のように定めます。すなわち、基礎的な法分野についてのより深い理解や創造的検討能力の涵養に資するドイツ公法・私法の基礎につき、ドイツ連邦共和国基本法が要求する基本的秩序の観点から整理して概観することができるようになること、です。

ただ気をつけなければいけないのは、一国の基本的法秩序は確かに憲法において定められている部分が多いのですが、法制度というものは、社会の自生的法の形成を通じても確立していくということです。その点については、私的自治の諸相とその限界という形で授業の中にとり入れていくつもりです。

以上をふまえていえば、本授業のテーマは、ドイツ公法・私法の基礎を、私的自治（Privatautonomie）の原理にも配慮しながら、ドイツ基本法の定める基本的秩序の観点から検討していくことです。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、ドイツ連邦共和国基本法が定める統治機構の基本構造を概観する第1・2回授業を除き、各回毎のテーマとの関係で重要な連邦憲法裁判所の判例をとりあげ、具体的な事例との関係での制度の運用や解釈論を意識しながら、講義形式に質疑応答を織り交ぜながら進めてゆきます。テキスト該当部分や検討する判例の評釈等については、下記の「準備学習等」の指示のほか、事前に配布する Assignment sheet の指示に従って、しっかりと準備しておいて下さい。

また、各授業参加者に2回ずつ、指示する授業テーマに関して報告をお願いします。また、それとは別にレポートを2通作成していただきます（後記「成績評価の方法と基準」参照）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|-------------------------------|---|
| 第1回 | I 統治の基本構造 <1>：政治部門の統治機構概論 | EUとの関係や連邦制を含むドイツ連邦共和国の政治部門の統治機構につき、基本法が定めるところを概観する。 |
| 第2回 | II 統治の基本構造 <2>：司法権と憲法裁判所概論 | ドイツにおける司法権の概念や裁判所制度について概説したうえで、連邦憲法裁判所による違憲審査や違憲政党禁止の制度につき、基本的な説明を行う。 |

| | | |
|------|-----------------------------------|---|
| 第3回 | I 統治の基本構造 <3>：行政法の一般理論 | 行政法の一般理論のうち、「法律による行政」の原理につき概説したうえで、「法律の留保」原則との関係で連邦憲法裁判所が展開した「本質性理論」について検討する。 |
| 第4回 | II 基本権の保障 <1>：一般理論 | 基本権保障の総論部分のうち、とりわけ第三者効力に関するリユート判決（連邦憲法裁判所1958年1月15日判決）、および国家の基本権保護義務論や実効的権利保障論に関わる判例を検討する。 |
| 第5回 | II 基本権の保障 <2>：信仰の自由 | 信仰の自由の保障につき、十字架決定（連邦憲法裁判所1995年5月16日決定）およびスカーフ判決（連邦憲法裁判所2003年9月24日判決）を中心に検討する。 |
| 第6回 | II 基本権の保障 <3>：表現の自由 | 表現の自由の保障につき、報道の自由と人格権に関するレーバッハ判決（連邦憲法裁判所1973年6月5日判決）を中心に検討する。 |
| 第7回 | II 基本権の保障 <4>：集会の自由 | 集会の自由の保障につき、ブロックドルフ決定（連邦憲法裁判所1985年5月14日決定）を中心に検討する。（同判例は、第14回授業で扱う事例を検討する際にも前提として重要である。） |
| 第8回 | II 基本権の保障 <5>：職業選択の自由 | 職業選択の自由の保障につき、薬局判決（連邦憲法裁判所1958年7月11日判決）を中心に検討する。 |
| 第9回 | 中間研究報告 | 第1回～第8回の授業内容につき、各自テーマを決めて研究報告を行い、その内容につき議論を行う |
| 第10回 | III 私法と社会法の基本秩序 <1>：私的自治とその制約 | 契約の自由の位置づけや意義、およびドイツ民法におけるその制度化につき概観したうえで、連帯保証決定（連邦憲法裁判所1993年10月19日決定）について検討する。 |
| 第11回 | III 私法と社会法の基本秩序 <2>：財産権保障とその制限 | 基本法における財産権保障やドイツ民法における物権法の特徴を概観したうえで、クラインガルテン決定（邦憲法裁判所1979年6月12日決定）、ハンブルク堤防整備法判決（邦憲法裁判所1968年12月18日判決）および砂利採取事件決定（邦憲法裁判所1981年7月15日決定）について検討する。 |
| 第12回 | III 私法と社会法の基本秩序 <3>：家族法 | ドイツ家族法の特徴を概観したうえで、婚姻名の選択に関する連邦憲法裁判所2004年2月18日判決、期限つき苛酷条項違憲決定（連邦憲法裁判所1980年10月21日決定）、非嫡出子判決（連邦憲法裁判所1969年1月29日判決）について検討する。 |
| 第13回 | III 私法と社会法の基本秩序 <4>：労働法の基礎 | ドイツ労働法の特徴を概観したうえで、労働者の共同決定権に関する共同決定判決（連邦憲法裁判所1979年3月1日判決）について検討する。 |
| 第14回 | IV 憲法と刑事法の交錯 | 民衆扇動罪規定に関するNPD政治集会決定（連邦憲法裁判所2004年6月23日決定）とヴンジーデル集会決定（連邦憲法裁判所2009年11月4日決定）、および墮胎罪に関する第一次墮胎判決（連邦憲法裁判所1975年2月25日判決）を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第1・2回：テキストIV章§1・2、XI章§2、XI章
 第3回：テキストV章§1～3、BVerfGE 33, 303（BVerfGEとは、Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts（連邦憲法裁判所判例集）の略で、その後の数字は、それぞれ巻と頁を示している。邦語文献として、後掲・『ドイツの憲法判例I（第2版）』[以下「憲法判例I」という。]判例番号46）、BVerfGE 49,89（憲法判例I・61）
 第4回：BVerfGE 7, 198（憲法判例I 24）、BVerfGE 53, 30（憲法判例I・9）、BVerfGE 81,242（後掲・『ドイツの憲法判例II（第2版）』[以下「憲法判例II」という。]判例番号40）
 第5回：テキストIV章§3（p.61-68）、BVerfGE 93,1（憲法判例II・16）、BVerfGE 108, 282（後掲・『ドイツの憲法判例III』[以下「憲法判例III」という。]判例番号21）、小山剛「第二次スカーフ決定」自治研究 96巻1号（2020）
 第6回：BVerfGE 35,202（憲法判例I・29）
 第7回：BVerfGE 69, 315（憲法判例I・40）
 第8回：BVerfGE 7, 377（憲法判例I・44）
 第10回：テキストVI章§1～3、BVerfGE 89, 214（憲法判例II・6）
 第11回：テキストVI章§4、BVerfGE 52,1（事前に資料配付）、BVerfGE 24, 367（憲法判例I・50）、BVerfGE 58, 300（憲法判例I・51）
 第12回：テキストVI章§5・6、BVerfGE 109, 256（憲法判例III・10）、BVerfGE 55, 134（憲法判例I・34）、BVerfGE 25, 167（憲法判例I・37）
 第13回：テキストIX章、BVerfGE 50,290（憲法判例I・49）

第14回：BVerfGE 111, 147（憲法判例Ⅲ・41）、BVerfGE 124, 300（事前に資料配付）、BVerfGE 39,1（憲法判例Ⅰ・8）
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

村上淳＝守矢健一/ハンス・ベーター・マルチュケ『ドイツ法入門【改訂第9版】』（有斐閣・2018年）

【参考書】

ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅰ（第2版）』、『同Ⅱ（第2版）』、『同Ⅲ』（信山社・2003年,2006年,2008年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

中間研究報告 50 %
期末における評価

レポート 50 %

なお、感染症罹患等やむをえないと認められる事情によるもの以外の欠席については、上記基準に従い合計100点となること、欠席1回につき、マイナス2点とします。

【学生の意見等からの気づき】

報告やレポートについては、受講者の人数をも考慮して、課題の設定等、適切なものとなるよう工夫していきたいと思えます。

【Outline and objectives】

This course will examine basic characteristics of German law in comparison with that of Japanese law.

LAW500A2

法と経済学

今井 猛嘉、京藤 哲久

単位数：2単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法と経済学とは、多くの法律学科目で学んでいるような教義学的な法律学ではなく、マイクロ経済学の観点からの法の理解である。この授業では、伝統的な法学のマイクロ経済学の立場からの理解、解釈を目指す。

【到達目標】

マイクロ経済学のごく初歩を理解した上で、所有権法、不法行為法、契約法、刑法、独占禁止法に関連する領域について、マイクロ経済学の理解を踏まえた理解ができる。教義学的な解釈論とは異なる解釈論を展開する能力に加え、法政策形成能力、法的制度設計を入れて構想することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

3回目までは通常の講義方式である。4回目以降では、割り当て部分を担当受講生が報告し、それについて議論をするという方法で講義を進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|--|
| 第1回 | マイクロ経済学の基礎（1） | マイクロ経済学とは？ [準備学習等] 微分法の基礎を復習 |
| 第2回 | マイクロ経済学の基礎（2） | 消費者行動と企業行動 |
| 第3回 | マイクロ経済学の基礎（3） | 競争市場と効率性。市場の失敗 |
| 第4回 | 小テスト、所有権法の経済分析（1） | 前回の授業までの小テスト、所有権法の基礎 [準備学習等] 民法の所有権を復習 |
| 第5回 | 所有権法の経済分析（2） | コースの定理 |
| 第6回 | 所有権と情報、所有権と公共財 | 共同消費性、排除不可能性 |
| 第7回 | 契約法の経済分析（1） | 契約違反と損害賠償 [準備学習等] 民法の契約法を復習 |
| 第8回 | 契約法の経済分析（2） | 契約違反と損害賠償2 |
| 第9回 | 不法行為法の経済分析（1） | コスト最小化アプローチ [準備学習等] 不法行為法を復習 |
| 第10回 | 不法行為法の経済分析（2） | 過失責任、無過失責任 |
| 第11回 | 刑法の経済分析（1） | 犯罪の経済学とは [準備学習等] 刑法総論を復習 |
| 第12回 | 刑法の経済分析（2） | 抑止刑論 |
| 第13回 | 独占禁止法の経済分析（1） | 独占禁止法の基礎に関する論争の概説（シカゴ学派による主張、その他） |
| 第14回 | 独占禁止法の経済分析（2） | 独占の禁止が経済学的に効率的と言えるのか？問題となる、最新の事例等を検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

講義の対象となった法領域（例えば所有権）に対応する伝統的な法律学的なアプローチの基礎的な理解が求められる。なお、法律学的高度な内容は求めないので、未習コースの学生もハンデなく学習可能である。数学についても、授業の中で説明するので、前提となる知識は不要である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

クーター、ユーレン（太田勝造訳）『新版 法と経済学』商事法務研究会であるが、現在絶版なので再版がなされない場合は、必要箇所をコピーして配布。

【参考書】

特になし

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価

質疑応答 50%

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

学生からの意見を踏まえて、分かりやすい講義、細かな脇道にはこだわらない講義を目指す。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【Outline and objectives】

In this course, the several main issues in the Law and Economics field will be lectured.

Through studying them, the participants will be able to get the different viewpoint to the issues from their supposedly acquired traditional legal thinking.

In preparation for doing so, they are required to have the basic knowledge to the micro economics.

LAW500A2

法制史

中網 栄美子

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本近・現代法制史を、主として憲法、民法、商法、刑法など主要法典の制定過程を中心に学ぶ。授業の中心は幕末・明治維新以降～現代に至るまでの日本法制史だが、古代・中世・近世の法や裁判についても近・現代と比較する目的で適宜取り上げる。併せて、日本における法学教育や法曹教育の歴史についても学ぶ。

【到達目標】

未来の法曹として、過去と現在の関わりを時に客観的に時に批判的に問いながら、日本の法や裁判への理解を深化させ、法的思考力や分析力を培うことを目的とする。

この授業を通じて、

- ・主要法典の成立過程の概要を理解する
- ・前近代と近代のと裁判の相違を理解する
- ・法学教育と法曹教育の流れを理解する

ことができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は講義を中心に質疑応答・討論を行う。

各回授業終了後はリアクションペーパーの提出を求める。

このほか授業後半の回では各自が30分程度の報告（プレゼンテーション）を1回行う。

授業内でインターネットを使用し、オンライン上の資料検索や資料紹介を行うことがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------|---|
| 第1回 | 法制史入門 | 法制史とは ～最近の裁判事例から～ [準備学修等] |
| 第2回 | 古代法特論 | 予習課題を別途指示 律令法の継受 [準備学修等] テキスト p28～31、 p56～63 及び 77～82 |
| 第3回 | 中世法特論 | 中世法の基本的特徴と裁判制度 [準備学修等] テキスト p107～117 及び p124～127 |
| 第4回 | 近世法特論 | 近世法の基本的特徴と裁判制度 [準備学修等] テキスト p175～182、 p212～219 及び p222～228 |
| 第5回 | 近代の法①（幕末維新） | 幕藩体制から近代国家への移行 [準備学修等] テキスト p251～257 |
| 第6回 | 近代の法②（近代国家形成） | 大日本帝国憲法の制定 [準備学修等] テキスト p257～268 |
| 第7回 | 近代の法③（不平等条約） | 領事裁判と条約改正 [準備学修等] テキスト p268～269 及び p281～285 |
| 第8回 | 近代の法④（西欧法の継受） | 旧民・商法の起草と法典論争 [準備学修等] テキスト p307～311 |
| 第9回 | 近代の法⑤（刑法理論の争い） | 旧刑法の制定と現行刑法の制定 [準備学修等] テキスト p288～294 及び p359～366 |
| 第10回 | 近代の法⑥（内地延長主義） | 植民地の法と法制度 [準備学修等] テキスト p335～337 |
| 第11回 | 近代の法⑦（労働者の権利） | 社会法の形成 [準備学修等] テキスト p379～384 |
| 第12回 | 近・現代の法①（民主主義） | 日本国憲法の制定と戦後改革 [準備学修等] テキスト p339～350 |

| | | |
|------|-----------------------------------|---|
| 第13回 | 近・現代の法②(国民の司法参加) 法制史まとめ | 陪審裁判と裁判員裁判 [準備学修等] テキスト p353~356 及び p408~409 |
| 第14回 | 近・現代の法③ (法制史の現代的課題 2020NEW) | 法曹養成と法学教育 [準備学修等] テキスト p280~281 及び p405~406 |

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

各回授業に該当するテキスト部分を予習する。事前配布資料がある場合はテキストと併せて予習を行う。特に読み方・意味などが不明の歴史・法律用語は各回の授業前に可能な限り調べてくること(調べ物の際の基本検索ツールについては初回授業で紹介する)。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』青林書院、2010年

このほか授業でレジュメ・資料を配布する。

※テキスト及び参考書については初回時に説明する(初回時に持参不要)。

【参考書】

川口由彦著『日本近代法制史』(第2版)新世社、2014年

出口雄一ほか著『概説 日本法制史』弘文堂、2018年

このほか適宜授業で紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価(平常点)

各回質疑応答 15%

各回コメントペーパー 15%

報告(プレゼンテーション) 20%

期末における評価

レポート課題 50%

【学生の意見等からの気づき】

「歴史」の授業を「暗記物」ととらえ、覚えることばかり多くて「大変」とか「つまらない」と感じていた学生諸君に「歴史」は貴方の生きる国の、そして貴方自身の過去・現在・未来を「考える」ための授業であることを自覚してもらいたい。

この授業では貴方がこれまで「そういうものだ」と漠然と考えていた、あるいは、「それが常識だ」と信じていた既存の「歴史的事実」を一旦壊し、あるいは揺るがし、再構成する訓練を行うものである。

【学生が準備すべき機器他】

初回授業では各自貸与パソコンを持参し、インターネットに接続できるように準備しておくこと。

【その他の重要事項】

授業前後に質問を受け付けるほか、Eメールでの質問も受け付ける。連絡用メールアドレス等は初回に案内する。

【Outline and objectives】

This course is for learning the Japanese Modern Legal History, especially about the process of establishing major codes such as the Constitution, Civil Code, Commercial Code, Penal Code etc. The core part of the course is the history of Japanese legislation from the end of the Tokugawa period and the Meiji Restoration to the modern era, But the distinctive aspects of the laws and the legal systems in ancient times, medieval times and early-modern times are also discussed for the comparison with the modern and present times. In addition, we also learn about the history of the legal education and the legal profession in Japan.

LAW500A2

立法学

長谷川 彰一

単位数：2単位 | 受講年次：1～年(春学期授業/Spring)

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

現代の社会では、時代の変遷に応じて国民の福祉を向上させ、複雑な国民の利害を調整するため、様々な法規範の定立(立法)が行われている。そして、そのように定立された法規範は国民によって遵守されなければならないが、一方で、社会経済情勢の変化に応じて必要な改廃は迅速的確に行われなければならない。このような、法規範の定立や改廃の、意義、内容、手続きなどを理解し、さらに進化させようという試みが立法学である。

本講義では、このような立法学およびその周辺事情を概観する。

【到達目標】

1) 学生が、以下のことを理解できるようにする。

- ① 法とは何か、法令の体系、法令の効力
- ② 立法政策や立法内容の在り方、立法過程の現状
- ③ 法律・条の構造、用字、一部改正などの立法技術の要点
- ④ 地方自治立法、行政立法の仕組み、法令用語、法令解釈の要点

2) 学生が、実際の条例立案に取り組み、立法作業を体得する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

☆ 教官の都合により、4月13日(月)は休講になります。

第1回目の講義は、4月20日(月)となり、4月13日分の補講は、7月18日(土)を予定しています。ただし、補講日については、講義開始後に受講生と調整のうえ、できれば前倒ししたいと考えていますので、ご留意ください。

☆ 適宜、講義と演習を取り混ぜて行う。

各回の最初に前回の振り返りを行い、知識を確認しつつ進める。

演習(回により全部～30分又は無しのいずれか)では、具体的なテーマについて条例立案の取り組みを行い、立法の内容や立法技術を具体的に会得できるようにしたい。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|------------------------------|--|
| 第1回 | 立法学へのいざない | 「法」とは何かや法令の秩序を考察しながら「立法学」の概要を把握する。あわせて、日本の法令の種類や法体系を把握する。 |
| 第2回 | 立法政策 | 法的な制度は、どのような動機で、どのような社会事実を踏まえて、形成されていくか。「立法事実」の理解を通じて立法政策の在り方を考察する。 |
| 第3回 | 1) 立法内容 2) 演習①(30分) | 1) 法律の内容として、どのような要件が必要で、どのような事柄が規定されるのであろうか。「法律事項」などの立法の要件と法律の具体的な規定内容を考察する。 2) 具体的な事例で、条例立案の取り組みを経験する。各人による立案演習シート(1)の作成 |
| 第4回 | 1) 法律の企画立案 2) 演習②(50分) | 1) 法律案はどのようにして作成されていくのであろうか。法律の企画立案の手続きや過程を内閣立法と議員立法について概観し、法律の立案過程を理解する。 2) グループによる立案演習シート(1)の検討 |
| 第5回 | 1) 法律の基本形式・構造 2) 演習③(30分) | 1) そもそも法律はどのような形式で書かれているのであろうか。立法技術の基本として、公布文から署名に至るまでの法律の基本的な構造、配字などを理解する。 2) 各人による立案演習シート(2)の作成 |
| 第6回 | 1) 条文の基本形式・構造 2) 演習④(50分) | 1) 条・項の基本的な構造、文章構成などの立法技術を理解する。 2) グループによる立案演習シート(2)の検討 |
| 第7回 | 1) 地方自治立法 2) 演習⑤(50分) | 1) 地方公共団体の条例や規則を概観する。 2) 各人による条例案の作成 |

| | | |
|--------|-------------------------------------|--|
| 第 8 回 | 1) 法令の効力 2) 附則と文体、用字 | 1) 法令は、どのように効力を発揮するのか。法令の効力について、把握する。 2) 立法には独特のルールや技術がある。ここでは、立法技術の一環として、附則の規定内容、文体、用字を概観する。 |
| 第 9 回 | 1) 法律の一部改正・全部改正・廃止 2) 演習⑥ (50 分) | 1) 立法技術の一環として、一部改正・全部改正・廃止などの形式を把握する。 2) グループによる条例案の検討 (1 回目) |
| 第 10 回 | 1) 法令用語① 2) 演習⑦ (60 分) | 1) 立法技術の一環として、法令用語を概観する。 2) グループごとに教官との意見交換 (各グループ 15 分) |
| 第 11 回 | 1) 法令用語② 2) 演習⑧ (50 分) | 1) 法令用語①の続き 2) グループによる条例案の検討 (2 回目) |
| 第 12 回 | 演習⑨ | 各グループから条例案を発表し、全員で吟味する。 |
| 第 13 回 | 1) 法令用語③ 2) 制定過程 | 1) 法令用語②の続き 2) 立法案は、いかなる過程を経て国民の前に現れるのであろうか。法律案及び条例案の国会・議会提出から、審議、可決・成立、公布、施行までの一連の制定過程を把握する。 |
| 第 14 回 | 1) 行政立法 2) 法令の解釈・総括 | 1) 法律以外の国の法令の立法内容や立法過程を概観する。 2) 法令の読み方・解釈について理解する。また、講義を総括し、これからの立法のあり方について考察する。 |

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

2 回目以降のレジュメは事前に配布するので、授業前に目を通すことを推奨する。また、各授業ではレジュメのすべてに触れることはできないので、授業後に再度目を通すことを推奨する。

条例立案の演習のうち、各人によるシートや条例案の作成などについては、次の講義の際に提出を求めるので、授業時間中に終わらなかった場合には、宿題となる。

本授業の準備学習や復習などの時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特にテキストは指定しない。必要に応じてレジュメや資料を準備する。

【参考書】

(基本書)

「立法学講義<補遺>」大森政輔/鎌田 薫 編 (商事法務・2011)

「立法学—理論と実務」大島稔彦 著 (第一法規・2013)

(実務基本書)

「新訂 ワークブック法制執務」法制執務研究会 編 (ぎょうせい・2007)

「法令用語用語必携」法令用語用語研究会 編 (ぎょうせい・2011)

(教官著書)

「改訂 法令解釈の基礎」長谷川彰一 著 (ぎょうせい・2008)

「自治立法」松永邦男/長谷川彰一/江村興治 著 (ぎょうせい・2002)

【成績評価の方法と基準】

○ 成績評価の方法

授業期間中における評価 (授業・演習における質疑応答・発言、立案演習で提出された資料)

期末における評価 (課題に対するレポート)

○ 成績評価の基準

授業・演習における質疑応答・発言 30%

立案演習で提出された資料 40%

レポート 30%

【学生の意見等からの気づき】

これまでのアンケート、提出資料、レポートも踏まえ、知識の量よりも知識に対する理解度や知識を用いた実践的な力を重視して、今年度も演習の回数や配分を増し、講義のスケジュールや各回の進め方を一部変更する。

【学生が準備すべき機器他】

授業内でインターネットを使用することがあるため、貸与 PC その他のインターネットに接続できるデバイスを準備すること。

【Outline and objectives】

In modern society, the establishment of various legal norms (legislation) is being carried out in order to improve the welfare of the people according to the change of the times and to adjust the complicated interests of people. And the legal norms must be complied with by the people, but on the other hand, necessary revision or abolition must be done promptly according to changes in the socioeconomic situation.

Learning of legislation is an attempt to understand and further evolve the significance, content, procedures, etc. of the establishment, revision and abolition of the legal norms.

This lecture outlines such learning of legislation and its surroundings.

LAW500A2

行政学

西山 慶司

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年 (秋学期集中/Intensive(Fall))

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業では、国レベルにおける公共管理 (パブリック・アドミニストレーション) の仕組みを理解し、行政と皆さんの生活との接点を見出せる講義を目指しています。また、NPM などの公共経営 (パブリック・マネジメント) がわが国に導入され、その影響は広範囲に及んでいます。本授業では、どのような NPM 型評価の実践や課題が発生しているのかについて理解を深める授業を志向しています

【到達目標】

- ①公共管理に関する基本的な特徴・考え方を習得し、わが国で実践されている行政の現状や課題について理解を深めることができる
- ②公共経営に関するテーマの情報の収集、分析・考察、解決策をまとめて、発表・議論・総括することができる
- ③自らが積極的に政府と行政の動向について関心をもつことができる

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

初日と各日の初回は講義、残りは受講生による発表とディスカッションを想定しています。初日に発表の担当を決めますので、本テキストを軽く一読しておくことが望ましい。なお、進行やテーマは政治・行政の動向などに応じて、弾力的に運用することがあります。また必要に応じて、外部からのゲストを招くこともあり得ます

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|----------|--|
| 第 1 回 | 公務員制度 | 日本官僚制の特徴、キャリアとノンキャリアについて概説します |
| 第 2 回 | 内閣制度 | 内閣の特徴、内閣の補佐機構について概説します |
| 第 3 回 | 行政組織 | 中央省庁の位置づけ、内部部局について概説します |
| 第 4 回 | NPM と評価 | NPM をめぐる 2 つの教義、公共部門における 3 つの評価について概説します |
| 第 5 回 | 開発援助評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 6 回 | 学校評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 7 回 | 意思決定 | トップダウンとボトムアップ、稟議制について概説します |
| 第 8 回 | 独立行政法人評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 9 回 | 自治体評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 10 回 | 政府立法 | 国会提出までのプロセス、国会審議対応について概説します |
| 第 11 回 | 指定管理者評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 12 回 | 大学評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 13 回 | 政策評価 | 受講生による発表とディスカッション |
| 第 14 回 | 男女共同参画評価 | 受講生による発表とディスカッション |

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業では、論点が数多く存在するため、ディスカッションの時間を増やしたいと思っています。また、受講生は割り当てられたテーマについてまとめたうえで、その内容をアップデートすることを期待します。なお、本授業の準備学習・復習時間は、各 2 時間を標準としています

【テキスト (教科書)】

山谷清志編『公共部門の評価と管理』(晃洋書房、2010 年)

【参考書】

東田親司『現代行政の論点』(声書房、2012 年)

真淵勝『行政学案内 第 2 版』(慈学社出版、2014 年)

【成績評価の方法と基準】

授業における発表を 35%、期末のレポートを 35%、授業への参加意欲と適切な発言といった授業への貢献度を 30% として評価します

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません

【その他の重要事項】

本来通年で学習する公共管理と公共経営を短期間で集中的に授業するため、授業計画上の一貫性は取れていないように見受けられるかもしれませんが、両者の概念などは融合できるようにしたいと思います

【Outline and objectives】

This class will cover basic concepts, theories, principles, and practices of public administration for students to develop their interest in public issues. In particular, the class is designed as an introduction to the public administration in the central government and will discuss an evaluation of the theoretical and practical issues due to the impact of public management like NPM

LAW500A2

アメリカ政治論

西山 隆行

単位数：2 単位 | 受講年次：1～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

アメリカ政治の基本的特徴について解説する。連邦議会、大統領、裁判所などの制度的特徴や二大政党の性格について概説した後、経済政策、教育政策、人種、移民問題など、様々な争点について検討する。

【到達目標】

アメリカ合衆国の政治制度や政策争点について理解するとともに、日本の統治機構や多様な争点について比較考察する視点を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」に関連

【授業の進め方と方法】

テキストを参照しつつ、基本的な事柄について教員が説明します。その内容に基づいて討論を交えながら、様々な論点について検討していきます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------|---|
| 第1回 | 統治機構の骨格と権力分立 | 合衆国憲法の基本的構造について解説する。 |
| 第2回 | 大統領と連邦議会 | 大統領制の仕組み、大統領と連邦議会の権限について解説する。 |
| 第3回 | 裁判所 | 裁判所の政治的性格について解説する。 |
| 第4回 | 連邦制 | 連邦制と地方政府の役割について解説する。 |
| 第5回 | 二大政党とイデオロギー | 民主・共和両党の性格と、アメリカにおけるリベラル、保守の意味について解説する。 |
| 第6回 | 選挙と政策過程 | アメリカの選挙制度と、政策決定過程について解説する。 |
| 第7回 | 宗教と社会的争点 | アメリカにおける政治と宗教の関係について解説する。 |
| 第8回 | ジェンダーとセクシュアリティ | アメリカ政治におけるジェンダーとセクシュアリティの位置づけについて解説する。 |
| 第9回 | 人種問題 | アメリカにおける人種問題と差別の問題について解説する。 |
| 第10回 | 移民問題 | 合法移民、不法移民、難民などの問題について解説する。 |
| 第11回 | 社会福祉政策 | 公的扶助、年金、医療保険などアメリカの社会福祉政策について解説する。 |
| 第12回 | 教育と格差 | アメリカにおける教育システムと経済格差について解説する。 |
| 第13回 | 経済政策 | アメリカにおける経済政策決定過程について解説する。 |
| 第14回 | 対外政策 | アメリカにおける対外政策決定過程について解説する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定するテキストと参考文献の該当部分を読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

岡山裕・西山隆行編『アメリカの政治』（弘文堂、2019年）

【参考書】

西山隆行『アメリカ政治入門』（東京大学出版会、2018年）

【成績評価の方法と基準】

期末試験：50%、質疑応答：50%

【学生の意見等からの気づき】

該当しない

【Outline and objectives】

This course provides an introduction to the academic study of American politics. We will cover a range of topics, including the institutional structures, such as Congress and the presidency; the activities of political elites; and contemporary debates over such important issues as economic inequality, partisan polarization, racism, and immigration.

LAW500A2

現代的契約関係法

高須 順一

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代契約社会において、契約関係法が有する重要性を十分に認識することが授業の内容となる。「民法の現代化」に関する授業である。①契約社会の基本構造、②履行障害法に代表される契約関係に関する一般の規律のあり方、③売買に関する契約、金融に関する契約、不動産に関する契約、現代型契約等の各契約類型ごとの問題点などを具体的に検討する。現代的な契約関係に関する新しい規律が改正債権法に設けられていることを理解する。現代社会における契約関係法理が有する社会的意義、影響を具体的に学ぶことができるようにすることがこの授業の目的である。

【到達目標】

現代契約社会において、契約関係法がどのような機能を有しているかを理解できるようにする。契約の拘束力が重視される現代社会の有り様を実感できるようにする。そのうえで、このような現代的契約関係法に関する、最新の解釈法理を習得して理解できるようにする。

121年ぶりの民法の抜本的改正となる改正債権法がすでに成立し、2020年4月1日の施行となる。債権法改正の目的のひとつが、「民法の現代化」である。この点を十分に認識できるようにする。

なお、債権法の改正内容に関する基本的理解は、すでに民法の授業で行われているので、本授業では、テキストの具体的な例題を通して、双方向、多方向で検討を加えることとする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

改正法が施行されるので、今年度は、事例検討を通じて、より具体的な検討を行いたい。テキストを指定するので、そこに掲載される事例の検討を行う。改正債権法の規律を前提とすれば、どのような法律関係になるのかについて、予め検討して授業に臨んでもらいたい。授業では改正法案に基づく新しい契約法の規律が、現行法の規律とどのように異なることになるのかについて、しっかりとした理解をしてもらえるように解説したいと考えている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|------------|--|
| 第1回 | 履行障害法の変容1 | バクタ原則に基づく債務不履行損害賠償法理と解除の検討 [準備学習等] テキスト 55 頁から 80 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第2回 | 履行障害法の変容2 | 危険負担制度の変容と解除との関係の検討 [準備学習等] テキスト 81 頁から 100 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第3回 | 売買契約の現代化 | 売主の担保責任に関する規律の検討 [準備学習等] テキスト 298 頁から 321 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第4回 | 役務提供契約の現代化 | 新しい請負契約の規律の検討 [準備学習等] テキスト 322 頁から 343 頁及び事前配付資料の検討 |

| | | |
|------|---------------------|--|
| 第5回 | 金融取引の現代化 | 差押えと相殺、債権譲渡と相殺に関する具体的事例の検討 [準備学習等] テキスト 203 頁から 224 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第6回 | 法定利率制度の変容 | 法定利率制度の改正が実務に与える影響の検討 [準備学習等] テキスト 12 頁から 32 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第7回 | 新しい保証法制の規律 | 根保証の規律の拡大、保証意思宣明公正証書、情報提供義務に関する規律の検討 [準備学習等] テキスト 172 頁から 202 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第8回 | 契約の効力保全に関する法理1 | 新しい債権者代位権の規律の検討 [準備学習等] テキスト 101 頁から 125 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第9回 | 契約の効力保全に関する法理2 | 新しい詐害行為取消権の規律の検討 [準備学習等] テキスト 126 頁から 151 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第10回 | 債権譲渡取引の現代化1 | 新しい債権譲渡法制の検討 [準備学習等] テキスト 225 頁から 247 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第11回 | 債権譲渡取引の現代化2 | 将来債権譲渡に関する規律の検討 [準備学習等] テキスト 248 頁から 269 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第12回 | 定型約款の規律 | 定型約款の規律の内容及び取引社会に与える影響の検討 [準備学習等] テキスト 270 頁から 297 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第13回 | 時の経過に関する規律の現代化 | 新しい消滅時効法制の検討 [準備学習等] テキスト 33 頁から 54 頁及び事前配付資料の検討 |
| 第14回 | 現代的契約関係の特徴とこれをめぐる議論 | 現代的契約関係論の紹介と改正債権法の残された課題 [準備学習等] テキスト 334 頁から 365 頁及び事前配付資料の検討 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの該当頁及び毎回、事前配布する資料については、目を通しておく必要がある。とりわけ、テキストの当該部分の説例については解答の道筋を事前に検討しておくことが望ましい。また、授業を通じて関心が生じた事柄については、自ら文献にあたるなどすれば、より学習効果が向上する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

道垣内弘人・中井康之編著『債権法改正と実務上の課題』有斐閣、2019年をテキストとして使用する。

さらに、理解の手助けとして事前配布資料を用意する予定である。

【参考書】

利用は任意であるが、改正債権法に関する以下の書籍を参考書とする。

1. 筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』商事法務、2018年
2. 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』きんざい、2017年

【成績評価の方法と基準】

- ①現代取引社会における契約の重要性に関する理解が正確か否か
- ②契約の拘束力に関する明確な認識を持ち得るか否か
- ③債権法改正に基づく影響を正確に理解しうるか否か等を評定の基準とする。

授業期間中における評価（平常点）

授業中の質疑応答 30%

期末における評価

定期試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

現代的事象に関わる授業であるため、馴染みのない事柄も多いようである。平易かつ具体的な授業を心がけたい。また、改正債権法の理解の手助けとなる授業としたい。

また、授業の基本となるテキストがあったほうが良いとの意見があったので、本年度はテキストを指定した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

平成の大改正と言われ、多くの法律が改正されている。その中でも今回の債権法の改正は、121年ぶりの民法の抜本的改正であるというのみならず、民法の現代化という重要課題に直結する問題である。新しい契約法の要諦を学習するという意識をもって授業に臨んでほしい。

【Outline and objectives】

In modern contract society, it becomes the contents of the class to have you recognize the importance that contract-related law has enough. It is a class about "the modernization of the civil law". At first I examine the problems every each contract type such as type contracts concretely in a contract about the way, ③ buying and selling of the general rules about contract relations represented by, ① contract social fabric, ② observance of a contract obstacle law, a contract about the finance, a contract about the real estate, the present age. I understand that であり, the new rules about modern contract relations are established in a new law. It is a purpose to learn social significance, the influence that a contract-related principle of law in the modern society has concretely.

LAW500A2

債権回収法

大中 有信

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期集中/Intensive(Fall)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法上の金銭債権は、実体法上の権利として、請求力、担保力、給付保持力を有する。したがって、債権者はこれらの権能のうち請求力と担保力を行使して債権回収を図るが、請求に対する任意の弁済がえられず債務不履行状態に陥った場合の救済方法としては、手続法である民事執行法上の強制執行による回収を図ることになる。さらに進んで、債務者が支払不能に陥った場合は、倒産処理にかかる法制度によって回収を図ることになるが、このような状況下では、単独の債権者と債務者の関係でのみでは問題を処理することはできず、債権者集団の満足の最大化という観点を中心に置くことになる。単なる債務不履行から、支払不能に至る諸段階の中で、実体法上の債権は、手続法による実体法規範の変更によって、様々な変容を被る。手続法による実体法の変容の現象形態とその正当化原理がどのようなものであるか、個別の回収対象ごとに具体的な考察をおこなうことで、債権回収という観点から見た、実体法および手続法の総合的な理解を深めることがこの授業の目的である。

【到達目標】

この講義は、主として民法上の債権の物的・人的担保および債権の効力、債権の消滅並びに多数当事者の債権関係に関する諸規定のうち金銭債権の回収に関わる制度と関連する民事執行法、倒産処理法（破産法、会社更生法、民事再生法等）の諸制度における債権の処遇の比較を通じて、債権を回収するに際して生ずる法律問題群を明確に理解することが目標である。このことを通じて、債権回収という機能的観点から見た、実体法と手続法のより立体的な理解に到達する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

一応講義形式ではあるが、比較的複雑な具体的事例を中心に、与えられた設問に解答を与える中で、主要な判決例、民法、民事執行法、倒産処理法の制度の内容について理解を深めて行く。

第1、2回において、導入として債権回収法というコンセプト自体について解説するとともに、民法以外の関係諸制度の概要について概観する。

第3回以降は、個別の回収についての問題群を、債権回収対象ごとに大きく、I. 金銭債権を対象とする債権回収（第3回～第6回）、II. 動産を対象とする債権回収（第7及び第8回）、III. 不動産を対象とする債権回収（第9回～第11回）、IV. 保証による債権回収（第12回～第14回）に分けて検討する。設問については、適宜質疑応答を行うから、事前に配布する教材の事案を、判例集、教科書等を参考にしながら、各自検討したうえで受講していただきたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|---------------------|--|
| 第1回 | 債権回収法の意義と視角（その1） | 債権回収法の対象、債権回収における実体法と手続法の関係 [準備学習等] 教材の検討 |
| 第2回 | 債権回収法の意義と視角（その2） | 民事執行法、倒産処理法の概要 手続法による実体法の変容とその分析 視角 債権回収と「私的整理」および「私的整理ガイドライン」の意義 |
| 第3回 | 金銭債権執行による債権の回収 | 金銭債権執行の構造、金銭債権執行による債権の回収、金銭債権執行と債権者代位権による債権の回収 |
| 第4回 | 倒産手続きにおける否認と詐害行為取消権 | 否認と詐害行為取消権の対比、個別構成要件の比較、個別債権についての優先的債権回収とその正当化 |
| 第5回 | 債権譲渡 | 指名債権債権譲渡の対抗要件構造、特例法による登記、集合債権譲渡担保とその効力、倒産手続きにおける集合債権譲渡担保の効力 |
| 第6回 | 相殺 | 相殺による債権回収の概要、差押えと相殺についての債権回収の視角からする文責、相殺の担保的機能を巡る倒産処理法における処遇 |
| 第7回 | 集合動産譲渡担保 | 動産執行の手続き、集合動産譲渡担保の性質と意義、集合動産譲渡担保の実行手続、倒産処理における集合動産譲渡担保の処遇 |

| | | |
|--------|------------------|---|
| 第 8 回 | 動産売主の代金債権回収 | 売主の代金債権回収方法の概観、執行手続における代金債権回収、倒産処理における代金債権の処遇 |
| 第 9 回 | 占有による執行妨害 | 占有による執行妨害と執行法上の対応、執行妨害に対する実体法上の対応、執行妨害に対する倒産法上の処遇 |
| 第 10 回 | 不動産の果実を対象とする債権回収 | 賃貸不動産からの債権回収、抵当権による物上代位、不動産収益執行制度、賃貸不動産の倒産処理法における処遇 |
| 第 11 回 | 抵当不動産の任意売却 | 抵当不動産の売却、代価弁済と抵当権消滅請求、倒産手続きによる抵当不動産の譲渡 |
| 第 12 回 | 弁済による代位と共同抵当 | 弁済による代位の法的性質、共同抵当における負担の割り付け、弁済による代位と法定代位権者の負担割合、一部弁済と個別執行の関係、一部弁済による代位と倒産処理法 |
| 第 13 回 | 主債務者の免責と保証 | 主債務者の免責と保証、付従性との関係、倒産処理法における主債務者の免責と保証、私的整理における主債務者の免責 |
| 第 14 回 | 機関保証と特約 | 協会保証の契約複合類型、保証人間の特約、保証人と債権者との特約 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布するプリント教材について検討すること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

事前に配布するプリント教材
高須・木納・大中編著『事案分析 要件事実—主張整理の基礎』（弘文堂、2015 年）

【参考書】

講義中に指示する

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
質疑応答 10 %
期末における評価
試験 90 %

【学生の意見等からの気づき】

起案に際しての注意点についても、詳細な指示をおこなう。

【Outline and objectives】

Civil law receivables under the Civil Code have claiming power, grasping ability, benefit retention capability as substantial rights. Therefore, the obligee exercises the claiming power and the grasping ability of these authorities to collect the debts, but as a remedy method in the case of arbitrary repayment of the claim can not be obtained and falling into the defaulted state, the procedure law It is planned to collect by force enforcement under the civil execution enforcement law. If we go further and the obligor falls into insolvency, we will try to recover by the legal system concerning the bankruptcy process. Under such circumstances, however, under the circumstances of a single creditor and the debtor only the problem can not be processed and focuses on the viewpoint of maximizing the satisfaction of the creditors group. Under various stages leading from insolvent defaults to insolvency, substantive claims are subject to various transformations due to procedural and procedural law changes to substantive legal norms. By analyzing the phenomenon form of the transformation of the substantive law by the Procedural Law and its justification principle and concrete consideration for each individual collection target, it is possible to analyze the substantive law and It is the purpose of this lesson to deepen the comprehensive understanding of the procedural law.

LAW500A2

現代家族の法と手続

野嶋 慎一郎

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法律家のみならず、誰しもが身近に直面する問題として離婚と相続がある。家族法の問題は、金銭的な解決だけではなく、夫婦・親子の情が絡んでいるため、事件を複雑、深刻なものとしている。

本年から、家庭裁判所で審理される少年事件（刑事事件）も講義する。本講義では、家庭裁判所で審理される刑事事件、家事事件を対象として、それがどのように解決されているのか、を学習することを目的とする。

【到達目標】

本講義では、具体的題材をもとに、少年事件、家事事件に関する基本的な知識、具体的問題の解決方法、を体得することを目的とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に示される課題、資料などを目を通し、関係する文献を読むなど準備をし、授業当日においては双方向で質問や議論をする形式で進める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|------------------|----------------------------------|
| 第 1 回 | 少年法概説 | 少年法の適用事件 少年審判の目的・機能・対象・基本原理 |
| 第 2 回 | 少年事件の受理・調査 | 事件の受理 事件の調査 当事者の役割 観護措置 |
| 第 3 回 | 少年審判と弁護活動 | 審判手続と弁護活動 試験観察 |
| 第 4 回 | 終局決定 不服申立 | 審判不開始・不処分 検察官送致 保護処分 |
| 第 5 回 | 家事調停手続 | 調停手続の概略 代理人としての活動 |
| 第 6 回 | 家事審判手続 人事訴訟手続 | 審判手続・人事訴訟手続の概略 代理人としての活動 |
| 第 7 回 | 親族（1） | 婚姻関係（日常家事債務、婚姻費用） |
| 第 8 回 | 親族（2） | 離婚事件（離婚原因、財産分与、慰謝料） |
| 第 9 回 | 親族（3） | 離婚事件（親権、養育費）、親子関係 |
| 第 10 回 | 親族（4） | 後見制度 |
| 第 11 回 | 相続（1） | 相続の効力（相続回復請求権、相続と登記等） |
| 第 12 回 | 相続（2） | 相続の承認、放棄 |
| 第 13 回 | 相続（3） | 遺産分割協議、調停、審判 |
| 第 14 回 | 相続（4） | 遺言 遺留分 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に示されるテーマ、資料などを目を通し、関係する文献を読むなどとして、授業当日において、質問や議論をすることができるように、相応の準備をしていくことが必要になる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。
レジュメ・資料については、別途、配布する。

【参考書】

「少年法入門」裁判所職員総合研修所監修（司法協会）
「民法 7 親族・相続」高橋朋子他著（有斐閣アルマ）

【成績評価の方法と基準】

授業中における評価（平常点）
授業での質疑応答 20 %
課題の評価 60 %
期末における評価
レポート 20 %

【学生の意見等からの気づき】

テーマ・授業の進め方などは、学生の意見を取り入れて、柔軟に対応することを心掛けたと考えている。

実際に取り扱った少年事件、家事事件の苦勞、面白さ、やりがいなどを話すことによって、実務に対する興味を持ってもらいたいと考えている。

【Outline and objectives】

There are a divorce and succession as the problem of everyone's facing it close. Feeling as well as money involve the modal family's problem. An event will be something complicated serious. This lecture is learned about the boy criminal case tried and an event of domesticities at a domestic relations court

LAW500A2

労働法 I

浜村 彰

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・労働契約法・労働基準法の法理論と実務的法知識および問題を解決する応用力の修得を目的とする。各項目について最初に学説判例の概観をし、それを踏まえて事例問題を題材にケース・スタディ方式で労働法理論を学んでいく。とくに労働契約法・労働基準法の主要テーマについて、最高裁を中心とした判例動向を押さえながら、判例学説の議論を学習し、問題を適切に解決する能力を身につけるのが目標である。

【到達目標】

・本授業を受講した院生は、労働法総論として労働法全体の基本的仕組みや労働法の基本理念・原理を踏まえたうえで、昨今の労働法の改正動向を理解することができる。
 ・各論としては、労働契約法については、労働契約の締結から終了にいたる過程で発生する労働契約をめぐる法的問題を学習することを通じて、採用や配転・出向、就業規則による労働条件の決定と変更、解雇規制などの具体的問題を正確に理解することができる。
 ・また、労働基準法上の労働時間規制をめぐる問題として、具体的には労働時間の原則、労働時間の弾力化、休憩・休日・休暇に関する法律問題などを正確に理解することができる。
 ・本授業を受講した院生は、これらの学習を通じて、労働契約法や労働基準法の適用に関する具体的事例問題について、論点を正確に把握し、その点をめぐる裁判実務の現状を踏まえたうえで、適切な解答を記述できる力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・各テーマについて判例学説の到達点を概観する。そして、各テーマに関する事例問題を毎回提示し、その論点の析出と議論の整理を中心としたケース・スタディ方式の授業とする。
 ・各テーマごとに事例問題を宿題として出し、院生と応答しながら論点整理を行って、それを踏まえた答案を作成してもらう。
 ・毎回授業で用いる事例問題や資料等は印刷物で配布する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|--------------------|---|
| 第 1 回 | 労働法の基本原理と法源 | 労働法総論として労働法の理念と基本原理および労働法の全体を概観して、この授業の全体の組み立てを説明した後、契約・就業規則・労働協約・労使慣行等の各種法源の相互関係を理解する。 [準備学習等] 授業前に学習支援システムにアップした資料を事前に読んでくこと、授業で配布した事例問題の争点整理をしていくこと。 |
| 第 2 回 | 労働基準法・労働契約法上の労働者とは | 労働基準法・労働契約法上の労働者の概念をめぐる最近の議論の整理とそれを前提とした法適用のあり方を検討する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 3 回 | 労働契約法上の使用者概念の拡張 | 労働契約法上の使用者をめぐる最近の議論を整理し、判例法理の到達点を学習する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 4 回 | 労働契約の終了－解雇 | 労働契約法の様々な問題のかなめ石となる解雇法制と退職、解雇の金銭解決制度などの労働契約の終了をめぐる法的問題を検討する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 5 回 | 労働契約の締結 | 労基法上の労働条件明示義務、採用内定、試用期間などの労働契約の締結をめぐる法的問題を理解する。 [準備学習等] 同上 |

| | | |
|--------|------------------------------|---|
| 第 6 回 | 労働契約の期間と有期労働契約の法的規制 | 労基法上の労働契約の期間に関する規定と有期労働契約をめぐる法的問題を労働契約法の規制を含めて講義する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 7 回 | 就業規則による労働条件の決定と変更① | 労基法上の就業規則法制を踏まえたうえで、労働契約上の労働条件を決定する就業規則の法的性質をめぐる議論と労働契約法上の就業規則に関する規定の意義・内容、その適用をめぐる問題について学ぶ。 [準備学習等] 同上 |
| 第 8 回 | 就業規則による労働条件の決定と変更② | 就業規則による労働契約上の労働条件の不利益変更をめぐる問題について判例法理を整理し、労働契約法の仕組みを理解するとともに、その他の労働条件変更手段について学ぶ。 [準備学習等] 同上 |
| 第 9 回 | 労働契約上の権利・義務 | 労働契約の主たる権利・義務と個別的労働条件の決定と変更に関して配転・出向を素材に講義する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 10 回 | 労働基準法上の賃金規制と成果主義的賃金をめぐる法的問題点 | 労基法上の賃金規制と成果主義的賃金制度などの最近の賃金制度の変容に伴う法律問題を検討する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 11 回 | 法定労働時間と労働基準法上の労働時間の概念 | 労働基準法の法定労働時間の原則と例外（適用除外も含む）を整理し、労働時間の概念や起算点をめぐる法律問題を検討するとともに、ホワイトカラーエグゼンプションの導入論議を検討する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 12 回 | 時間外・休日労働の法的規制と残業義務 | 時間外労働・休日労働の法的規制の仕組みと残業義務をめぐる学説判例の到達点を学ぶ。 [準備学習等] 同上 |
| 第 13 回 | 労働時間の弾力化とみなし労働時間制 | 変形労働時間制などの労働時間の弾力化措置と裁量労働制などの労働時間のみなし制を学ぶ。 [準備学習等] 同上 |
| 第 14 回 | 休憩・休日・休暇 | 休憩・休日・休暇をめぐる法的規制と判例法理の到達点を学ぶ。 [準備学習等] 同上 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・学生は事前に各テーマに関する基本テキストを読んでくること。
- ・学生は毎回宿題として出される事例問題の論点を整理すること。
- ・学生は事例問題の答案を作成し、提出すること。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

- ・特に教科書は指定せず、授業中に配布するプリントと裁判資料を題材に授業を進める。

【参考書】

- ・労働判例百選（第 9 版）
- ・労働法の争点（2014 年）
- ・石田眞・豊川義明・浜村彰・山田省三編『ロースクール演習労働法（第 2 版）』（法学書院）
- ・なお、初めて労働法を学ぶものは、浜村彰・唐津博・青野覚・奥田香子『ベーシック労働法（第 8 版）』（有斐閣、2020 年）を読んでおくこと。

【成績評価の方法と基準】

- ・授業期間中における評価（平常点）
 - －授業出席時の質疑応答－ 1 5 %、練習問題の答案の評価－ 2 5 %
- ・期末における評価
 - －定期試験 6 0 %

【学生の意見等からの気づき】

- ・できる限り、学生と討論する時間を確保したい。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

- ・オフィスアワーについては、適宜応じることとする。

【専門領域と研究業績】

<専門領域>労働法
<研究テーマ>従業員代表制、労働契約法、労働時間法
<主要研究業績>

「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）、「労働審判制度の課題と展望」DIO347 号（2019 年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬 1937 号（2019 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2019 年）、「ベーシック労働法第 8 版」（有斐閣、2020 年）、「ライフステージと法（第 8 版）」（有斐閣、2020 年）

【Outline and objectives】

This lecture aims to acquire legal theory and practical legal knowledge of Labor Contract Law/Labor Standards Law and application skill to solve problems. For each item, we first give an overview of the theoretical precedents and learn labor law theory in a case-study manner with the case problem. The goal is to acquire the ability to solve the problem appropriately, especially with regard to major themes of the Labor Contract Law and the Labor Standards Law.

LAW500A2

労働法Ⅱ

浜村 彰

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・労働組合法の理論と実務的法知識の習得および問題解決する応用力の修得を目的とする。
 ・労働組合法以外に、労働法Ⅰで取り上げることのできなかったその他の問題として、労働災害、企業組織の変動および労働者派遣法に関する理論と実務的知識および問題解決の応用力の修得を目的とする。

【到達目標】

・本授業を受講した院生は、労働組合法の主要テーマについて、基本知識を身につけると同時に、具体的ケースについて、正確な論点を抽出し、論点ごとに学説判例の到達点を踏まえながら、最適な法的解決の道筋を導き出し、表現できる応用力を身につけることができる。
 ・労働災害や労働者派遣法などの労働法上の特殊な問題についても、基本的知識を修得するとともに、その法制度の仕組みや適用上の問題点を把握し、具体的な事例について最適な解を導き出すことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・各テーマについて、学説判例の議論の状況を概観し、事例問題を素材としたケース・スタディ方式の授業とする。
 ・毎回、事例問題の論点整理を学生と応答しながら整理したうえで、次回までに解答例の作成を行う。
 ・授業で用いるレジュメと資料は毎回配布する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|--------------------|--|
| 第 1 回 | 労働組合法総論 | 労働組合法の意義・目的および全体の仕組みを理解したうえで、基本的な事例問題について検討する。 [準備学習等] 授業で配布した事例問題の論点を整理し、次回までに解答例を作成してこ |
| 第 2 回 | 労働組合法上の労働者・使用者 | 労働組合法上の労働者の概念と使用者概念の拡張に関する判例法理を学ぶ [準備学習等] 同上 |
| 第 3 回 | 労働組合と統制処分 | 労働組合の組織と運営をめぐる法的問題を解説する。とくに労働組合法上の労働組合の要件である組合の自主性と民主性と労働組合の統制処分について検討する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 4 回 | 労働組合の組織強制 | 労働組合の組織強制手段であるユニオン・ショップ協定の法的効力と限界およびチェック・オフについて学習する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 5 回 | 不当労働行為制度の意義と不利益取扱い | 労組法の労働組合保護の中心的制度である不当労働行為制度の意義と労組法 7 条 1 号の不利益取扱いをめぐる学説・判例の議論状況を理解する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 6 回 | 支配加入 | 労組法 7 条 3 号の支配介入の成立要件と学説・判例の議論状況を講義する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 7 回 | 組合活動 | 企業内組合活動の正当性について、労組法 7 条の不当労働行為と関連付けながら、学説判例の議論の状況を整理する。 [準備学習等] 同上 |
| 第 8 回 | 団体交渉 | 日本における労使協議制と団体交渉制度の法的仕組みおよび労組法 7 条 2 号の団交拒否と誠実交渉義務について検討する。 [準備学習等] 同上 |

第 9 回 争議行為

労働組合の行うストライキ等の争議行為の正当性と刑事・民事免責について学習する。

[準備学習等]

同上

第 10 回 使用者の争議対抗行為

使用者の行う争議行為であるロックアウトの正当性と民事免責、賃金請求権の行方について検討する。

[準備学習等]

同上

第 11 回 労働協約による労働条件の決定

労働条件決定の仕組みのうち、集団的労働条件決定としての労働協約の法的性質・規範的効力・一般的拘束力について学ぶ。

[準備学習等]

同上

第 12 回 労働協約による労働条件の変更

集団的労働条件の変更としての労働協約による労働条件の不利益変更について判例法理と学説の議論を整理する。

[準備学習等]

同上

第 13 回 労働災害

過労死などの労働災害とその補償制度、安全配慮義務に関する学説判例の到達点を学習する。

[準備学習等]

同上

第 14 回 企業組織の変動と労働契約

企業の合併・事業譲渡・分割にともなう労働契約の承継にあり方について学習する。

[準備学習等]

同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・各テーマについて参考書として上げた標準的な労働法のテキストを読んでこ
 ること。
 ・毎回出題される事例問題の論点を整理してこ
 ること。
 ・事例問題の答案を作成してこ
 ること。
 ・本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

・教科書はとくに指定せず、毎回配布されるプリントと裁判資料を題材に授業を進める。

【参考書】

・労働判例百選（第 9 版）
 ・労働法の争点（2014 年）
 ・石田眞・豊川義明・浜村彰・山田省三編『ロースクール演習労働法（第 2 版）』（法学書院）
 ・なお、初めて労働法を学ぶものは、浜村彰・唐津博・青野覚・奥田香子『ベーシック労働法（第 6 版）』（有斐閣）を読んでおくこと。

【成績評価の方法と基準】

・授業期間中における評価（平常点）
 - 授業出席時の質疑応答 - 15%、練習問題の答案作成 - 25%
 ・期末における評価 - 定期試験 60%

【学生の意見等からの気づき】

・学生と応答する時間をできる限り確保する。

【専門領域と研究業績】

<専門領域>労働法
 <研究テーマ>従業員代表制、労働契約法、労働時間法
 <主要研究業績>
 ・「教員の長時間労働対策」季労 261 号（2018 年）、「高度プロフェッショナル制度は働き方改革なのか」法学セミナー 762 号（2018 年）、「労働紛争処理法」『戦後労働立法史』（旬報社、2018 年）、「業務委託による企業組織の編成と使用者責任」労旬 1937 号（2019 年）、「判例回顧と展望 労働法」法時 6 月臨時増刊（2019 年）、「ベーシック労働法第 8 版」（有斐閣、2020 年）、「ライフステージと法（第 8 版）」（有斐閣、2020 年）

【Outline and objectives】

This lecture aims at acquiring the theory of trade union law and practical knowledge of law and acquiring applied skill to solve problem. In addition to the labor union law, as other problems which could not be picked up by Labor Law I, we acquire the theory and practical knowledge on labor accident and corporate organization, the worker dispatching law.

LAW500A2

労働法演習

泉澤 章

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

労働法が対象とする分野はとて広く（なせ、労働者の一生、企業の存立に関わる問題ですから）、それだけに具体的な利害調整はとて複雑です。また、実際に生じた争いを解決する場面の法解釈は、社会情勢と極めて密接に関連しています。その意味で、労働法を学ぶには具体的事例の検討が最も重要だと思います。授業では、「労働判例百選」を中心に、はじめに指定した重要判例（個別的労働関係、団体的労働関係に一応分けます。）を題材として、実際の労働現場でどのような利益対立があり、それに対して労働法がどのように解釈されて結論が導かれたのか、それは果たして妥当だったのか等々、学生の皆さんと議論しながら理解を深めたいと思います。

【到達目標】

基本的な労働判例における利害関係、争点、規範の定立、具体的処理とその妥当性の検討等を通じて、労働法解釈の実務における応用を学ぶことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

判例百選の該当番号の判例について担当を決め（通常は1人2判例程度）、演習の前日までにA4版1枚ないし2枚程度のレジュメ（事案の概要、利害関係、争点、規範の定立、具体的処理及び妥当性を要領よくまとめたもの）を作成し、演習時順番に発表してもらいます。その後、学生間で質疑応答の時間をとり、適宜私からの講評を行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------------------|---|
| 第1回 | 労働法演習のすすめ方 | 労働法分野における判例の意味と位置づけ、学習の方向性 [準備学習等] |
| 第2回 | 個別的労働関係の重要判例① | 判例百選（必須）及び基本書（各自使用のもの）を持参 個別的労働関係における労働者性と使用者性、採用時の問題 [準備学習等] |
| 第3回 | 個別的労働関係の重要判例② | 百選 No.1, 2, 7, 9, 10 労働者の人格保護・雇用平等、就業規則 [準備学習等] |
| 第4回 | 個別的労働関係の重要判例③ | 15, 17, 20, 21 労働契約上の権利義務 [準備学習等] |
| 第5回 | 個別的労働関係の重要判例④ | 22, 23, 25, 27 賃金に関する問題、労働時間の問題 [準備学習等] |
| 第6回 | 個別的労働関係の重要判例⑤ | 29, 30, 31, 33, 34, 36 労働時間の問題、労働災害 [準備学習等] |
| 第7回 | 個別的労働関係の重要判例⑥ | 38, 41, 43, 44, 48 服務規律と懲戒 [準備学習等] |
| 第8回 | 個別的労働関係の重要判例⑦ | 51, 53, 54, 61, 62 雇用関係終了時の問題、非典型雇用 [準備学習等] |
| 第9回 | その他、個別的労働関係における最新重要判例について | 70, 72, 75, 78, 79, 81 配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説 確認テストを行う予定 |
| 第10回 | 団体的労働関係の重要判例① | 団体的労働関係における労働者性と使用者性、ユ・シ協定、チェックオフ協定 [準備学習等] |
| 第11回 | 団体的労働関係の重要判例② | 3, 4, 82, 85 労働協約に関する問題 [準備学習等] |
| 第12回 | 団体的労働関係の重要判例③ | 88, 89, 90, 91 争議行為に関する問題 [準備学習等] |
| | | 95, 96, 97, 100, 102 |

| | | |
|------|---------------------------|---|
| 第13回 | 団体的労働関係の重要判例④ | 不当労働行為に関する問題 [準備学習等] 104, 106, 107, 108 |
| 第14回 | その他、団体的労働関係における最新重要判例について | 配布するプリント教材に沿って最新重要判例について解説 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当する判例のレジュメを作成するため、当該判例のみならず、当該判例の原審や原原審判例を調査し、類似判例や最新判例があればそれらについても調査してまとめておく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

『労働判例百選』有斐閣・第9版
石田・豊川・浜村・山田編『ロースクール演習労働法』法学書院・第2版

【参考書】

菅野和夫『労働法』第11版補正版
水町勇一郎『労働法』第6版

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 30%

小テスト 20%

期末における評価

期末試験 50%

【学生の意見等からの気づき】

演習書などで関連する部分について答案を書かせ、講評することにもう少し時間をとりたと思います。

【学生が準備すべき機器他】

課題の担当レジュメについてはすべて前日までにメールで送付していただきます

【Outline and objectives】

The field covered by the Labor Law is very wide (because it is a matter related to the life of a worker, the existence of a company), so the specific interest adjustment is very complicated. Also, the legal interpretation of the scene to solve the conflict actually occurred is very closely related to the social situation. In that sense, I think that examining concrete cases is the most important to learn labor law. In the classes, we focus on mainly "labor judicial precedent", with regard to the important precedents (initially designated as individual labor relations and collective labor relations), with regard to what kind of profit conflict is present in the actual workplace, I would like to deepen my understanding while discussing with the students, etc., how the Labor Law was interpreted and how the conclusion was led, whether it was reasonable and so on.

LAW500A2

刑事政策

京藤 哲久

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑事政策は、刑法、刑事訴訟法の授業を補完する意義を有する科目である。教科書（川出敏裕・金光旭「刑事政策」第2版）に沿って、前半は総論を後半は各論を取り扱う。またビデオ教材を多く使い、制度を具体的にイメージできるようにすることを目的とする。

総論では、刑法総論の一部である「刑罰論」、受刑者の改善、社会復帰をめざす「刑事収容施設被収容者処遇法」を、各論では、少年法、医療観察法、組織犯罪処罰法を検討する。

【到達目標】

刑事政策が対象としてきた伝統的な分野である刑罰論と犯罪者の処遇を扱い、これらを支える法律を理解できるようになる。

目先の議論にとらわれ基本的な制度の骨格を見失わないように留意しつつ、これに関連する現代的なトピックにも触れ、また、知見を広めることも重視し、また、法科大学院の授業であることを考慮して、刑事司法制度を支える基本法令の理解を深めることも重視する。

なお、刑法総論では、重要であるにもかかわらず授業時間の関係で刑罰論がどうしても手薄になってしまうので、この刑事政策の授業では、刑法総論の理解にとって必要な部分（短答式試験でも聞かれている）もあわせてカバーする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式と質疑応答形式を併用する。刑事政策の世界の法律は、法律を見るだけでは運用の現実の姿についての実感が湧かないので、ビデオ教材を多く活用する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------------------------------------|-------------------|
| 第1回 | 刑事政策の意義と課題 犯罪の情勢 | 教科書序説、第1編 |
| 第2回 | 刑罰 現行制度の概観 死刑の意義と死刑制度を めぐる議論 | 教科書第3編第1章第1、2節 |
| 第3回 | 自由刑の意義 | 教科書第3編第1章第3節 |
| 第4回 | 罰金刑の意義、没収追徴 の意義と両者の異同 資格制限・保安処分 | 教科書第3編第1章第4節 |
| 第5回 | 犯罪者の処遇 総論 | 教科書第3編第2章、3章第1、2節 |
| 第6回 | 司法的処遇・施設内処遇 | 教科書第3編第3章第3節 |
| 第7回 | 施設内処遇 総論 | 教科書第3編第3章第3節 |
| 第8回 | 施設内処遇 各論 | 教科書第3編第3章第3節 |
| 第9回 | 施設内処遇 各論 | 教科書第3編第3章第3章第3節 |
| 第10回 | 社会内処遇 | 教科書第3編第3章第4節 |
| 第11回 | 少年の処遇と少年法制1 | 教科書第6編第1章 |
| 第12回 | 少年の処遇と少年法制2 | 教科書第6編第1章 |
| 第13回 | 精神障害者の処遇と医療 観察法 | 教科書教科書第6編第4章 |
| 第14回 | 組織犯罪と組織的犯罪処 罰法 | 教科書教科書第6編第2章 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

第一回目に指示する。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

川出敏裕・金光旭「刑事政策」第2版 成文堂 2018

六法は持参すること（関連法令は膨大で小さな六法に掲載されていないことが多いが、必要に応じて、法文を理解しやすいように加工した教材を用意する。

【参考書】

適宜配付予定。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 質疑応答 50%

期末における評価 期末レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

学生の意欲が高まるよう、授業内容を学生の関心にあわせて、適宜、変更することも含め、改善提案はできるだけ生かしたい。ビデオ教材を使うタイミングは難しいものの、具体的にイメージしやすく、理解には有用であることを確認したので、今後も活用したい。

学生に必要な予備知識が備わっていることを前提にして進めると、理解が不足しているためその先の理解も浅くなってしまおうと感じているので、必要とされる予備知識についてもきっちりと確認しながら進めるようにしている。

【学生が準備すべき機器他】

特になし

【その他の重要事項】

特にないが、条文の正確な理解を助けるためのパソコンスキルも、適当な時間を使って教授する予定である。

【Outline and objectives】

This course Criminal Policy complements courses of criminal law and criminal procedure law. Using prescribed Textbook (Kawaide, Kin, Criminal Policy), this course treats mainly (1) "punishment theory" which is also an essential part of the criminal law, rehabilitation of prisoners based on "Act on Penal Detention Facilities and the Treatment of Inmates and Detainees 2005", and (2) juvenile delinquency, crimes of mentally disabled and organized crime (including yakuza).

Since it is a course of graduate law school, we will focus on the meanings and functions of relevant codes of above mentioned areas (including Penal Code).

LAW500A2

経済法 I

石岡 克俊

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。

【到達目標】

受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考や分析・理論構成ができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。

なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|------------------|---|
| 第 1 回 | イントロダクション | 講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして現代経済における独占禁止法の意義について講義する。 |
| 第 2 回 | 目的と構成 | 独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。 |
| 第 3 回 | エンフォースメント | 排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限について解説する。 |
| 第 4 回 | 規制の対象・手法及び分析の枠組み | 独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。 |
| 第 5 回 | 不公正な取引方法（1） | 不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。 |
| 第 6 回 | 不公正な取引方法（2） | 非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。 |
| 第 7 回 | 不公正な取引方法（3） | 競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当販売規制について説明する。 |
| 第 8 回 | 不公正な取引方法（4） | 不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。 |
| 第 9 回 | 私的独占の禁止 | 私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。 |
| 第 10 回 | 企業集中行為の規制 | 合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。 |
| 第 11 回 | 不当な取引制限の禁止（1） | 共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討を行う。 |
| 第 12 回 | 不当な取引制限の禁止（2） | 諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。 |
| 第 13 回 | 事業者団体に対する活動規制 | 事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。 |
| 第 14 回 | 過度経済力の集中・高度寡占対策 | いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に配布されるハンドアウトおよび図解資料を読み込んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業は、講師が事前に公開・配布する講義案に基づいて行う。詳細は初回講義で触れる。なお、舟田正之=金井貴嗣=泉水文雄編『経済法判例・審決百選（第 2 版）』（2017 年）及び公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）があれば今後有用便宜である。

【参考書】

予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げておく。

【成績評価の方法と基準】

期末試験 80%と平常点（具体的には授業において展開される議論への寄与度）20%で評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】

肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

【Outline and objectives】

In this lecture, the overview of the system of antitrust law which occupies the central position of Japanese economic law and the provisions making up it, and through understanding the main points of concern, understanding the fundamental theory of antitrust law and problem solving.

LAW500A2

経済法Ⅱ

石岡 克俊

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実には生じた/生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。

【到達目標】

受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材（下記参照）を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力や理論構成力を習得することが目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討して行く。「経済法基礎」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。各素材については、担当者を決め、30-40 分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------------------|--|
| 第 1 回 | イントロダクション | 独占禁止法におけるガイドラインの意義について説明を加えたあと、担当者の割り振りを行う。 |
| 第 2 回 | 流通・取引慣行 GL の検討（パート 1） | テーマ：垂直的制限に関する考え方と違法性の判断基準（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」：はじめに・第 1 部〔総論部〕） 事例：東洋精米機事件【百選 70 事件】 東京高裁昭和 59 年 2 月 17 日判決（差戻）、昭和 56 年（行ケ）第 196 号：審決取消請求事件、行集 35 卷 2 号 144 頁・審決集 30 卷 136 頁・判例時報 1106 号 47 頁 |
| 第 3 回 | 流通・取引慣行 GL の検討（パート 2） | テーマ：選択的流通と小売業者の販売方法に関する制限（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」：第 1 部第 2 非価格制限行為〔5 および 6〕） 事例①：資生堂東京販売事件【百選 78 事件】最高裁平成 10 年 12 月 18 日第三小法廷判決、平成 6 年（オ）第 2415 号：地位確認等請求事件、民集 52 卷 9 号 1866 頁・判例時報 1664 卷 3 頁・判例タイムズ 992 卷 94 頁 事例②：花王化粧品販売事件【百選 78 事件】最高裁平成 10 年 12 月 18 日第三小法廷判決、平成 6 年（オ）第 2156 号：地位確認等請求本訴・契約上の地位不存在確認請求反訴事件、審決集 45 卷 461 頁・判例時報 1664 号 14 頁・判例タイムズ 992 号 98 頁 |
| 第 4 回 | 流通・取引慣行 GL の検討（パート 3） | テーマ：抱き合わせ販売（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」：第 1 部第 2 非価格制限行為〔7〕） 事例①：日本マイクロソフト抱合せ事件【百選 67 事件】公取委平生 10 年 12 月 14 日勧告審決、平成 10 年（勸）第 21 号：マイクロソフト（株）に対する件、審決集 45 卷 153 頁 事例②：東芝昇降機サービス事件【百選 68 事件】大阪高裁平成 5 年 7 月 30 日判決、平成 2 年（ネ）第 1660 号：損害賠償請求控訴事件、審決集 40 卷 651 頁・判例時報 1479 号 21 頁・判例タイムズ 833 号 62 頁 |

第 5 回 流通・取引慣行 GL の検討（パート 4）

テーマ：取引先の選択と共同ボイコット（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」：第 2 部および第 2 共同ボイコット）
事例：着うた事件【百選 52 事件】公取委平成 20 年 7 月 24 日審判審決、平成 17 年（判）第 11 号：（株）ソニー・ミュージックエンタテインメントほか 3 名に対する件、審決集 55 卷 294 頁

第 6 回 流通・取引慣行 GL の検討（パート 5）

テーマ：総代理店と並行輸入（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」：第 3 部および第 2 並行輸入の不当阻害）
事例：ラジオメーター事件：公取委平成 5 年 9 月 28 日勧告審決、平成 5 年（勸）第 16 号ラジオメーターレーディング（株）に対する件、審決集 40 卷 123 頁

第 7 回 排除型私的独占 GL の検討（パート 1）

テーマ：排除行為（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：はじめに・第 2 排除行為〔ただし、第 2-2 を除く〕）
事例：NTT 東私的独占事件：①最二判平成 22 年 12 月 17 日判決、最高裁平成 21 年（行ヒ）第 348 号、民集 64 卷 8 号 2067 頁、②東京高裁平成 21 年 5 月 29 日判決、東京高裁平成 21 年（行ケ）第 13 号、審決集 56 卷第 2 分冊 262 頁、③公取委平成 5 年 17 日同意審決、平成 16 年（判）第 2 号東日本電信電話株式会社に対する件、審決集 53 卷 776 頁

第 8 回 不当廉売 GL の検討

テーマ：不当廉売（「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」〔ただし、排除型私的独占 GL の第 2-2 を加える〕）
事例①：濱口石油事件：公取委平成 18 年 5 月 16 日排除措置命令、平成 18 年（措）第 3 号（有）濱口石油に対する件、審決集 53 卷 867 頁
事例②：シンエネコーポレーション事件：公取委平成 19 年 11 月 27 日排除措置命令、平成 19 年（措）第 16 号（株）シンエネコーポレーションに対する件、審決集 54 卷 502 頁

第 9 回 企業結合 GL の検討（パート 1）

テーマ：企業集中（企業結合）（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1）

第 10 回 排除型私的独占 GL（パート 2）および企業結合 GL の検討（パート 2）

テーマ：市場支配力の形成・維持・強化（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」：第 1 公正取引委員会における競争の実質的制限および「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2～第 6）

第 11 回 優越的地位の濫用 GL の検討

テーマ：優越的地位の濫用（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）
事例：トイザラス事件：公取委平成 27 年 6 月 4 日審判審決、平成 24 年（判）第 6 号および第 7 号日本トイザラス株式会社に対する件、審決集未掲載

第 12 回 事業者団体 GL の検討（パート 1）

テーマ：事業者団体の禁止行為（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第 1 および第 2-1～第 2-5）

第 13 回 事業者団体 GL の検討（パート 2）

テーマ：社会公共目的と事業者団体（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」第 2-6～第 2-11）
事例：エアーソフトガン事件【百選 45 事件】東京地裁平成 9 年 4 月 9 日判決、平成 5 年（ワ）第 7544 号損害賠償等請求事件、判例時報 1629 号 70 頁

第 14 回 過度経済力集中ガイドラインの検討

テーマ：一般集中（「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」〔平成 14 年公正取引委員会〕）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

ガイドラインの該当箇所の読み込みと事前に配布する論点ペーパーへの解答準備本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストの解説によらず、どの回にあってもガイドラインの本文に直接当たってもらう。

【参考書】

予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げ、ておく。

【成績評価の方法と基準】

担当した報告の内容（30%）、授業における積極性・寄与度（20%）、試験期間中に実施する記述式試験（50%）によって採点・評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】

肯定的なコメントをいただいたので、引き続きハンドアウトや解説教材の作成に取り組み、講義の充実に努めたいと考えている。

【Outline and objectives】

Based on the accurate understanding of the system of antitrust law currently occupying the central position of Japan's economic law and the various provisions constituting it.

In order to solve problems, we aim to acquire applied skills to guide practical and reasonable problem solving.

LAW500A2

民事執行・保全法

萩澤 達彦

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民事執行及び民事保全は、教科書で学んだ実体法上の権利を現実社会で実現する手段であるから、実体法の理解と車の両輪の関係にある。特に当事者の意識は、裁判における勝敗だけでなく、そこで得られた結論の実現可能性や、そこに至るまでの時間、労力、費用等を含めた総体の中で形成されるのであるから、この権利実現過程に対する正確な理解がなければ、社会の中で私法上の権利を適切に取り扱うことができない。

また、一般の民事訴訟手続が二当事者対立構造を前提として構築されるのに対し、実社会では複数当事者によるパイの奪い合いが行われるのであるから、競合関係に立つ他の当事者との法律関係がいかなる規律をうけるかについて手続的裏付けから把握することは、社会における法規範の役割を理解するうえできわめて重要性が高い。

そこでこの講義では、単なる手続の説明にとどまることなく、実体法の理解を前提として、民事執行手続と民事保全手続が実体上の権利の実現にどのような助力を与えようとしているのか、手続保障や裁判所の後見的機能などその手続の中の価値判断にはどういったものがあるのか、といった法社会の広がり・ダイナミズムの中で、私法上の権利の実現過程を自分のものにすることを目的とする。

【到達目標】

民事執行と民事保全の仕組みと実用性を理解すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は教科書の内容を中心に行われる。さらに、受講生との議論を通じて問題意識を深めていく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|------------------------------------|---|
| 第1回 | ガイダンス 民事手続法全体の概略 | ・授業の進め方、予習・復習の仕方等について説明する。 ・民事手続制度（民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、倒産手続）の関係を理解する。 民事執行・保全制度の概略 ・民事執行・保全制度の流れを理解する。 教科書の第1章（pp1-15）を前もって読んでおく。 |
| 第2回 | 民事執行の基礎 民事執行の種類・態様 | ・執行の方法と手続、基本的な流れを理解する。 教科書の第2章（pp16-28）、第3章（pp29-44）を前もって読んでおく。 |
| 第3回 | 執行手続の主体 | ・執行手続の当事者と執行機関について理解する。 強制執行の要件 ・債務名義と執行文の意義について理解する。 教科書の第4章（pp45-51）、第5章（pp52-87）を前もって読んでおく。 |
| 第4回 | 強制執行手続開始の要件、 執行手続の停止・取消し・ 終了 | ・執行機関の審査内容などについて理解する。 執行手続上の不服申立手段、執行対象財産 ・違法執行と不当執行の違いを理解する。責任財産について理解する。 教科書の第6章（pp 8 8-92）、第7章（pp93-95）、第8章（pp96-102）、第9章（pp103-119）を前もって読んでおく。 |
| 第5回 | 不動産の強制競売（1） | ・申立てと差し押さえについて理解する。 ・債権調査手続、権利関係等の調査手続について理解する。 教科書の第10章第1節、第2節、第3節（pp 1 2 0-1 3 6）、第4節、第5節（pp 1 3 6-1 4 8）を前もって読んでおく。 |

| | | |
|--------|--|--|
| 第 6 回 | 不動産の強制競売（2） | <ul style="list-style-type: none"> ・売却条件の決定, 目的不動産の価格の維持の制度について理解する。 教科書の第 10 章第 6 節, 第 7 節 (pp 148-174) を前もって読んでおく。 |
| 第 7 回 | 不動産の強制競売（3） | <ul style="list-style-type: none"> ・売却の実施, 売却の許可について理解する。 教科書の第 10 章第 8 節, 第 9 節 (pp 174-192) を前もって読んでおく。 |
| 第 8 回 | 不動産の強制競売（4） | <ul style="list-style-type: none"> ・売却の実施, 売却の許可について理解する。 教科書の第 10 章第 10 節～第 12 節 (pp 192-211) を前もって読んでおく。 教科書の第 11 章第 12 章 (pp 212-224) を前もって読んでおく。 |
| 第 9 回 | 担保権実行としての不動産競売, 収益執行 動産に対する民事執行 | <ul style="list-style-type: none"> ・担保権実行手続と担保不動産収益執行について理解する。 ・動産に対する民事執行を理解する。 |
| 第 10 回 | 金銭債権に対する民事執行 (1) | <ul style="list-style-type: none"> ・金銭債権に対する民事執行の申立てと差押ええについて理解する。 ・差押えの競合, 配当などについて理解する。 教科書の第 14 章第 1 節, 第 2 節第 1 項～第 3 項 (pp238-258), 第 2 節第 4 項～第 8 項 (pp259-266) を前もって読んでおく。 |
| 第 11 回 | 金銭債権に対する民事執行 (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・取立てについて理解する。 ・少額訴訟債権執行, 電子記録債権に対する執行, 不要義務等にかかる定期金債権についての強制執行の特則, 金銭債権に対する担保権実行の制度を理解する。 教科書の第 14 章第 2 節第 9 項～第 12 項 (pp266-277), 第 3 節～第 6 項 (pp278-291) を前もって読んでおく。 |
| 第 12 回 | 動産の引渡請求権に対する強制執行, その他の財産権に対する民事執行 非金銭執行 非金銭執行 (2) 民事執行制度について的小括 | <ul style="list-style-type: none"> ・動産の引渡請求権に対する強制執行, その他の財産権に対する民事執行, 物の引渡し・明渡しの強制執行の制度を理解する。 ・作為不作為の強制執行, 意思表示義務の強制執行の制度について理解する。 民事執行制度についてのまとめをする。 教科書の第 15 章, 第 16 章, 第 17 章第 1 節・第 2 節 (pp292-303), 第 3 節・第 4 項 (pp303-310) を前もって読んでおく。 |
| 第 13 回 | 民事保全 (1) | <ul style="list-style-type: none"> ・民事保全の概要・種類・手続の流れについて理解する。 ・民事保全の申立て・審理手続, 担保の提供について理解する。 教科書の第 18 章第 1 節～第 3 節 (pp311-316), 第 4 節～第 6 節 (pp316-331) を前もって読んでおく。 |
| 第 14 回 | 民事保全 (2) | <ul style="list-style-type: none"> ・民事保全の発令・執行, 不服申立手続, 担保の取消し・取り戻しについて理解する。 教科書の第 18 章第 7 節～第 10 節 (pp331-353) を前もって読んでおく。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画で指示してある教科書の該当部分を読んでおくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

平野哲郎『実践民事執行法民事保全法 [第 2 版]』（日本評論社、2013 年）
 なお、テキストの第 3 版が出版されたときは、それをテキストとする。

【参考書】

福永有利『民事執行法・民事保全法 第 2 版』（有斐閣、2011 年）
 上原敏夫=長谷部由起子=山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第 3 版』（有斐閣、2020 年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 10% と小テスト（レポートの場合もある）20%

期末における評価

期末試験 70%

【学生の意見等からの気づき】

例年、総論部分に時間がかかるため授業が遅れ気味になります。なるべく回数通りに進行するようにいたしますが、過度に遅れた場合には、動産執行の回を省略し、適宜、不動産執行、債権執行との比較で触れるのみとすることがあります。その場合は各自、教科書等でフォローしておいてください。

【Outline and objectives】

Civil Execution and Civil Provisional Remedies are the means to realize the real law rights. Without an accurate understanding of the rights realization process, it is impossible to appropriately deal with private law rights in society.

LAW500A2

経済法演習

若林 亜理砂

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【Outline and objectives】

This course will explore important legal issues in Japanese Antimonopoly law through case study. Basic understanding of the Antimonopoly Act required.

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習では、独占禁止法について基本的な内容を理解していることを前提として、独占禁止法について重要な論点を掘り下げた事例研究を行う。

【到達目標】

独占禁止法に対する総合的な理解を深め、具体的な事案の解決能力を向上させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

事前に指定した事案について各自が検討及び起案することを前提とする。各自がお互いの起案を読んだ上で授業に参加し、各論点につき議論、検討を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------|--|
| 第 1 回 | 不当な取引制限① | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（相互拘束）につき検討する。 |
| 第 2 回 | 不当な取引制限② | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（事業者）について検討する。 |
| 第 3 回 | 不当な取引制限③ | 不当な取引制限（ハードコアカルテル）に関する事例（競争の実質的制限）について検討する。 |
| 第 4 回 | 不当な取引制限④ | 不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（競争促進効果との衡量）について検討する。 |
| 第 5 回 | 不当な取引制限⑤ | 不当な取引制限（非ハードコアカルテル）に関する事例（公共目的のカルテル）について検討する。 |
| 第 6 回 | 事業者団体の禁止行為 | 事業者団体による 8 条違反行為に関する事例について検討する |
| 第 7 回 | 企業結合 | 企業結合に関する事例につき検討する。 |
| 第 8 回 | 私的独占及び不公正な取引方法① | 共同の取引拒絶等に関する事例につき検討する。 |
| 第 9 回 | 不公正な取引方法② | 不当廉売に関する事例につき検討する。 |
| 第 10 回 | 不公正な取引方法③ | 抱き合わせに関する事例につき検討する。 |
| 第 11 回 | 不公正な取引方法④ | 拘束条件付取引に関する事例（地域制限）につき検討する。 |
| 第 12 回 | 不公正な取引方法⑤ | 拘束条件付取引に関する事例（販売方法の制限）につき検討する。 |
| 第 13 回 | 不公正な取引方法⑥ | フランチャイズに関する事例につき検討する。 |
| 第 14 回 | まとめ | 全体のまとめ |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に指定する事案につき、各自検討し起案を行う。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、授業内で参照する教科書は、金井貴嗣ほか編著『独占禁止法（第 6 版）』（弘文堂 2018）となる。

【参考書】

- ・金井貴嗣ほか編著『独占禁止法（第 6 版）』（弘文堂 2018）
- ・根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説（第 5 版）』（有斐閣 2015）
- ・金井貴嗣ほか編著『経済法判例・審決百選（第 2 版）』別冊ジュリスト 234 号（有斐閣 2017）
- ・金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法（第 4 版）』（弘文堂 2019）

【成績評価の方法と基準】

- 履修者が 3 名以下の場合
平常点により評価する。
 - 起案の内容 60 %
 - 授業貢献度 40 %
- 履修者が 4 名以上の場合
 - 平常点
 - 起案の内容 30 %
 - 授業貢献度 20 %
 - 期末試験 50 %

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更につきフィードバックできません。

LAW500A2

税法

今村 隆

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義では、民法及び会社法の基本についての履修を前提として、租税法の基本原則や所得税法や法人税法の体系的な理解を得ることを目的として授業をする。また、租税法は、ビジネス・ローの一つであるとの考えに基づき、民法及び会社法等の取引法と深く関係している判例や具体的問題を取り上げて、これら取引法との関連における租税法の問題について、法的思考を培うことをも目的として授業をする。法科大学院では、会計学的な租税法ではなく、このようなビジネス・ローとしての租税法の習得が求められているのである。さらに、租税法は、行政法の一分野でもあり、納税義務の成立・確定は、行政法の学習をする上でも基本となるものであり、これらの学習を通して行政法の理解を深めることをも目標とする。

【到達目標】

学生は、本講義により、租税法の基本原則や所得税法及び法人税法の体系的な理解を得て、租税法における基本的な判例で問題となっている事例を租税法の条文に即して検討することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

租税法の基本原則や所得税法の体系について基本的な説明をした上で、租税法の基本原則や所得税法に関する判例などを素材とする具体的な事例問題を検討することとする。その際、本講座では、担当教員が作成した「プロブレムメソッド租税法」（以下「プロブレム」という。）という教材を用いることとする。

なお、授業では、[準備学習等]で指定したプロブレムの問題の予習を前提に授業をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-------------------------------|--|
| 第 1 回 | 租税法の基本原則 | 租税法の授業に当たり、租税法主義、租税公平主義などの基本原則を学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 1,2 |
| 第 2 回 | 納税義務の成立と確定 | 国税通則法に基づき、納税義務の成立や確定について学習をする。 [準備学習等] プロブレムの問題 7,8 |
| 第 3 回 | 所得の意義 | 所得概念について、包括所得概念の意義について検討する。 [準備学習等] プロブレムの問題 10,11 |
| 第 4 回 | 所得の分類 | 所得分類の基本的な考え方を学習する。また、最判昭 56・4・24（百選 38 番）に基づき給与所得・事業所得の区分を検討する。さらに、給与所得におけるFRINGE・ベネフィットを検討する。 [準備学習等] プロブレムの問題 15,16,17 |
| 第 5 回 | 給与所得と退職所得、譲渡所得と不動産所得、一時所得と雑所得 | 給与所得と退職所得の区分、譲渡所得と不動産所得の区分、一意所得の雑所得の区分について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 19,20,21,22 |
| 第 6 回 | 譲渡所得をめぐる問題 | 譲渡所得の意義やみなし譲渡や財産分与に対する課税を学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 12,13,14 |
| 第 7 回 | 所得の帰属時期 | 所得の帰属時期について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 24,25,26,27 |
| 第 8 回 | 必要経費 損益通算 所得控除 雑損控除 | ○所得税における必要経費及び家事費について学習をする。 ○所得税における所得控除と雑損控除について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 28,29,32,33,34 |
| 第 9 回 | 所得の帰属 | 所得税における所得の帰属について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 23 |

| | | |
|--------|--------------------------------|--|
| 第 10 回 | 課税単位 | 所得税における課税単位（個人単位課税 or 夫婦単位課税）について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 3 |
| 第 11 回 | 所得税のまとめ | 所得税の全般についてまとめをする。 |
| 第 12 回 | 法人税の概要 法人税法上の益金 無償取引と法人税 | ○法人税の意義や概要を学習する。 ○法人税の益金の意義について学習する。 ○無償取引の場合の益金のとらえ方を学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 39,40 |
| 第 13 回 | 法人税法上の損金 役員給与 交際費と寄附金 | ○法人税法上の損金の意義について学習する。 ○法人税法上の役員給与、交際費及び寄附金の意義について学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 41,42,43 |
| 第 14 回 | 租税法と私法 租税回避 | ○租税法と私法との関係や租税法上の借用概念について学習する。 ○租税回避と節税の区別などについて学習する。 [準備学習等] プロブレムの問題 4,36,37 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当教員が作成した「プロブレムメソッド租税法」の準備学習で指定した問題を予習しておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

担当教員が作成した「プロブレムメソッド租税（令和 2 年度版）」を教科書として用いることとする。
また、判例集としては、別冊ジュリスト・租税判例百選第 6 版（有斐閣）を用いる。租税法の法規集としては、租税法判例六法第 4 版（有斐閣）を用いる。

【参考書】

金子宏『租税法第 23 版』（弘文堂）
渡辺徹也『スタンダード法人税法第 2 版』（弘文堂）

【成績評価の方法と基準】

評価基準は当法科大学院の成績評価基準による。平常点は、各人の授業中の応答・発言等を通じた授業への参加などの受講態度を評価対象とする。なお、授業を欠席した場合には、1 回につき、平常点から 1 点減点する。

平常点

授業中の応答・議論 10%
課題による評価 10%
期末における評価 定期試験 80%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

平成 10 年から平成 12 年にかけて法務省訟務局の租税訟務課長をし、その後弁護士として多数の租税訴訟についての実務経験を有していることから、そのような観点での授業を行う。

【Outline and objectives】

In this lecture, classes are held with the objective of obtaining a systematic understanding of the basic principles of the tax law and the income tax law and corporate tax law, on the premise of the basic course of the Civil Code and Company Law. Based on this idea that the tax law is one of business and law, we take up cases and specific problems deeply related to the trading laws such as civil law and corporate law, and in relation to these trading laws.

On the problems of tax law, we do class for the purpose of cultivating legal thinking. Law School is not required to acquire tax law as such business law, not accounting tax law. In addition, the tax law is also an area of administrative law, establishment and finalization of tax obligation is also fundamental in learning administrative law, so that you can deepen your understanding of administrative law through these learning.

LAW500A2

地方自治法

白藤 博行

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本国憲法が保障する地方自治問題は、国家の統治構造と国民の基本的な人権保障にかかわる基本問題である。この憲法の地方自治保障を具体化する基本法に相当する法律が地方自治法である。本講義においては、この地方自治法を中心にして、地方自治にかかわる基本的な法構造を講義する。できるだけ、行政法・地方自治法の具体の適用現場である自治体の政治行政の実際問題を取り上げながら理解を深めたい。より具体的には、授業計画を参照のこと。授業は講義を中心に行うが、適宜、行政法の基本知識を確認しながら、主要な裁判例あるいは設例にかかる討議形式でも進行したい。

【到達目標】

- ・憲法による地方保障の原理を理解することができる。
- ・地方自治法の基本的仕組みが理解することができる。
- ・地方自治における住民の権利と義務を理解することができる。
- ・国と自治体との関係における基本を理解することができる。
- ・国と自治体との紛争解決にかかる理論と判例を理解することができる。
- ・立法自治権の理論と判例を理解することができる。
- ・住民訴訟などの自治体争訟の理論と判例を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義形式を基本とするが、適宜質疑応答を行い、授業内容の理解度を深める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------------------------|--|
| 第 1 回 | 地方自治の歴史と憲法保障 | 日本国憲法が保障する地方自治の歴史、比較法および憲法保障学説 [準備学習等] 教科書第 1 章を読む。 |
| 第 2 回 | 憲法上の地方公共団体・地方自治法上の地方公共団体 | 地方公共団体とは何かの学修 [準備学習等] 教科書第 2 章を読む。 |
| 第 3 回 | 地方公共団体の組織（議会と長など） | 地方公共団体内部の基本構造、組織、事務・権限配分 [準備学習等] 教科書第 4 章・第 5 章を読む。 |
| 第 4 回 | 国の関与の仕組み（1） | 国の関与の基本原則、基本類型など [準備学習等] 教科書第 11 章を読む。 |
| 第 5 回 | 国の関与の仕組み（2） | 地方自治法上および個別法上の具体の関与の仕組み [準備学習等] 同上。 |
| 第 6 回 | 国・自治体間争訟（1） | 旧職務執行命令訴訟・代執行訴訟 [準備学習等] 『地方自治判例百選 第 4 版』該当判例を読む。 |
| 第 7 回 | 国・自治体間争訟（2） | 国地方係争処理制度、地方自治法上の国・自治体間争訟 [準備学習等] 『地方自治判例百選 第 4 版』該当判例を読む。 |
| 第 8 回 | 国・自治体間争訟（3） | 国・自治体間の判例 [準備学習等] 辺野古新基地をめぐる判例を読む。特に国からの不作為の違法確認訴訟。 |
| 第 9 回 | 立法自治権（1） | 立法自治権をめぐる学説 [準備学習等] 教科書第 10 章を読む。 |
| 第 10 回 | 立法自治権（2） | 立法自治権をめぐる判例 [準備学習等] 『地方自治判例百選 第 4 版』の該当判例を読む。 |
| 第 11 回 | 住民の権利と義務 | 地方自治法上の住民の権利と義務 [準備学習等] 教科書第 3 章・第 7 章を読む。 |
| 第 12 回 | 住民訴訟（1） | 住民監査請求、住民訴訟の類型 [準備学習等] 教科書第 8 章を読む。 |

第 13 回 住民訴訟（2）

第 4 号請求の諸問題

[準備学習等]

『地方自治判例百選 第 4 版』の該当判例を読む。

第 14 回 住民訴訟（3）

住民訴訟における違法性

[準備学習等]

同上。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本講義は、地方自治に関する法律問題の学修もさることながら、行政法学修を補完する目的も有する。できるだけ他科目の学修時間を妨げないように、授業内で重要な論点は完結的に理解できるよう講義するつもりである。それでも理解不能な場合は、授業内で配布するプリント等だけでも、時間を見つけて、自分で確認・復習してほしい。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

下記の参考書と配布する関係資料に基づき授業を行う。

【参考書】

磯部力・小幡純子・斉藤誠編『地方自治判例百選 第 4 版』（有斐閣、2013 年）
村上順・人見剛・白藤博行編『新基本法コンメンタール 地方自治法』（日本評論社、2011 年）

渡名喜庸安・白藤博行他著『アクチュアル地方自治法』（法律文化社、2010 年）

宇賀克也『地方自治法概説第 8 版』（有斐閣、2019 年）

白藤博行『地方自治法への招待』（自治体研究社、2017 年）

白藤博行他『地方自治法と住民』（法律文化社、2020 年）

【成績評価の方法と基準】

試験における評価を基本とするが、授業における授業貢献度（質疑応答状況）を踏まえた総合評価とする。ただし、受講生がごく少数の場合、試験に代えてレポートとすることがある。受講生が決まり次第、伝える。

試験（あるいはレポート）における評価～期末試験 70%

授業貢献度の評価（平常点）～質疑応答状況 30%

【学生の意見等からの気づき】

授業では、できるだけ事例を示して、具体的に問題を解説したい。

新しく生じた事件はできるだけ取り上げ、学習したことを適用・応用して考えたい。そのため、日頃から、行政事件や地方自治関係事件にかかる情報について感度を高めてほしい。

地方自治法の諸問題を理解するには、行政法の基本的知識が不可欠であるので、そのつど点検してほしい。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

行政法・地方自治法の学修に向かう Love&Passion をもって出席してほしい。

【Outline and objectives】

The Constitution of Japan (JC) guarantees the local autonomy (CHAPTER VIII. LOCAL SELF-GOVERNMENT). This is a fundamental question concerning the governance structure of the state and basic human rights security of the people. According to the JC Article 92. "Regulations concerning organization and operations of local public entities shall be fixed by law in accordance with the principle of local autonomy." In this lecture we study about "what is the principle of local autonomy?" from the point of administrative law.

I would like to deepen your understanding while taking up the actual problems. More See the lesson plans please.

Although classes are mainly focused on lectures, we will also make progress in discussion forms related to major cases or examples while confirming basic knowledge of administrative law as appropriate.

LAW500A2

知的財産法 I

武生 昌士

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも著作権法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

著作権法について、制度全体についての一通りの体系的理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後著作権法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的素養を涵養することを目標とする。

より具体的には、第一に、著作権法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。

第二に、著作権法が問題となる具体的な事例（紛争）について、著作権法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである著作権法について、文化の発展に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。第2回以降は、冒頭の時間を前回の復習を目的とした質疑応答に当てる予定である。

下記授業計画に示した形式での講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じて変更する可能性がある。特に、受講者が既に学部で著作権法を履修済みの場合、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 第1回 | ガイダンス・知的財産法の概要 | 本講義の概要説明、知的財産法の全体像 [準備学習等] テキスト第1編第1章・第2章（2～15頁） |
| 第2回 | 著作権法総説・権利の客体（1） | 著作権法の概要、著作物の定義（総説） [準備学習等] テキスト第3編第1章・第2章（182～194頁） |
| 第3回 | 権利の客体（2） | 著作物の定義（創作性要件など） [準備学習等] テキスト第3編第2章（194～201頁） |
| 第4回 | 権利の客体（3） | 著作物の具体例、特殊な問題など [準備学習等] テキスト第3編第2章（201～205頁） |
| 第5回 | 権利の主体 | 著作者の認定、職務著作、映画の場合など [準備学習等] テキスト第3編第3章（206～217頁） |
| 第6回 | 著作者人格権 | 公表権・氏名表示権・同一性保持権など [準備学習等] テキスト第3編第5章（260～272頁） |
| 第7回 | 著作権（1） | 各支分権について [準備学習等] テキスト第3編第4章（218～233頁） |
| 第8回 | 著作権（2） | 著作権の制限 [準備学習等] テキスト第3編第4章（234～254頁） |
| 第9回 | 著作権（3） | 保護期間など [準備学習等] テキスト第3編第4章（255～259頁） |

| | | |
|------|-----------|---|
| 第10回 | 著作権に関する取引 | 著作権の譲渡、利用許諾など [準備学習等] テキスト第3編第8章（301～315頁） |
| 第11回 | 著作隣接権 | 実演家の権利など [準備学習等] テキスト第3編第6章（273～281頁） |
| 第12回 | 侵害と救済（1） | 侵害成立のための要件（依拠性・類似性）、みなし侵害など [準備学習等] テキスト第3編第7章（282頁～293頁） |
| 第13回 | 侵害と救済（2） | 民事的救済（差止め・損害賠償など）及び刑事罰など [準備学習等] テキスト第3編第7章（293頁～300頁） |
| 第14回 | まとめ | 講義全体の総括 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合がありますので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法』（有斐閣、2018）。

【参考書】

鳥並良ほか『著作権法入門〔第2版〕』（有斐閣、2016）、田村善之『知的財産法〔第5版〕』（有斐閣、2010）、中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014）、小泉直樹ほか編『著作権判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2019）など。
詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での質疑応答 30%、期末試験 70%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードすることも検討している。

【Outline and objectives】

This course covers the basics of Copyright Law of Japan with attention to fundamental case law.

LAW500A2

知的財産法Ⅱ

武生 昌士

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

知的財産法は、近時の法律実務における重要な私法系先端分野のひとつである。本講義では、知的財産法の中でも特許法に焦点を当て、判例を中心にその基礎的な体系的な理解を得ることを目的とする。

【到達目標】

特許法について、制度全体についての一通りの体系的な理解及び主要な論点における判例の理解を前提とした基本的な考え方を身に付けてもらうことにより、今後特許法に関する問題に直面した際に、自分で調査し考えることができるだけの基礎的な素養を涵養することを目標とする。

より具体的には、第一に、特許法を理解する上で重要な基礎的な概念について十分に理解し、その内容を正確に示すことができるようになることを目標とする。

第二に、特許法が問題となる具体的な事例（紛争）について、特許法を適用するとどのような帰結が導かれる（解決が図られる）こととなるのかを、判例・学説の理解の前提に立った上で示すことができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業では、知的財産法の中核を担う法律のひとつである特許法について、産業の発達に寄与するためにどのような制度が設けられているのかを、具体的な裁判例にも触れながら、講義形式で一通り説明していく。第2回以降は、冒頭の時間を前回の復習を目的とした質疑応答に当てる予定である。

下記授業計画に示した形で講義を予定しているが、順序や内容については必要に応じ変更する可能性がある。特に、受講者が既に学部で特許法を履修済みの場合、講義形式よりも質疑応答をメインにした授業とする予定である。詳細は受講生と相談しながら決定することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-------------------|---|
| 第1回 | ガイダンス・知的財産法の概要 | 本講義の概要説明、知的財産法の全体像 [準備学習等] テキスト第1編第1章・第2章（2～15頁） |
| 第2回 | 特許法の概要・権利の客体（1） | 特許法の全体像、発明の定義（自然法則の利用要件） [準備学習等] テキスト第2編第1章・第2章（18～31頁） |
| 第3回 | 権利の客体（2）・特許の要件（1） | 発明の定義（その他の要件）、特許要件（新規性・進歩性） [準備学習等] テキスト第2編第2章（32～53頁） |
| 第4回 | 特許の要件（2） | 特許要件（先願・拡大先願など） [準備学習等] テキスト第2編第2章（54～60頁） |
| 第5回 | 権利の主体（1） | 発明者、特許を受ける権利、共同発明、冒認出願に対する救済など |
| 第6回 | 権利の主体（2） | 職務発明など [準備学習等] テキスト第2編第3章（69～77頁） |
| 第7回 | 権利取得の手續 | 出願、出願公開、審査、補正など [準備学習等] テキスト第2編第4章（78～91頁） |
| 第8回 | 審判・審決取消訴訟 | 各種審判及び審決取消訴訟の目的と概要 [準備学習等] テキスト第2編第5章（92～106頁） |
| 第9回 | 特許権（1） | 特許権の内容・存続期間など [準備学習等] テキスト第2編第6章（107～109頁、140～143頁） |
| 第10回 | 特許権（2） | 特許権の制限、法定通常実施権など [準備学習等] テキスト第2編第6章（127～140頁） |

| | | |
|------|-----------|---|
| 第11回 | 特許権に関する取引 | 特許権の譲渡、専用実施権、通常実施権など [準備学習等] テキスト第2編第8章（163～179頁） |
| 第12回 | 侵害と救済（1） | 文言侵害・均等侵害・間接侵害など [準備学習等] テキスト第2編第6章（110～127頁） |
| 第13回 | 侵害と救済（2） | 抗弁事由、民事的救済など [準備学習等] テキスト第2編第7章（144～162頁） |
| 第14回 | まとめ | 講義全体の総括 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキストの予習のほか、各回の終了時に次回までに予習すべき資料（論文・裁判例等）を指定する場合がありますので、一読した上で授業に臨むこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

愛知靖之・前田健・金子敏哉・青木大也『知的財産法』（有斐閣、2018）。

【参考書】

田村善之『知的財産法〔第5版〕』（有斐閣、2010）、小泉直樹『知的財産法』（弘文堂、2018）、中山信弘『特許法〔第3版〕』（弘文堂、2016）、島並良ほか『特許法入門』（有斐閣、2014）、小泉直樹・田村善之編『特許判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2019）など。

詳細は開講時に改めて、また授業中にも適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

授業での質疑応答 30%、期末試験 70%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

講義資料は各回の冒頭に配布するほか、学習支援システムにも誤記等を修正したものを適宜アップロードすることも検討している。

【Outline and objectives】

This course covers the basics of Patent Law of Japan with attention to fundamental case law.

LAW500A2

消費者法

桜井 健夫

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業の概要： 民法を消費者法の視点から捉え直したうえ、消費者取引形態の切り口（特定商取引法の対象取引、割賦販売法の対象取引、インターネット取引）、消費者取引対象の切り口（消費者信用、金融商品、動産、不動産、医療サービス）で構成された各回のテーマごとに、判例等を素材としたケースについて、そのテーマに必要な法知識を前提に、結論に至る道筋を考えていく。授業の目的： 民法等の基本法の知識を土台として、消費者法（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、その他多数の法律）についての知識を修得し、実務に応用する力を身につける。

【到達目標】

消費者問題の実情を把握し、消費者法の基本的な内容を理解したうえで、具体的ケースへの適用を通じて、法的思考力、法的判断力、法的批判力、法的展開力を身につける。同時に、民法の基礎知識（特に意思表示、契約、不法行為）を再確認し、その応用力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

消費者法の基礎知識については、教科書等による予習を求め、授業では、そのテーマの要点を講義した上、判例等を素材としたケースで、民法、消費者法の具体的な適用につき質疑、討議する方法をとる。毎回、授業の開始時に前回テーマについて小テストを行って理解と記憶の定着を確認する。（授業内でインターネットを使用することがある。）

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|---|--|
| 第 1 回 | オリエンテーション・消費者法総論 | ①消費者問題とは何か／②消費者問題の歴史／③消費者法とは何か／④消費者基本法／⑤消費者庁関連 3 法／⑥事例：民法法の形式的適用では不当な結果となる事例 [準備学習等]（参考書 1 の対応する章）第 1 章 |
| 第 2 回 | 消費者と契約 1 | ①契約の拘束力についての民法の原則／②契約の存在・不存在／③契約の成立・不成立／④無効（公序良俗違反等）／⑤取消し（錯誤、詐欺、脅迫等）／⑥信義則による拘束力修正／⑦拘束力を問題とせず損害賠償で解決（取引型不法行為）／⑧事例：原野商法事例 [準備学習等] 第 2 章、第 3 章 |
| 第 3 回 | 消費者と契約 2（消費者契約法） | ①取消し範囲の拡大（消費者契約法）／②無効条項の拡大（消費者契約法）／③事例 1：誤認類型／④事例 2：困惑類型／⑤事例 3：無効条項（学納金返還訴訟）／⑥消費者団体訴訟制度の概要／⑦集団的消費者被害救済制度の概要／⑧差止め請求事例 [準備学習等] 第 4 章 |
| 第 4 回 | 消費者と契約 3（取引型不法行為） | ①契約でなぜ不法行為責任？／②不法行為の要件と取引型不法行為の特徴／③事例：外国為替証拠金取引事例 [準備学習等] 第 5 章 |
| 第 5 回 | 特殊取引（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、継続的役務提供契約、業務提供誘引販売、連鎖販売、訪問購入） | ①特商法の概要解説／②訪問販売とクーリングオフ／③通信販売と広告規制／④継続的役務提供契約と中途解約／⑤事例：継続的役務提供契約中途解約事例 [準備学習等] 第 6 章 |
| 第 6 回 | 支払決済（販売信用も含む） | ①資金決済法、割賦販売法の概要解説／②事例 1：クレジットと訪問販売事例／③事例 2：電子マネーとサクラサイト被害事例 [準備学習等] 第 7 章 |
| 第 7 回 | 消費者信用（多重債務） | ①金利規制の考え方／②出資法、利息制限法、貸金業法、破産法、民事再生法等／③事例：多重債務事例（破産、個人再生、任意整理） [準備学習等] 第 13 章 |

| | | |
|--------|-------------------------------|---|
| 第 8 回 | 金融商品の消費者問題 | ①金融商品取引法・金融商品販売法の概要／②民法（不法行為・債務不履行（適合性の原則、説明義務等））／③事例 1：証券取引事例／④事例 2：デリバティブ取引事例 [準備学習等] 第 10 章 |
| 第 9 回 | 動産の消費者問題（商品の安全） | ①商品の安全性と消費者／②製造物責任法／③事例：製造物責任事例 [準備学習等] 第 11 章 |
| 第 10 回 | 不動産の消費者問題 | ①欠陥住宅問題／②品確法の内容と適用範囲／③建築士との連携／④事例：欠陥住宅事例 [準備学習等] 第 12 章 |
| 第 11 回 | 身体の消費者問題（医療サービス、医療事故） | ①医療サービスの消費者問題／②医療事件の特徴（証拠保全、医師との連携）／③事例：医療事故事例 [準備学習等] 第 14 章 |
| 第 12 回 | インターネットの消費者問題（ネット取引、ネット自体の問題） | ①プロバイダーとの契約問題／②ネット取引の法律問題／③個人情報、発信者情報問題（プロバイダー責任制限法）／④事例：ネットによる名誉棄損事例または出会い系サイト事例 [準備学習等] 第 15 章 |
| 第 13 回 | 紛争処理 | ①解決方法の選択／②ADR、訴訟の実情／③消費者訴訟のポイント ④事例 1：ワラント事例（法創造現象—説明義務の定着）／⑤事例 2：変額保険事例（世間の常識と法常識の乖離—常識からの出発） |
| 第 14 回 | まとめとレポートの講評 | ①論点に対するアプローチ ②論理の流れ ③結論と理由の関係、論述の順序 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に教科書の次回の範囲等を読んで理解する。事後に、授業中に行った小テストの解答やケースへの適用を意識して教科書等を読み復習する。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

日弁連編『消費者法講義（第 5 版）』（日本評論社，2018，4644 円）

【参考書】

- 1 中田邦博・鹿野菜穂子編著『基本講義 消費者法（第 3 版）』（日本評論社，2018）
- 2 大村敦志『消費者法（第 4 版）』（有斐閣，2011）
- 3 『消費者法判例百選』（有斐閣，2010）
- 4 桜井健夫ほか『新・金融商品取引法ハンドブック（第 4 版）』（日本評論社，2018）

【成績評価の方法と基準】

授業時間における評価（平常点）：毎回行うミニテスト 30 点、質疑応答状況 20 点
期末における評価：期末レポート 50 点

【学生の意見等からの気づき】

2018 年秋に教科書を最新の内容に改訂したので、受講者はこれを読めばよく、2018 年よりも事前準備をし易くなった。

【Outline and objectives】

Purpose of the lesson: Based on the knowledge of the basic law such as the Civil Code, we acquire knowledge about the consumer law (Consumer Contract Law, Specified Commercial Transactions Law, Installment Sales Law, and many other laws) and ability to apply it to practice.

LAW500A2

環境法 I

筑紫 圭一

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義では、環境法総論、環境法政策、環境訴訟に関する導入講義を行う。環境法総論としては、日本における環境法の発展経緯とともに、環境法の目的や基本的な考え方を説明する。学生は、環境法政策や環境訴訟の基礎的知識を学ぶ。

【到達目標】

環境法政策や環境訴訟に関わる基本的な仕組みや概念について、自分で説明できるようになる。環境法政策については、規制的手法・経済的手法・情報的手法などの特徴や個別環境法の仕組みを説明できるようになる。環境訴訟については、四大公害訴訟などの重要判例を理解し、民事訴訟・行政訴訟に係る基本的な仕組み・概念について説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義スタイルを中心とする。ただし、授業資料に記載した質問や紛争事例について、受講生の見解を問う機会を設ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------|---|
| 第 1 回 | イントロダクション | ・環境法の発展経緯、規制の役割を説明する。 ・コモンズの悲劇、コースの定理など、環境経済学の議論を説明する。 |
| 第 2 回 | 環境法総論① | ・日本の環境法体系について解説する。 ・公害対策基本法と環境基本法を対比しながら、環境法の目的や基本理念を説明する。 ・環境法の基本的考え方（汚染者支払原則、拡大生産者責任、予防原則など）の意義と内容について解説する。 |
| 第 3 回 | 環境法総論② | ・国の環境法と自治体の環境条例との関係について説明する。環境条例に関する裁判例を解説する。 ・環境権・自然享有権・環境配慮義務の意義・内容について説明する。 |
| 第 4 回 | 環境法政策① | ・環境法政策アプローチ（強制的アプローチ、経済的アプローチ、情報的アプローチなど）を概観し、それぞれの内容と特徴を説明する。 ・各アプローチの適用例を紹介するとともに、その理由を説明する。 |
| 第 5 回 | 環境法政策② | ・強制的アプローチの基本的仕組みとして、環境基準と排出基準について説明する。 ・排出基準と総量規制との関係について説明する。 |
| 第 6 回 | 環境法政策③ | ・地球温暖化対策推進法を例に、情報的アプローチについて説明する。 ・今後活用が期待される経済的アプローチの具体的な内容を説明する。 |
| 第 7 回 | 個別環境法① | ・汚染防止法制（大気汚染防止法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第 8 回 | 個別環境法② | ・汚染防止法制（水質汚濁防止法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第 9 回 | 個別環境法③ | ・汚染防止法制（土壌汚染対策法）の目的や仕組みを説明する。 ・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第 10 回 | 個別環境法④ | ・自然公園法や自然環境保全法の目的や仕組みを説明する。 ・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |
| 第 11 回 | 個別環境法⑤ | ・環境影響評価法の目的や仕組みを説明する。 ・主な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。 |

第 12 回 個別環境法⑥

・廃棄物・リサイクル法制（循基法、廃棄物処理法、容り法）の目的や仕組みを説明する。
・主要な法改正の内容とその経緯・背景を解説する。

第 13 回 環境訴訟①

・環境紛争の構図（二面関係・三面関係）について説明する。
・四大公害訴訟の内容と意義について解説する。
・環境民事訴訟の論点と主要判例について解説する。
・環境民事訴訟の最新判例を具体的に検討する。

第 14 回 環境訴訟②

・環境行政訴訟の論点と主要判例について説明する。
・環境行政訴訟の最新判例を具体的に検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

予習としては、毎回、事前に配布する資料を一読していただくことが求められる。授業内で示される課題について、レポートの提出（1 回）を求める。また、事前の予告なく小テスト（1 回）を行うため、授業の復習が必要である。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。資料を適宜配布する。

【参考書】

交告尚史・白杵知史・前田陽一・黒川哲志『環境法入門 第 3 版』（有斐閣）
北村喜宣『環境法 第 4 版』（弘文堂）
大塚直『環境法 BASIC 第 2 版』第 2 版（有斐閣）
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第 3 版）』（有斐閣）
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法（第 8 訂）』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】

授業中の評価（平常点）
レポート 10 %、小テスト 10 %
期末における評価
試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

The main aim of this lecture is to let students have a great interest in environmental problems. Students will learn the historical background of some environmental law cases and the basics of environmental law and policy.

LAW500A2

環境法Ⅱ

筑紫 圭一

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義では、具体的な紛争事例等を取り上げ、環境事件の分析方法を学ぶ。学生は、環境法Ⅰで学んだ環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえつつ、さまざまな環境問題への分析・対応能力を高めることを目的とする。

【到達目標】

環境法政策と環境訴訟の基礎を踏まえ、さまざまな環境問題や環境紛争に対する分析・対応能力を高める。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、廃棄物処理法、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法、自然公園法、環境影響評価法、地球温暖化対策推進法などに関わる問題・事案を適切に分析し、的確な対応方法を説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義スタイルを中心とする。ただし、講義内で具体的事例を分析する機会や、提出課題レポートの内容について受講生の見解を問う機会を設ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|--------------|---------------------------------|
| 第1回 | 大気汚染防止法① | 大気汚染防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第2回 | 大気汚染防止法② | 大気汚染防止法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第3回 | 水質汚濁防止法① | 水質汚濁防止法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第4回 | 水質汚濁防止法② | 水質汚濁防止法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第5回 | 土壌汚染対策法① | 土壌汚染対策法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第6回 | 土壌汚染対策法② | 土壌汚染対策法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第7回 | 廃棄物処理法① | 廃棄物処理法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |
| 第8回 | 廃棄物処理法② | 廃棄物処理法に係る紛争事例について学ぶ。 |
| 第9回 | 循環型社会形成推進基本法 | 循環型社会形成推進基本法の理念と個別リサイクル法との関係学ぶ。 |
| 第10回 | 容器包装リサイクル法 | 容器包装リサイクル法の仕組みと紛争事例を学ぶ。 |
| 第11回 | 自然公園法 | 自然公園法の仕組みと紛争事例を学ぶ。 |
| 第12回 | 環境影響評価法① | 環境影響評価法の改正経緯を学ぶ。 |
| 第13回 | 環境影響評価法② | 環境影響評価法に係る紛争事例を学ぶ。 |
| 第14回 | 地球温暖化対策推進法 | 地球温暖化対策推進法の仕組みと改正経緯について学ぶ。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

毎回、事前に配布する授業資料を予習する必要がある。また、課題レポートの提出を2度求める予定である。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

越智敏裕『環境訴訟法』（日本評論社）。

【参考書】

北村喜宣『環境法 第4版』（弘文堂）
大塚直『環境法BASIC 第2版』（有斐閣）。
大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 第3版』（有斐閣）。
大塚・北村ほか『ベーシック環境六法 第8訂』（第一法規）

【成績評価の方法と基準】

授業中の評価（平常点）
レポート 20 %
期末における評価
試験 80 %

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

法令および判例を検索するシステムの利用環境を整えておくこと。

【Outline and objectives】

This lecture aims to let students learn how to address environmental issues based on a clear understanding of the whole system of environmental regulation and environmental lawsuits.

LAW500A2

企業結合法Ⅰ

柴田 和史

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業では、学生がひととおり会社法および商法の必要な知識を持ち合わせていることを前提とし、より高度な問題を検討するが、必要に応じて会社法等の基礎知識の説明も織り込む予定である。重要な判例については、事案の概要および判決の射程などを丁寧に検討する。企業価値の評価や株式価値の評価、新株予約権の評価では、相当に高度な専門的な知識の提供を行う。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。さらに、現実には生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

企業結合法Ⅰでは、学生がひととおり会社法および商法の必要な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な発展的・応用的な授業を展開する。ただし、必要に応じて会社法等の基礎知識の説明も織り込む予定である。本授業は、友好的な関係にある企業どうしが結合する場合について、基礎的知識・基礎理論を理解し、さらには学習した知識・理論を活用する能力、判例を分析し判例の意義を理解し、さらには批判的に検討することもできる能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的に問題についての適切な処理を行う能力の獲得を目指すものである。さまざまな法的テクニックを駆使する場合における長所・短所を、法律的側面からの確に検討する能力を涵養することも目的とする。知識の習得については講義形式、応用力・実践力の涵養については演習形式を採用する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|---------|---|
| 第1回 | 合併の基礎理論 | 合併に関する基礎理論の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 403 頁～405 頁と配付教材 |
| 第2回 | 吸収合併① | 吸収合併における合併契約の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 405 頁～413 頁と配付教材 |
| 第3回 | 吸収合併② | 吸収合併における事前情報開示および合併承認決議の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 413 頁～416 頁と配付教材 |

| | |
|-----------------|---|
| 第4回 吸収合併③ | 吸収合併における少数株主保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 416 頁～421 頁と配付教材 |
| 第5回 吸収合併④ | 吸収合併における新株予約権者保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 421 頁～422 頁と配付教材 |
| 第6回 吸収合併⑤ | 吸収合併における債権者保護の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 422 頁～425 頁と配付教材 |
| 第7回 吸収合併⑥ | 吸収合併における合併効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 426 頁～427 頁と配付教材 |
| 第8回 吸収合併⑦ | 吸収合併における吸収合併無効の訴えの意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 430 頁～432 頁と配付教材 |
| 第9回 株式交換① | 株式交換契約の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 451 頁～452 頁と配付教材。 |
| 第10回 株式交換② | 株式交換の手続および効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 452 頁～457 頁と配付教材。 |
| 第11回 株式移転 | 株式移転の計画・手続・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 457 頁～462 頁と配付教材配付する教材を読むこと。 |
| 第12回 企業評価・株式評価① | 企業評価および株式評価の理論（資産価値法）の意義と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 122 頁～124 頁および配付する教材を読むこと。 |
| 第13回 企業評価・株式評価② | 企業評価および株式評価の理論（資本還元法）の意義と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 125 頁～128 頁および配付する教材を読むこと。 |
| 第14回 新設合併 | 新設合併の契約・手続・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 432 頁～435 頁と配付教材。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、事前に、教科書を一読し、配付資料に目を通して、考えるべき問題を考えてきてほしい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解（第2版）』（商事法務、2015年）。
柴田和史『日経文庫ビジュアル・図でわかる会社法』（日本経済新聞出版社、2014年）。
このほか、随時、教師がロースクール用の教材を作成し配付する。

なお、会社法改正の施行日の関係により、テキストの変更がありうるので注意してほしい。その場合は、開講時に改めて指示する。

【参考書】

授業の進行に合わせて、適時、ロースクール用の教材を作成し配付する。

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

定期試験 100 %

【学生の意見等からの気づき】

説明が時折早口になることがあるようなので、十分注意したい。

【Outline and objectives】

You will study on theory of mergers. You will study on protections of minority shareholders and creditors. You will study on share exchange and how to estimate valuation of corporation.

LAW500A2

企業結合法Ⅱ

柴田 和史

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

授業では、学生がひととおり会社法および商法の必要な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な問題を検討する。重要な判例については、事案の概要および判決の射程距離などを丁寧に検討する。M&Aにおける攻撃方法及び防禦方法の検討や新株予約権の評価では、相当に高度な専門的な知識の提供を行う。授業は、教師による解説、および、対話形式の質疑応答を織り交ぜて行う。学生には十分な予習を行うことが求められる。さらに、現実生起する高度でかつ最新の問題についても取り上げる予定である。

【到達目標】

企業結合法Ⅱでは、学生がひととおり会社法および商法の必要な知識を持ち合わせていることを前提として、より高度な発展的・応用的な授業を展開する。本授業は、友好的な関係にある企業どうしが結合する場合、および、敵対的な関係にある企業が結合する場合について、基礎的知識・基礎理論の理解を活用する能力、判例を分析し批判的に検討する能力、発展的な専門知識を活用する能力を習得し、最終的には、複雑な事案を的確に整理し分析し、適切な法的推論を行い、理論的・実務的に問題の適切な処理を行う能力の獲得を目指すものである。また、1 個の株式会社が複数個の会社に分かれて複雑なコンツェルン関係を形成したり、複数個の株式会社が異なる形態のコンツェルン関係に組み直しをしたりする場合などにおいて、さまざまな法的テクニックを利用する場合の長所・短所を、法律的側面からの的確に検討できる能力を涵養することも目的とする。知識の習得については講義形式、応用力・実践力の涵養については、演習形式を採用する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP 6」に関連

【授業の進め方と方法】

各回において、必要最小限の講義を行い、それと織り交ぜながら、質疑応答を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-----------|--|
| 第 1 回 | 会社分割の基礎理論 | 会社分割に関する基礎理論の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 436 頁～438 頁および配付する教材を読むこと。 |
| 第 2 回 | 新設分割① | 新設分割計画の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 444 頁～447 頁および配付する教材を読むこと。 |
| 第 3 回 | 新設分割② | 新設分割の手続および効果の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 447 頁～448 頁および配付する教材を読むこと。 |
| 第 4 回 | 吸収分割 | 吸収分割契約の意義と法構造の解説と問題点の検討 [準備学習等] 教科書 438 頁～443 頁および配付する教材を読むこと。 |

第 5 回 吸収合併・新設合併・株式交換・株式移転の手續および効果の意義と法構造の解説と問題点の総復習
[準備学習等]
教科書 403 頁～462 頁および配付する教材を読むこと。

第 6 回 労働契約承継法
労働契約承継法の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
教科書 448 頁～450 頁および配付する教材を読むこと。

第 7 回 事業譲渡
事業譲渡の契約・手續・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
教科書 463 頁～472 頁および配付する教材を読むこと。

第 8 回 組織変更
組織変更の計画・手續・効果の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
教科書 473 頁～478 頁および配付する教材を読むこと。

第 9 回 M&A ①
企業買収の攻撃方法および防禦方法の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
配付する教材を読むこと。

第 10 回 M&A ②
アメリカにおける企業買収の攻撃方法および防禦方法の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
配付する教材を読むこと。

第 11 回 株式等売渡請求制度および株式交付制度
平成 26 年会社法改正によって新設された株式等売渡請求制度および令和元年会社法改正によって新設された株式交付制度の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
教科書 139 頁～141 頁および配付する教材を読むこと。

第 12 回 アメリカにおけるコンツェルン・トラストと日本の財閥
アメリカにおけるコンツェルン・トラストおよび日本の財閥等の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
配付する教材を読むこと。

第 13 回 親子会社の理論
親子会社の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
配付する教材を読むこと。

第 14 回 持株会社の理論・二段階代表訴訟の理論
持株会社の意義と法構造の解説と問題点の検討および平成 26 年会社法改正によって新設された二段階代表訴訟の意義と法構造の解説と問題点の検討
[準備学習等]
配付する教材を読むこと。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、事前に、教科書を一読し、配付資料に目を通して、考えるべき問題を考えてきてほしい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

柴田和史『会社法詳解（第 2 版）』（商事法務、2015 年）。
親子会社の問題、持株会社の問題、コンツェルンの問題については、柴田和史『類型別中小企業のための会社法（第 2 版）』（三省堂、2015 年）が重要となる。

このほか、随時、教師がロースクール用の教材を作成し配付する。なお、会社法改正の施行日の関係により、テキストの変更が有りうるので注意してほしい。その場合は、開講時に改めて指示する。

【参考書】

授業の進行に合わせて、適時、ロースクール用の教材を作成し配付する。

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

定期試験 100 %

【学生の意見等からの気づき】

説明が時折早口になるようなので、十分に注意したい。

【Outline and objectives】

You will study on Spin off and Split of corporation. You will study on Leveraged Buy Out, Two Tier Tender Offer, Shark Repellent, Crown Jewel Option, Pacman Defense, Golden Parachute and Poison Pill.

LAW500A2

現代人権論

日野田 浩行

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

科学技術の飛躍的發展や、価値観の多様化、経済・社会の複雑化・グローバル化等の状況がみられる現代社会において、現代の法曹には、憲法上の権利が直面している新たな問題状況を鋭敏に把握し、その実効的保障を図るための実践的技能を身につけることが、ますます要求されるようになってきている。本授業では、日本弁護士連合会や弁護士会の中に設けられた人権擁護委員会に対する人権救済申立事件、あるいは近年の憲法裁判を手がかりに、現代社会における人権論の重要な課題をピックアップし、それらにつき、説得力ある法的推論や事実をふまえた地に足つけた提言を展開できるようになることを目的として、各課題につき、実践的検討を行っていく。

【到達目標】

憲法上の権利に関するこれまでの判例や学説の理論状況をふまえて、現代社会における人権保障の新たな問題状況につき、立法論も含めて、適切な人権救済の方途を提言するための基礎的素養を獲得することを旨とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

上記の到達目標を各受講生が達成できることを目指して、本授業では2回の授業を1セットとして、①各テーマにつき、まず教員の側から問題状況の概説を行い、質疑応答等により全体的な理解を深めたうえで、②当該テーマに関わる具体的事例につき、裁判における法的主張もしくは具体的な救済案の提言につき、担当者を決めて研究報告をおこなってもらい、その報告を手がかりに授業参加者全員で様々な角度からの検討をおこなうこととしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-----|----------------------------|---|
| 第1回 | 民主主義・国民主権と人権<1> | テキストで紹介されている海外在住日本国民の最高裁判所裁判官国民審査に関する人権救済申立事件や成年被後見人の選挙権喪失に関する人権救済申立事件等、日本国憲法の国民主権原理と選挙権に関わる人権問題の現代的課題につき、概説します。 |
| 第2回 | 民主主義・国民主権と人権<2> | 国民主権原理と選挙権の現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。 |
| 第3回 | 少数者の人権<1> 性的少数者の人権（1） | テキストで紹介されている性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件や性的少数者差別発言に関する人権救済申立事件等、LGBTの人権保障に関わる現代的課題について概説します。 |
| 第4回 | 少数者の人権<2> 性的少数者の人権（2） | LGBTの人権保障をめぐる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。 |
| 第5回 | 少数者の人権<3> ヘイト・スピーチ規制（1） | 在日朝鮮人学校に対する示威活動による業務妨害および名誉毀損を予防するための差止請求を認容する判断を下した京都地判平成25年10月7日やその控訴審判決、あるいは国や地方レベルでのヘイト・スピーチ規制をめぐる動向（2002年に国会に提出された人権擁護法案を含む）につき、概説します。 |
| 第6回 | 少数者の人権<4> ヘイト・スピーチ規制（2） | ヘイト・スピーチ規制のあり方に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。 |
| 第7回 | 刑事手続と人権<1> | テキストで紹介されている路上生活者人権侵害救済申立事件や足利事件に関する人権救済申立事件等、刑事手続をめぐる人権問題の現代的課題につき、概説します。 |
| 第8回 | 刑事手続と人権<2> | 刑事手続をめぐる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。 |
| 第9回 | 医療と人権<1> | 尊厳死・安楽死、臓器移植、あるいは生殖補助医療に対する規制など、医療をめぐる人権問題の現代的課題につき、概説します。 |

- 第10回 医療と人権<2> 医療をめぐる現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
- 第11回 福祉・社会保障と人権<1> テキストで紹介されている寡婦控除人権救済申立事件等、公的扶助・社会保障制度における人権問題の現代的課題につき、概説します。
- 第12回 福祉・社会保障と人権<2> 公的扶助・社会保障制度における人権問題の現代的課題に関する具体的事例につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。
- 第13回 国際社会と人権<1> 国際人権規約、難民条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約等、国際的な人権保障の枠組みや制度、あるいは国際化の進展に伴う現代的課題につき、概説します。
- 第14回 国際社会と人権<2> 国債的人権保障制度や国際化に伴う人権問題につき、担当者の研究報告を手がかりに検討します。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- 第1回および第2回：テキスト第1章
第3回および第4回：テキスト第2章
第5回および第6回：京都地判平成25年10月7日（判例時報2208号74頁）、大阪地判令和2年1月17日、川崎市奈須裕治「わが国におけるヘイト・スピーチの法規制の可能性」法学セミナー 2013年12月号 p.25 以下
第7回および第8回：テキスト第3章
第9回および第10回：最判平成21年12月7日・刑集63巻11号1899頁・日本学術会議・生殖補助医療のあり方検討委員会報告書：「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題－社会的合意に向けて－」（2008年4月8日）
第11回および第12回：テキスト第4章
第13回および第14回：最判平成27年3月10日・民集69巻2号265頁、札幌地判平成9年3月27日・判例時報号1598号33頁
本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

日本弁護士連合会人権擁護委員会編・小山剛監修『人権擁護の最前線～日弁連人権擁護委員会による人権救済』（日本評論社・2015年）

【参考書】

川人博編著『テキストブック現代の人権<第4版>』（日本評論社・2009年）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
研究報告 50%

期末における評価

レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

人数によっては、研究報告の負担が過度にならないよう、配慮したいと思えます。

【Outline and objectives】

This seminar will examine several emerging issues on human rights in contemporary Japanese society and explore how these issues can be solved not only by adjudications made by the court, but also through policies of state and local government.

LAW500A2

社会保障法

大原 利夫

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法の基礎的な知識を修得し、社会保障法の諸問題について学ぶことを目的とする科目である。

【到達目標】

この授業を受けることにより、学生が①社会保障法の主要な法律について高度な専門的知識を得ること、②社会保障法の法的問題を理論的に分析し、解決する能力を習得することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

この授業は基本的に講義形式です。また、法的問題に関して学生の意見を聞くなどして双方向的手法を一部取り入れる。

なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 社会保障法総論 | 社会保障法の定義、法体系などについて解説する。 |
| 第2回 | 社会保障の現状1～少子高齢化 | 少子高齢化等について統計資料を用いて考察する。 |
| 第3回 | 社会保障の現状2～社会保障財政 | 社会保障と財政の問題等について資料を用いて考察する。 |
| 第4回 | 生活保護法1～概要 | 生活保護の歴史、原理・原則、自立の意義について解説する。 |
| 第5回 | 生活保護法2～補足性の原理 | 補足性の原理と関連判例について考察する。 |
| 第6回 | 生活保護法3～その他の原理・原則 | 生活保護法の原理・原則、被保護者の権利・義務について考察する。 |
| 第7回 | 福祉関連法1～概論 | 福祉の意義、福祉法制の発展経緯、社会福祉基礎構造改革について考察する。 |
| 第8回 | 福祉関連法2～障がい者福祉、児童福祉・高齢者福祉 | 障害者関連法、児童福祉法、介護保険法などについて考察する。 |
| 第9回 | 年金法1～概要 | 年金法の概要について解説する。 |
| 第10回 | 年金法2～法的問題1 | 年金法の法的問題について考察する。 |
| 第11回 | 年金法3～法的問題2 | 年金法の法的問題について更に考察する。 |
| 第12回 | 社会手当法1 | 社会手当法の概要について解説する。 |
| 第13回 | 社会手当法1 | 社会手当法の法的問題について解説する。 |
| 第14回 | 現代的諸問題 | 社会保障法の現代的諸問題について考察する。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業前に資料を読むことを指示された場合、当該資料を必ず読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

加藤智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）
菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）
井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005年）
河野正輝・増田雅暢・倉田聡（編）『社会福祉法入門』（有斐閣、2004年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）

【成績評価の方法と基準】

質疑応答状況50%とレポート課題50%により評価する。

【学生の意見等からの気づき】

資料の使い方を工夫したい。

【その他の重要事項】

質問等は、授業の終わりに受け付ける。

【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law. The goals of this course are to obtain basic knowledge and problem solving skills of social security law.

LAW500A2

金融商品取引法 I

明田川 昌幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、不正取引規制と発行開示規制について概説する。金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】

学生が金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融商品取引法判例百選に掲載されている不正取引規制と発行開示規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による不正取引規制と発行開示規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------------------------|--|
| 第 1 回 | 金融商品取引法総論 | 金融商品取引法の全体像についての概説 |
| 第 2 回 | 不正取引規制 1 不正行為の禁止 | 157 条 1 号にいう「不正の手段」 損失補填と 157 条 1 号 |
| 第 3 回 | 不正取引規制 2 風説の流布の禁止 1 | エイズワクチン開発事件 東天紅 T O B 事件 |
| 第 4 回 | 不正取引規制 3 風説の流布の禁止 2 | ライブドア事件 ペイントハウス事件 |
| 第 5 回 | 不正取引規制 4 相場操縦の規制 1 | 大証仮装オプション取引事件 |
| 第 6 回 | 不正取引規制 5 相場操縦の規制 2 | 協同飼料事件 |
| 第 7 回 | 不正取引規制 6 インサイダー取引規制 1 | インテック事件 日本織物加工事件 |
| 第 8 回 | 不正取引規制 7 インサイダー取引規制 2 | マクロス事件 日本商事事件 |
| 第 9 回 | 不正取引規制 8 インサイダー取引規制 3 | ジャパンライン事件 村上ファンド事件 |
| 第 10 回 | 不正取引規制 9 短期売買利益の返還 1 | 短期売買利益返還義務と憲法 29 条 |
| 第 11 回 | 不正取引規制 10 短期売買利益の返還 2 | 短期売買利益返還義務を負う「主要株主」の意義 |
| 第 12 回 | 発行開示規制 1 発行開示規制の概要 | 金融商品取引法違反の行為の私法上の効力 |
| 第 13 回 | 発行開示規制 2 有価証券届出書、目論見書 | 目論見書の交付義務違反と損害賠償責任 |
| 第 14 回 | 発行開示規制 3 損害賠償責任 | 17 条の「有価証券を取得させた者」の意義 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業中の質問等、積極的な発言を評価する。

授業期間中における評価（平常点）

毎回の小テストを 28 %、質疑応答等授業での学習状況を 2 %、合計 30 % とする。

期末における評価

レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

金融商品取引法 I と II は、それぞれ独立の科目であり、II を先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline and objectives】

In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on unfair transaction, offering disclosure, and so on, to help students understand the legal issues in these court cases.

LAW500A2

金融商品取引法 II

明田川 昌幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

金融商品取引法判例百選に掲載されている判例を素材に、金融商品取引法による法規制のうち、継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制について概説する。金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて、学生が理解できるように解説を行う。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【到達目標】

学生が金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制の概略を理解できるようにするとともに、金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連して、どのような紛争が起こり、それらがどのように解決されたのかについて理解できるようにすること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融商品取引法判例百選に掲載されている継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制に関連する判例を教材として配布し、これを素材に金融商品取引法による継続開示規制、公開買付規制、証券会社等の業者規制を解説する。事案の理解に必要な場合には、会社法や商法・民法等、他の分野の法規制についても概説を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--|----------------------------------|
| 第 1 回 | 継続開示規制 1 継続開示規制の概要 | 西武鉄道事件 |
| 第 2 回 | 継続開示規制 2 有価証券報告書の虚偽記載と発行会社の損害賠償責任 | ライブドア機関投資家訴訟事件 アーバンコーポレーション事件 |
| 第 3 回 | 継続開示規制 3 有価証券報告書の虚偽記載と監査法人等の損害賠償責任 | ライブドア一般投資家集団訴訟事件 山一証券事件 |
| 第 4 回 | 公開買付規制 1 公開買付規制の概要 | 公開買付の手続規制と開示規制 |
| 第 5 回 | 公開買付規制 2 公開買付と種類株式・T o S T N e t 取引 | カネボウ少数株主損害賠償請求事件 ライブドア対日本放送事件 |
| 第 6 回 | 公開買付規制 3 公開買付と株式分割 | 夢真ホールディングス対日本技術開発事件 |
| 第 7 回 | 公開買付規制 4 公開買付と M B O | レックス事件 シャルレ事件 |
| 第 8 回 | 公開買付規制 5 公開買付と株式買取請求権 | 日興コーディアルグループ事件 |
| 第 9 回 | 金融商品取引業者 1 誠実公正義務 断定的判断の提供の禁止 | 誠実公正義務違反と不法行為 断定的判断の提供と不法行為責任 |
| 第 10 回 | 金融商品取引業者 2 適合性原則、説明義務 | 適合性原則違反と不法行為責任 金融商品取引と説明義務 |
| 第 11 回 | 金融商品取引業者 3 損失補填の禁止 | 損失補填の禁止と憲法 29 条 損失保証契約の効力 |
| 第 12 回 | 金融商品取引所 受託契約準則、誤発注 | ジェイコム株式誤発注事件 |
| 第 13 回 | 投資者保護基金 企業会計・監査 | 投資者保護基金の補償対象 公正な会計慣行 |
| 第 14 回 | 委任状勧誘規制 | 委任状勧誘規制違反と会社法上の効果 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業に関連する判例百選の該当頁等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

金融商品取引法に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業中の質問等、積極的な発言を評価する。

授業期間中における評価（平常点）

毎回の小テストを 28 %、質疑応答等授業での学習状況を 2 %、合計 30 % とする。

期末における評価

レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

金融商品取引法 I と II は、それぞれ独立の科目であり、II を先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline and objectives】

In this course, commentary will be made on the court cases related to the Securities Exchange Law, especially the regulations on ongoing disclosure, takeover bid, securities broker, and so on, to help students understand the legal issues in these court cases.

LAW500A2

倒産法 I

杉本 和士

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に清算型手続に関する基本法である破産法に関する基礎的な概念、規律及び手続についての学修を行い、修得することを目的とする。なお、倒産法の「基礎」を扱うとはいえ、破産手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものだと理解されたい）。

【到達目標】

・破産手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
 ・破産法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・教材として一定の範囲毎に講義ノート配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講学生との双方向における議論を通じて、受講学生の理解を深める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------------------------|--|
| 第 1 回 | 倒産法序論、破産手続・再生手続の概要 | 倒産法の基本的な考え方、倒産処理法制の全体像及び破産手続・再生手続（破産免責手続を含む。）の概要を検討する。 |
| 第 2 回 | 破産手続の開始 | 破産手続開始申立てから破産手続開始決定に至るまでの手続、特に保全措置、破産手続開始原因及び破産手続開始の効果について検討を行う。 |
| 第 3 回 | 破産者・裁判所・破産管財人と破産財団 | 破産手続において登場する利害関係人及び機関として、破産者、裁判所、破産管財人及び破産財団を扱う。 |
| 第 4 回 | 破産債権・財団債権、取戻権（1）：破産債権の要件 | 破産債権の概念とその要件、種類について扱う。 |
| 第 5 回 | 破産債権・財団債権、取戻権（2） | 財団債権の概念とその処遇、種類、取戻権について扱う。 |
| 第 6 回 | 破産債権の届出・調査・確定；係属中の訴訟手続・強制執行等 | 破産債権の届出・調査・確定に関する手続について。さらに破産手続開始時において係属している各手続（訴訟手続、強制執行手続等）の処理に関する規律について扱う。 |
| 第 7 回 | 破産債権に対する配当、破産手続の終了；個人債務者の免責等の手続 | 破産債権に対する配当の種類や手続、破産手続の終了に関する規律について扱う。 個人債務者に関する免責制度の理念、免責手続に関する規律、復権制度について扱う。 |
| 第 8 回 | 物的担保（1）—破産手続における別除権の意義・範囲・行使 | 破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について扱う。 |
| 第 9 回 | 物的担保（2）—破産手続における別除権行使に対する破産管財人の対処 | 破産手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権行使に対する破産管財人からの対処の在り方について扱う。 |
| 第 10 回 | 人的担保 | 主たる債務者が破産した場合の債権者及び保証人に関する規律につき、いわゆる開始時現存主義を中心に扱う。 |
| 第 11 回 | 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則 | 双方未履行双務契約の処遇に関する破産手続及び再生手続における一般原則と各種契約（賃貸借契約、雇用契約、請負契約等）におけるその特則について検討する。 |
| 第 12 回 | 相殺権 | 破産手続における相殺の位置付けについて確認した上で、破産手続における相殺権行使の要件、その方法等、相殺禁止の規律について扱う。 |

第 13 回 否認権（1）：否認権の意義と目的、基本型、否認権の行使
破産手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、破産手続における否認権制度の意義と目的について検討し、基本型である詐害行為否認と偏頗行為否認の概要について、さらに否認権行使に関する規律について扱う。

第 14 回 否認権（2）：各種の否認類型、否認権の行使
詐害行為否認と偏頗行為否認を中心とする各種の否認類型に関する各規律について扱う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回ガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行います。予習用教材及び講義ノートにおいて下記に掲げる参考書の該当箇所を指摘します。したがって、各自の予習復習の際にしっかりと読み込んでおいて下さい。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・講義は、教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進めます。
 ・使用する教材等は、全て「法政大学学習支援システム」において PDF ファイルとして配布します。必ず受講前に各自で教材を準備して下さい（PC やタブレットによる閲覧は認めますが、講義中のスマホによる閲覧は認めません）。

【参考書】

・講義の予習復習用の教材として、まず、下記の参考書を指定します（どちらでも構いません）。予習用教材及び講義ノートでは、これらの参考書該当箇所を指摘しますので、各自の予習復習の際にしっかりと読み込んでおいて下さい。
 山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣、第 5 版、2018 年）
 中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』（有斐閣、2013 年）
 ・本格的な体系系書又はコメントールとして、適宜、下記を参照することを推奨します。
 伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第 4 版、2018 年）
 伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂、第 2 版、2014 年）
 ・判例集として、下記を指定しておきます。
 伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第 5 版〕』（別冊ジュリスト 216 号）（有斐閣、2013 年）

【成績評価の方法と基準】

・期末試験 100 % により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【Outline and objectives】

This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.

The goals of this course are to

(1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.

(2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.

LAW500A2

倒産法Ⅱ

杉本 和士

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・この講義では、倒産法（倒産処理法とも呼ばれる。）を学修する。特に再建型手続の基本法である民事再生法に関する基礎的な概念、規律及び手続についての学修を行い、修得することを目的とする（倒産法Ⅰにおいて破産法をすでに学修していることを前提とする）。なお、倒産法の「基礎」を扱うとは、再生手続に関する規律について詳細に扱う予定であるため、相応の学習が要求される点につき留意されたい（倒産事件を法律実務家として扱うために要求される「基礎」の修得を目的とするものと理解されたい）。

【到達目標】

・再生手続の手続構造を理解し、かつ、個々の規律を条文に即して説明することができる。
・民事再生法における実体的規律について、条文に即して基本的な規律の趣旨、要件等を具体例に即して適切に説明することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

・教材として一定の範囲毎に講義ノート配布し、各回、受講生の十全な予習を前提に、「読み切り形式」で講義ノートの該当範囲の講義を行う。併せて、適宜、事例や設問に関する質疑応答を行い、受講生との双方向における議論を通じて、受講生の理解を深める。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--|--|
| 第 1 回 | 民事再生法及び再生手続の概要 | 倒産法制全体における民事再生法の位置付け、再生手続全体の流れを、破産手続と比較しつつ概観する。 |
| 第 2 回 | 再生手続の開始 | 再生手続開始申立てから再生手続開始決定に至るまでの手続を扱う。特に保全措置、再生手続開始原因及び再生手続開始の効果について、破産手続と比較しつつ検討を行う。 |
| 第 3 回 | 再生債務者の地位・手続機関 | 再生手続における再生債務者の地位及びこれに関する規律について検討する。併せて、再生手続における他の手続機関（管財人、保全管理人、監督委員）についても扱う。 |
| 第 4 回 | 再生債務者財産とその調査及び確保一財産評定、営業・事業譲渡、法人役員等の責任追及 | 再生債務者財産の概念を確認した上で、再生債務者財産の調査及び確保に関する財産評定、営業・事業譲渡に関する許可の制度及び法人役員等の責任追及を検討する。 |
| 第 5 回 | 再生債権・共益債権・一般優先債権・開始後債権 | 再生債権、共益債権、一般優先債権及び開始後債権の概念及び要件、再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権及び財団債権の処遇と比較しつつ検討する。 |
| 第 6 回 | 再生債権の届出・調査・確定、係属中の手続関係の処理 | 再生債権の届出・調査・確定の手続について、破産手続における破産債権と比較しつつ、検討する。再生手続開始時において係属中の手続関係の処理について、破産手続の場合と比較しつつ検討する。 |
| 第 7 回 | 再生計画の成立 | 再生計画の必要的記載事項及び任意的記載事項について具体例を示しつつ検討し、再生計画案の提出から再生計画の成立に至る手続規律を検討する。 |
| 第 8 回 | 再生計画の遂行、再生手続の終了、破産手続への移行；個人再生手続 | 再生計画の遂行過程を概観した上で、その変更又は取消しの規律について検討する。併せて再生手続の終了及び破産手続への移行に関する規律を扱う。個人再生手続について、各手続の規律を扱う。 |
| 第 9 回 | 物的担保の処遇（1）：再生手続における別除権の意義・範囲・行使 | 再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、別除権の意義、範囲及びその行使の在り方について検討する。 |
| 第 10 回 | 物的担保（2）：再生手続における別除権行使に対する再生債務者等の対処 | 再生手続における物的担保の処遇に関する規律として、再生手続における別除権行使に対する再生債務者等からの対処の在り方について検討する。 |

| | | |
|--------|--|---|
| 第 11 回 | 未履行契約処遇に関する一般原則と各種契約における特則 | 双方未履行双務契約の処遇に関する再生手続における一般原則と各種契約におけるその特則について破産手続と比較しつつ検討する。 |
| 第 12 回 | 相殺権（1）：再生手続における相殺権の規律 | 再生手続における相殺権行使に関する規律について破産手続と比較しつつ検討する。 |
| 第 13 回 | 相殺権（2）：貸貸人の再生手続における賃料債権、敷金返還請求権に関する特則、破産手続における規律との対比 | 貸貸人の再生手続における賃料債権及び敷金返還請求権に関する特則について、貸貸人破産の場合と比較しつつ、検討を行う。相殺権全般に関して、破産手続における規律との対比を整理する。 |
| 第 14 回 | 否認権 | 再生手続開始後の法律行為に関する規律を概観した上で、再生手続における否認権制度について検討し、否認権行使に関する規律について扱う。 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

・授業時間外の学習（予習・復習のほか、発展学習）に関する一般的な指示は、初回ガイダンスで行うほか、適宜、各回の講義の進行に応じて行います。予習用教材及び講義ノートにおいて下記に掲げる参考書の該当箇所を指摘します。したがって、各自の予習復習の際にしっかりと読み込んで下さい。なお、本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・講義は、教員の配布する講義ノート及び予習復習用教材を用いて進めます。
・使用する教材等は、全て「法政大学学習支援システム」において PDF ファイルとして配布します。必ず受講前に各自で教材を準備して下さい（PC やタブレットによる閲覧は認めませんが、講義中のスマホによる閲覧は認めません）。

【参考書】

・講義の予習復習用の教材として、まず、下記の参考書を指定します（どちらでも構いません）。予習用教材及び講義ノートでは、これらの参考書該当箇所を指摘しますので、各自の予習復習の際にしっかりと読み込んで下さい。
山本和彦『倒産処理法入門』（有斐閣、第 5 版、2018 年）
中島弘雅＝佐藤鉄男『現代倒産手続法』（有斐閣、2013 年）
松下淳一『民事再生法入門』（有斐閣、第 2 版、2014 年）
・本格的な体系書又はコンメンタールとして、適宜、下記を参照することを推奨します。

伊藤眞『破産法・民事再生法』（有斐閣、第 4 版、2018 年）
伊藤眞ほか『条解破産法』（弘文堂、第 2 版、2014 年）
・判例集として、下記を指定しておきます。
伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第 5 版）』（別冊ジュリスト 216 号）（有斐閣、2013 年）

【成績評価の方法と基準】

・期末試験 100 % により評価する。なお、成績評価に際しては、上記の到達目標が指標となる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

・この講義は、「倒産法Ⅰ」において破産法に関する基礎を習得していることを前提に行う。したがって、「倒産法Ⅰ」を履修していない者の履修は、望ましくなく。

【Outline and objectives】

This course introduces the principles of insolvency law to students taking this course.

The goals of this course are to

- (1) obtain basic knowledge about the principles and proceedings of insolvency law.
- (2) be able to understand and explain how to apply the principles and proceedings to the cases.

LAW500A2

倒産法演習

廣尾 勝彰

単位数：2 単位 | 受講年次：3 年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、テキストに掲載されている具体的な事例問題を素材にして、破産法及び民事再生法の重要論点を検討する。

本授業の目的は、破産法及び民事再生法の解釈を具体的事例に応じて適切に行うことができる能力を備えた学生の育成である。

【到達目標】

本授業の到達目標は、具体的事例に応じた破産法及び民事再生法の適切な解釈について、書面又は口頭で要領よくまとめて報告したり、深く掘り下げた議論ができるようになることである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業内では、各回のテーマをめぐる重要論点について口頭で議論をしながら理解を深めてもらう。

授業外では、授業で学んだ内容についてレポートを作成し、提出してもらう。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------------|----------------------------------|
| 第 1 回 | 倒産手続の選択及び手続相互の関係 | 各倒産手続の特質と選択のポイント及び手続相互の関係 |
| 第 2 回 | 倒産手続の開始 | 破産と民事再生の申立と手続開始原因 |
| 第 3 回 | 手続機関 | 裁判所・破産管財人・再生債務者・監督委員など |
| 第 4 回 | 契約関係の取扱い | 請負・雇用その他の各種契約関係の取扱い |
| 第 5 回 | 貸借権の取扱い | 貸借人・借借人の倒産とその処理 |
| 第 6 回 | 担保権者の取扱い | 倒産処理手続における担保権の処遇、各種担保権の取扱い |
| 第 7 回 | 債権の優先順位 | 破産債権・財団債権・再生債権・共益債権・開始後債権など |
| 第 8 回 | 否認権 (1) | 詐害行為の否認 |
| 第 9 回 | 否認権 (2) | 偏頗行為の否認 |
| 第 10 回 | 相殺権 | 相殺権の行使方法・相殺禁止など |
| 第 11 回 | 破産債権の届出・調査・確定 | 届出・調査・確定の方式、複数義務者の倒産の場合の処理 |
| 第 12 回 | 破産財団の管理・換価・配当 | 破産管財人による破産財団の管理・換価・配当をめぐる諸問題 |
| 第 13 回 | 再生計画の成立・変更・履行確保 | 民事再生における事業譲渡・再生計画の作成・成立・変更・履行の確保 |
| 第 14 回 | 破産と再生及びその他の倒産処理法制度の整理 | 総論として扱われる分野を再検討し、倒産法制度を体系的に整理する |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業準備としては、テキスト及び参考書などを読みながら各回のテーマをめぐる重要論点についてしっかりと予習する。

復習・宿題としては、受講した授業内容についてレポートを作成・提出する。なお、本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

三木浩一・山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣、2014）

【参考書】

青山善充・伊藤真一・松下淳一編『倒産判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2013）

山本和彦編著『倒産法演習ノート〔第3版〕』（弘文堂、2016）

【成績評価の方法と基準】

授業前の準備学習の程度及び内容の評価（30%）

授業中の発言、質疑応答の回数及び内容の評価（30%）

レポートの提出回数及び内容の評価（40%）

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【Outline and objectives】

In this class, the important issues of Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act will be examined by using the specific case questions in the textbook.

The purpose of this class is to develop students with the ability to properly interpret Bankruptcy Act and Civil Rehabilitation Act according to specific cases.

LAW500A2

金融取引法

久保 淳一、野口 香織

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

金融に関する基礎知識・技術を理解するとともに、金融取引実務における法的な論点を検討し、金融と法がいかに密接な関わりを持っているか、また、金融取引実務が民事法の発展にどのように影響を与えてきたか、今後（債権法改正等）影響を与えていくかを学ぶ。

【到達目標】

金融取引における民事法における重要判例・法解釈を体得するとともに、金融取引に関わる事案において、どのような取引かを理解し、それに係る法的論点を見出し、かつ判例・通説を踏まえて自分の意見を展開できる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

金融取引における法的な論点を具体的な事例・判例を挙げて説明し、金融取引と民法、民事訴訟法、民事執行法との関わりを例を挙げる。講義を基本に置きつつ、適宜ソクラティック・メソッドも取り入れる。なお、受講者の自主的な研鑽に期待しつつ、講座としては、受講者に負担を掛けずに進行を心掛けるつもりである。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-------------|---------------------------------------|
| 第 1 回 | 金融総論及び銀行取引 | 金融取引概観及び預金・為替・貸付取引（久保） |
| 第 2 回 | 要件事実論 | 金融取引と代理（野口） |
| 第 3 回 | 相殺 | 銀行による貸付金と預金との相殺に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保） |
| 第 4 回 | 債権譲渡 | 債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保） |
| 第 5 回 | 債権譲渡 | 将来債権譲渡に関する金融実務上の論点と判例の変遷（久保） |
| 第 6 回 | ヴィークル法制 | ヴィークル法制概論と組合・匿名組合の特徴（久保） |
| 第 7 回 | 信託 | 信託制度の沿革（久保） |
| 第 8 回 | 信託 | 信託の基本的構造（久保） |
| 第 9 回 | 信託 | 信託財産の独立（久保） |
| 第 10 回 | 信託 | 信託受託者の義務（久保） |
| 第 11 回 | 金融取引の論点 I | 土地借地権付建物と抵当権の実行（野口） |
| 第 12 回 | 金融取引の論点 II | 土地借地権付建物を巡る確定判決の効力（野口） |
| 第 13 回 | 金融取引の論点 III | 定期預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保） |
| 第 14 回 | 金融取引の論点 IV | 普通預金にかかる預金者の認定に関する判例・裁判例の変遷（久保） |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

シラバスの授業計画に沿って参考書等を読むなどして、予め授業内容に関わる法的な論点について確認しておくこと。金融及び金融取引については必要な範囲を授業で説明するが、新聞等を通じて関心・理解を深めておくと、より有意義なものになると思われる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

なし（授業後ごとに資料を配付する。）

【参考書】

<参考文献>

樋口範雄『入門 信託と信託法 第2版』（弘文堂、2014）

松本貞夫『改訂 銀行取引法概論』（経済法令研究会、2007）

神田秀樹・神作裕之『金融法講義 新版』（岩波書店、2017）

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

最終試験 100%

【学生の意見等からの気づき】

重要判例や最新判例の検討においては、講師からの問いかけの機会を増やし、なるべく双方向の授業を目指す。

【その他の重要事項】

【野口香織】平成19年に弁護士登録以降、主に金融法務を担当。近時はFinTechに関連する業務に携わっており、最新の社会動向を踏まえた金融と法との関わり合いを説明する。

【久保淳一】大手信託銀行や外資系金融機関、大手法律事務所で30年余にわたり法務・コンプライアンスを担当し、現在はベンチャー企業に勤務。金融取引に幅広く関わった経験をもとに、金融に関する基礎知識・技術や金融と法との関わり合いを説明する。

【Outline and objectives】

The purpose of this course is two-folded; (a) to learn and understand the basic knowledge and techniques of financial transactions, and (b) to analyze legal issues related to financial transactions and appreciate close interaction between finance and law.

LAW500A2

信託法

堂園 昇平

単位数：2単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

信託は、金融取引の基盤として商事に広く活用されているとともに、相続対策、高齢者財産管理など民事においてもその活用が期待されている。英米法起源であるため難解とされる「信託」について、概念や構造、適用法令、信託当事者の法的関係を基礎から学び、信託の取引に対応できることを目標とする。

【到達目標】

学生が、信託の構造、信託財産の法的な性質、当事者の権利・義務等、信託の基本的な概念と各制度の趣旨、ならびに民法原則と信託法理の整合と相違を正しく理解し、さらに、信託の取引を行い、あるいは活用するうえで適用される信託業法、金融商品取引法など関連法令ならびに信託契約実務も含めた信託に関する法の適用について全体的に理解すること、および、これらの知識を基に、民事信託の活用や、金融手段、投資手段としての商事信託の運営など各種信託における法的問題を解決するための法律構成および論理を表現できることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

基本的には、資料を配布し、講義形式で法令等の解説を行う
取引における適用関係ならびに信託の法律関係が交錯する場面について、具体的な設例を検討する

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|-----------------|--------------------------------------|
| 第1回 | 信託の基礎 | 概念 基本的構造 歴史 現況 |
| 第2回 | 信託の設定 | 信託行為 信託の目的、受益の内容 |
| 第3回 | 信託の過程 | 信託の成立 許害信託 信託の変更 信託の終了、清算 |
| 第4回 | 信託財産 | 概要 範囲 信託の対抗要件 |
| 第5回 | 受託者と信託財産 | 受託者の概要 受託者の権限 |
| 第6回 | 信託財産の独立 | 強制執行の制限 法的整理手続 相殺 |
| 第7回 | 信託財産の責任 | 概要 費用負担 償還 |
| 第8回 | 受託者の変更 複数受託者 | 受託者の任務終了 新受託者の選任 複数受託者の合有と分掌 |
| 第9回 | 受託者の義務（1） | 受託者の義務の概要 善管注意義務 忠実義務 |
| 第10回 | 受託者の義務（2） | 分別管理義務 自己執行義務（信託事務の委託） 義務違反の責任 |
| 第11回 | 受益者 | 概要 受益者の指定・変更 遺言代用信託 |
| 第12回 | 受益権（1） | 受益権の性質 受益債権 |
| 第13回 | 受益権（2） | 受益債権を確保する権利 委託者、信託管理人等 信託税制 |
| 第14回 | 信託の展望と課題 | 信託の監督 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布する資料を事前に読む。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は指定しない

【参考書】

「信託法」(現代民法 別巻) 道垣内弘人著 有斐閣

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 (平常点)

質疑応答 20%

期末における評価

レポート 80%

【学生の意見等からの気づき】

信託の理解を信託への興味・関心に繋ぐために、実務的課題の検討を取り入れる

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【Outline and objectives】

Trust is the infrastructure of financial transactions for various area of businesses, and is expected to play roles in private sectors, such as estate planning and property management for the aged.

The purpose of this course is to understand trust, a unique legal system originated in Angle-American law, and to obtain abilities to make trust transactions through learning laws, from the basic level to the practical level, structures, rights and obligations of trust.

LAW500A2

企業取引法 I

明田川 昌幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

企業取引に関する判例のうち、主に企業主体に着目した法規制についての判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】

実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例などを素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する範囲にとどまるものは少なく、商法・民法以外の法律分野の問題にも及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、保険法、不正競争防止法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、民事訴訟法、労働関係諸法、倒産関係諸法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---------------------------|---|
| 第 1 回 | 企業取引における慣習と約款に関する諸問題 | 企業取引における慣習法 普通保険約款の拘束力 [準備学習等] 損害保険判例百選 [2 版] 170 頁 保険法判例百選 6-11 頁 |
| 第 2 回 | 商人資格の取得と信用協同組合に関する諸問題 | 商人資格の取得時期 信用協同組合に関する諸問題 |
| 第 3 回 | 企業取引における商業登記と民事訴訟法に関する諸問題 | 商業登記の第三者相互間における効力 民事訴訟法と商業登記に関する諸問題 [準備学習等] 商業登記先例判例百選 198 頁 |
| 第 4 回 | 企業取引における商業登記と民法に関する諸問題 | 代理権消滅に関する表見代理規定と商業登記に関する諸問題 [準備学習等] 商業登記先例判例百選 200 頁 |
| 第 5 回 | 企業取引における商業登記の効力に関する諸問題 | 不実登記に関する諸問題 登記官の審査権限 |
| 第 6 回 | 企業取引における不正競争の防止に関する諸問題 | 不正競争防止法に関する諸問題 不正の目的による商号の使用 [準備学習等] |
| 第 7 回 | 企業取引におけるブランドと商号等の諸問題 | 商標・意匠・不正競争判例百選 142 頁 ブランド・商標・商号・意匠などに関する諸問題 スーパー・テナント関係の諸問題 [準備学習等] 消費者法判例百選 76 頁 |
| 第 8 回 | 事業譲渡と労働契約・商号の諸問題 | 事業譲渡と労働契約関係 事業譲渡と商号 |
| 第 9 回 | 事業譲渡とゴルフクラブ会員権、事業譲渡の広告 | ゴルフクラブ会員権に関する問題 挨拶状と広告 |
| 第 10 回 | 企業取引行為に関する文書提出命令の問題 | 企業取引行為に関する文書提出命令の問題、民事裁判における文書提出命令の対象 |
| 第 11 回 | 企業取引の代理に関する諸問題 1 | 保険会社支社長 建設会社営業所長代理 [準備学習等] 生命保険判例百選 [増補版] 190 頁 |
| 第 12 回 | 企業取引の代理に関する諸問題 2 | 信用金庫支店長 服飾会社洋装品係長の権限 |
| 第 13 回 | 企業取引における有価証券の活用 | 有価証券金額記載の誤り、有価証券の盗難に関する諸問題 |
| 第 14 回 | 企業取引の代理・代表と有価証券 | 権限のない者による有価証券の振出しとその企業取引における効力 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業中の質問等、積極的な発言を評価する。

授業期間中における評価（平常点）

毎回の小テストを 28 %、質疑応答等授業での学習状況を 2 %、合計 30 % とする。

期末における評価

レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけた。

【その他の重要事項】

企業取引法ⅠとⅡは、それぞれ独立の科目であり、Ⅱを先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline and objectives】

In this course, commentary will be made on the court cases related to merchants, to help students understand the legal issues in these court cases.

LAW500A2

企業取引法Ⅱ

明田川 昌幸

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

企業取引に関する判例のうち、主に企業が締結する具体的な取引契約に着目した法規制に関する判例を素材に、どのような形で法的紛争が生じ、それがどのように法的に解決されたのか、どのようにすれば紛争の発生を回避できたのかを学生が理解できるように解説する。

【到達目標】

実社会においては企業取引に関するさまざまな問題が争われている。そのような企業取引に関する判例を素材に、実際にどのような形で紛争が生じ、それが法的にどのように解決されたのかの解説を通じて、過去の裁判例についての学生の理解と経験を深め、将来起こりうる紛争についての事前予防や法的解決能力を高めることを目標に授業を行う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

企業取引に関する判例は、事実関係が複雑なものがほとんどで、争われている問題も、商法や民法の一般的な教科書で学習する問題にとどまるものは少なく、商法・民法以外の分野の問題に及ぶものが多い。そこで、実際の事案を正確に理解するために、さまざまな分野の法律についても適宜必要な説明を加えながら解説を行う。たとえば、出資法、質屋営業法、宅地建物取引業法、非訟事件手続法、破産法、民事再生法、会社更生法、消費者契約法、特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者安全法などについても、事案の理解に必要な範囲で解説する。判例解説の際には、判例についての各種評釈・解説の読み方と、インターネットやデータベースを利用した調査方法についても、実際の判例を素材に説明をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes**【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】**

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|-------------------|---|
| 第 1 回 | 企業取引と法規制 | 投機売却や白地手形などに関する法規制 [準備学習等] 手形小切手判例百選 [7 版] 80、82、88、92 頁 |
| 第 2 回 | 企業取引に特有の法効果 1 | 本人の名を示さない代理行為の効果 |
| 第 3 回 | 企業取引に特有の法効果 2 | 承諾の意思表示なしの契約成立 建設工事共同企業体の事業上の債務の連帯性に関する問題 [準備学習等] 倒産判例百選 [4 版] 88 頁 平成 10 年度重要判例解説 135 頁 |
| 第 4 回 | 企業取引と報酬請求権 | 宅地建物取引業者の報酬請求権の問題 |
| 第 5 回 | ゴルフ倶楽部入会証書の有価証券性 | ゴルフ倶楽部入会証書と公示催告申立ての可否 |
| 第 6 回 | 企業取引における法定担保の成立 | 建築請負人の占有敷地に対する商事留置権の成否 債務者の破産手続開始と商事留置権の効力 [準備学習等] 民事執行判例・実務フロンティア 2012 年版 232 頁 民事執行判例・実務フロンティア 2013 年版 362 頁 倒産判例百選 [4 版] 106 頁 倒産判例百選 [5 版] 108、130 頁 手形小切手判例百選 [7 版] 118、190 頁 |
| 第 7 回 | 企業取引としての売買 | 確定期売買、不特定物売買、売買の目的物についての検査通知義務などに関する諸問題 [準備学習等] 最高裁・時の判例 [2] 178 頁 |
| 第 8 回 | 契約の締結交渉 | 契約準備段階における当事者の義務 |
| 第 9 回 | 貿易取引 | 信用状に基づく荷為替手形の買戻義務 |
| 第 9 回 | 債権債務の一括処理 出資契約 | 交互計算に組み入れられた債権に対する差押え 匿名組合の営業者の義務 |

| | | |
|--------|------------------------|--|
| 第 10 回 | 宅地建物取引業 証券業 | 排除された宅地建物取引業者の報酬請求権 証券会社が破産した場合の顧客の権利 [準備学習等] 不動産取引判例百選 [3 版] 176 頁 倒産判例百選 [5 版] 100 頁 |
| 第 11 回 | 運送企業の責任 運送に使われる有価証券 | 運送品の引渡しに関する運送業者の責任 運送証券に関する諸問題 [準備学習等] 消費者法判例百選 86 頁 民法判例百選 [2] 債権 [6 版] 202 |
| 第 12 回 | 保管に関する企業責任 | 倉庫業者やホテル業者の責任 [準備学習等] 消費者法判例百選 224 頁 |
| 第 13 回 | 金融機関への手形の取立 委任 | 手形の取立委任に関する諸問題 |
| 第 14 回 | 保証目的での手形の裏書き | 隠れた手形保証に関する諸問題 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布するので、それらの資料にあらかじめ目を通し、授業内容を予習しておくことが望ましい。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で取り上げる判例の評釈等、授業の理解に必要な資料を事前に配布する。

【参考書】

企業取引に関する解説書や注釈書などの他、授業で配布する資料。

【成績評価の方法と基準】

授業中の質問等、積極的な発言を評価する。

授業期間中における評価（平常点）

毎回の小テストを 28 %、質疑応答等授業での学習状況を 2 %、合計 30 % とする。

期末における評価

レポート 70 %

【学生の意見等からの気づき】

理解が難しい事柄については、プリント配布や板書による解説等を心がけたい。

【その他の重要事項】

企業取引法 I と II は、それぞれ独立の科目であり、II を先に履修することや、いずれか片方のみを履修することも可能である。

【Outline and objectives】

In this course, commentary will be made on the court cases related to commercial transactions, to help students understand the legal issues in these court cases.

LAW500A2

国際刑事法

今井 猛嘉

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の刑法総論、各論の主要なトピックにつき、主に独英仏での対応する議論を検討する。

そのため、配布資料も、独英仏語で記載されたものとなる。少なくとも、十分な英語力がある学生に限り、受講を許可する。

【到達目標】

日本の刑法典、その他の関係法令、及び、その解釈・立法は、外国の経験に基づき、整備、展開されてきた。そこで、日本の刑法の解釈を、より深く理解するには、その沿革と現状を理解することが、遠回りに見えて、実は近道であることも多い。

本講義では、以上の観点から、日本の刑法総論、各論の主要なトピックにつき、独英仏での対応する議論を紹介し、日本の状況との比較を試みることで、国際的に妥当する刑法の基礎的内容を理解することを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業計画に従って、講義をし、受講生との意見交換を行う。予習を十分に行うことが必要である。

資料は独英仏語のいずれかで書かれている。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------------------|---|
| 第 1 回 | Actus reus 1 | 行為、因果関係、不作為（その 1） |
| 第 2 回 | Actus reus 2 | 行為、因果関係、不作為（その 2） |
| 第 3 回 | Mens rea 1 | 故意、意図、無謀性、錯誤 |
| 第 4 回 | Mens rea 2 | 行為と意思との同時存在、主観面のまとめ |
| 第 5 回 | Strict liability | 厳格責任、無過失責任、過失の意義 |
| 第 6 回 | Parties to crime 1 | 正犯、共同正犯、狭義の共犯、不作為による共犯 |
| 第 7 回 | Parties to crime 2 | 共犯者の要件（客観的要件、主観的要件）、共犯と中止犯、共犯からの離脱、法人ないし組織体の責任 |
| 第 8 回 | General defences 1 | 煽動、マクノートン・ルール、オートマティズム |
| 第 9 回 | General defences 2 | 錯誤、同意、酩酊、強制、緊急避難 |
| 第 10 回 | Non-fatal violence offences | 暴行、傷害、その他人身に対する罪、ストーキング、強姦 |
| 第 11 回 | Homicide | 謀殺、故殺、挑発による故殺、自ら招いた挑発と故殺、限定責任と精神障害の抗弁、客観的に認定される（構成的）故殺、重過失致死、不作為による故殺 |
| 第 12 回 | Theft and related offences | 窃盗、委託物横領、背任、盗品関与、強盗、夜盗、脅迫、器物損壊 |
| 第 13 回 | Deception and non-payment | 詐欺、窃盗と詐欺との関係、カード詐欺、二項詐欺、債務免脱と詐欺 |
| 第 14 回 | Cyber crime | コンピュータ濫用罪、国際的背景、欧州サイバー犯罪条約 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

講義予定にしたがって、十分に予習をし、講義の後は復習し、事例、新たな概念の習得に努めること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

開講前に配布する予定である。

【参考書】

開講前に指示する予定である。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答 10 %

討論への参加 10 %

期末における評価

レポート 80 %

【学生の意見等からの気づき】

英語力すら不足しており、授業内容を理解できない学生が見られる。

また、国際関係については、常時、関心をもち、国際関係において刑罰の適用が要請される犯罪現象がどのように生じているのかについて、アンテナを巡らしてほしい。

【学生が準備すべき機器他】

特に無し。

【その他の重要事項】

国際関係に常に関心を持ってほしい。

国際紛争に関連して犯罪的事象が生じた場合の、国際法及び刑法の原則に従った解決方法を考える習慣を身につけてもらいたい。

【Outline and objectives】

In this course, several recent topics related to the criminal law will be discussed from the International Criminal Law perspective.

For example, the transborder economic crime will be dealt with in comparison of its settlement from English, French and German ideas.

The participants will be required to have adequate command of not only English but also French and German.

LAW500A2

経済刑法

京藤 哲久

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

経済刑法は、とても興味深い法領域で、履修すると幅広い法知識と広い視野が得られ、実務の世界でもとても役に立つ知見です。いかんせん、少し手強い。理解を容易にするため、授業では、「総論」として、(1) 財産犯と経済刑法の関係、(2) 法人処罰の役割、(3) 支払手段・信用手段の刑法による保護について検討し、次に「各論」として、(1) 市場機能を保護する刑罰法規（独禁法、金商法）、(2) 会社を保護する刑罰法規（会社法、背任罪を含む）、(3) 消費者を保護する刑罰法規を中心に扱う。新聞紙上を賑わし人々の注意を惹く犯罪の多くはこの経済刑法の授業で扱われる犯罪である。独禁法、金商法、会社法等の構成を踏まえて刑罰法規の意義を検討するので、これらの法律の理解にも資する。

【到達目標】

本授業は、1年で履修した刑法総論、刑法各論、財産法、商法などの法律基礎科目の応用編でもある。世の中にある様々な経済取引活動などにつき、その私法上の法律関係も踏まえた上で、経済刑法がカバーすべき特別法の罰則部分について基本的な理解を得ることが目的である。刑法と民商法、行政法が交錯する領域なので、諸法規の基本的な制度目的を実現するため、刑罰法令に今日求められる役割に関心をもって法規を解釈することができるようになる。対象とする素材はどれも手強いが、取り組むことを通じて、「考える力」、「調べる力」（法曹にとっては、極めて重要な資質である。判例をすべて暗記している必要はなく、調査により必要な判例にアクセスできればよい。）、「議論する力」が身につく。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業計画に従って、講義をし、受講生との質疑応答にあわせて、理解を深めて行くという方法を採用する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|----------------------|-------------------------|
| 第1回 | 総論 1 | 財産犯と経済刑法の関係 理論と歴史 |
| 第2回 | 財産犯と経済刑法 | 財産犯と経済刑法の関係 交錯 |
| 第3回 | 財産犯と経済刑法 | 財産犯と経済刑法の関係 解釈 |
| 第4回 | 総論 2 法人処罰 | 法人処罰の諸問題 |
| 第5回 | 総論 3 支払手段・信用手段の保護 | 有価証券、振替制度の役割とその保護 |
| 第6回 | 支払手段・信用手段の保護 | カード犯罪、誤振り込み等をめぐる諸問題 |
| 第7回 | 各論 1 市場機能の保護 | 独禁法罰則 不当な取引制限 |
| 第8回 | 市場機能の保護 | 独禁法罰則 独禁法罰則と犯罪論上の諸問題 |
| 第9回 | 市場機能の保護 | 金商法罰則 相場操縦 |
| 第10回 | 市場機能の保護 | 金商法罰則 インサイダー取引・損失補てん |
| 第11回 | 各論 2 会社の保護 | 会社法罰則 歴史と特別背任罪 |
| 第12回 | 会社の保護 | 会社法罰則 会社財産を危うくする罪 |
| 第13回 | 会社の保護・倒産犯罪 | 会社法罰則 賄賂罪、利益供与罪 倒産刑法 |
| 第14回 | 各論 3 消費者の保護 | 出資法 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に教材を配付するので、これにざっと目を通しておく程度のことは必要だが、予習よりは復習が大切な科目なので、予習は大きな負担にはならない程度でかまわない。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。この科目では、とくに復習に重点を置いて欲しい（予習しようにも歯が立たない領域というのはある。）。

【テキスト（教科書）】

教材はこちらで用意したもの（教科書形式の教材 統合すると数百ページになるだろう）を配付するので、特に教科書は指定しない。

【参考書】

芝原・西田・佐伯・橋爪編『ケースブック経済刑法（第3版）』有斐閣2010年

自習用に使うと格段に実力がつくもの、少し高度。授業で利用する場合には該当部分を配付したうえで解説する。

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価 質疑応答 50%
期末における評価 期末レポート 50%

【学生の意見等からの気づき】

学生の意欲が高まるよう、改善提案はできるだけ生かしたい。授業で扱う法律の骨格の説明は役に立つようなので、今年も理解しやすいものを用意する。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。パソコンを使って条文を正確に読み込むスキルを学ぶ機会を設けるが、その際には、パソコンを持参できると望ましいが、必須とはしない。

【その他の重要事項】

特になし

【Outline and objectives】

In this Economic Criminal Law course, we treat the following two parts. In the first part, general part, we examine (1) the relationship between the property crime and the economic criminal law, (2) the meaning and function of corporate punishment and (3) the protection of payment card, such as a credit card or debit card, with criminal sanction. In the second part, special part, we examine (1) Crimes in Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act to protect market, (2) Crimes in Companies Act (including breach of trust in Penal Law) to protect company, (3) Consumer Criminal Law. Many crimes appearing in the newspaper and attracting people's attention are nowadays crimes treated in this course of economic criminal law. This course will also help understanding of Antitrust Law, Financial Instruments and Exchange Act and Companies Act, as basic structures of these Acts are analysed to comprehend the role of criminal sanction.

LAW500A2

国際関係法（公法系分野） I

森田 章夫

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際関係法（公法系分野）Iにおいては、以下を中心的なテーマとして取り扱う。

- (1) 総論的問題
- (2) 国家の基本的な実体的権利義務

これにより、実定国際法の基本的な構造を理解することを目的とする。

【到達目標】

学生が、将来、国際裁判を担当する際、国内裁判で国際法を解釈適用する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|--------------------|--|
| 第 1 回 | イントロダクション | 国際法を学ぶ法曹実務上の意義、授業計画の概要説明、文献紹介 [準備学習等] テキストの確認 |
| 第 2 回 | 国際法の法源 (1) | 国際法の法源にはどのようなものがあるか、慣習国際法 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 3 回 | 国際法の法源 (2)(含む、条約法) | 条約と条約法 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 4 回 | 国際法の法源 (3) | それ以外の法源 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 5 回 | 国際法と国内法 (概論) | 国際法と国内法に関する総論的考察 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 6 回 | 国際法と国内法 (日本の実行) | 日本の国家実行を中心とした国際法と国内法の関係 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 7 回 | 国家承認・政府承認 | 国家承認・政府承認の法的性質、主たる効果 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 8 回 | 国家機関と特権・免除 | 国家機関の国際法上の地位と特権・免除 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 9 回 | 国家管轄権 (1) | 国家管轄権の基本的説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 10 回 | 国家管轄権 (2) | 国家管轄権の競合と調整 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 11 回 | 主権免除 | 主権免除の歴史的展開と法的問題点 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 12 回 | 国際組織 | 国際組織の定義、法的地位、関連する法的諸問題 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 13 回 | 国家領域 (1) | 国家領域の総論的問題 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 14 回 | 国家領域 (2) | 日本の領土問題 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、各回ごとに指定された文献を事前に予習すること。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

『国際条約集 2020』（有斐閣）、『国際法判例百選【第 2 版】』（有斐閣）を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】

参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】**【成績評価の方法と基準】**

授業期間中における評価（平常点）

| | |
|------------|-----|
| 予習の有無 | 5% |
| 議論への積極的な参加 | 10% |
| 質疑応答 | 5% |

期末における評価

| | |
|------------|-----|
| レポート又は定期試験 | 80% |
|------------|-----|

（どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断した上で決定する）

【学生の意見等からの気づき】

間違えることを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【Outline and objectives】

This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: general theory; fundamental substantive rights and obligations of states. Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.

LAW500A2

国際関係法（公法系分野）Ⅱ

森田 章夫

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際関係法（公法系分野）Ⅱにおいては、国際関係法（公法系分野）Ⅰを受けて、国際公域における国家の実体的権利義務の諸問題と、手続的諸問題、国際社会の平和と安全の維持に関わる主要問題をテーマとして取り扱う。これにより、実定国際法の基本的構造を理解することを目的とする。

【到達目標】

学生が、将来、国際裁判を担当する際、国内裁判で国際法を解釈適用する際、外務省および在外公館、法務省国際裁判対策支援室等に勤務した際に、必須となる基本的知識を獲得することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

講義は、ソクラテス・メソッドを中心として行う。それを前提として、授業中には、教員の質問に回答しながら、知識を深化させることが要求される。なお、講義部分と学生との質疑応答部分の時間的配分は、受講者の人数と国際法の知識を踏まえて、柔軟に対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|---------------|---|
| 第 1 回 | イントロダクション | 授業計画の概要説明、文献紹介 [準備学習等] テキストの確認 |
| 第 2 回 | 海洋 (1) | 沿岸海域を中心とした説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 3 回 | 海洋 (2) | 国際公域としての海洋を中心とした説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 4 回 | 空・宇宙 | 領空・公空・宇宙空間の国際法上の地位と規制 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 5 回 | 個人 (概説) | 個人の法的地位と規制の概説 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 6 回 | 外国人 | 外国人の法的地位と規制 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 7 回 | 人権 | 国際社会における人権の保護 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 8 回 | 国家責任 (1) | 国家責任総論 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 9 回 | 国家責任 (2) | 違法性阻却事由、外交的保護 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 10 回 | 紛争の平和的解決 (概説) | 紛争の平和的解決の位置づけ・方法選択等の概説 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 11 回 | 司法的解決 | 国際司法裁判所等の説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 12 回 | 国際安全保障 (概説) | 集団安全保障と武力不行使原則 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 13 回 | 武力不行使原則の例外事由 | 個別的・集団的自衛権等の説明 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |
| 第 14 回 | 国際安全保障の近時の発展 | 1990 年代以降の国際安全保障の発展 [準備学習等] テキストの該当部分の予習 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、事前に予習すべき範囲内の教科書の記述と関連判例の予習が要求される。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

『国際条約集 2020』（有斐閣）、『国際法判例百選【第2版】』（有斐閣）を、現時点では予定している。それ以外の必須資料は、配布する。

【参考書】

参考文献は、開講時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）

| | |
|------------|-----|
| 予習の有無 | 5% |
| 議論への積極的な参加 | 10% |
| 質疑応答 | 5% |

期末における評価

| | |
|------------|-----|
| レポート又は定期試験 | 80% |
|------------|-----|

（どちらで評価するかについては、授業開始時に、受講生人数や受講生の習熟度を判断したうえで決定する）

【学生の意見等からの気づき】

間違えることを恐れず、積極的に授業に参加して下さい。

【Outline and objectives】

This course aims to offer a basic introduction to public international law, primarily dealing with the following topics: fundamental substantive rights and obligations of states in the global commons; maintenance of international peace and security. Students are expected to obtain key knowledge and skills to practice law in this field.

LAW500A2

国際関係法（私法系分野）Ⅰ

道垣内 正人

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際社会では法は国家や地域単位ではばらばらな状態であり、その中で営まれている国際家族や国際ビジネスに安定的な秩序を確保するため、国際私法は法律関係ごとに最も密接に関係する地の法を適用するという方法を採用している。この講義では、このような役割を果たしている国際私法について、総論（法の適用に関する通則法 38 条から 42 条）とともに、親族・相続に関する各論（同法 24 条から 37 条）を扱う。総論では、第 1 段階：「法律関係の性質決定」、第 2 段階：「連結点の確定」、第 3 段階：「準拠法の特定」、第 4 段階：「準拠法の適用」という 4 つの段階に分けて、準拠法の決定・適用というプロセスを把握する。

【到達目標】

国際私法のうち、準拠法決定・適用に関する総論及び家族法分野の各論問題とともに、家族法分野における国際裁判管轄、外国判決の承認・執行等の国際民事手続法上の問題を扱う。私法の分野、特に家族法の分野では、宗教・文化伝統等により各国の法は異なり、裁判制度も国ごとに存在する。そのような中で、いかに法的秩序を構築・維持するかが国際私法の課題であり、準拠法の決定という方法を用いる国際私法の基本的な考え方を理解し、また、手続法上の問題も踏まえて、家族法分野の問題の処理ができるようになることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

原則として、テキストとして指定している『国際私法入門（第8版）』に沿って、その第1章、第2章、第4章及び第6章の内容について講義を進める。講義形式になるものの、できる限りインタラクティブにしたいので、講義途中でも分からない点等を積極的に質問していただければ、丁寧に応えるつもりである。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|------|---------|------------------------------------|
| 第1回 | 総論 1 | 国際私法の構造・考え方：[準備学習等] |
| 第2回 | 総論 2 | 単位法律関係 [準備学習等] |
| 第3回 | 総論 3 | 第2章 I、II 連結点 [準備学習等] |
| 第4回 | 総論 4 | 第2章 III 不統一法国 [準備学習等] |
| 第5回 | 総論 5 | 第2章 IV 反致 [準備学習等] |
| 第6回 | 総論 6 | 第2章 IV 公序 [準備学習等] |
| 第7回 | 総論 7 | 第2章 V 総論のまとめと各論の全体像 [準備学習等] |
| 第8回 | 家族法各論 1 | 第4章 I 婚姻 [準備学習等] |
| 第9回 | 家族法各論 2 | 第4章 II 離婚 [準備学習等] |
| 第10回 | 家族法各論 3 | 第4章 II 実親子関係 [準備学習等] |
| 第11回 | 家族法各論 4 | 第4章 II 養子縁組 [準備学習等] |
| 第12回 | 家族法各論 5 | 第4章 II 親子間の法律関係、扶養義務 [準備学習等] |
| 第13回 | 家族法各論 6 | 第4章 II 相続・遺言 [準備学習等] |
| | | 第4章 III |

第 14 回 国際民訴

涉外事件の国際裁判管轄
[準備学習等]
第 6 章 I

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第 8 版）』を読み、一定の理解と疑問点を持った上で講義に臨むこと。そのほか、重要論点について理解を深めるため、道垣内正人『ポイント国際私法・総論（第 2 版）』・同『ポイント国際私法・各論（第 2 版）』を読むことをお勧めする。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

・澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門（第 8 版）』（有斐閣、2018）

【参考書】

・道垣内正人『ポイント国際私法・総論（第 2 版）』（有斐閣、2007）
・道垣内正人『ポイント国際私法・各論（第 2 版）』（有斐閣、2014）
・櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選 [第 2 版]』（別冊ジュリスト 210 号、有斐閣、2012）を参照。

【成績評価の方法と基準】

期末における評価

最終試験 100 %

試験は問題について一定期間内に作成した解答を email に添付して道垣内宛てに送付するという形で行う。過去の試験問題及びその実施の際のルール等については、<http://www.f.waseda.jp/dogauchi/> を参照のこと。

なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがある。また、試験の方法の変更もあり得る。

【学生の意見等からの気づき】

やや早口になる傾向があるとの意見をかつて頂いたことがあるので、この点は常に気をつけて、分かりやすい語り口を心がけたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

なし。

【Outline and objectives】

In addition to acquire the basic understanding of conflict of laws in the field of family law, it is the most significant objective to consider legal issues from the view point of international lawyer instead of domestic lawyer.

LAW500A2

国際関係法（私法系分野）Ⅱ

上村 直子

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

具体的な事案についてどのような点が法的な問題となるのかを分析し、法の適用関係を理解することをめざします。そして、学術的な議論及び実務上の運用等を理解することにより、国際私法により一層の興味をもってもらうことを期待します。

【到達目標】

国際私法（財産分野）について、基礎的な理解を得ることを目標とします。具体的な到達目標は以下のとおり。

- ①該当条文の理解
- ②基礎的な解説書の内容の理解
- ③関連する主要な判例の理解

その際、判例に加えて、できるだけ実際におこった事案を紹介し、それによって、実務上どのような形で国際私法が問題となり、また、どのように解決の手段として利用されるかについて、実感できるようになります。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式とソクラテスマソッドの混合とします。できるだけソクラテスマソッドに基づき、テキストを素材にして講義担当者が問題点を提起し学生が相互に議論をする形式で行います。あらかじめ指定された教材を読んだうえで授業に出席してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------|---|
| 第 1 回 | イントロダクション | 授業計画について概説すると共に、総則を簡単に復習し、国際私法の基本概念を確認します。 [準備学習等] 法の適用に関する通則法を通読して下さい。 |
| 第 2 回 | 適用範囲 | 国際私法と公法的法律関係・外国国家行為について概観し、国際私法の外延（適用範囲）につき理解を深めます。 [準備学習等] |
| 第 3 回 | 従属法 | Unit 20 自然人及び法人の従属法について学習します。 [準備学習等] |
| 第 4 回 | 代理 | Unit 13 代理（法定代理・任意代理）の準拠法について学習します。 [準備学習等] |
| 第 5 回 | 契約 I | Unit 14 契約準拠法の指定・変更及び分割指定等、契約の準拠法の一般原則について概観します。 [準備学習等] |
| 第 6 回 | 契約 II | Unit 15-1 契約の準拠法に関する客観的連結について学習します。 [準備学習等] |
| 第 7 回 | 契約 III | Unit 15-2 消費者契約・労働契約の特例について学習します。 [準備学習等] |
| 第 8 回 | 契約 IV | Unit 15-3 法律行為の方式について学習します。 [準備学習等] |
| 第 9 回 | 法定債権 I | Unit 15-4 不法行為・事務管理・不当利得の準拠法について学習します。 [準備学習等] |
| 第 10 回 | 法定債権 II | Unit 16-1 生産物責任の準拠法について学習します。 [準備学習等] Unit 16-2 |

| | | |
|--------|----------|--|
| 第 11 回 | 法定債権 III | 名誉・信用毀損の準拠法について学習します。 [準備学習等] |
| 第 12 回 | 債権譲渡等 | Unit16-2 債権譲渡の準拠法について学習した後、代位や債務引受等、債権譲渡の考え方を応用可能な法律関係について学習します。 [準備学習等] |
| 第 13 回 | 物権 | Unit17 物権・担保物権・証券の準拠法について学習します。 [準備学習等] |
| 第 14 回 | 知的財産権 | Unit18 特許権や知的財産権及び職務発明の準拠法について学習します。 [準備学習等] |
| | | Unit19 |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習：テキストの指定された範囲、及び、各自基本書（参考書として挙げた「入門」に限らず、各自好きなもので結構です）で該当箇所を読んでから授業に臨んで下さい。授業では、受講生が予め該当箇所を読んできていることを前提として、テキストの判例及び設問を中心に議論します。
復習：最終的には条文をみて、論点が思い浮かぶようになる必要があります。テキストの各 Unit の冒頭の Outline は短くまとまっていますので、全体を見直す際にも有効と思います。基本書やノート等どこかに情報を集約することや、短い時間でも良いので、何度も見直すことを心がけましょう。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法【第 3 版】（有斐閣、2012）

【参考書】

澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門【第 7 版】（有斐閣、2012）
櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選（別冊ジュリスト）【第 2 版】（有斐閣、2012）

【成績評価の方法と基準】

授業における討論への貢献の度合いと、授業終了後の書面による試験の評価により評定します。授業の準備をよくしていることが期待されますが、自ら考えついた論点の指摘が授業での議論を深めるものであれば授業における討論に貢献するものとして評価します。

授業期間中における評価（平常点）

質疑応答や発表による授業への貢献度 20 %

期末における評価

定期試験 80 %

（なお、受講人数等により、上記基準・割合は変更となることがあります。）

【学生の意見等からの気づき】

選択科目になかなか勉強時間を割くのは難しいと思いますので、効率的な学習・復習を一緒に考えていきたいと思っております。受講人数等により、判例の担当や授業での発表等も方法や範囲を検討したいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【Outline and objectives】

We will learn the rules of conflict of laws by analyzing legal issues and which laws should be applied to each case. By referring to both academic discussion and practical application, we will try to deepen our understanding.

LAW500A2

国際取引法

清水 幸明

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際取引に関する法律問題を概観し、それに続いて国際民事紛争の解決のための国際民事手続法について理解を得ることを目的とします。

【到達目標】

国際取引をめぐる法律問題につき、実務を取扱う上で必要な基礎的な知識と理解を得ることを目標とします。

学生は、基本的な国際取引の流れを自らの言葉で説明することができるようになるとともに、取引の各段階において問題となる法的な問題点と対応策を理解することを目標とします。また、国際民事手続法については、判例を通じて国内民事手続法との相違点を理解し、その実務についての理解することを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は、講義形式とソクラテスマソッドの混合としますが、判例その他の事案については、できる限りソクラテスマソッドに基づき、講義担当者が問題点を提起し学生と議論する形式で理解を深めます。また、第 2 回以降の講義では、講義の冒頭で前回までの講義で扱った内容の要約を行うことで、国際取引の全体像を俯瞰しながら個々の論点を学びます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|--------|-----------------|--|
| 第 1 回 | 国際取引法概観 | ・国際取引法の意義と特色 [準備学習等] |
| 第 2 回 | 国際売買 | ・久保田 42 頁-72 頁 ・インコタームス ・ウィーン売買条約 [準備学習等] |
| 第 3 回 | 国際運送・保険 | ・久保田 73 頁-142 頁 ・海上運送を中心に [準備学習等] |
| 第 4 回 | 国際的支払 | ・久保田 143 頁-176 頁 ・信用状取引 [準備学習等] |
| 第 5 回 | 国際的企業活動 | ・久保田 177 頁-206 頁 ・販売店・代理店 ・知的財産権・技術移転 ・投資及び共同事業 ・金融取引 [準備学習等] |
| 第 6 回 | 国際取引の枠組み | ・マテリアルズ 138 頁-144 頁、192-233 頁 ・国際商取引に対する国家法による管理 [準備学習等] |
| 第 7 回 | 裁判権免除及び国際裁判管轄総論 | ・マテリアルズ 12 頁-50 頁 ・国家に対する裁判権免除 ・国際裁判管轄の重要性 [準備学習等] |
| 第 8 回 | 財産関係事件の国際裁判管轄 | ・C&M の Unit21 及び 22 ・財産関係事件の国際裁判管轄 [準備学習等] |
| 第 9 回 | 家族関係事件の国際裁判管轄 | ・C&M の Unit 23 ・家族関係事件の国際裁判管轄 [準備学習等] |
| 第 10 回 | 当事者及び送達・証拠調べ | ・C&M の Unit 24 ・当事者適格・国際的司法共助 [準備学習等] |
| 第 11 回 | 外国判決の承認・執行 | ・C&M の UNIT 25 及び 26 ・財産・家族関係事件の外国判決の承認・執行 [準備学習等] |
| 第 12 回 | 国際訴訟競合 | ・C&M の UNIT 27 ・国際訴訟競合に関する判例研究 [準備学習等] |
| 第 13 回 | 保全処分及び外国法の適用 | ・C&M の UNIT 28 ・保全処分 ・外国法の適用 [準備学習等] |
| | | ・C&M の UNIT 29 及び 30 |

第 14 回 国際商事仲裁・国際倒産
 ・仲裁法、ニューヨーク条約
 ・国際倒産処理手続
 [準備学習等]
 ・C&M の UNIT 31 及び 32

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回授業計画の内容欄に指定の教材を読んだうえでご出席下さい。
 本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

久保田：久保田隆著『国際取引法講義【第 2 版】』（中央経済社,2017）
 C&M：櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法
 【第 3 版】』（有斐閣,2012）
 マテリアルズ：澤田・柏木・杉浦ほか『マテリアルズ国際取引法【第 3 版】
 （有斐閣,2014）

【参考書】

櫻田嘉章・道垣内正人編『国際私法判例百選【第 2 版】』（有斐閣,2012）

【成績評価の方法と基準】

授業期間中における評価（平常点）
 授業中の質疑応答を通じた授業への貢献度 30%
 期末における評価
 レポート 70%

【学生の意見等からの気づき】

法律問題の講義にとどまることなく、その前提としての事実関係や国際取引
 の仕組み等についても理解が得られるように留意して講義を行う予定です。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【その他の重要事項】

国際金融取引や買収対象に海外子会社を含む M&A ファイナンスの実務経験が
 ありますので、講義内容に係る範囲で、実務ではどのような形で問題提起
 がなされ、どのようなアプローチで解決しているかについてもご紹介します。

【Outline and objectives】

This class is to overview the legal issues arising at international
 business transactions and to understand the civil procedures to resolve
 the international disputes.

LAW500A2

法と心理学

高木 光太郎

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では法の現場にかかわる心理現象を「記憶」「コミュニケーション」「意志決定」「カウンセリング」「パーソナリティ」の各領域に分けて解説する。授業全体を通して特に強調するのは人間の心理過程がもつ **Vulnerability** (脆弱さ) である。人間の心は一般に考えられているよりも誤りやすく傷つきやすい。それはたとえば記憶のゆがみ、推論のエラー、差別的態度、コミュニケーションの失敗、トラウマといった現象として法に関わる様々な場面にあらわれてくる。授業では、各領域の基礎的な心理学的知見について理解をしたうえで、それを法の現場で生じる諸問題と関係づけて、より具体的・現実的に理解することを目指す。

【到達目標】

この授業では法をめぐる諸現象を人間行動の高次の形態としてとらえ、そこで生じる諸問題に関する心理学的研究の成果について解説する。これを通して、法の現場で生じる心理的な諸問題を、法実務・研究の立場だけではなく、人間科学的な立場とも結び付けて、より多角的に把握できるようになることが到達目標となる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP5」と「DP6」に関連

【授業の進め方と方法】

授業は基本的に講義形式で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|-------|--|--|
| 第 1 回 | イントロダクション | 講義のねらい、概要などについて説明する。 [準備学習等] シラバスの内容を十分に検討しておくこと。 |
| 第 2 回 | 記憶（1）記憶心理学の基礎 | 人間の記憶に関する心理学的研究の基本的な成果について、目撃証言の信用性の問題を視野に入れながら解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第 3 回 | 記憶（2）目撃証言における記憶の変容 | 目撃証言の信用性をめぐる諸問題について、具体的な事例を提示しながら解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第 4 回 | 記憶（3）目撃供述聴取の技法 | 目撃証言を適切に聴取することを目的に開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第 5 回 | コミュニケーション（1）被疑者取調べにおける自白の生成過程 | 被疑者取調べにおける自白の生成過程について、特に虚偽自白の生成に注目して解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第 6 回 | コミュニケーション（2）適切な被疑者取調べを行うために開発された捜査面接技法 | 適切な被疑者取調べを行うために開発された捜査面接技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |
| 第 7 回 | コミュニケーション（3）供述信用性評価 | 供述信用性評価技法のうち、人間の一般的な心理特性を基準として利用する技法について解説する。 [準備学習等] 第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。 |

- 第 8 回 コミュニケーション (4) 供述信用性評価 (つづき) 供述信用性評価技法のうち、供述の内容の側面および形式的側面に注目する技法について解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 9 回 コミュニケーション (5) 供述信用性評価 (つづき) 供述信用性評価技法のうち特に供述の形式的側面に注目する技法を用いた鑑定事例を紹介する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 10 回 意志決定 (1) 共同的意志決定過程の基礎 複数の人が関与する意志決定過程の基本的な特徴について、裁判員裁判における評議を視野に入れながら解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 11 回 意志決定 (2) 裁判員裁判における意志決定支援 裁判員裁判の評議における意志決定を支援する「コミュニケーションデザイン」について解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 12 回 カウンセリング (1) 臨床心理学的介入の基礎 心理的なカウンセリングの基礎理論と基本的手法について解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 13 回 カウンセリング (2) 犯罪被害者等への心理的支援 犯罪被害者など心に深い傷を負った人々のコミュニケーションにおいて考慮すべき心理的要因について解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。
- 第 14 回 パーソナリティ (1) パーソナリティ心理学の基礎 個人の性格特性の理解に関する基本的な理論と、それらの法実務の関連について解説する。
[準備学習等]
第 1 回授業で配布する文献リストにある文献のうち、予め指示するものに目を通しておくこと。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

第 1 回授業で配布する文献リストにある文献を各パートの終了後に読むことで、より深い理解を得ることができる。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

第 1 回の授業で参考文献リストを配布する。

【成績評価の方法と基準】

法実務の視点から講義内容にコメントをするレポートを学期末に提出してもらい評価の主要材料とする (80%)。これと平常点 (20%) をあわせて評価を決定する。

授業期間中における評価 (平常点)

授業内での質疑や討論への参加状況 20 %

期末における評価

レポート 80 %

【学生の意見等からの気づき】

2019 年度の授業において、受講生から自身が他の授業で現在取り組んでいる模擬裁判と本授業を関連づけた質問などがあった。2020 年度の授業では、本授業の内容に関連する受講生の他授業における取り組みなどについても機会を設けて情報収集し、授業内容に反映できる事項を積極的に取り入れていくようにしたい。

【Outline and objectives】

This course will provide students with an introduction to forensic psychology for lawyers. Students will learn about eyewitness testimony, forensic interview, statement credibility assessment, group decision making in citizen judge (saiban-in) system, counseling and crisis intervention for victims, and personality assessment. Special attention will be given to understanding of vulnerable nature of human mental processes such as memory distortion in eyewitness testimony, suspect's suggestibility, biases in legal decision making, and PTSD.

LAW500A2

国際取引法の現代的課題

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年 (春学期授業/Spring)

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

【到達目標】

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
|---|-----|----|

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

【テキスト (教科書)】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。

詳細は履修ガイドを確認してください。

なお修得後は、「展開・先端科目群」として修了要件単位に含まれることになります。

シラバスについては、上智大学より連絡が入り次第、掲示板にてお知らせします。

LAW500A2

環境法政策

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（春学期授業/Spring）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**【到達目標】**

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
| | | |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【テキスト（教科書）】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。
詳細は履修ガイドを確認してください。
なお修得後は、『展開・先端科目群』として修了要件単位に含まれることになります。
シラバスについては、上智大学より連絡が入り次第、掲示板にてお知らせします。

LAW500A2

国際家族法

単位数：1 単位 | 受講年次：2～年（秋学期後半/Fall(2nd half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**【到達目標】**

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
| | | |

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【テキスト（教科書）】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。
詳細は履修ガイドを確認してください。
なお修得後は、『展開・先端科目群』として修了要件単位に含まれることになります。
シラバスについては、上智大学より連絡が入り次第、掲示板にてお知らせします。

LAW500A2

企業環境法

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

【到達目標】

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
|---|-----|----|

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【テキスト（教科書）】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。
詳細は履修ガイドを確認してください。
なお修得後は、『展開・先端科目群』として修了要件単位に含まれることになります。

LAW500A2

金融法

単位数：2 単位 | 受講年次：2～年（秋学期授業/Fall）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

【到達目標】

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
|---|-----|----|

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【テキスト（教科書）】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。
詳細は履修ガイドを確認してください。
なお修得後は、『展開・先端科目群』として修了要件単位に含まれることになります。
シラバスについては、上智大学より連絡が入り次第、掲示板にてお知らせします。

LAW500A2

Law and Practice of International Business Transactions

単位数：1 単位 | 受講年次：2～年（秋学期前半/Fall(1st half)）

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

【到達目標】

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

【授業の進め方と方法】

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

【授業計画】

| 回 | テーマ | 内容 |
|---|-----|----|
|---|-----|----|

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

【テキスト（教科書）】

【参考書】

【成績評価の方法と基準】

【学生の意見等からの気づき】

【その他の重要事項】

当科目は上智大学法科大学院との単位互換科目です。
詳細は履修ガイドを確認してください。
但し当科目を修得しても、修了要件外単位として扱われますのでお気を付けください。
シラバスについては、上智大学より連絡が入り次第、掲示板にてお知らせします。

